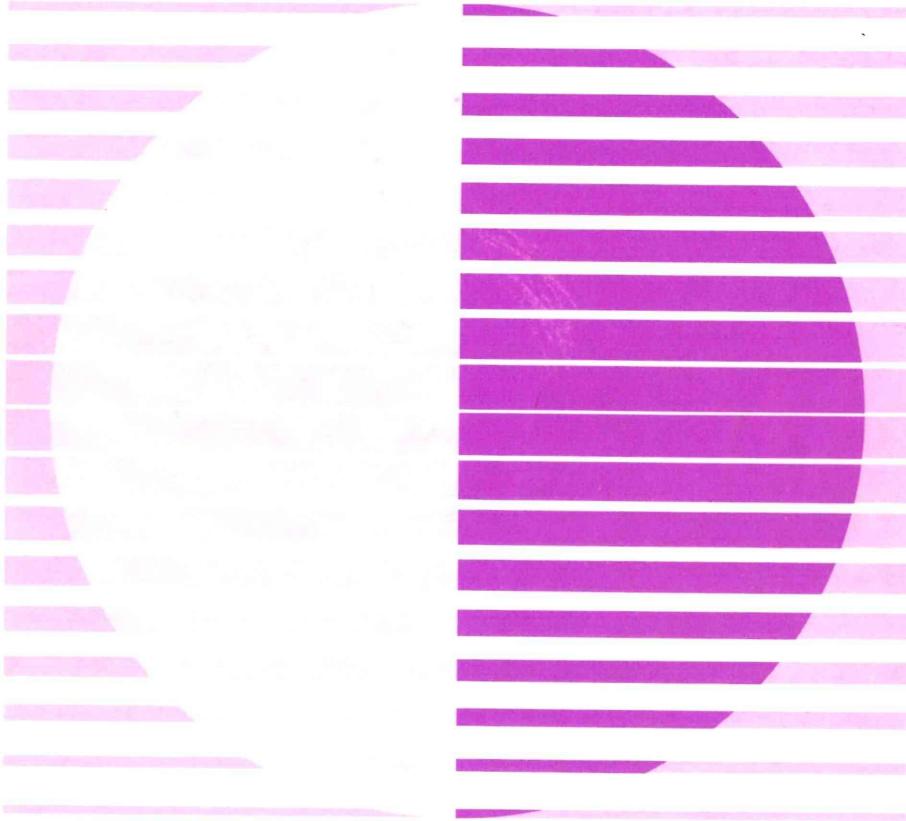


62

## 日本学校歯科医会会誌

平成2年



## もくじ

- |                       |                        |
|-----------------------|------------------------|
| グラビア 平成元年度歯科保健図画・ポスター | 96 学校歯科保健研修会報告         |
| 1 卷頭言                 | 126 会員投稿               |
| 2 目 次                 | ・大阪市における学校歯科保健活動       |
| 3 図画・ポスターコンクール応募一覧    | ・学校歯科日記                |
| 4 平成元年度 学校歯科保健研究協議会   | 129 学校歯科保健 のアルバムNo.3   |
| ・第1分科会                | 137 社団法人日本学校歯科医会定款     |
| ・第2分科会                | 151 社団法人日本学校歯科医会加盟団体名簿 |
| ・むし歯予防推進指定校協議会        | 154 編集後記               |
| 94 WHO報告              |                        |

一般的の診療と同じように  
被検者を寝かせて検診できるヘッドレスト。  
集団検診・学校検診に大活躍します。

# ヘッドレスト 集団検診用

- ① 長机やベッドがあればどこでも  
検診がおこなえます(専用の診療  
台は不要)
- ② 上下の調節が簡単に出来ます
- ③ ペンライトを使えば照明装置が  
不要です
- ④ 検診準備も簡単に出来ます
- ⑤ ヘッドレストを2~3台使用する  
ことにより(放射線状に配置)  
受診者一人当たりの検診時間が短  
かくてすみます
- ⑥ ヘッドカバーの取り外しが簡単  
に出来洗濯も可能です
- ⑦ 持ち運びが簡単に出来ます
- ⑧ 堅牢で長期使用が可能です
- ⑨ ヘッドレスト部 ポール部 ベー  
ス部の3つに分解出来ますので  
収納も簡単におこなえます



快適歯科・アメニティデンタルを目指すモリタ

株式会社 モリタ

東京・東京都台東区上野2丁目11番15号 〒110

☎ (03) 834-6161

・吹田市垂水町3丁目33番18号 〒564

☏ 380-2525

株式会社 モリタ製作所

本社工場 京都市伏見区東浜南町680番地 〒612

☎ (075) 611-2141

久御山工場 京都府久世郡久御山町大字市田小字新珠城190 〒613

☎ (0774) 43-7594

株式会社 モリタ東京製作所

埼玉県与野市上落合355番地 〒338 ☎ (048) 852-1315

## 学校歯科保健に関する図面ポスター・コンクール

本会が、次の世代をになう小学校児童に対し、口腔保健に関する理解と認識を高める目的をもって、「歯科保健に関する図画・ポスター・コンクール」を始めて、本年度は12年目である。加盟団体単位で集められたものを厳選して、小学生による図画(1~3年)・ポスター(4~6年)各1点を日本学校歯科医会へ送付してもらい、優秀作品を選出する。

平成元年度は平成元年8月31日に締め切られ、93点の作品が応募された。日本学校歯科医会においては平成元年11月2日、会長、専務理事、常務理事、一水会委員・近岡善次郎画伯によって厳正な審査を行ったが、力作が多く、例年より図画・ポスターとも各1点づつ多く、図画7点・ポスター7点を最優秀作品と決定し、他を優秀とした。

最優秀作品には賞状と楯、優秀作品には賞状を送り、全応募者に副賞として図書券が送られた。応募された各学校、児童および審査にあたられた都道府県学校歯科医会あるいは歯科医師会に心からの謝意を表します。

### 審査風景 ▷

写真右から  
湯浅 常務  
加藤 会長  
近岡 画伯  
西連寺 専務



### 審査を終えての総評

一水会委員 **近岡善次郎**

今年はイラスト的な絵が多く面白かったが飛び抜けて目立つ作品も少なかった。いつも感じることだが、歯を考えると顔と大きく開いた口と歯とハブラシだけの絵が目立ちすぎる。人だけでなく動物なども使ったら面白いと思うが動物の絵は一点しかなかった。

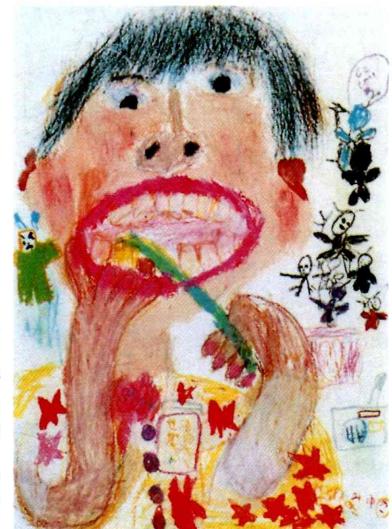
平成元年度

## 歯科保健図画・ポスターコンクール

最優秀入選



◀1年 山田久志



▶1年 せわきみゆき



▲1年 清水 豪



▲2年 うらやまちあき



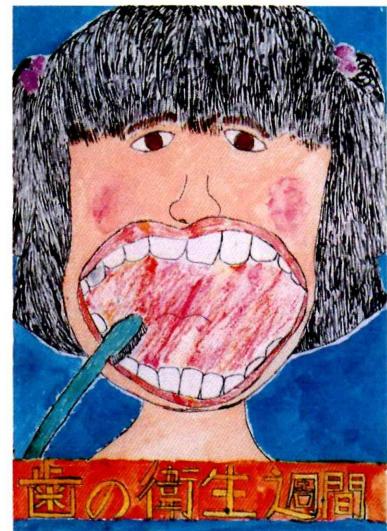
▲2年 大槻克巳



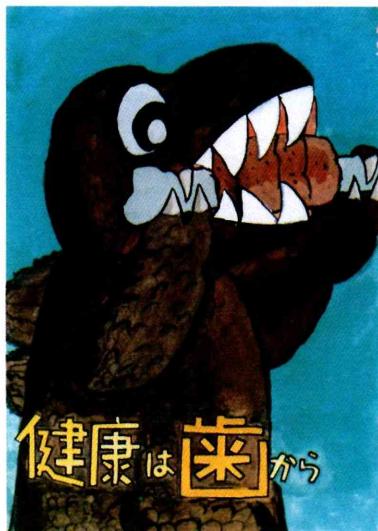
▲3年 高松朋子



▲3年 秋山綾子



▲ 4年 渡辺涼子



▲ 6年 森 理也



▲ 6年 東條麻紀子



▲ 4年 古矢美由紀



▲ 6年 渡辺祐二



▲ 5年 右田光史郎



▲ 5年 津田めぐみ

★紙面の関係で一部学年順に並んでいないものがあります

## 最優秀作品についての画評

近岡善次郎

### 1年 山田 久志 (群馬県秋畑小学校)

顔と口を大きく描き力強い感じが出ていて  
気持の良い絵です。色も美しい。

### 1年 清水 豪 (愛媛県三島小学校)

1年らしい可愛い感じが画面一ぱいに出  
ている。

### 1年 せわき みゆき (熊本県鏡西部小学校)

全体におとなしい形と色の美しさが画面一  
ぱいに出ていてよい。

### 2年 大槻 克巳 (宮城県西根小学校)

子供らしい描き方。色も形も全体の感じが  
かわいい。洗面所の感じも良く出ている。

### 2年 うらやま ちあき (山形県寒河江中部小学校)

画面一ぱいを使った構図のとり方がうまい。  
色がとても良く調和している。

### 3年 高松 朋子 (東京都谷戸小学校)

学校で皆が並んで歯をみてもらっている感  
じが実に良く出ている。顔の表情も可愛い  
い。

### 3年 秋山 綾子 (宮崎県加納小学校)

医師と子供とがうまく画面に配置されてい  
る。色も美しいし動きも出ている。

### 4年 渡辺 涼子 (福島県永井野小学校)

色も形も面白さも良く出ている。細い線を  
うまく使って女の子のやさしい感じが出て  
いるのも良い。

### 4年 古矢 美由紀 (神奈川県大塚小学校)

三人横並びの構図が面白い。色も強いし文  
字の配置もうまい。

### 5年 津田 めぐみ (石川県樋川小学校)

ポスターらしい描き方で配色もうまい。全  
体で見て力強い感じが出ていてポスターと  
しては立派です。

### 5年 右田 光史郎 (大分県大平山小学校)

画面の真中をうまく左右に使って画を作っ  
た考えはうまいものです。色がポスターに  
しては弱く暗いのがおしい。

### 6年 東條 麻紀子 (千葉県高根小学校)

学校で皆が一緒に歯をみがいている感じは  
良く出ている。色と形がもう少ししっかり  
強くなければ良かった。

### 6年 森 理也 (名古屋市北一社小学校)

動物をモチーフに使ったのがとてもすばら  
しい考えです。形も良い。色がくすんだの  
が残念。

### 6年 渡辺 祐二 (岐阜県伊深小学校)

広々とした感じを出した構図がこのポスター  
の一一番美しいところ。文字の位置や色も  
明るくて良い。

## 卷頭言

(社) 日本学校歯科医会

会長 加藤 増夫

本会誌62号は昨年9月、鹿児島市に於て開催した平成元年度学校歯科保健研究協議会(むし歯予防推進指定校協議会)の内容を基本に編集しました。

日頃、会員諸兄の児童・生徒の歯科保健への前進に絶大なるご尽力により年々、僅かづつですが文部省学校保健統計が示す数値の通り成果を挙げて参りました。

然しながらWHOが1981年に“2000年までの歯科保健目標”を採択提唱しておりますなかでの12歳児1人平均DMFT数3以下については、既にオーストリア、デンマーク、フィンランド、イタリア、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、スイス、ソ連、スウェーデン、英國そして米国の国々では達成されているとWHOの専門家は報告しています。更に地域ごとの口腔衛生は主として、12歳児のう蝕歯・欠如歯・充填歯を数えるDMFTインデックスと呼ばれているもので判定されており、このう蝕におけるインデックスによると1.1までは「大変軽度」1.2~2.0は「軽度」2.7~4.4は「極端にひどくない」4.5~6.5は「重度」そして6.6以上は「かなりの重度」と分類してあります。

1960年代初期は先進国においても12~14歳のDMFが10~12と報告されていたものが、ここにきてすばらしい成果を挙げたのは予防プログラムの結果で、歯ブラシ、歯磨粉、うがい薬等の水や塩の中のフッ素使用であると報告されています。

高齢化社会を迎える日本人の歯の寿命は仲々年齢の如く伸びません。歯は命“一生自分の歯で食べよう”をターゲットとする今日、学校歯科保健の重要性を再認識していただき2,000年まで10ヶ年あまり是非共DMF3以下にするため努力を傾注して参りましょう。

文部省は昭和53年「小学校／歯の保健指導の手引」を発刊し、その趣旨の徹底を図るとともに53年度から全国に「むし歯予防推進指定校」を設け、学校における歯に関する保健活動の充実を推進しておるところであり、本会は全国を各ブロックに分けて第10・11回学校歯科保健研修会の中で年間歯科保健計画策定のワークショップを実施して、広く第一線の現場に展開を求めてWHO2000年迄の目的達成に学校歯科保健の包括化を基本に全会員のご奉仕を心より念願する次第です。蕉辭をつらねて巻頭の言葉と致します。

## 目 次

### グラビア 平成元年度図画ポスター・コンクール最優秀作品

1 卷頭言

2 目次

3 図画・ポスター・コンクール応募一覧

4 平成元年度 学校歯科保健研究協議会

5 講義Ⅰ 新しい学習指導要領における歯科保健教育と指導

26 講義Ⅱ 「生涯を通じる健康と学校における歯科保健指導」

研究発表・協議

29 [発表1] 自立の芽ばえを育てる幼稚園における歯の保健指導はどのようにしたらよいか。

34 [発表2] 「むし歯予防の取り組みを通して基本的生活習慣を体得させるための効果的指導の工夫」

38 [発表3] 学校を中心とした歯の保健指導の充実を図るためにどうしたらよいか

42 [発表4] 幼(保)・小・中学校の一貫性を図る歯の保健指導を進めるためにはどのようにしたらよいか

第1分科会

51 講義Ⅲ 「歯の保健指導の指導計画と授業の進め方」

54 講義Ⅳ 「そしゃくの意義とその指導の進め方」

61 講義Ⅴ 「生きることと口」

第2分科会

63 講義Ⅵ 「学校歯科医の今日的役割と活動の在り方」

79 [実践報告1] 「健康な歯、輝く笑顔をめざして40年の道」

81 [実践報告2] 「歯科保健指導の充実を図るために学校歯科医はどうしたらよいか」

むし歯予防推進指定校協議会

86 むし歯予防推進指定校実施要項

87 第5次むし歯予防推進指定校一覧（昭和63年～平成2年度）

89 [実践報告] 自ら進んでむし歯予防に努める子供の育成

94 WHO報告

96 学校歯科保健研修会報告

会員投稿

126 ・大阪市における学校歯科保健活動

128 ・学校歯科日記

129 学校歯科保健のアルバム No.3

137 社団法人日本学校歯科医会定款

151 社団法人日本学校歯科医会加盟団体名簿

154 編集後記

## 平成元年度 図画・ポスター応募者一覧

地 区	学 校 名	学 年	氏 名	地 区	学 校 名	学 年	氏 名
1 北 海 道	開陽小学校	1	希 藤	48 富 山 県	生地小学校	3	川 郷
2 北 海 道	共栄小学校	4	子 馬	49 富 山 県	安野屋小学校	6	太郎
3 札 幌 市	西岡北小学校	2	澄 橋	50 滋 賀 県	玉緒小学校	2	哲
4 札 幌 市	真栄小学校	4	雄 育	51 滋 賀 県	水口小学校	6	耶香
5 青 森 県	下長小学校	1	喜 敬	52 和 歌 山 県	下神野小学校	1	里由
6 青 森 県	長峰小学校	4	喜 大	53 和 歌 山 県	田中小高野分校	4	寿泰
7 岩 手 県	宇別小学校	1	治 紀	54 奈 良 県	新庄小学校	1	人佳
8 岩 手 県	内野小学校	4	司 己	55 奈 良 県	西豊小学校	5	愛子
9 秋 田 県	浅内小学校	1	香 克	56 京 都 府	北白川小学校	1	治輔
10 秋 田 県	浜口小学校	6	明 佐	57 京 都 府	石川小学校	6	惠子
11 宮 城 県	★西根小学校	2	大 榛	58 大 阪 府	新浅香山小学校	2	信芳
12 宮 城 県	一迫小学校	6	大 佐	59 大 阪 府	登美丘南小学校	4	翔泰
13 山 形 県	★寒河江中部小学校	2	ら や	60 兵 庫 県	加古川小学校	2	也哉
14 山 形 県	富沢小学校	6	ま も	61 兵 庫 県	湊川多聞小学校	5	か祐
15 福 島 県	金透小学校	2	永 渡	62 岡 山 県	唐松小学校	1	明子
16 福 島 県	★永井野小学校	4	安 斎	63 岡 山 県	高尾小学校	5	奈子
17 茨 城 県	宍塙小学校	5	下 彦	64 鳥 取	和田小学校	2	樹順治
18 栃 木 県	下彦間小学校	3	間	65 鳥 島	境小学校	6	豪明
19 栃 木 県	助戸小学校	6	山 达	66 島 岛	城北小学校	3	輔生
20 群 馬 県	★秋畑小学校	1	藤 島	67 島 岛	大東小学校	4	忍仁子
21 群 馬 県	太田東小学校	6	辺 達	68 山 山	三見小学校	1	樹弘平
22 千 葉 県	高神小学校	1	藤 島	69 山 山	木間小学校	6	之郎
23 千 葉 県	★高根小学校	6	辺 拓	70 徳 島	椿小学校	3	子子
24 埼 玉 県	新里小学校	3	麻 太	71 徳 島	鳴門西小学校	5	樹
25 埼 玉 県	上落合小学校	5	秀 朋	72 香 川	木太南小学校	2	順治
26 東 京 都	★谷戸小学校	3	幸 健	73 香 川	鬼無小学校	4	豪明
27 東 京 都	住吉小学校	4	久 直	74 愛 愛	★三島小学校	1	輔生
28 神 奈 川 県	★大窪小学校	4	拓 麻	75 愛 愛	三島小学校	4	忍仁子
29 神 奈 川 県	菅井小学校	6	太 秀	76 高 知	大杉小学校	2	樹弘平
30 川 崎 市	東住吉小学校	1	伴 在	77 高 知	旭東小学校	4	之郎
31 川 崎 市	生田小学校	6	金 森	78 福 岡	南小学校	3	子子
32 長 野 県	大町東小学校	3	巣 う	79 福 岡	錦町小学校	5	樹
33 長 野 県	大町東小学校	4	鷹 さ	80 福 岡	北崎小学校	2	弘平
34 新潟 県	東湯之谷小学校	1	と 切	81 福 岡	高木小学校	6	志原
35 新潟 県	井栗小学校	6	辺 部	82 長 崎	志原小学校	1	小学校
36 静 岡 県	千浜小学校	3	切 部	83 長 崎	第一小学校	5	来浦
37 静 岡 県	興津小学校	4	部 地	84 大 分	来浦小学校	1	小学校
38 名 古 境	本地丘小学校	1	大 森	85 大 分	★大平山小学校	5	★大平山
39 名 古 境	★北一社小学校	6	前 渡	86 熊 本	★鏡西部小学校	1	西部小学校
40 岐 阜 県	土岐郡笠原小学校	1	辺 田	87 熊 本	下矢部東部小	6	下矢部東部小
41 岐 阜 県	★伊深小学校	6	田 田	88 宮 崎	★加納小学校	3	★加納小学校
42 三 重 県	多度東小学校	2	森 上	89 宮 崎	大河平小学校	6	大河平小学校
43 三 重 県	箕曲小学校	4	森 中	90 鹿 尾 島	茶花小学校	1	茶花小学校
44 石 川 県	作見小学校	1	中 田	91 鹿 尾 島	横川小学校	6	横川小学校
45 石 川 県	★樋川小学校	5	田 津	92 沖 繩	佐手小学校	1	佐手小学校
46 福 井 県	中央小学校	3	仲 村	93 沖 繩	山内小学校	6	山内小学校
47 福 井 県	中藤小学校	6	寺				

★印は、最優秀作品

## 平成元年度 学校歯科保健研究協議会

**趣旨** 歯及び口腔に関する保健活動について研究協議を行い、学校における歯科保健活動の充実を図る。

**主催** 文部省、鹿児島県教育委員会・鹿児島市教育委員会・(社)日本学校歯科医会・鹿児島県学校歯科医会・(社)鹿児島県歯科医師会・(社)鹿児島市歯科医師会・鹿児島県学校保健会

**期日** 平成元年9月13日(水)・14日(木)

**会場** 9月13日(水) 全体会 鹿児島県文化センター

9月14日(木) 第1分科会(教員部会) 鹿児島県産業会館

第2分科会(学校歯科医部会) 鹿児島県歯科医師会館

**対象** (1) 国公私立学校長・教頭及び教員

(2) 学校歯科医及び都道府県・市町村教育委員会の担当者

(3) 上記以外の学校保健関係者及びP.T.A等

### ■全体会■ 9月13日(水)鹿児島県文化センター

#### 開会式

開式のことば	鹿児島県学校歯科医会副会長 大殿雅次
あいさつ	文部省体育局学校健康教育課長 石川晋
	鹿児島県教育委員会教育長 濱里忠宣
	(社)日本学校歯科医会専務理事 西連寺愛憲
	鹿児島県学校歯科医会会长 瀬口紀夫
歓迎のことば	鹿児島市長 赤崎義則
閉式のことば	鹿児島県学校歯科医会副会長 大殿雅次

#### 講義Ⅰ

「新しい指導要領における歯科保健教育と指導」

文部省体育局体育官 猪股俊二

#### 講義Ⅱ

「生涯を通じる健康と学校における歯科保健指導」

明海大学歯学部教授 中尾俊一

#### 研究発表・協議

座長	(社)日本学校歯科医会専務理事 西連寺愛憲
発表者	宮崎県延岡市立西階幼稚園教諭 石田ヒデ子
	熊本県泗水町立泗水西小学校教諭 原田和幸
	鹿児島県東町立鷹巣中学校教諭 中迫俊明
	鹿児島県松山町立松山小学校学校歯科医 朝川慧
指導助言者	明海大学歯学部教授 中尾俊一
	(社)日本学校歯科医会常務理事 石川実
	文部省体育局体育官 猪股俊二

#### 閉会

【講義Ⅰ】

## 新しい学習指導要領における歯科保健教育と指導

文部省体育局体育官 猪股俊二

1. 学校における歯の保健指導の効果
2. 学習指導要領改訂の基本方針
3. 学習指導要領総則「体育に関する指導」と歯に関する指導
4. 歯の保健指導の目標及び内容の吟味
5. 歯の保健指導の指導計画の吟味
6. 歯の保健指導の指導法の工夫
7. 「開かれた学校の促進」と学校保健委員会の活性化

【資料1】

### 学習指導要領改訂のねらいと主な改善点

#### 1. 改善のねらいについて

幼稚園および小・中・高等学校の学習指導要領は、昭和62年12月の教育課程審議会の答申を受けて、これから社会の変化とそれに伴う幼児児童生徒の生活や意識の変容に配慮しつつ、生涯学習の基礎を培うという観点に立ち、21世紀を目指し社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の育成を図ることを基本的なねらいとし、次のような方針のもとに改訂された。

- 心豊かな人間の育成
- 基礎・基本の重視と個性教育の推進
- 自己教育力の育成
- 文化と伝統の尊重と国際理解の推進

#### 2. 主な改善内容について

##### (1) 心豊かな人間の育成

この柱は、答申の改善のねらい、「(1)豊かな心をもち、たくましく生きる人間の育成を図ること。」を受けたものである。豊かな人間を培うということはこれまで強調されてきたが、今回の改訂では「たくましく生きる人間の育成」が特に強調されている。そしてその際の観点としては、次のような事柄を指摘しているのである。

- 真理を求める心や自然を愛し美しいものや崇高なものに感動する心を育てること。
- 生命を尊重する心や他人を思いやる心を育てること。
- すこやかな精神と身体を育てること。
- 基本的な生活習慣を身につけ自らの意志で社会規範を守る態度を育てること。
- 自律・自制の心や強靭な意志と実践力を育てること。
- 自ら生きる目標を求めその実現に努める態度を育てること。

これらについては、各学校段階において幼児児童生徒の発達段階や各教科等の特性に応じ、これらの指導の充実に努めなければならないとしている。

そこで、このような趣旨を受けて次のような事項を主な改善内容としている。

- ① 幼稚園、小・中・高等学校において、自主的、主体的に学習や生活をする力を育てる教育の促進
- ② 幼稚園における人とのかかわりをもつ力と基本的な生活習慣や態度の育成の明確化
- ③ 小・中学校における道徳教育の内容の重点化と指導の充実
- ④ 高等学校における人間としての在り方、生

### き方の指導の充実と公民科の新設

#### ⑤ 小・中・高等学校において、自然とのふれ合いや奉仕などの体験の重視

とりわけ、保健、安全、学校給食にかかわる指導にとって、①の「自主的、主体的に学習や生活をする力を育てる教育の促進」、④の「高等学校における人間としての在り方、生き方の指導の充実」は重要な意味をもつものといえる。

①にかかわっては、小・中高等学校の学習指導要領総則3の体育に関する指導の項で、「生涯を通じて健康で安全な生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない」とされ、保健、安全などの健康に関する教育の充実が強調されている。

また、④にかかわって、ホームルームの内容の示し方が「個人及び社会の一員としての在り方、生き方に関するここと」の内容に位置付けられている。

さらに、心豊かな人間育成とかかわって、小・中・高等学校の保健の内容で心の健康についての充実を図っている。

#### (2) 基礎・基本の重視と個性教育の推進

初等中等教育においては、人間の一生を通じての成長と発達の基礎を培い、国民として必要とされる基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせ、個性を生かす教育の充実を図ることについて答申において強調されているところである。

したがって、基礎・基本の定着を図り、一人一人の幼児児童生徒が個性を十分に發揮し、より主体的に生きていくことのできる力を育てるという観点から、次のような事項を主な改善内容としている。

#### ① 小・中・高等学校における各教科等の内容の精選と一貫性の確保

#### ② 幼稚園教育のねらいおよび内容の明確化と小学校低学年における生活科の新設

#### ③ 中学校における選択履修の幅の拡大と高等学校における多様な科目の設置

#### ④ 個に応じた指導の充実、特に中学校における習熟の程度に応じた指導の充実

とりわけ、①にかかわって体育および保健体育

の保健（保健学習）においては、次の事項を基本として内容の改善が図られている。

- ① 身体や精神の機能および発達に関すること。
- ② 健康と環境に関すること。
- ③ 疾病や傷害の要因とその予防・防止に関すること。
- ④ 健康を保持増進するための適切な方法や制度に関すること。

このような柱を基本として、小・中・高等学校の保健の内容は次のような大項目で構成されたことになったのである。

#### — 小 学 校 —

- (1) 体の発育と心の発達
- (2) けがの防止
- (3) 病気の予防
- (4) 健康な生活

#### — 中 学 校 —

- (1) 心身の機能の発達と心の健康
- (2) 健康と環境
- (3) 傷害の防止
- (4) 疾病の予防
- (5) 健康と生活

#### — 高 等 学 校 —

- (1) 現代社会と健康
- (2) 環境と健康
- (3) 生涯を通じる健康
- (4) 集団の健康

#### (3) 自己教育力の育成

これからの学校教育は、生涯学習の基礎を培うものとして、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応ができる能力の育成を重視する必要がある。そのためには、自ら学ぶ目標を定め、何をどのように学ぶかという主体的な学習の仕方を身に付けさせるよう配慮することなどの必要性が答申で強調されている。このような趣旨を受けて次のような事項を改善内容の重点にあげている。

- ① 各教科等において、思考力、判断力、表現力などの能力の育成の充実

- ② 各教科等において、創造性の基礎となる論理的思考力、想像力および直観力の育成の重視
- ③ 各教科等において、情報を適切に活用する能力の育成および学習指導における情報手段の活用の重視
- ④ 高等学校における家庭科の男子必修化
- ⑤ 幼稚園、小・中・高等学校において、体験的学習や問題解決的学習の充実

保健や安全の教育においては、①、②とのかかわりにおいて教科の保健はもちろんのこと、特別活動の学級活動やホームルームにおける保健指導、安全指導の授業においても、児童生徒の主体的な学習がみられるような指導の工夫がいちだんと重要になってきているということである。

#### (4) 文化と伝統の尊重と国際理解の推進

国際化が進む中にあって、諸外国の人々の生活や文化を理解し尊重するとともに、わが国の文化と伝統を大切にする態度を育成することを重視していく必要がある。このような答申の趣旨を受けて、わが国の文化と伝統を尊重する態度の育成を重視するとともに、世界の文化や歴史についての理解を深め、国際社会に生きる日本人としての資質を養う観点から、次のような事項を主な改善内容としている。

- ① 小・中学校における歴史学習の改善
- ② 高等学校における地理歴史科の新設と世界史の必修
- ③ 中・高等学校における古典学習の充実
- ④ 中・高等学校における外国語によるコミュニケーション能力の育成の重視
- ⑤ 小・中・高等学校における国旗および国歌の指導の充実

(吉田瑩一郎)

#### 【資料2】

##### 小学校指導書教育課程一般編（抜すい）

#### 3. 体育に関する指導（第1章第1の3）

- 3 学校における体育に関する指導は、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとす

る。特に、体力の向上及び健康の保持増進に関する指導については、体育科の時間はもとより、特別活動などにおいても十分行うよう努めることとし、それらの指導を通して、日常生活における適切な体育的活動の実践が促されるとともに、生涯を通じて健康で安全な生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

体育に関する指導は、健康で安全な生活を営むために必要な態度や習慣を育て、心身の調和的な発達を図ることをねらいとするものである。すなわち、生涯体育・スポーツと体力の向上を重視し、児童が自ら進んで運動に親しむ態度や能力を身に付け、心身を鍛えることができるようになるとともに、身近な生活における健康・安全に関する知識の理解や活動を通じて自主的に健康で安全な生活を実践することのできる能力と態度を育成し、生涯にわたり楽しく明るい生活を営むための基盤づくりを目指したものである。したがって、その指導においては、運動・スポーツ活動はもとより、保健指導、安全指導、給食指導などの健康にかかる指導が重視されなければならない。このような体育に関する指導は、体育科の時間だけでなく、関連の教科や道徳、特別活動など学校の教育活動全体を通じて行うことによって、那一層の充実を図ることができる。

特に、体力の向上及び健康の保持増進に関する指導については、体育科の指導の充実を図ることはもとより、特別活動における学級活動の健康や安全に関する指導、学校行事の健康安全・体育的行事、児童会活動、クラブ活動などにおける体力の向上や健康・安全にかかる諸活動を積極的に行うことによって、その充実を図ることが大切である。各学校において、こうした指導を効果的に進めるためには、地域や学校の実態及び児童の体力や健康状態等を的確に把握し、それにふさわしい学校の全体計画を作成し、計画的、継続的に指導する必要がある。

また、体力の向上や健康の保持増進に関する指導を通して、学校生活はもちろんのこと、家庭や

地域社会における日常生活においても、自ら進んで運動を適切に実践する習慣を形成し、生涯を通じて運動に親しむための基礎を培うとともに、児童が積極的に心身の健康の増進を図っていく態度や習慣を身に付け、生涯を通じて健康で安全な生活を送るための基礎が培われるよう配慮することが大切である。

### 【資料 3】

中学校指導書教育課程一般編（抜すい）

## 第 3 章 教育課程の編成及び実施

### 3. 体育に関する指導（第 1 章第 1 の 3）

3 学校における体育に関する指導は、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、体力の向上及び健康の保持増進に関する指導については、保健体育科の時間はもとより、特別活動などにおいても十分行うよう努めることとし、それらの指導を通して、日常生活における適切な体育的活動の実践が促されるとともに、生涯を通じて健康で安全な生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

なお、中学校にあっては、教科担任制を原則としているために、ともすれば、体育に関する指導が保健体育担当の教師に任せてしまうおそれがある。しかし、体育に関する指導は、学校の教育活動全体を通じて適切に行われるべきものであり、その効果を上げるために、保健体育担当の教師だけでなく、全教師の理解と協力が得られるよう、学校の実態等に応じて指導体制の工夫改善に努めるなど、組織的に進めていくことが大切である。

### 【資料 4】

小学校指導書特別活動編（抜すい）

### 2. 改訂の要点

特別活動については、基本的な性格は現行どおりとした上で、改訂の趣旨を踏まえて改善を行うこととした。今回の改善により、特別活動は、学級活動、児童会活動、クラブ活動及び学校行事の四内容から構成されることになった。

特別活動については、次の点について改善を行った。

#### (1) 学級活動の新設

現行の学級会活動と学級指導とを統合して、新たに学級活動を設ける。学級活動は、「学級や学校の生活の充実と向上に関するここと」及び「日常の生活や学習への適応及び健康や安全に関するここと」の二つの内容によって構成することとした。

これは、学級生活における諸問題の解決、基本的な生活習慣の形成、健康で安全な生活などにかかる内容が、学校や児童の実態に応じて弾力的に取り上げられるようにすることを意図したものである。

#### (2) 学校行事の改善

学校行事については、集団生活への適応、自然との触れ合い、奉仕や勤労の精神の涵養にかかる体験的な活動を一層重視することとした。そのため、現行の遠足・旅行的行事を遠足・集団宿泊的行動とし、現行の勤労・生産的行事の勤労生産・奉仕的行事と改めるとともに、現行の体育的行事と保健・安全的行事とを統合して新たに健康安全・体育的行事を設けることとした。

## 第 2 節 特別活動の基本的な性格

### (3) 生徒指導との関係

学習指導要領第 1 章総則第 4 では、生徒指導について次のように示している。

教師と児童及び児童相互の好ましい人間関係を育てるとともに児童理解を深め、生徒指導の充実を図ること。

生徒指導は、便宜的に学業指導、適応指導、道徳性指導、保健指導、余暇指導などに分けて計画されることがあるが、これらは特に、学級活動における指導内容と深い関係をもっている。

すなわち、学級活動の「(2)日常の生活や学習への適応及び健康や安全に関すること」の内容とし不安や悩みの解消、基本的な生活習慣の形成、望ましい人間関係の育成、意欲的な学習態度の形成、学校図書館の利用や情報の適切な活用、健康で安全な生活態度の形成、学校給食などが示されることから、学校教育すべての場面で働く生徒指導を、この学級活動において計画的に指導する必要がある。

また、児童会活動、クラブ活動及び学校行事など特別活動における様々な活動の場面で、それぞれの児童が個性を發揮し、集団の一員としての自覚を深め、責任と協力によって生活の向上を図ろうとする自発的、実践的な活動において、児童は自己決定の機会を得、責任ある活動を通して充実感や達成感を味わい、一層積極的、意欲的に自発的な活動を志すようになる。

### 第3章 各内容の特質と活動内容及びその指導

#### 第1節 学級活動

##### 1. 学級活動の特質

学級活動は、学習指導要領で次のように示している。

学級活動においては、学級を単位として、学級生活の充実と向上を図り、健全な生活態度の育成に資する活動を行うこと。

児童の学校生活は、その大部分が学級という集団を基盤にして展開されている。学級集団は、自然発生的にできたものではなく、教育的に構成されたものであり、初めのうち一人一人の児童は、個々ばらばらでまとまりもなく、集団内に対立や離反などの問題が生じやすい。このような学級集団は、時日の経過にともない、やがて、学級独自の雰囲気や学級の全体的な特性が生まれてくる。

しかし、そのような集団の中にあって、一人一人の児童は、基本的な生活習慣や望ましい人間関係、健康で安全な生活態度などについて、何らかの不安や悩み、問題を生じさせてくる。

したがって、このような学級の中で、学級生活の充実と向上を図るために、問題点の原因や解決方法を話し合うなどの具体的な活動を通して、児童一人一人に学級集団の一員としての自覚を深めさせるとともに、健全な生活態度を身に付け、自主的、積極的に学級集団の充実と発展に寄与できるようにすることが大切である。

以上のことから、学級活動の目標は、およそ次のように考えられるであろう。

児童が自分たちの学級生活の充実と向上を目指して、学級生活に関する諸問題の解決や仕事の分担処理などを自主的に行うとともに、生活や学習への適応及び健康や安全な生活など心身の健康を増進し、健全な生活態度を身に付ける活動を通して、集団の一員としての自覚を深め、協力してよりよい生活を築こうとする態度を育てる。

つまり、児童一人一人が学級の一員として何らかの役割を受け持ち、学級生活の充実と向上を目指して活動するとともに、集団の中で自己を生かし、日常生活を営むために必要な行動の仕方を身に付けるなど、健全な生活態度の育成にかかわる活動が、学級活動である。

ところで、後半の「集団の一員としての自覚を深め、協力してよりよい生活を築こうとする態度を育てる」は、教育の一般的な目標と言えるものであり、各教科、道徳をはじめ、学校の教育活動の全体を通して配慮されなければならないことである。それゆえ、学級活動の特質は、前段に示した「児童が自分たちの学級生活の充実と向上を目指して、学級生活に関する諸問題の解決や仕事の分担処理などを自主的に行うとともに、生活や学習への適応及び健康や安全な生活など心身の健康を増進し、健全な生活態度を身に付ける活動」を通して、後段に示したねらいの達成を図ることにある。ここで、「自主的に行う」といっても、それは当然教師の指導によって育成されるものであるが、学級活動の指導においては、児童の発想や創

意を十分尊重し、児童の実践的な態度を焦らずに育成する構えを教師がもつことが大切である。

この点について、学習指導要領第4章の「指導計画の作成と内容の取扱い」においても、指導計画の作成に当たって「児童による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること」と示していくことに留意する必要がある。

## 2. 学級活動の活動内容と指導計画

### (1) 学級活動の活動内容

学級活動の活動内容として、学習指導要領では次のように示している。

(1) 学級や学校の生活の充実と向上に関するこ  
と。

学級や学校における生活上の諸問題の解  
決、学級内の仕事の分担処理など

(2) 日常生活や学習への適応及び健康や安全に  
関すること。

不安や悩みの解消、基本的な生活習慣の形  
成、望ましい人間関係の育成、意欲的な学習  
態度の形成、学校図書館の利用や情報の適切  
な活用、健康で安全な生活態度の形成、学校  
給食など

これら二つの活動内容は、学校の規模の大小や  
地域の実態にかかわらず必ず実施しなければなら  
ないものであり、各学級の児童全員が集団活動と  
して行うことになるものである。

次に二つの活動内容について、そのあらましを  
述べることとする。

#### ア. 学級や学校の生活の充実と向上に関するこ と

この活動内容は、一人一人の児童が協力して  
学級での生活を充実、向上させるための活動で  
ある。学級生活の充実と向上に関する諸問題  
や、そのために必要とされる仕事などを、児童  
自身が見いだし、それらを学級の問題として、  
さらには学校の問題として自主的に取り上げ、  
解決していく活動である。この活動は、主として  
学級の生活にかかわる諸問題が取り上げられ  
ることになるが、高学年においては、学校生活

にかかる問題を取り上げることも考えられる  
であろう。

学級や学校生活の充実と向上に関する内容  
は、児童自らが気付き、関心をもつものであっ  
て、しかも、児童の能力にふさわしく、児童が  
共同して、具体的に解決の方法を見いだし、実  
践できるものが望ましい。つまり、取り上げる  
問題の条件として、例えば人の話を静かに聞く  
など、一人一人が心掛ければ解決する問題では  
なく、学級の児童全員が協力して取り組まなければ  
解決できない問題であり、児童の発達段階  
にふさわしく、解決の方法を見いだすことがで  
き、しかも、教育的に望ましいと認められる問  
題であることが大切である。

#### イ. 日常の生活や学習への適応及び健康や安全 に関するこ

これは、日常の生活や学習への適応及び健康  
や安全に関するもので、児童に共通した問題で  
あるが、共同の問題というよりは個々に応じて  
実践されることが多い問題である。また、教師  
の意図的計画的な指導により解決されるものを  
多く含む内容である。しかし、そのような問題  
を扱う場合においても、児童の自主的、実践的  
な態度を育てるために、できるだけ児童による  
自主的な話し合い活動を取り入れ、問題を解決  
するように配慮することが望ましい。

#### ウ 健康で安全な生活態度の形成

この内容は、自分の健康状態の理解、身体や  
衣服の清潔、病気の予防、環境の清潔、初経指  
導、心の健康など、自分の健康状態について関  
心をもたせ、身近な日常生活における健康の問  
題を自分で判断し、処理できる能力や態度の育  
成にかかる保健指導の内容と、日常生活にお  
ける安全、交通安全など、自分や他の生命を尊  
重し、日常生活を安全に保つために必要な事柄  
を理解させ、進んできまりを守り、安全に行動  
できる能力や態度の育成にかかる安全指導の  
内容である。これらの指導に当たっては、学級  
活動における計画的な指導と他の教育活動での  
指導との関連を図り、日常生活で具体的に実践  
できるようにすることが大切である。

なお、内容によっては、養護教諭などによる指導についても考慮する必要がある。

#### エ. 学校給食

楽しく食事をすること、健康によい食事のとり方、給食時の清潔、食事環境の整備など、正しい食事の在り方を体得させるとともに、食事を通して好ましい人間関係の育成を図ることにかかる内容である。学校給食に関する内容については、昼の給食の時間を中心とし、指導することになるが、学級活動の時間でも取り上げて計画的に指導することが大切である。また、学校給食の特性を生かし、楽しい給食を目指した多様な指導方法の工夫が必要である。

### 3. 学級活動の指導上の留意事項

#### (1) 学級活動の指導上の配慮事項

学級活動は、学級集団の中で、児童一人一人が、自主的に学級集団の一員として、学級や学校生活の充実向上及びより健全な生活態度を培うための活動などを行う教育活動である。

学級活動は第1学年から第6学年まで、すべての学年、学級において児童全員の活動を通して展開されるものであり、その指導に当たっては、次の点に特に配慮する必要がある。

ア 学級の児童の様々な問題には多様な内容が含まれており、児童による解決が難しい問題や児童の自主的な活動に任せられない問題もある。そのような問題の解決に当たっては、その学級の児童の実態に応じて、教師の適切な指導が必要になるが、できるかぎり児童の自主的な活動を通して解決されるように留意する。

イ 学級活動は、学級担任の教師が指導するのが原則であるが、活動の内容によって学級担任の教師よりも他の教師等の専門性を生かした方が効果的である場合も予想される。例えば、健康や安全給食の問題などを取り上げる場合には、養護教諭、学校栄養職員などの協力を得て指導に当たることが効果的であることを考慮する。

## 第4節 学校行事

#### 1. 学校行事の特質

学校行事は、学習指導要領第4章第2で次のように示している。

学校行事においては、全校又は学年を単位として、学校生活に秩序と変化を与え、集団への所属感を深め、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うこと。

学校行事は、各教科、道徳、特別活動における学級活動、児童会活動及びクラブ活動などの、日常の学習や経験を総合的に發揮させ、その発展を図る教育活動であり、各教科などでは容易に得られない教育的価値をもつ体験的な集団活動である。

したがって、学校行事の目標は、およそ次のようと考えられるであろう。

学校生活に秩序と変化を与え、集団への所属感を深め、児童の心身の健全な発達を図り、併せて学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行う。

- (1) 行事に積極的に参加させ、日常の学習成果の総合的な発展を図るとともに、学校生活を楽しく豊かなものとする。
- (2) 全校及び学年集団への所属感を深めさせるとともに、集団行動における望ましい態度を育てる。

#### 2. 学校行事の活動内容

##### (1) 健康安全・体育的行事

###### ア 健康安全・体育的行事のねらいと内容

健康安全・体育的行事は、学習指導要領で次のように示している。

心身の健全な発達や健康の保持増進などについての関心を高め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。

一般的にそのねらいは、次のように考えることができるのである。

すなわち、「児童自らが自己の発育や健康状態について関心をもち、心身の健康の保持増進に努めるとともに、安全な生活に対する理解を深め、さらに体育的な集団活動を通じて、心身ともに健全な生活の実践に必要な習慣や態度を育成する。また、児童が運動に親しみ、楽しさを味わうとともに体力の向上を図る。」ことである。

健康安全・体育的行事には、健康診断のための行事、大掃除、避難訓練、交通安全指導、健康・安全や給食に関する意識を高める行事、運動会、競技大会、球技大会、水泳大会などがある。

## 【資料 5】

### 中学校指導書特別活動編（抜き）

#### 〔改訂の要点〕

前記の〔改訂の観点〕に立って、具体的には、次のような改訂が行われた。

#### （1）目標の改訂

目標に、次のことについての記述を新たに加えた。

- ア. 人間としての生き方についての自覚を深めること。
- イ. 自己を生かす能力を養うこと。

#### （2）内容の改訂

##### ア. 「学級活動」の新設

従前の「学級会活動」及び「学級指導」を統合して、「学級活動」とした。「学級活動」は、(1)学級や学校の生活の充実と向上に関するここと、(2)個人及び社会の一員としての在り方、学業生活の充実及び健康や安全に関するここと、及び(3)将来の生き方と進路の適切な選択に関するこの三つの活動内容から構成される。その指導に当たっては、学級や学校における生活上の諸問題の解決、青年期の理解、自主的な学習の意欲や態度の形成、健康で安全な生活態度や習慣の形成、適切な進路の選択などにかかわる内

容が学校や生徒の実態に応じて弾力的に取り上げられるようにした。

#### イ. クラブ活動の改善

(ア) クラブ活動の種類に、新たに奉仕的な活動を加えた。

(イ) 実施の形態や方法は学校の実態に応じて弾力的に工夫して実施できるようにした。その際、部活動への参加によりクラブ活動を履修した場合と同様の成果があると認められる場合には、部活動への参加をもってクラブ活動の一部又は全部の履修に替えることができるようになった。

#### ウ. 学校行事の改善

「学校行事」においては、集団生活への適応、自然との触れ合い、奉仕や勤労の精神の涵養を一層重視した。そのため、従前の「旅行的行事」を「旅行・集団宿泊的行事」に、「勤労・生産的行事」を「勤労生産・奉仕的行事」に改めるとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験、社会奉仕の精神を涵養する体験、進路の選択に役立つ体験など、それぞれの行事指導の視点を明確に示した。

## 第3章 内容

### 第1節 学級活動

#### 2. 活動内容

学級活動の活動内容について、学習指導要領は次のように示している。

- |   |
|---|
| (1) 学級や学校の生活の充実と向上に関するこ<br>と。                                   |
| 学級や学校における生活上の諸問題の解<br>決、学級内の組織づくりや仕事の分担処理な<br>ど。                |
| (2) 個人及び社会の一員としての在り方、学業<br>生活の充実及び健康や安全に関するこ<br>と。              |
| ア 青年期の理解、自己の個性の理解、個人<br>的な不安や悩みの解消、健全な生き方の探<br>求、望ましい人間関係の確立など。 |

- イ 自主的な学習の意欲や態度の形成、選択教科等の適切な選択、学校図書館の利用、情報の適切な活用など。
- ウ 健康で安全な生活態度や習慣の形成、性的な発達への適応、学校給食など。
- (3) 将来の生き方と進路の適切な選択に関すること。
- 進路適性の吟味、進路情報の理解と活用、望ましい職業観の形成、将来の生活の設計、適切な進路の選択など。

このように、三つの活動内容が示されているが、これらは、(1)のように学級における共同生活の充実・向上及びそれに基づく学校生活全般の充実・向上を図る活動と、(2)及び(3)のように学級の生徒が共通して当面する現在及び将来にかかる主として個人の問題を学級の集団活動を通して解決する活動を、それぞれの特質に応じて分類したものである。

### (1) 学級や学校の生活の充実と向上に関すること

学級は、生徒にとって各教科等の授業を受ける場であるとともに、学校生活を送る上で基本的な生活の場である。そして、学級生活を充実・向上させることによってまた学校生活全般の充実・向上を図ることができる。

したがって、生徒はまず学級生活の充実・向上に取り組むとともに、その活動を基盤にして生徒会活動やクラブ活動等、学校生活全般の充実・向上を図ることが大切となるが、これらの活動はその内容の特質から自発的、自動的な活動が主とならなければならない。

また、生徒は、入学から卒業までの間に、新しい学校生活に慣れることから始まり、様々な集団に属して様々な学習活動を展開するが、その間には、適応のこととも含めて解決しなければならない様々な問題に取り組まなければならない。学級活動においてはこれらの問題のうちで学級成員に共通するものを取り上げ、自主的な活動を通じてその解決が図られるのである。

### (2) 個人及び社会の一員としての在り方、学業生活の充実及び健康や安全に関するこ

この活動内容は、生徒一人一人の個人としての在り方及び社会の一員としての在り方、学業、健康安全などに関する問題の解決を図り、心身の調和のとれた発達や豊かな個性の育成を図るとともに、社会の成員として必要とされる資質や能力・態度を培うための最も基礎的なものである。学習指導要領では、以下のようにア、イ、ウの三つに分けて具体的な内容例を挙げているが、自己探求や自己の改善・向上の視点から、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養うことと広くかかわらせて指導することが大切である。

- ウ 健康で安全な生活態度や習慣の形成、性的な発達への適応、学校給食など。

これらの活動内容は、人間の諸活動の基礎となる健康・安全を中心として、現在及び将来において生徒が当面する諸課題に対応するとともに、健全な生活態度や習慣の形成を図るためのものである。中学生の時期には、しばしば、その時々の気分に流され、節度を欠く行動に走ったり、自他の安全を無視する行動をとったりするので、特に、心の健康を含め積極的に心身の健康の保持増進を図る必要がある。このため、個々の生徒が自らの心身の健康や安全についての理解を深め、健康で安全な生活を送る態度や習慣を養い、生活を豊かにしていくよう指導を行うことが大切である。なお、この活動を行うに当たっては、「総則」第1の3の趣旨を十分に生かし、各教科、道徳、特別活動の他の内容などと密接な関連を図り、健康・安全に関する指導の一環として計画的に指導を行うことが大切である。また「総則」の第6の2の(7)にも述べているように、心身に障害のある生徒などについての十分な配慮に基づく指導が大切である。更に、指導の効果を高めるために、養護教諭、学校栄養職員などの専門性を生かした指導が行えるよう配慮するとともに、家庭や地域との連携を図ったり、個に応じた指導を工夫する必要がある。

### (ア) 健康で安全な生活態度や習慣の形成

心身の変化の激しい時期であることを考え、心身の機能や発達、心の健康についての理解を深め積極的に健康の増進を目指すような態度の育成に努めることが大切である。このために心の健康や体力の向上に関すること、疾病の予防、日常における健康増進の生活習慣、安全な生活習慣、交通安全、災害からの安全、環境の衛生や整備などに関する題材を取り上げ、生徒が自らの心身の健康状態についての理解と関心を深め、望ましい態度や習慣の形成を図るよう配慮することが望まれる。

#### (イ) 性的な発達への適応

身体的な成熟に伴う性的な発達に対応し、適切な行動がとれるように指導・援助を行うとともに人間尊重の精神に基づく男女相互の望ましい人間関係の在り方などに関わる指導が大切である。取扱う題材の例としては、思春期の心とからだ、男女相互の理解と協力、人間尊重に基づく男女の平等、男女の人間関係の在り方、性情報への対応などがある。これらは、青年期における健全な生活態度の育成と直接かかわっているので、各教科及び道徳との関連を十分に図り、特に、個人差を考慮して取り扱うことが大切である。

#### (ウ) 学校給食

望ましい食習慣の形成、食事を通しての好ましい人間関係の育成などをねらいとして、日々の給食の時間における指導との関連を図りながら、心身の健全な発達に資するよう指導することが大切である。

特に、生徒が生涯にわたって自己の健康に配慮した食生活が営めるように配慮し、望ましい食習慣の形成については、学校給食を実施していない学校においても健康・安全に関する指導の一環として指導する必要がある。取り上げる題材については、例えば「健康と食事」「楽しい会食」などが考えられる。

## 第4節 学校行事

### 2. 活動内容

学校行事は次の五つの種類から成っている。

- (1)儀式的行事 (2)学芸的行事 (3)健康安全・体育的行事 (4)旅行・集団宿泊的行事 (5)勤労生産・奉仕的行事。

これらに属する行事の主なものを示すとともに、それぞれの種類の行事における活動の内容及び特色を挙げると、次のとおりである。

#### (3) 健康安全・体育的行事

健康安全・体育的行事には、健康診断、交通安全指導、避難訓練、健康・安全や学校給食に関する意識や実践意欲を高める行事、運動会(体育祭)、競技会、球技会などが考えられる。

これらの行事の中には、学校保健法や消防法の規定に従って実施されるものもあるが、いずれも学校教育の内容として取り上げる以上、それぞれのねらいを明らかにし、教育的な価値を十分に生かすように配慮することが大切である。したがって、これらの行事を実施するに当たっては、次のこと配慮する必要がある。

心身の健全な発達や健康の保持増進などについての理解を深め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。

このような活動を行うに当たっては「総則」の第1の3の趣旨が十分に生かされるように、特に配慮することが必要である。

健康・安全に関する行事において、例えば、健康診断を実施する場合には、健康診断や健康な生活のもつ意義、男女の特性、人間の生命の尊さ、健康と環境との関連などについて、学級活動、生徒会活動、クラブ活動及び各教科、道徳の内容との密接な関連を図り、健康・安全に関する指導の一環としてその充実を期することが大切である。

体育に関する行事を実施する場合には、上記のねらいが十分に達せられるようにするとともに、

教育的な価値を発揮するように努める必要がある。

また、この行事には、PTAや地域との結び付きの強いもの、他校や他機関との関連において実施するものなどがある。これらの機会を通して、相互の理解や連携を促進することはもちろん大切であるが、改善すべき点は積極的に改善し、学校行事として、また生徒の集団活動としての教育的価値を高めるよう配慮しなければならない。

この行事のねらいとしては、次のようなことが挙げられる。

ア 自他の生命の尊重を自覚し、心身の健康や安全を確保するための適正な判断や処置をする能力を培うこと。

イ 健康を保持増進するためには、運動、休養及び食事の調和のとれた生活をすることが重要であることを自覚し、生徒が自己の発育、発達や健康の状態などを知り、それらの結果に基づいて、実際の生活の中で自主的、自律的に健康で安全な生活を送る意欲や態度を育成すること。

ウ 交通規則を理解させ、事故防止に対する知識や態度を体得させるとともに、非常事態に際し、沈着、冷静、迅速、的確に判断して処置する能力を養い、自他の安全を確保することのできる能力を身に付けること。

エ 体力・気力の充実など、心身の健全な発達に資するとともに、スポーツや運動に親しむ態度を養い、生涯にわたって実践する習慣を身に付ける契機とすること。

オ 競争や協同の経験を通して、公正に行動し、進んで規則を守り、互いに協力して責任を果たすことなど、社会生活に必要な能力や態度を向上させること。

カ 日ごろの学習の成果を学校の内外に公開し発表することによって、学校に対する地域社会の理解と協力を促進すること。

なお、指導計画の作成とその実施に当たっては、各行事相互の関連を図って、この行事のねらいが十分に達成されるようにするとともに、以下の点に留意する必要がある。

健康・安全に関する行事においては、事前の指導において、参加の心構えなどについて理解させ、関心をもたせるようとする必要がある。また、事後においては、例えば身体に疾病などが発見された生徒の措置、事故や災害から自他の安全を守ることの意義などについての指導が大切である。

体育に関する行事においては、生徒の活動の意欲を高めるように工夫するとともに、全体として調和のとれたものとし、特に生徒の負担の度合いなどに慎重に配慮することが大切である。また、健康や安全についての指導の徹底を期すこと、特に事故の発生の際に備えて、その防止、万一の場合の準備や応急処置などについても、あらかじめ十分に配慮しておく必要がある。

#### 第4章 指導計画の作成と内容の取扱い

##### 第3節 特別活動の授業時数

特別活動に充てる授業時数の定め方については、各学校の創意と教育的な識見にゆだねられることが多い、学習指導要領では、「特別活動第3の1で、基本的なことについて次のように最小限の示し方をしている。

1—(3) 学級活動（学校給食に係るものを除く。）については、年間35単位時間程度以上の授業時数を配当するものとし、毎週実施すること。学級活動に配当する授業時数の3分の2程度は第2の内容のAの(2)及び(3)の指導に配当すること。

1—(4) クラブ活動に充てる授業時数は、クラブ活動のねらいの達成のために必要な時間が確保されるよう、学校の実態等を考慮して、適切に定めること。

##### 第5節 特別活動の指導を担当する教師

7 学級活動については、主として学級ごとに、学級担任の教師が指導することを原則とし、活動の内容によって、他の教師などの協力を得ることとする。生徒会活動、クラブ活動及

び学校行事については、全教師の協力により適切に指導するものとする。

特別活動の各内容には、それぞれの特質がある。このため、指導の担当者は、各内容の特質に即し各教師の特性や希望を生かして決定するというような慎重な配慮が大切である。また、校外から指導の協力者を求める場合には、常に教育的な見地から適任者を選ぶようにする必要がある。

### (1) 学級活動の場合

学級活動については、日常の学級の生徒の実態を十分に理解し、それに即した指導が行われなけ

れば十分な成果は期待できない。このために、学級の生徒を最もよく理解している学級担任の教師が適していると考えられるので、「学級担任の教師が指導することを原則」とすることを明確にしている。しかし、活動する内容によっては、学級担任の教師よりもむしろ他の教師等の特性や専門性などを生かした方が効果的である場合も予想される。例えば、進路に関する問題、健康や安全の問題などを取り上げる場合には、進路指導主事、保健体育担当教諭、養護教諭、学校栄養職員などが指導に当たることが効果的な場合もある。そこで「活動の内容によって、他の教師などの協力を得ること」と示しているのである。



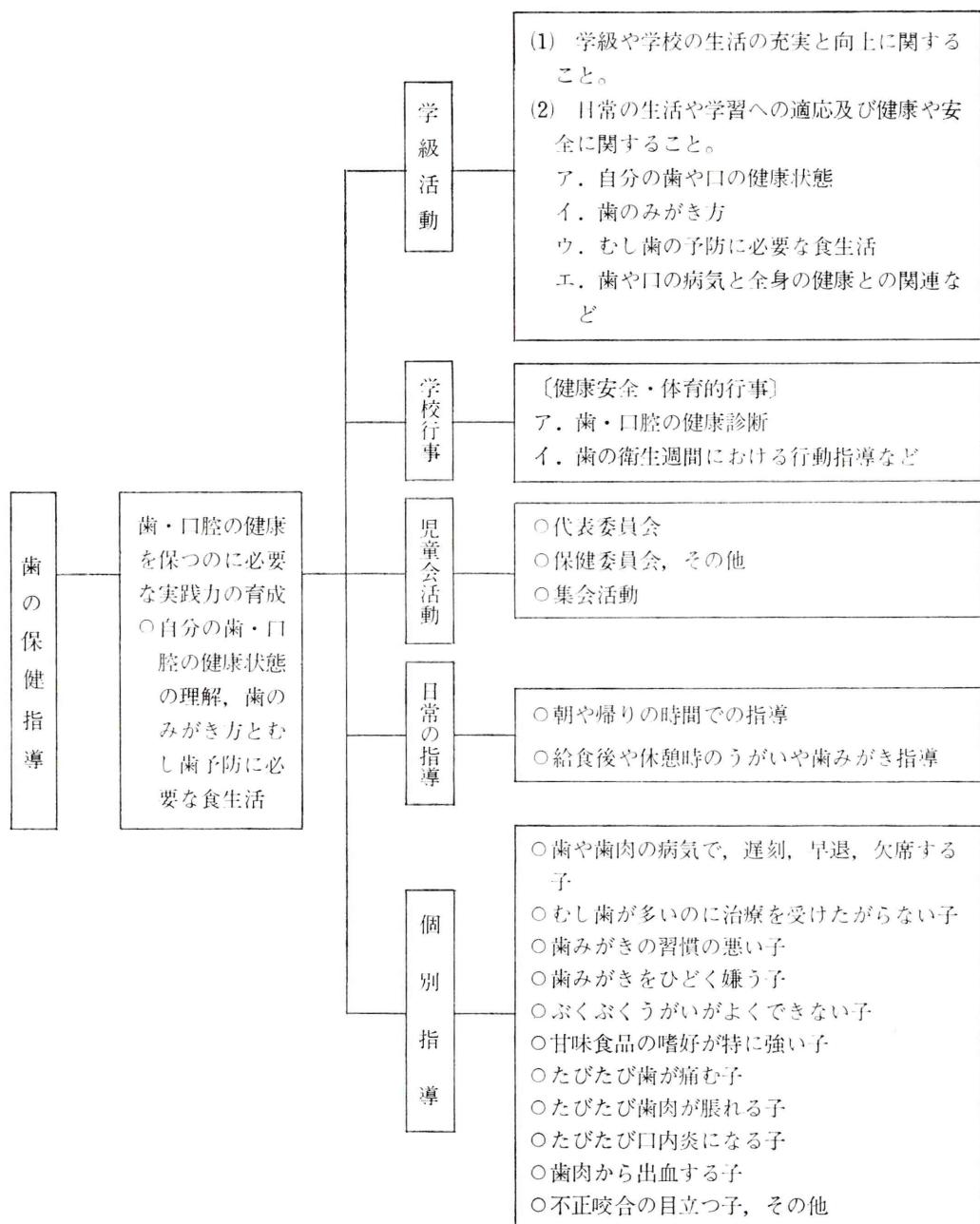
全体会会場



開会式での挨拶  
(文部大臣代理石川学校保健課長)

【資料6】

小学校歯の保健指導の手引をもとにした歯の保健指導の全体像



## 【資料7】

## 歯の保健指導の目標と内容

目 標	<p>(1) 歯・口腔の発育や疾病・異常など自分の歯や口の健康状態を理解させ、それらの健康を保持増進できる態度や習慣を養う。</p> <p>(2) 歯のみがき方やむし歯の予防に必要な望ましい食生活など、歯や口の健康を保つのに必要な態度や習慣を養う。</p>
内 容	<p>(1) 自分の歯や口の健康状態の理解 歯・口腔の健康診断に積極的に参加し、自分の歯や口の健康状態について知り、健康の保持増進に必要な事柄を実践できるようになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 歯・口腔の健康診断とその受け方</li> <li>② 歯・口腔の病気や異常の有無と程度</li> <li>③ 歯・口腔の健康診断の後にしなければならないこと</li> </ul> <p>(2) 正しい歯のみがき方とむし歯の予防に必要な食生活</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 歯や口の清潔について知り、常に清潔に保つことができるようになる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・正しい歯のみがき方</li> <li>・正しいうがいの仕方</li> </ul> </li> <li>② むし歯の予防に必要な食べ物の選び方について知り、歯の健康に適した食生活ができるようになる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・むし歯の原因と甘味食品</li> <li>・そしゃくと栄養</li> <li>・おやつの種類と食べ方</li> </ul> </li> </ul>

(小学校「歯の保健指導の手引」より)

## 【資料8】

## 発達段階からみた口の中の様子と歯みがきのポイント

(東京都教育委員会)

	歯と口の発育	疾患の特徴	主な指導内容	歯みがきに関する内容
幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> <li>○3歳頃までに乳歯が20本生えそろう。</li> <li>○6歳前後になると第一大臼歯（6歳臼歯）が、乳歯列の一番奥に生えはじめる。</li> <li>生えはじめてから、上下の歯がかみ合わさるまで、1年以上かかる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○乳歯は、むし歯の進行が早く、油断していると、歯齶炎を起こしやすい。</li> <li>○第一大臼歯は、生えていく途中からむし歯に冒されやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○乳歯のむし歯の早期発見、早期治療に努める。</li> <li>○日常の悪い癖を直す。（指しゃぶりなど）</li> <li>○第一大臼歯の萌出に気付かせ注意する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ブクブクうがいができる。</li> <li>○生えたばかりの第一大臼歯のかみ合わせ面に、歯ブラシの毛先が届く。</li> </ul>
小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○上下の切歯が生えはじめる。</li> <li>○第一大臼歯が、上下左右4本かみ合う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○上顎中切歯が生えはじめた頃は、左右の歯の間の隙間が大きくあいていることが多い。（みにくいやひるの子の時代ともいいう）</li> <li>○第一大臼歯が、むし歯に冒されやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第一大臼歯の萌出と上手な歯みがき。</li> <li>○日常の悪い癖を直す。（えんびつ咬み、口を開けている癖など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第一大臼歯のかみ合わせ面が、きれいにみがける。</li> <li>○前歯がみがける。</li> </ul>
中学校	○乳臼歯が抜けて第一小白歯、第二小白歯が生えはじめる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不正咬合、歯肉炎が、あらわれはじめる。</li> <li>○上顎切歯の隣接面（歯と歯の間）にむし歯ができやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○歯みがきで出血する児童は、注意する。</li> <li>○歯ならびのよくない部分があれば、みがき方を工夫する。</li> <li>○不正咬合が心配される場合は、この時期に専門医に相談するとよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○交換期の歯ならびに合った歯みがきができる。</li> </ul>
高校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○犬歯が生えはじめる。</li> <li>○前歯が生えそろう。</li> <li>○12歳前後から、第二大臼歯（12歳臼歯）が歯列の一番奥に生えはじめる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○歯肉炎にかかる児童が、増えてくる。</li> <li>○不正咬合が、目立つようになる。</li> <li>○第二大臼歯は、生えていく途中からむし歯に冒されやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○歯みがきで出血する児童は、注意する。</li> <li>○第二大臼歯の萌出と上手な歯みがき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○上下歯列の表側全体が、きれいにみがける。みがき残しやすい部分も注意。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・歯と歯の間</li> <li>・歯と歯肉の境目</li> <li>・臼歯の溝</li> </ul> </li> <li>○第二大臼歯のかみ合わせ面に歯ブラシの毛先が届き、きれいにみがける。</li> </ul>
中学校	○永久歯が生えそろい永久歯咬合が完成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○永久歯のむし歯が多発しやすい時期である。</li> <li>○歯肉炎にかかる生徒が多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○規則的な生活を中心とする。（特に間食、夜食について）</li> <li>○食後の歯みがきの励行。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○歯列の裏側（特に奥歯）もきれいにみがける。</li> </ul>
高校	○顎の骨も発育して、大人の顔つきになってくる。	同 上	同 上	同 上

(注) 東京都教育委員会「歯の健康づくり第3集」(昭和61年3月)より引用

## 【資料9】

## 歯の発達講題と具体的指導事項

(歯みがきを基盤とした歯の保健指導計画作成資料)

歯と口の発育と疾患の特徴		歯の保健指導の具体的指導事項			
疾患の特徴		歯みがき技能の習熟に関する事項	その他の基本的事項(歯の知識・おやつ・食生活など)		
低学年	○上下のまえ歯(切歯)が生え始まる。 ○6歳臼歯(第1大臼歯)が生えそろう。 ○上顎中切歯(まえ歯)の生え始めは、歯と歯の間の隙間が大きい。	○歯ブラシのうごかし方 力の入れ方 毛先のあて方	○鏡を見て歯ブラシの毛先を歯面にしっかりとあてることができる。 ○歯ブラシに力を入れすぎずにみがくことができる(100gくらいの圧力) ○歯ブラシを大きくうごかさず、こまかく、ていねいにみがくことができる。	○おとな歯 (6歳臼歯とまえ歯)	○6歳臼歯の特徴とその役目がわかる。 ○生えたばかりの歯は、むし歯に冒されやすいことがわかる。
	○6歳臼歯がむし歯になりやすい。また生えてくる途中からむし歯に冒されていることがある。	○6歳臼歯のみがき方	○6歳臼歯の特徴を知る(手でさわってみて背が低い、奥の方にある、みぞがたくさんある、大きいということを感じることができる) ○鏡を見て歯ブラシを口の横から入れ、毛先を6歳臼歯にしっかりとあてることができる。 ○歯ブラシの毛先をうまく使いわけてみがくことができる(つまさき、かかと、わき(サイド))。	○歯ブラシの扱い方	○自分の口にあったよい歯ブラシを選ぶことができる。(大きさ、形、硬さ) ○みがいたあとはきちんと洗って乾燥させることができます。
	○乳歯の臼歯が抜けて、第一小白歯、第二臼歯が生え始める。 ○上顎の切歯が生えそろってくる。	○前歯のみがき方	○前歯は歯垢がたまりやすいが、比較的みがきやすい場所なので、この歯で、歯みがきの基本的技能を習得させる。 ○前歯の裏側のへこんでいるところに歯垢がたまりやすいので歯ブラシの毛先のつまさきやかかとをつかってきれいにみがくことができる。 ○みがく前とみがいた後のちがいを舌や指でさわってみて、よごれのおちたこと感触をたしかめることができます。 ○よい音を出してみがくことができる。	○おやつのとり方	○1日の間食としての糖分の量のめやすがわかる。(1日20g) ○おやつの時間をきめてとることができる。 ○甘いおやつをとるとときは水やお茶などを組みあわせてとることができます。
	○不正咬合、歯肉炎があらわれ始まる。 ○上顎切歯の隣接面にむし歯ができやすい。	○歯のうち側のみがき方	○歯のうち側には歯垢がつきやすいことや歯ブラシの届きにくいことを赤染めなどで確かめることができます。 ○鏡みて、みがきたい歯に歯ブラシの毛先をしっかりと当てることができる。 ○歯ブラシの毛先のつまさき、かかと、わき(サイド)の特性を知りうまくつかいわけてみがくことができる。 ○特に上顎の奥歯のうち側はみがき残しやすいことを知り気をつけてみがくことができる。	○むし歯の原因	○むし歯の原因と発生のしくみがわかる。 ○むし歯の進み方と体への影響がわかる。 ○むし歯の予防法がわかる。
	○犬歯が生え始める。 ○前歯が生えそろう。 ○12歳前後から第二大臼歯(12歳臼歯)が歯列の一番奥に生え始める。	○歯のうち側のみがき方	○歯のうち側には歯垢がつきやすいことや歯ブラシの届きにくいことを赤染めなどで確かめることができます。 ○鏡みて、みがきたい歯に歯ブラシの毛先をしっかりと当てることができる。 ○歯ブラシの毛先のつまさき、かかと、わき(サイド)の特性を知りうまくつかいわけてみがくことができる。 ○特に上顎の奥歯のうち側はみがき残しやすいことを知り気をつけてみがくことができる。	○歯と口の中の様子	○自分の健全歯、むし歯の様子がわかる。 ○永久歯の萌出に気づく。 ○むし歯になった歯を早く治療することができます。
	○歯肉炎になりやすい。 ○不正咬合が目立つようになる。 ○12歳臼歯は生えている途中からむし歯に冒されやすい。	○歯肉の上手なみがき方 ○みがき残しのないみがき方	○鏡を見て自分の歯肉の健康状態を確かめることができます。 ○歯と歯ぐきの間や歯肉のよごれを歯ブラシの毛先をじょうずにつかってていねいにみがくことができる。 ○自分の歯ならびの特徴やみがき残しやすいところを赤染で知ることができます。 ○みがこうとする歯に歯ブラシの毛先をしっかりと当て、毛先の特性を生かして力を入れすぎずにいつもていねいにみがくことができる。	○歯のよごれ ○歯の働き(よくかんで食べよう) ○歯の健康と食生活	○食べるときの中がよごれることがわかる。 ○赤染めで、自分の歯のよごれを観察することができます。 ○食べた直後の大きな食べ物は、ブクブクうがいでとれるが歯垢(ブラーク)歯みがきでないとそれないとわかる。 ○歯の働きがわかる。(かむ、発音、顔の形) ○よくかんで食べることがよいわけを知り実践できる。 ○歯の根まで完成するには数年もかかることを知り何でも食べることができる。 ○健康な歯はすべての栄養素が必要であることを知り、バランスのとれた食生活ができる。

(注) 東京都江東区立第二亀戸小学校三木とみ子養護教諭による。

【資料10】

月別歯の保健指導と学級指導における「歯の保健指導」の主題一覧表

歯の保健指導	学年 月	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
食後は必ず歯をみがこう	4 (S)給食後、楽しく歯をみがこう	(S)たべたらみがこう	(S)歯ブラシの持ちはっきりと持ち方	(L)歯のよごれと歯のみがき方	(S)よごれのうちにくい歯	(S)自分の歯のようすを知ろう	
自分の歯について知ろう	5 (S)わったしの歯	(S)わったしの歯	(S)自分の歯を知ろう	(S)自分の歯	(S)自分の歯	(S)歯ブラシの選び方	
ていねいな歯のみがき方を知ろう	6 (L)奥歯をじょくすに	(S)前歯のみがき方	(L)前歯のみがき方	(S)歯をていねいにみがこう	(S)奥歯の内側のみがき方	(L)むし歯がひきおこす全身病	
早くむし歯を治療しよう	7 (S)食べたら、すぐ歯をみがこう	(S)むし歯の歯	(S)時間	(S)歯の病気と治療	(L)歯や歯肉の病気と予防	(S)歯をきれいにする食べ物	
おやつのとり方を考えよう	8 (L)おやつのとり方を考え方	(L)おやつのとり方	(S)おやつのじょううずなどり方	(S)おやつむし歯	(S)おやつのとり方	(L)よくかんで食べよ	
歯のつくりと働きを知ろう	9 (S)奥歯を知ろう	(L)順序よく歯をみがこう	(S)歯のはたらき	(L)歯のつくり	(L)歯の形とはたらき	(S)第二大臼歯を大切にしよう	
歯の生えかわり方について知ろう	10 (S)歯と子供の歯	(S)大人の歯と子供の歯	(S)よくかんで食べよ	(S)歯の成育のようす	(S)第二大臼歯を守る	(S)むし歯の原因	
むし歯になるわけを考えよう	11 (S)歯ブラシの持ちはり方をおぼえよう	(S)むし歯をふせごう	(L)むし歯ができるわらけ	(L)むし歯や歯肉炎等の原因	(S)歯の進み方と治療	(L)健康な歯や体を持つくる食事をとろう	
歯によい食べ物を知ろう	12 (S)好ききらいなく、何でも食べよう	(S)歯の健康によい食べ物	(S)歯の健康によい食べ物	(S)歯によい食べ物	(S)歯をじょうぶにする	(S)たみがき方	
自分に合った歯みがきをしよう	1 (L)歯のよごれをおとす方法	(S)歯ブラシのえらび	(S)歯をきれいにみがこう	(S)自分に合った歯みがき	(L)歯ならびに合った歯みがき	(S)歯肉の病気とその治療	
ブクブクうがいの仕方を知ろう	2 (S)おぼえよう	(S)ブクブクうがいを	(S)じょうずなうがい	(S)ブクブクうがいと歯みがき方	(S)むし歯予防の反省	(S)いつまでも歯みがきを続けよう	
一年間のむし歯予防の反省をしよう	3 (S)う	(S)6歳臼歯をみがこ					

## 【資料11】

## 中学校の歯の保健指導（例）

主題名	ねらい	内容
歯垢の正体 をさぐろう	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯垢の性質と、むし歯や歯肉炎との関連をわかるさせる。</li> <li>・歯垢の病原性を知り、進んで歯の病気を予防する態度・習慣を身につけさせる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯垢中の細菌</li> <li>・歯垢の病原性</li> </ul>
むし歯は早く 治療しよう	<ul style="list-style-type: none"> <li>・むし歯のでき方、進み方を理解し、早期発見、早期治療の大切さをわかるようにさせる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・むし歯の原因と進行</li> <li>・むし歯が原因の全身の病気</li> <li>・クラスの治療状況</li> </ul>
歯肉の健康 を守ろう	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康な歯肉と病的な歯肉を知り、自分の歯肉の健康状態を把握できるようにさせる。</li> <li>・歯肉炎は、正しい歯みがきで治ることを知り、予防的な生活を心がけることができるようさせる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯周疾患の原因と進行</li> <li>・歯肉炎の症状</li> <li>・歯みがきのポイント</li> </ul>
自分の歯並び の特徴を知ろう	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほぼ大人の歯になった自分の歯並びの特徴を知り、関心が持てるようにさせる。</li> <li>・不正咬合の原因や影響を理解し、自分に合った歯みがき方法を身につけ実践できるようにさせる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の歯並びの特徴</li> <li>・不正咬合の影響</li> <li>・不正咬合の原因と対策</li> <li>・自分に合った歯みがき</li> </ul>
歯みがきの ポイントを 身につけよう	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的な歯口清掃と用具を知り、自分なりに使いこなせるようにさせる。</li> <li>・自分自身の健康管理をすることは、よりスマートな生き方に通じることを話し合わせる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯ブラシ、デンタルフロスの使い方</li> <li>・歯垢染め出しの方法</li> <li>・活動的な生活と自己管理</li> </ul>
規則正しい 食生活を 心がけよう	<ul style="list-style-type: none"> <li>・むし歯は、間食のとり方と深い関係があることを理解し、間食のとり方を自分で工夫できるようにさせる。</li> <li>・間食（夜食）のとり方を考え、改善できるようにさせる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食生活とむし歯の関係</li> <li>・間食の弊害</li> <li>・夜食のとり方</li> </ul>
人間の一生と 歯の生長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康な歯をつくるためには、胎生期からの栄養や、乳幼児からの良い習慣形成が大切なことをわかるせる。</li> <li>・今、生えそろっている永久歯は一生使う大切な歯であることを認識し、歯科保健的生活を実践できるようにさせる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯と顎の発育と成長</li> <li>・歯の形成と栄養</li> <li>・歯の寿命（厚生省資料）と人の寿命</li> <li>・人生80年を健康に生きるために歯の役割</li> </ul>
咀嚼と健康	<ul style="list-style-type: none"> <li>・よくかむ習慣の大切さや、利点をわかるせる。</li> <li>・現在の食生活反省し、よい咀嚼習慣を取り入れるための食生活（時間、内容等）を考え、実践する意欲が持てるようにさせる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かむことの大切さ、利点</li> <li>・かまないことの弊害</li> <li>・良い食生活</li> </ul>
口を清潔にして スマートに 生きよう	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病気予防の問題だけでなく、人間関係をつくる要素、マナーとして、歯と口の健康と清潔の大切さをわかるようにさせる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感じのよい口もと</li> <li>・友だちづくりと清潔</li> <li>・マナー</li> <li>・口と歯の役割</li> </ul>

【資料12】

指導過程の工夫と指導案の形式と係り

## 【資料13】

「開かれた学校の促進」と  
学校保健委員会の活性化

吉田瑩一郎

「開かれた学校の促進」は、今次学習指導要領改訂の大きな特徴の一つになっている。それは、小学校、中学校、高等学校学習指導要領総則に「地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域社会との連携を深めるとともに、学校相互の連携や交流を図ることにも努めること」が新たに加えられているからである。

このことは、昭和62年12月の教育課程審議会の答申において「教育課程の基準の改善のねらいをより有効に達成するため、学校教育と家庭教育や社会教育とは、それぞれの機能を発揮しつつ、相互に補完し合う必要がある。」といった趣旨を受けているもので、「しつけも学校」といった現状を見直し、家庭や地域の教育力を取り戻していくための学校の働きかけについて強調しているものである。

### 1. 学校保健委員会の活性化が不可欠である

学校保健委員会の在り方については、文部省が作成した「小学校歯の保健指導の手引」(昭和53年)に次のように述べられている。

①学校と家庭の役割を明確にする。②児童や保護者等の行動の変容によって問題解決が図られるようにする。③問題解決に生きて働く組織と運営について配慮する。④委員会で協議された事項は実践に移されるようにする、といったような事柄である。

これらは、いずれも学校保健委員会活性化の視点となるものであり、①②③の観点を特に大切にし、現状の克服を図っていくことが必要であると考えるのである。

①の観点は、基本的生活習慣の育成や安全な行動には不可欠なねばり強さ、がまん強さなどの自己統制力の育成などにおける学校と家庭の役割の明確化ということであり、今日この問題に直面し

ていない学校はないといってよいであろう。いわば、子どもに健康で安全に生きる力を身に付けさせていくには、家庭が、地域がどうすればよいかを学校がもっと強く働きかけ、それぞの機能を再確認し、方法を話し合い、それが実践に結びついていくことができるようにしていくための「かけ橋」としての学校保健委員会の見直しということなのである。

②は、保護者が学校や行政に施設設備などの面で何かを陳情・要望していくというのではなくに、①の延長線上で保護者は、地域は何をなすべきかについて話し合う方向にもっていくべきことを強調しているものといえる。ここでは、議題の選び方が大きくかかわってくるのである。「むし歯予防対策について」「交通事故防止について」「食生活について」といったようなものではなく、「歯みがきについて」「歯の汚れの染め出しについて」「通学路の安全について」「おやつについて」「あいさつ運動について」などといったような工夫が必要だということである。

③については、組織構成の活性化と運営の活性化である。②のような考え方方に立てば必然的に母親・父親の参加を多くすべきだし、子どもも多く入れていくべきではないか。また、議長（司会）の人選も教師や学校医を充てるのではなく、保護者の中から選ぶとか、協議の時間も60分～90分で終わるようにするとか、気軽に本音を話し合える雰囲気づくりをするとかいったような工夫をするということである。学校医、学校歯科医は指導助言の役割を担うようにし、主役はあくまでも保護者であるという認識に立った組織と運営が望まれるのである。

「開かれた学校の促進」は、21世紀に向けての一つのテーマとなっている。心と体の健康、安全の保持など「いのち」にかかる問題は保護者にとって最大の関心事である。その意味で、学校保健委員会の機能の再発見、活性化は、これからの中学校経営にとって不可欠なものといえるのである。

(注) 日本歯科評論／June 1989, No. 560 「虎の門レポート」より。

## 2. 青森県八戸市立長者小学校の実践

学校保健委員会を「すこやか委員会」とし、子供の学習、遊び、暮らし方など生活全般にわたる問題解決に生きて働くことを目指している例で、これまで述べた活性化の視点からみて注目すべき実践である。同校は、昭和63年10月八戸市で開催された第52回全国学校歯科保健研究大会の会場校の一つとなった学校であるが、青森県内には学校保健委員会を「はつらつ会議」「さわやか会議」などと名付けて成功している例が少なくないのである。

### (1) ねらい

- 学習、遊び、暮らしなど生活全般について問題を発見し、解決していく意欲のある子供の育成を目指す。
- 社会の変動期にあり、学校単独では効果が期待できないので、家庭、地域の協力を仰ぐ。
- 学校保健、安全教育を軸として、学校運営の方針に従って積極的に活動を展開する。
- 決定したことは、速やかに地域へ働きかけ、

地域ぐるみで改善の方途を図る。

### (2) 組織

学校の教員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、PTA代表、町内会代表、地域関係団体(青少協、子供会、交通安全協会等)の代表、児童代表(児童会、委員会、学級)等で組織している。

### (3) 開催回数と議題

年間各学期に1回を原則にしている。過去3年間の議題は次の通りである。

年度	分野	議題
60	生活	○あいさつを見直そう
	奉仕	○感謝の輪を広げよう
	保健	○むし歯をなくそう
61	安全	○自転車事故をなくそう
	保健	○親子歯みがきを見直そう
	図書	○親子読書を見直そう
62	保健	○おやつの取り方を考えよう
	図書	○夏休み読書の反省
	保健	○歯を守る活動をふりかえってみよう

(注) 八戸市立長者小学校「進んでよい歯をつくる長者っ子の育成」(昭和63年10月)より引用。



講義する猪股体育官

## 【講義Ⅱ】

## 「生涯を通じる健康と学校における歯科保健指導」

明海大学歯学部教授 中尾俊一

### 生活習慣と健康

昭和20年の終戦前後は、コレラ、チフス、赤痢、発疹チフス、痘瘡など急性の感染性の病気がまん延し、慢性の感染性疾患としては結核がその主流を占めていた。しかし、ここ30年間に、感染症による受療が $\frac{1}{3}$ に減少する一方、循環器病、がんの受療はそれぞれ約8倍、約5倍に増えている。すなわち、疾病構造の変化がおこっている。急性の感染性疾患では、疾病が急性に経過し、適切な時期に適切な治療が行われれば患者さんの生命は救われ、病気の種類によっては永久免疫すらうことができるので、ほとんどごく短期間に医師の指示に従って苦痛をしのげば、ごく受動的にすべてが解決されていた。循環器病やがん等のいわゆる成人病は、慢性的経過をたどる性格上、慢性的経過をたどり多くの苦しみがついてまわっている。これらの疫病は生活習慣と大いにかかわり、習慣病とも称されている。現代の健康破綻を来すこれらの疾病は、個々人の生まれてからの長い習慣の中で発生するものであり、その予防には根気のいる長い過程が必要である。

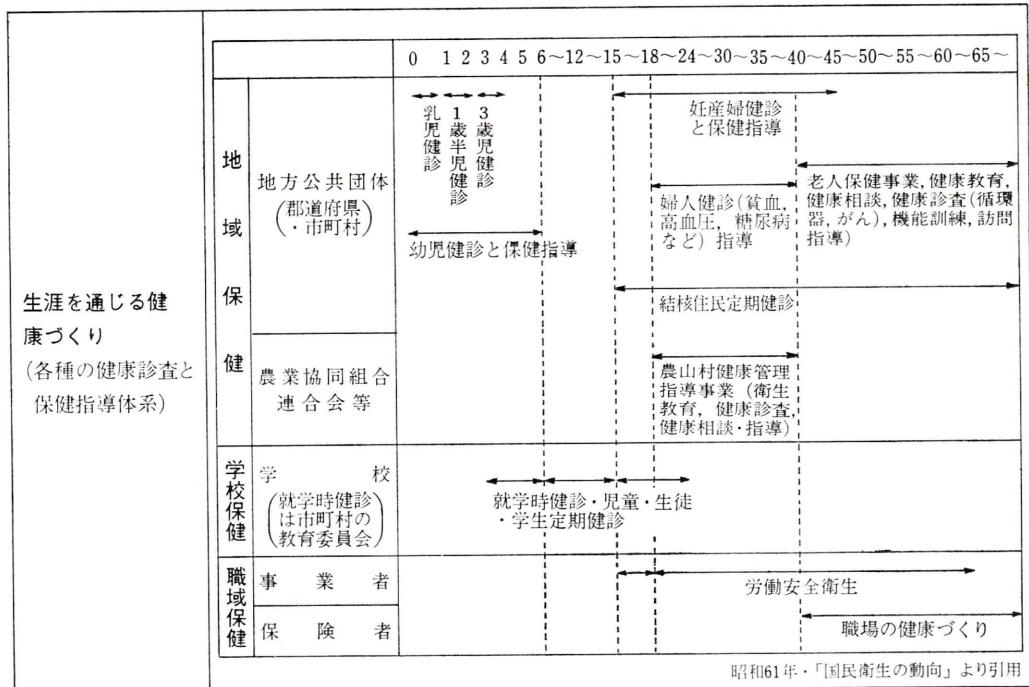
健康の概念は、病気の反対語として考えた時代から時代と共に変化しているが、1948年WHO憲章の前文で「健康とは、完全な肉体的、精神的及び社会的福祉の状態であり、単に疫病又は病弱の存在しないことではない」と定義づけ、最高の可能な健康水準をすべての人々に到達させることを理念として掲げた。健康は対立概念から連続概念へと変わり、身体概念から心身概念を含めた生活概念に改まり、健康概念の拡大へと変わりつつある。アメリカの細菌学者である Rene Dubos は1965年、「人間について健康というものは、受動的なやり方で到達された環境の物理化学的条件にうまく適した状態以上のものを意味している。それ

は個性が創造的な形で表現できるということをも意味している」といっている。すなわち Dubos は、健康を静的な状態でとらえることは適当でないといし、現代社会では健康を絶対的なメジャーで測るのではなく、相対的なものとしてとらえ、受動的な面よりも能動的な面が強調され、健康と生活習慣の結びつきが重要な意味をもつことになる。

### 生涯を通じる健康と学校保健における保健指導ならびに学校歯科保健活動の位置づけ

学校教育法第18条では「健康、安全で幸福な生活を営むのに必要な習慣を養い、心身の調和的発達を図ること」が学校教育の重要な目標となっている。これから児童・生徒の健康についてもっとも問題となるのは、小児期の生活様式や生活習慣が将来成人になってからの健康に大きな影響をあたえることを考えねばならないことである。生涯を通じる健康は、学校保健の主題であることにとどまらず、学校教育においても重要な位置を占め、保健指導の位置づけを不動のものとしている。生涯を通じた積極的な健康づくりと生きがいづくりの推進は国の基本的な方針であり、WHO の1988年の世界保健デーのテーマは、「すべての人に健康を——健康に全力を」となっている。わが国の生涯を通じる健康づくりの体系は次のようになっている。

学校歯科保健活動は、この目標達成に寄与することをめざすものでなければならない。昭和53年文部省は、「小学校歯の保健指導の手引」を作成し歯科保健指導を教育活動の全体を通じて行う保健に関する指導の重要な内容として取り上げた。口の中や歯は、直接目ではみることができ、その人の過去の悪い習慣の積み重ねが、歯の汚れや口臭、



むし歯、歯周病、歯列不正などとしてあらわれている。歯・口腔の疾病のなかでむし歯は大部分の児童生徒が所有し、児童生徒の1人1人が自分の歯や口腔の健康状態に关心をもち、生涯を通じて自分で自分の歯を健全に保つことができる習慣や態度を育てる保健教育の推進にあたっての絶好の素材であり、歯科保健指導の位置づけを明確にしている。

むし歯や歯周病は、子供の発達段階からみて永久歯列弓の完成をみる小学校時代が生涯を通じての歯科保健の極めて重要な時期で、歯科疾患の特性を考え発達段階に応じた歯科保健活動が望まれ

ている。むし歯や歯周病は、その発生原因が自らの生活の中にあり毎日の悪い生活習慣の積み重ねにその原因があり、生活病ともいわれている。家庭の役割の認識が歯科保健指導においては重要視されている。

自らの手で健康を守り、歯科疾患をおかさないようにするのには、児童生徒の基本的生活習慣をより健康的にする努力、すなわちライフスタイルの改善をはかり継続させていく必要がある。習慣の中でも基本的習慣は、特に人間が生活を営みこれを発展させる上で最も基本となるものである。

## &lt;研究発表・協議&gt;

座長	(社)日本学校歯科医会専務理事	西連寺 愛 売
指導助言者	明海大学歯学部教授	中 尾 俊 一
	(社)日本学校歯科医会常務理事	石 川 実
	文部省体育局体育官	猪 股 俊 二
発表者	宮崎県延岡市立西階幼稚園教諭	石 田 ヒデ子
	熊本県泗水町立泗水西小学校教諭	原 田 和 幸
	鹿児島県東町立鷹巣中学校教諭	中 迫 俊 明
	鹿児島県松山町立松山小学校学校歯科医	朝 川 慧



△来賓の方々

▽参加の先生方



## 【発表1】

## 自立の芽ばえを育てる幼稚園における歯の保健指導はどのようにしたらよいか。

宮崎県延岡市立西階幼稚園 幼稚園教諭 石 田 ヒデ子

## 1. はじめに

## (1) 本園の概況

本園は、人口約14万からなる延岡市の中心部に隣接し、昭和41年に地域の人々の熱意で、公立幼稚園第1号として設置され、開設された幼稚園である。西階総合開発地域に指定されて以来、新しく造成された団地及び急激に増加する個人住宅ならびに、市街化されつつある農村地帯から成っている。当園の近くには、総合グラウンドや児童モデル遊園、金堂ヶ池などあり緑の樹木も多く、文化的・自然的環境に恵まれている。保護者の幼児教育に対する関心度は高く、協力的である。

## 2. 研究の概要

## (1) 主題

自立の芽ばえを育てる幼稚園における歯の保健指導はどうしたらよいか。

## (2) 主題に対する考え方

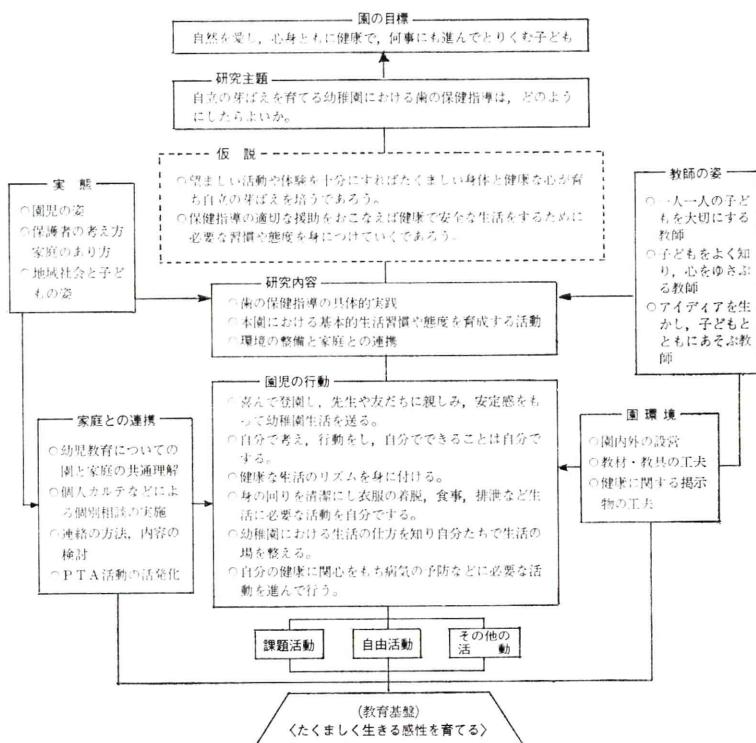
幼児が心身共に健全な発達をとげ、元気に自立した生活を営むようにするために、親や周囲の人々に対する信頼感に裏づけられた安定した情緒と幼児の興味・関心に基づいた豊富な直接的、具体的な生活体験の積み重ねが大切である。基本的生活習慣や態度を幼児期に培うこととは、自己を發揮し自立した生活にむかうようになる大切な基礎となる。

さて近年、めまぐるしい社会の変貌に伴いこどもをとりまく

環境も大きくかわってきた。核家族少子家庭による愛情過多、過保護、過干涉が自立心をそがない、受け身の態度をつくっている。一方、物が豊富で食べることにもぜいたくなっている。こどもたちの中でも“食べ物をかむ”ということすらできないこどももいる。そのためあごの骨が弱く、歯並びも悪かったり歯も弱くなっている現状である。

## (3) 研究仮説

A. 園生活の中で望ましい活動や体験を十分にすることにより、たくましい身体と健康な心が育ち、自立の芽ばえを育っていくのではないか。



イ 一人ひとりの子どもの実状に応じて、保健指導の適切な援助をおこなえば、健康で安全な生活をするために必要な習慣や態度を身につけていくであろう。

#### (4) 研究の構想

#### (5) 研究の視点

私たちは、幼児期の歯の健康が心身に及ぼす影響はどんなことだろうか。そして歯の保健指導は家庭との連携が先か、園教育が先かといった極めて幼稚な論議をした。そして得た結果は、

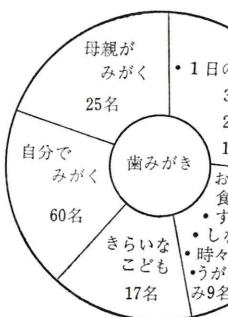
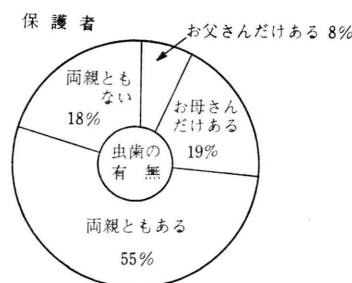
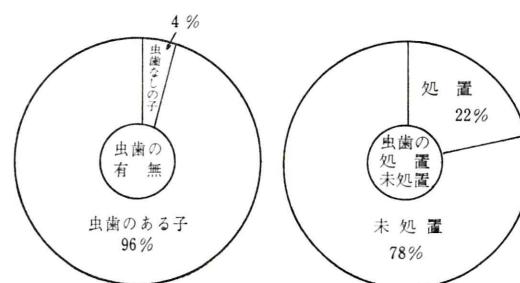
ア 歯と体の部分とのつながりが将来生命にどうかかわるのかを理解し、教師自身が共通理解すること。

イ 教師が幼稚園での教育の中でやるべきことをやった上で、保護者の納得をえて家庭に協力を求め、歯の保健ということをいっしょに理解していこう。

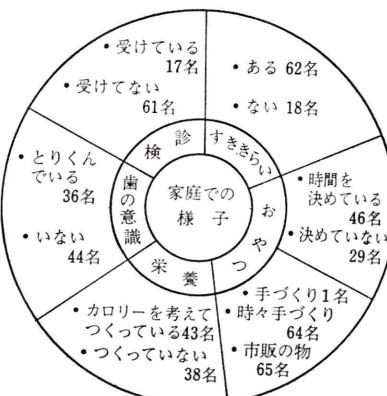
という基本的な姿勢をまず確認した。

### 3. 研究の実践

#### (1) 実態調査



- 質問事項**
- はみがき粉について
  - 乳歯の虫歯は、永久歯にどう影響するか
  - 定期検診について
  - フッ素の効果についての賛否
  - 歯質の違いについて
  - 歯の治療時間について
  - 歯並びについて
  - 乳酸飲料と虫歯の関係について
  - 歯と食べ物の関係について



#### (2) 実践事例

一年保育 5歳児、男児37名、女児41名、保護者78名。

#### ア. 事例 1

(ア) 主な活動 みんなで歯をみがこう。

(イ) ねらい 歯の大切さを知り、親子で楽しく、はみがきをする。

#### (ウ) まとめ

○一部の保護者だが、歯に対する意識が高まった。

○痛い時にしか歯医者に行かないということに問題もあるという話し合いまで進み、半年に1回ぐらいは検診を受けようという予防医学にまで話が進んだ。

#### イ. 事例 2 お互いに勉強しましょうね。

(家庭教育学級より)

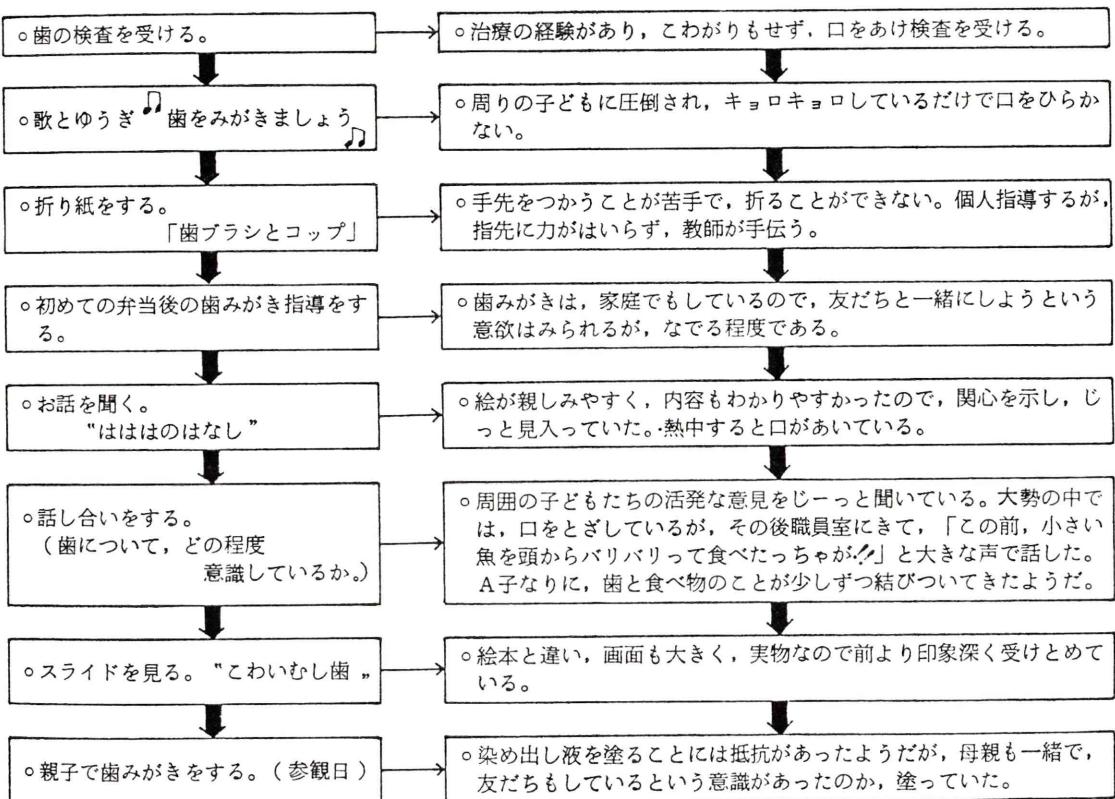
(ア) 学習課題 「よい歯と健康」

(イ) ねらい 健康な子を育てるためにスライドを見ながら歯の大切さを知る。

(ウ) まとめ (家庭教育学級長より)

- 子どもだけでなく、自分の歯も大切にしていこうという話し合いができた。
- 栄養面に気をつけること、特にカルシウムの大切さがわかり、おやつの与え方等の話も出てよかったです。
- 話し合いの中で、学級生同志のつながりが深まり、とてもうれしかった。

## (活動の流れ)



## ウ 事例 3 A子とともに――

「先生、上手に食べれるよ。」

父・母・兄・祖母の5人家族。過保護で、生活経験が乏しい。

## (ア) 園の保護指導において

(5月中旬～7月中旬)

## (イ) 園生活において

	幼児の姿	弁当時の様子	教師の対応	考察
4月中旬～5月中旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身のまわりの始末もひとつひとつ「○○しようね」と声をかけ、手をかさないと不安げにしていて、自分で行動できない。</li> <li>○汚れることに抵抗があり遊べない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○初めての弁当日、友だちの食べる様子を意識はしているが、取りかかりが遅く全くうれしそうではない。ごはんには全く手をつけず、あまりかむ必要のないゼリーや果物を少し食べただけ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○連絡帳にて弁当の様子を知らせる。帰宅後、おなかがすいたらしく“残りの弁当は食べました”との返事が翌日くる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教師を意識しているので、楽しく食べる気持ちを大切にしあまり強制はしなかった。</li> </ul>

5月 中旬 ～ 6月 中旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過保護のため片付けができず、あちこちに自分のものが落ちていても気付かず、平気である。</li> <li>○ 初めて砂場に裸足で行き水たまりに砂を投げこむことが楽しいらしく、ひとりで何回も同じことを繰り返していた。砂の感触もよかったです。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 園庭での弁当では友だちを見つけられない。はしを持つ手にも力がはいらず口も動かさない。</li> <li>○ 教師を意識しながら少しづつごはんを口に入れようになるが、かまざにお茶で流し込むようにして食べる。おかずもごはんも食べる量は少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 声かけをしてすわらせる。</li> <li>○ いっしょに“かむ”練習をさせてスプーンで食べさせる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教師といっしょにかむ練習をしたりおしゃべりを楽しみ笑顔がでてきた。</li> <li>○ 友だちと食事をする喜びよりも食べることの大変さを味わった。</li> <li>○ 教師との会話を多くし自信をもたせる指導がポイントと思われる。</li> </ul>
6月 下旬 ～ 7月 上旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 裸足に抵抗がなくなる。</li> <li>○ 絵を描くことが好きで、部屋でのあそびのほうを好む。少しづつ友だちといっしょのことが多くなり、表情も明るくなってきた。</li> <li>○ 機嫌のいい日は、自分からどんどん話してくるが、早口で不明瞭な所が多くある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ そぼろごはんをスプーンで口に運ぶことが上手にできずにポロポロ落す。量も少なくあまり食べられない。</li> <li>○ 七夕見学の途中立ちよった初めての園では、弁当をあけようともせずにボーッとしている。教師の声かけで食べはじめた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食べ方(かみ方)の練習をするため、食べやすいおにぎりをしばらくの間入れてもらうよう連絡する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ “ごはんをかむ”という事を教師とすることにより、少しづつ口を動かしはじめる。</li> </ul>
7月 中旬まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 友だちに広がりがあまりみられないが、日常生活に必要な言葉が言えるようになる。</li> <li>○ 製作なども自分の手で最後まで作り上げる楽しさも徐々に味わい、時間はかかるっても一生懸命がんばる姿がみうけられるようになる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 園では、緊張もとれいつもいっしょの友だちとだが、楽しく食べれるようになる。量は少ないがどうにか食べ終われるようになりつつある。声をかけると、“がんばって食べよう”という表情をみせはじめた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一人にならないうように仲良しの友だちとすわらせる。</li> <li>○ 友だちの食べ方を参考にさせる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「A子ちゃん、ニャンニャンってかもうね。」と声かけをすることにより、かむことが徐々にできはじめ口を動かすことの大切さを意識はじめた。</li> </ul>

#### (ウ)まとめ

- 幼い時から、やわらかい物しか食べず、「かむ」という基本的なことができていなかったために、食事の量が少なく、ことばの発音が不明瞭で、すべてに自信がなく、無気力であるなどかむ力がすべての発達に大きく影響することがわかった。
- 歯の保健指導を通して、歯みがきを親子で実践し、スライドをみたことで、歯の大切さがわかってき、「かむ」ことを意識はじめた。

○ 保護者と本音で話し合えるように、園での実態、今までの個人観察などの記録を生かし、今後、十分話し合えるようにしていきたい。

#### エ. 事例4 「がんばりっこを通して」

##### (ア)ねらい

- 健康・安全な生活に必要な習慣や態度を身につける。

##### (イ)指導にあたって

幼児期は、基本的な生活習慣や安全についての基本的な習慣や態度を身につけるのに適

切な大切な時期である。また、基本的な生活習慣とは、衣食住にかかわる基本的な習慣で、社会性や自立の基礎になるとを考えている。この「がんばりっこ」は、そうした考えのもとに幼稚園と家庭とを通して望ましい習慣や態度が身につき、自立できる子どもに育ってほしいと願って作成し、実践している。

(ウ) Kの場合——「ぼく、がんばってるよ。」

母、姉(二人)、兄、本人の5人家族。明るく、やさしい性格である。母親が働いているので帰宅時間が遅くなったりなど、不規則のため生活面での躊躇が十分にできない。園生活の中では、のびのびと遊び、戸外活動が大好きである。あそびもどんどん広げていき、時々、もめたり、失敗したりもあるがその人のよさで、友だちに親しまれている。

(エ) 反省

K男のがんばりを通して、家庭での生活の様子や母親の考え方、悩んでいる事などを知ることができ、一人一人を理解するという面でもとても役立っている。一学期実践し、『最初の頃は、歯みがきを言わなければしなかったけど、今では「歯みがきをしなかった」と自分からするようになりました』という感想をもらい、少しずつは、自分でやろうという意識が高まっていることを知ることができた。

#### 4.まとめ

##### (1) 研究の成果

本園の目標は、「心身ともに健康で、何事にも自分で進んで取り組む子ども」である。自立をめざす園児づくりを軸にして、この研究を実践してきたことは大変よかったと思っている。研究していく中で、歯は、「からだ全体の健康の入口」というくらい大切ななものであり、幼稚園生活での活動に、生き生きと取り組むことのできる根源にもなるということがわかった。本園の実践は、成果どころかまだこれからという段階であるが、ひとつひとつの実践を通して教えられたことを研究の成果と受けとめてのべてみた。

○正しい歯みがきの指導法や虫歯のこわさのスライドをみたりして、歯への意識が高まった。

○乳歯や永久歯の基礎ができるのが、想像以上にはやいことや歯が私たちの生活や健康のすべてに大きく影響していることなど、教師自身が、歯に対する意識が高まった。

○がんばりっこや健康だよりを中心に、保護者への積極的な啓蒙が、日常生活の中で、少しずつ定着していくようになった。

##### (2) 今後の課題

○子どもの生活のリズムの中に、歯みがきを定着させていく援助や手だては、どうあったらよいか。

○総合的な生活の中に、保健指導の年間計画をどう位置づけていくか。

## 【発表 2】

## 「むし歯予防の取り組みを通して基本的生活習慣 を体得させるための効果的指導の工夫」

——地域・家庭との連携を図りながら——

熊本県菊池郡泗水町立泗水西小学校教諭 原田和幸

### 1. はじめに

本校区は、熊本市の北部に位置し、合志川の下流の豊かな田園に約340戸が8つの地区で近代農業にいそしんでいる平和郷である。学校は、その中心に所在し、周囲1kmのまとまった校区から110名の児童が通学している。また、創立115年という古い伝統をもった学校である。

保護者は、米作を中心に、酪農、たばこ、メロン、西瓜等の農業で忙しく、また、最近は進出工場での勤めも多くなり、共働きの家庭が増加した。その結果、児童への目配りや気配りの不足から、児童の基本的生活習慣が欠如し、ここ数年、学力低下をはじめいじめなどの問題などが悪化の傾向をたどってきた。

そこで、一昨年、全職員でたび重なる話し合いの場を設けた。そして、今までの学習指導の研究が、指導内容や指導過程の研究のみに終始していなかったか、指導をうける側の児童にその態勢が整っていなかったのではないか等の反省のもとに、①日常生活全般における自己抑制力の育成、②児童に対する目配り気配りの強化と善行の賞賛、③後ろ姿の教育の実践、④学習訓練と集団づくりの強化を中心課題として一年間取り組んだ。その結果、①そうじなどの作業を労をいとわず行うようになったこと。②校内におけるいじめや仲間外れの激減、③授業中の姿勢の良くなうこと。④集中力の高まりによる学力の向上など、児童の態度、行動が良い方向へと向かいつつあった。それを見て、保護者も子育てに対する意識が変容はじめ、全体的に良いムードになっていった。

そんな折、むし歯予防推進指定の話があった。

むし歯予防の取り組みを中心に据え、今までの取り組みを系統化、構造化することにより、より一層子どもたちを高めることができるのでないかということで喜んで指定をうけることにした。

そして、現在に至っているわけであるが、いざ取り組んでみると幅が広く、試行錯誤の連続であり、十分な成果をあげるまでには至っていないが、この機会に、諸先生方の御指導、御助言を頂き、それをもとにして、今後一層の努力を積み重ねていきたい。

### 2. 研究内容

#### (1) 主題設定の理由

本校児童は、明るく純朴でのびのびしている反面、他への依存心が強く、主体性に欠ける。また、服装や容儀に対する関心が薄く、基本的生活習慣が身についていない。さらに向上への気力に欠ける面も見られる。歯についてみてみると、歯科検診の結果、う歯保有率が88.3%，児童一人あたりの平均う歯保有数も5.3本という状態である。これは、児童はもちろん、地域・家庭においても、歯に対する関心が低いことや、歯みがきの仕方、日常の食生活とも大きく結びついているとも考えられる。また、校区内に歯科医がないため、治療率も低い。

このようなことを考慮しながら、歯科保健を通して望ましい保健衛生習慣や体力、気力づくり、さらに基本的生活習慣を身につけさせることをめざし、現在及び将来にわたって健康で明るい生活を営むことができるようにならべたいということで本主題を設定した。

## (2) 研究の基本方針

文部省の歯の保健指導の手引きに示されている目標をふまえ、児童に基本的生活習慣を体得させるために、以下の点を重点事項として取り組む。

- ア 日常生活全般において、児童に気力・意志力を身につけさせる。そのために、教師は児童に対し、常に目を向ける。そして、善行を見逃さず賞賛する。また、教師自らが率先垂範し、後ろ姿の教育を心がける。
- イ 学級指導を中心として、学校教育活動全体を通して歯に関する指導を行い、児童の意識を変容させ、児童自らがむし歯予防に主体的に取り組む態度、習慣を身につけさせる。
- ウ 学級指導年間計画の改善と実践力を高める指導法の研究に心がける。
- エ 食生活、歯みがきの実践の場は、主に家庭にあるので家庭との連携を密にし、また、家庭への啓発活動を推進する。

## (3) 研究の全体構想

### (4) 研究の実践

#### ア 実態調査

⑦ 歯科検診を1年に2回（5月と9月）行っている。そして、児童のう歯保有の状況、治療の状況等を調査し、その都度治療の必要な児童には、すぐに家庭連絡を行い、治療を勧告している。

⑧ 歯と生活習慣に関する調査を、昭和63年度は、4月、9月、1月、本年度は、5月に実施した。そして、児童の意識や行動の変容を調べた。

⑨ 歯みがきの状況の調査（染め出し、歯みがきカレンダー）を定期的に行ってきた。

これらの調査を行うことにより、その時点での児童の実態を把握し、指導の反省及び課題を明確にすることに役立てた。

#### イ 気力・意志づくり

児童に、自己抑制力（がまんする力）がついたときにはじめて集中力や自己解決力が育つと考える。そうすれば、あたり前のことがあたり前にできる。すなわち、基本的生活習慣が定着するという仮説のもとに、次のような取り組み

を行っている。

⑦ 全校体育（目ざしまラソンと乾布まさつ）の年間を通じての実施。（週5回）

⑧ 授業中の姿勢指導

⑨ そうじ指導

⑩ 5分間の歯みがき指導やおやつのがまんの呼びかけなど

もちろん、これらは、まず教師が率先して実行している。そして、常に児童の行動に目を向け、良い行動への変容を見逃さず、ほめることを全職員で実践している。

体育的行事も、最大のねらいをこの気力づくりとし、日常の取り組みが、どれだけ実を結んだかの評価の場としてとらえてきた。

ウ 児童の意識を変容させ、児童自らがむし歯予防に主体的に取り組むための指導

⑪ 学級指導の充実

a 時数の確保

特設時間で計画的に行う1単位時間の指導は、年度当初に教育カレンダーに位置づけた。（歯科保健4回）また、1/2単位時間の指導は、月に3回、土曜日の3校時終了後に位置づけて指導をしている。（歯科保健7回）

その他、本校では、水曜日6校時を学級の時間（担任裁量の時間）とし、学級集団づくりや遅進児の指導を行っているが、歯科保健に関して補わなければならない内容の指導や個別指導等もこの時間に実施している。

b 歯の保健指導学年別要素表を作成し、各学年児童の能力や発達段階を考慮し、発展的系統的指導ができるよう配慮した。

c 学級指導の授業研究会を計画的に実施している。（1学年、ロング、ショート各1回）また、参観の視点を決め、全職員でそれを分担し、観察記録して、事後研究会の資料として生かしている。（教師の発問、板書、児童の反応、資料の提示、学習上のしつけなど）

d 学級指導（ロング、ショート）、日常指導

(朝の会、帰りの会、歯みがきタイム) の指導内容に関連性を持たせ、継続的、累積的指導ができるようにしている。

① むし歯予防の習慣形成と児童の自主的実践活動

- a 歯みがきタイムを給食後に5分間位置づけ、テープを流し全校一斉で行っている。
- b 歯みがきの実践化、習慣化を図るために、月ごとに歯みがきカレンダーを配布し色をぬらせている。歯みがきカレンダーは、学級に常時掲示し、実施状況の悪い児童には、隨時、教師が助言や励ましを行っている。
- c 長期休業中は、親子で競争して歯みがきができるように、親子歯みがきカレンダーを配布している。
- d 染め出し検査の結果を、個人カードに記入し、自己評価させながら、特によごれのひどい児童には、給食後の歯みがきタイム個別指導を行っている。
- e 学校教育目標の具現化を図るために、各学年40項目程度からなる「児童像」を作成し、定期的に自己評価させている。そして、各自に自分の身についていない点を明確にさせ、次回は、努力して○になろうという意欲を持たせるようにしている。
- f 間食指導に関しては、むし歯発生のしくみを理解させたうえで、①砂糖分が少なく粘着性のないものをとる。②1日1回、時間と量を決めてとる。また、水分と一緒にとる。③食べた後は、必ず歯をみがく(できないときはブクブクうがい)などを指導している。5、6年生では、自己抑制力を身につけさせるという観点からもおやつは極力控えるということを指導している。
- g 児童の感性に訴え、「歯を大切にしなければ」という意識をもたせるために、歯科医師会からむし歯や歯肉炎等の写真やスライドを定期的に借りうけ、学級指導で資料として見せたり、児童の目に付く場所に掲示したりしている。
- h 学級会活動、委員会活動、集会活動、代

表委員会等では、児童の主体的活動を促し、歯の健康に関する意識の高揚を図っている。(容儀検査、月目標の決定、善行の呼びかけ、歯に関する劇・歯みがき表彰など)

エ 家庭、地域社会との連携

⑦ 歯みがきの促進

親子歯みがきカレンダー、親子染め出し検査、歯みがきの講習会、むし歯予防に関する講演会等を通して、「親(大人)が変われば子も変わる」を合言葉に、歯みがきの促進を呼びかけている。

⑧ 広報活動

保健だより、歯科保健だより、学級通信、PTA新聞「若竹」等で、むし歯予防推進を呼びかけている。

⑨ 懇談会

学級懇談会を1年間に5回、地区懇談会を1年間に2回行い、保護者、地域住民に後ろ姿の教育を呼びかけている。

⑩ 学校保健委員会の開催

学校保健に関する諸問題を話し合い解決し、その実践を推進し、児童の健康の保持増進を図ることを目的として、学校保健委員会を年に3回開催している。協議された事項は、職員会を通じて全職員に連絡し、学級への徹底を図り、実践活動が展開されるようにしている。また、PTA会長、母親部会長が中心になり、PTA会員全体に呼びかけ、会員ひとりひとりの意識を高めるようにしている。(新井戸端会議の勧め)

オ 全職員の共通理解を図るために

⑪ 毎月職員会議を実施し、月目標の反省や、次の月の指導の重点等について話し合うようにしている。

⑫ 2校時と3校時の間の15分間はなるべく職員室に足を運ぶようにし、お互いの情報交換や指導上の悩みをリラックスした雰囲気の中で出し合うようにしている。

### 3. 研究の成果

児童を望ましい生活行動へと変容させるために

は、短期間ではむずかしく、長期にわたってくり返し指導が行われなければならない。また、教師間の共通理解はもとより、学校、家庭、地域社会の連携を密にした同一方向への取り組みが必要である。本当の成果は、児童が社会人として成長し、誰からも束縛されなくなったときにどういう行動をとるかによって評価できると思うが、これまでの研究を通して、一応次のような変容が見られる。

- (1) PTAの活動の中心課題に後ろ姿の教育の実践がうち出され、これまでのPTA活動が児童を喜ばせる行事の消化のみに追われていたのから、児童をどのように育てるかという視点での話し合い活動等が多く行われるようになり、子育てに対する親の目の色が変わった。
- (2) 学級指導、日常指導等によりむし歯予防に関する知識がかなり身についてきた。そして、ほとんどの児童は、知識を実践にうつし、歯みがきの習慣もついてきた。
- (3) 児童会活動の運営が、児童の手で主体的に行われるようになってきた。
- (4) チャイム2分前の動きができるようになり、動作がきびきびしてきた。また、学習

中の姿勢が良くなり、発表時の約束事（話し方、聞き方）も守られるようになり、集中力が増した結果、学力も向上した。

- (5) 学校を良くしようという気運が高まり、トイレのスリッパ並べや窓の開閉、校内のちり拾い等の小さな善行をさりげなく行う児童が増えてきた。
- (6) 保育園でも、しつけ面に努力され、昨年度入学児に比べて本年度入学児の生活態度には格段の差が見られる。（話の聞き方、応対のしかた、歯のみがき方、はしの使い方等）

#### 4. 今後の課題

- (1) 全体的に見るとむし歯予防の意識が高まり、実践化、日常化に結びつきつつあるが、歯の健康に関心の低い児童もいる。今後、個別指導の徹底と家族への働きかけを強化したい。
- (2) 点から面への歯科保健の拡大を実践する中で、家族ぐるみの活動をより充実させなければならない。
- (3) 指導方法の工夫と改善に努めたい。
- (4) 施設、設備の充実が必要である。



## 【発表 3】

## 学校を中心とした歯の保健指導の充実を図るためにどうしたらよいか

鹿児島県東町立鷹巣中学校教諭 中 迫 俊 明

### 1. はじめに

本校は、海の碧さと山の緑に囲まれた豊かな自然環境の中にあり、そこで学ぶ生徒たちは、明るく純朴である。近年、経済的にも豊かになりつつあり、地域住民の教育に対する関心も高くなっている。

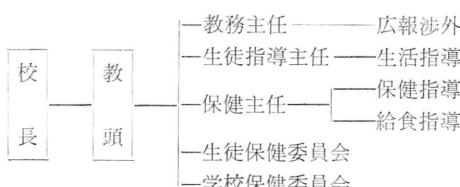
しかし、地域の医療施設等はまだ十分とはいえない、重病人が発生したときなどは出水市、阿久根市まで治療に出かけていかなければならぬ現状である。

本校の保健指導上の課題は、むし歯の保有者ならびにむし歯の未処置者が多いことである。むし歯が1本もない生徒は、昭和63年度は全校生徒232名中わずか1名であった。

そこで、本校では昭和63年度から平成元年度までの2年間、歯の健康啓発推進事業の研究協力校としての指定を機に、生徒の歯の健康状態を良くするために、生徒自身の意識を高めること、歯磨きを生活の一部として習慣化すること。そのためには家庭や地域への啓発が重要であるとして研究を進めてきた。

### 2. 研究組織

本研究のための特別な組織は作らず、校務分掌の各係により分担、連携しながら研究を進めいくことにした。



### 3. 研究内容

歯の保健指導の充実を図るためにには、学校における指導が大切であることはいうまでもないが、家庭、地域との連携を密にし、三者一体となった取り組みが極めて重要である。そこで、学校における保健指導の充実を図ること、家庭、地域への啓発を図ることを重点課題として取り組んでいる。(別紙資料1)

(1) 学校における保健指導の充実を図る。

#### ア 歯の定期健康診断の年2回実施

昭和62年度までは、歯の定期健康診断を4月に1回だけ行っていたが、生徒たちに自分の歯の状態をよく理解させるためと、むし歯を治療した後、自分の歯を大切にしようという意識を高めるために、4月と11月の年2回実施するようにした。また診断の後は、治療カードを再三提出させ早期治療を促している。

#### イ 保健安全教室の実施

本校は、保健安全教室として創意活動の時間から2時間確保し、毎年6月と10月に次のような事業を実施している。6月のむし歯予防週間には、養護教諭の作成した資料に基づき学級担任、保健主任、養護教諭等による学級指導及び全体指導、学校歯科医による講話など毎年内容等を変えて行ってきた。本年度は、「歯磨きをしても、正しい歯磨きができる生徒は少ない。」という学校歯科医の指摘を受けたので、歯磨きの実技指導を次のような内容で行った。

歯ブラシの選び方、スクラッピング法による歯磨きのやり方などを絵やスライドを用いて説明し、カラーテスターで歯垢の染めだしを行い、

自分の磨けていない所を鏡で確認させてから、歯磨きをさせた。

## ウ 「歯の日」の設定

本年度から毎月8日を「歯の日」として設定し、この日は必ず学級指導の時間に歯の健康について指導するとともに、学級担任も生徒と一緒に歯磨きをするなどして、むし歯予防の意識を高めている。

## エ 生徒会の広報活動

生徒会保健体育部が中心となり、全校生徒から歯の健康に関する標語を募集し、優秀作品は校内の掲示板に掲示する。

標語例 1

「きれいな歯 家族みんなで磨こうね。」

## 標語例 2

「きれいな歯　きれいな息は歯磨きで。」

才 納食後の歯磨き指導

給食後は、生徒全員が歯磨きをするようになった。生徒のアンケートによると歯磨きをやられているという意識が徐々になくなってきており、習慣化しつつある。

(2) 家庭、地域への啓発を図る。

## ア 学校保健委員会を中心とした学級PTAでの啓発

本校は、学校保健委員会を年3回、各学期末PTAの前に行っている。特に一学期の学校保健委員会では、学校歯科医にも必ず出席してもら、「歯の健康」をテーマに指導して、もらっている。また、4月の健康診断の結果とその後の治療状況等や、学校歯科医の指導講話をもとに協議を行い、各委員が午後の学級PTAで報告している。

本年度は、「親子共に正しい歯磨き」ができるようにということで、保健安全教室で行ったカラーテスターによる歯垢の染めだしとスクランピング法による歯磨きの仕方について実技研修を行った。また、各家庭にもカラーテスターと資料を配布して、各家庭で正しい歯磨きができるようにした。

## イ 治療依頼書による治療の促進

#### 4月と11月に実施した歯の定期健康診断の検

査結果を一人ひとり治療依頼書に記入し、保護者に子供のむし歯の保有状況を知らせるとともに、できるだけ早目に治療するように促している。

治療が完了したら、治療完了カードを学校に提出するようにしている。

## ウ 地域別教育懇談会での啓発

本校では、保護者と教師が生徒の生活、学業、健康等について遠慮なく話し合い、子供のよりよい伸長を図ることを目的として、夏休み前に地域別に教育懇談会を実施している。学校からは、校長、教頭、地域担当教諭が出席し、保護者や地域の方々と心ゆくまで話し合いがなされている。

地域別むし歯治療状況(図1)の資料も示し歯の健康とむし歯予防について、具体的な話し

●治療完了 ○未治療 ▲むし歯なし

未検査

図1 地域別むし歯治療状況

合いを行い、保護者の理解と協力をお願いした。  
エ 町の広報誌による啓発活動

本年度から町の広報誌「広報 あづま」にも歯の健康について掲載してもらい、地域住民全體の意識の高揚を図るようにしている。

#### 4. 研究の成果

歯の健康診断（表1）の結果から、最近3年間で生徒達の歯の状態が徐々に良くなってきていている。C<sub>1</sub>～C<sub>4</sub>までのむし歯の数が少なくなり、昭和62年と元年度のDMF指數を比べると1.1少なくなっている。

表1 歯の健康診断の検査結果

	62年度 4月	63年度 4月	元年度 4月
C <sub>1</sub>	847	746	435
C <sub>2</sub>	275	193	229
C <sub>3</sub>	39	22	11
C <sub>4</sub>	4	1	1
D 未処置歯の数	1,165	962	676
M 壊失歯の数	4	4	10
F 処置歯の数	1,131	1,186	1,270
D+M+F	2,300	2,152	1,956
DMF歯数 1人あたりのむし歯の数	9.8	9.3	8.7

また、むし歯が1本もない美歯者が63年4月はたった1人であったのに対し、平成元年4月は32名に増加してきた。

なお、歯磨きに対するアンケートの結果では

「なぜ、歯磨きをするのですか。」という問い合わせて、下の表2のような結果を得た。

表2 アンケート結果

むし歯になる から	口の中が気持ち 悪いから	→	その 他
43.4%	46.2%	7.7%	2.7%

歯を丈夫にしたい

この選択肢の中には、先生に言われるから、友人もするから、親に言われるから、ただ何となくなどというものも含まれていたのであるが、そのようなものは現在では、ほとんどみられなくなっている。

以上のようなことから、これまで本校が取り組んできた歯の保健指導の結果、生徒達の歯の健康状態が徐々に良くなりつつある。生徒達も自主的、積極的に歯の健康について自分の問題としてとらえ、実践する態度や習慣が身についてきていると思う。

#### 5. まとめ

これまで本校では、歯の保健指導は校内での指導はもちろんのこと、家庭や地域への啓発も大切であるという視点に立ち、色々な取り組みをしてきた。その結果として生徒の歯の健康に対する意識も高まり、歯の状態も良くなりつつある。

今後もむし歯の治療をさらに促進し、治療率100%を目指すとともに、むし歯治療の促進だけでなく、予防の重要さについて更に認識を高め家庭・地域ぐるみの歯の健康づくりを推進していきたい。

## 【資料1】

## 平成元年度 歯の健康啓発推進事業計画

東町立鷹巣中学校

月	実施内容	学校	家庭
4月	1) 保健調査 2) 歯の定期健康診断 3) むし歯治療カードの配布 4) 歯の定期健康診断結果の資料展示	1) 給食後の歯みがき 2) 歯みがき調べ (生徒会保健体育部)	1) 食後の歯みがき 2) むし歯の治療
5月	1) 歯の健康に関する標語・ポスターの募集	1) 給食後の歯みがき 2) 歯みがき調べ (生徒会保健体育部)	1) 食後の歯みがき 2) むし歯の治療
6月	1) 歯の衛生週間 標語・ポスターの展示 「保健安全教室」 (全体学習・指導)	1) 給食後の歯みがき 2) 歯みがき調べ (生徒会保健体育部)	1) 食後の歯みがき 2) むし歯の治療 3) 地域別教育懇談会 (地域別治療状況資料配布)
7月	1) 歯の健康に関する意識調査 2) 学校保健委員会 3) 「むし歯予防のしおり」の作成と家庭への配布	1) 給食後の歯みがき 2) 歯みがき調べ (生徒会保健体育部) 3) 学級指導 4) 治療カードの作成及び配布 (生徒会保健体育部)	1) 食後の歯みがき 2) むし歯の治療 3) 地域別教育懇談会 (地域別治療状況資料配布) 4) 歯みがきカレンダー
8月	1) むし歯の治療促進	1) むし歯治療促進月間	1) 食後の歯みがき 2) むし歯の治療 3) 歯みがきカレンダー
9月	1) むし歯治療状況の把握	1) 給食後の歯みがき 2) 歯みがき調べ (生徒会保健体育部) 3) 歯ブラシ・歯ブラシケースの点検	1) 食後の歯みがき 2) むし歯の治療
10月	1) 食事調査	1) 給食後の歯みがき 2) 歯みがき調べ (生徒会保健体育部)	1) 食後の歯みがき 2) むし歯の治療
11月	1) 第2回歯の検査 2) 歯の検査結果集計	1) 給食後の歯みがき 2) 歯みがき調べ (生徒会保健体育部) 3) 個別指導	1) 食後の歯みがき 2) むし歯の治療
12月	1) むし歯の治療促進 2) 学校保健委員会	1) 給食後の歯みがき 2) 歯みがき調べ (生徒会保健体育部) 3) 治療カードの作成及び配布 (生徒会保健体育部)	1) 食後の歯みがき 2) むし歯の治療 3) 歯みがきカレンダー
1月	1) 歯みがき指導	1) 給食後の歯みがき 2) 歯みがき調べ (生徒会保健体育部) 3) 歯みがき推進月間 4) 歯ブラシ・歯ブラシケースの点検	1) 食後の歯みがき 2) むし歯の治療 3) 歯みがきカレンダー
2月	1) むし歯の治療促進	1) 給食後の歯みがき 2) 歯みがき調べ (生徒会保健体育部) 3) むし歯治療促進月間	1) 食後の歯みがき 2) むし歯の治療
3月	1) むし歯の治療促進 2) 学校保健委員会 3) 歯科講演会	1) 給食後の歯みがき 2) 歯みがき調べ (生徒会保健体育部) 3) 歯の健康生活の反省	1) 食後の歯みがき 2) むし歯の治療 3) 歯みがきカレンダー

※ 毎月8日を「歯の日」とし、給食後の歯みがきの時間や短学活を利用して指導する。

※ 町の広報誌に歯の健康について記載してもらい、地域住民の意識を高める。

## 【発表 4】

## 幼(保)・小・中学校の一貫性を図る歯の保健指導を 進めるためにはどのようにしたらよいか

鹿児島県松山町立松山小学校 学校歯科医 朝川 慧

### 1. はじめに

松山町は、大隈半島の東部、曾於郡のはば中央に位置し、東西に狭長して、人口5,500人の畜産・園芸の盛んな純農村地帯である。町内には保育園3、小学校3、中学校が1校あり、後述する歯の健康啓発推進事業を中心にして幼・小・中が連携を図りながらむし歯予防活動を進めている。なお、本町は全国でも有数な高齢化地域でもあり特に、老人保健等へは積極的に取り組まれている昭和63年度の老人保健法による健康審査では、1,378人の歯科検診者があった。

昭和61年度にはむし歯予防E6保護推進事業、昭和62年度・63年度の2ヶ年は保育園を対象に鹿児島歯科学院専門学校の衛生士による歯みがき指導並びに母親への歯科保健指導を実施するとともに、昭和63年度から2年間県の歯の健康啓発推進事業の指定を受け地域ぐるみの取り組みを進めているところである。今回は、この「歯の健康啓発推進事業」を中心に述べることにする。

### 2. 歯の健康啓発推進事業の組織及び活動内容

- (1) 企画推進部の活動及び内容
  - ア 推進組織の確立及び趣旨の徹底
  - イ テーマの設定、重点事項及び活動内容の設定
  - ウ 学校歯科保健講習会の開催
  - エ 保育園・小・中学校の一貫した保健指導の目標・内容の決定
  - オ 実践事例集の作成・配布
- (2) 指導研究部の活動及び内容
  - ア 教師の理解と関心を高めるための研修会の開催

- イ 学級指導等における指導法の工夫
- ウ 保護者のむし歯予防に対する意識の高揚
- エ 学校・家庭・地域ぐるみの啓発推進活動
- (3) 調査広報部の活動及び内容
  - ア アンケート調査等による実態把握
  - イ むし歯予防のしおり等の配布
  - ウ 講習会等の開催及び広報
  - エ 実態調査及び分析・評価

### 3. 活動成果

資料1及び資料2

### 4. 考察

歯科保健で町の町民課と保健所が行っている検診事業には、1.5歳児、3歳児、5歳児かみかみ検診、妊婦検診がある。保育園は福祉課扱いの年2回の園医による検診、各学校は教育委員会扱いの年1回の検診、就学時検診がある。

歯の健康啓発推進に関しては、保健活動に係わる全ての機関が目的を一つにして、協力し合って成果が期待できるものと思われる。また、啓発活動も長い年数が必要である。しかし本年4月に担当者の異動等で事業の継続が困難なことも生じて来た。先ず町民課の老人保健歯科検診と歯科学院衛生士科の学生による保育園の園児・母親への保健指導の取り止めであった。幸いにして県学校歯科医会の行っている無歯科医地区の歯科検診ならびに学級保健指導は教育長の熱い情熱のおかげで実施できた。

今後の松山町の歯の健康啓発推進事業であるが、町の関係各課、保健所、教育委員会及び各学校長、養護教諭、保健主任、保育園園長、保母、

児童、生徒へと呼びかけを一年、二年、三年と継続していかなければ、この事業の指定を受けた結果を出すことはできないと考える。

### 5. 今後の課題

町ぐるみの歯の健康啓発を進めるには、子供から老人に至るまで一貫性のある歯の保健指導を進める必要がある。また、母親・子供は、非常に検診慣れがしているので、なん回も同じことのくり返しではなく、何か新鮮なものを企画する必要がある。それに乳幼児医療助成を医科と同じように歯科も年齢引き上げを行う。このことによって乳歯の治療を行いやすくする必要がある。

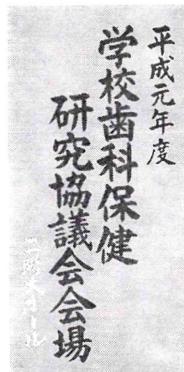
教育委員会は、要保護、準要護の児童・生徒への医療券の発行を見直し徹底を図る。福祉事務所との連絡協議会を年一回は開く。養護部会と歯科医師会と連絡を密にして各学校の学校保健委員会

の充実を図る。この時栄養士の方の参加も必ず呼びかける。

保育園においては、園医と保母との連絡を密にし、昼食後の歯みがきは必ず保母の手で園児一人一人を行っていただくようとする。

年一回は、町、教育委員会、福祉事務所、歯科医師会、保健主任会、養護部会、保母の会、栄養士会、PTA等でもむし歯予防に関する連絡協議会を開催する。

歯を含めた口腔は生命を維持していくのに一番大切な食物をとり込むところであるのに「歯は悪くなっても命に別状はない」と軽く考えられているようである。今までどこでもむし歯予防に一生懸命取り組まれて来たと思うが、啓発への一貫性がないかぎり虫歯は増加こそそれ減りはしないと考える。



## 資料 1

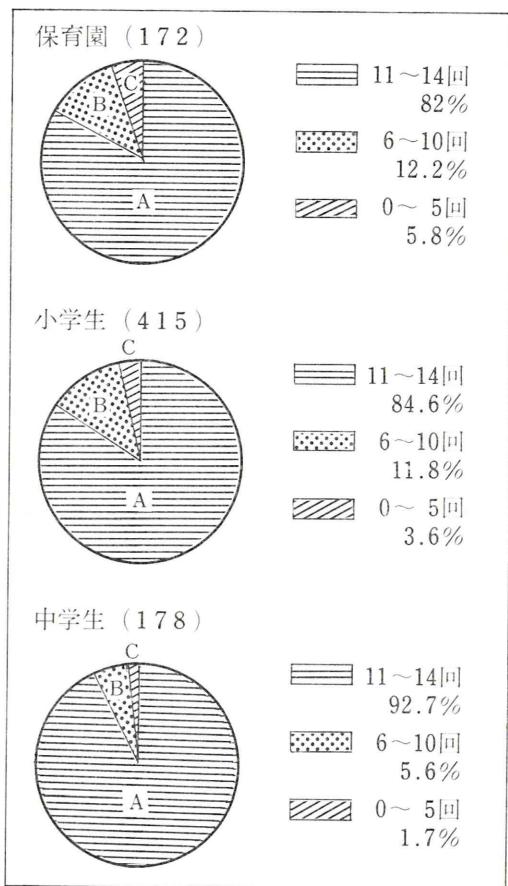
## 歯みがき等に関する集計結果

松山町歯の健康啓発推進委員会

## ◎ 園児、児童、生徒分

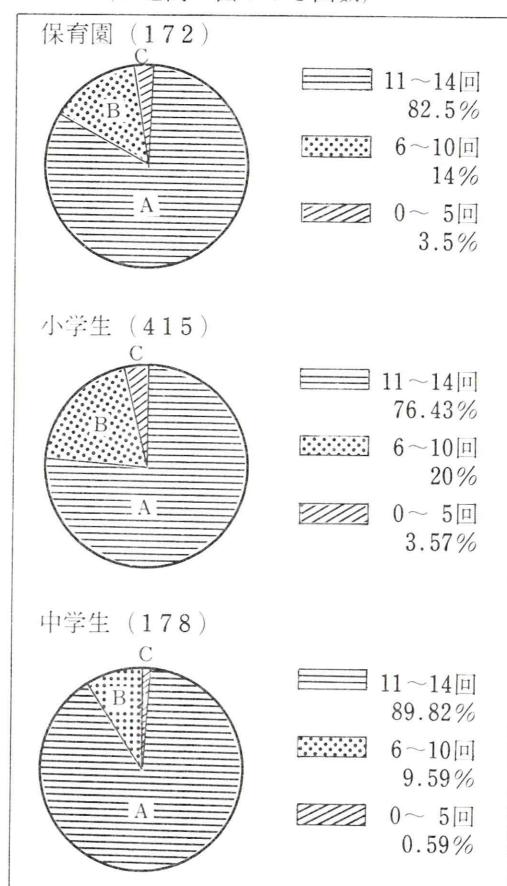
## 朝の歯みがきカレンダー集計

(2週間の歯みがき回数)



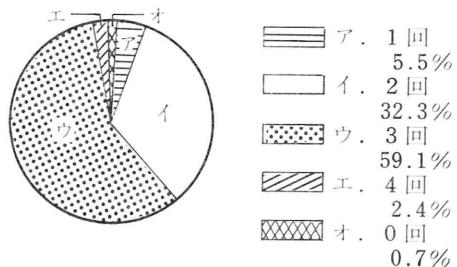
## 夜の歯みがきカレンダー集計

(2週間の歯みがき回数)

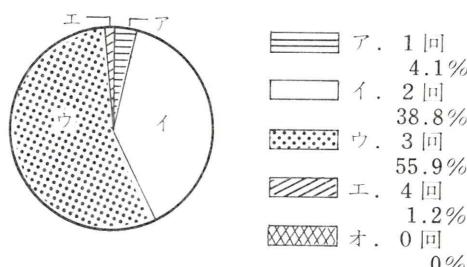


## ① 歯みがきは1日何回？

## 小学生 (418)

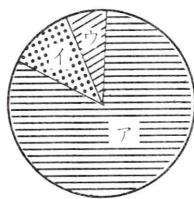


## 中学生 (170)



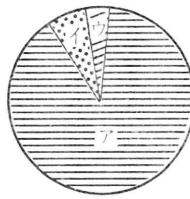
## (2) 朝の歯みがきはいつ？

小学生



ア. 朝食のあと	82.1%
イ. 起きてすぐ	11%
ウ. 無回答	6.9%

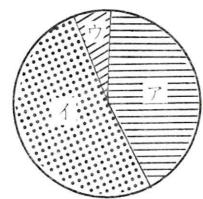
中学生



ア. 朝食のあと	90%
イ. 起きてすぐ	6.5%
ウ. 無回答	3.5%

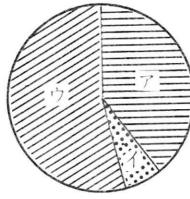
## (3) 夜の歯みがきはいつ？

小学生



ア. 夕食のあと	41.6%
イ. 寝るまえ	51.9%
ウ. 無回答	6.5%

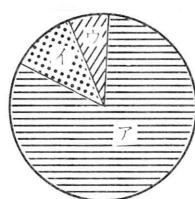
中学生



ア. 夕食のあと	39.69%
イ. 起きてすぐ	6.5%
ウ. 無回答	53.81%

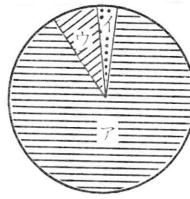
## (4) 歯みがきは自分からするか？

小学生



ア. 自分から進んで	82.1%
イ. 言われてする	11%
ウ. 無回答	6.9%

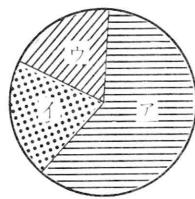
中学生



ア. 自分から進んで	90%
イ. 言われてする	6.5%
ウ. 無回答	3.5%

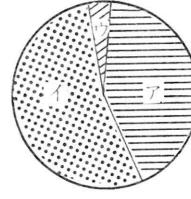
## (5) 検査の時、治療の必要な歯があったか？

小学生



ア. はい	60.8%
イ. いいえ	20.3%
ウ. わからない	18.9%

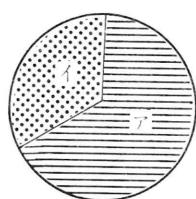
中学生



ア. はい	41.2%
イ. いいえ	55.3%
ウ. わからない	3.5%

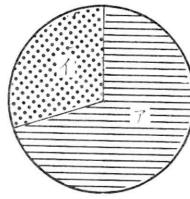
## (6) 治療は受けたか？

小学生（254）



ア. はい	66.1%
イ. いいえ	33.9%

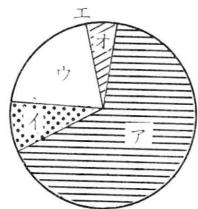
中学生（70）



ア. はい	70%
イ. いいえ	30%

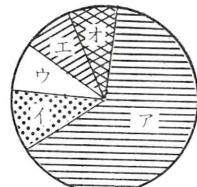
## ⑦ どうして治療を受けたか？

小学生（167）



ア. 治療カード	66.3%
イ. いたかった	7.7%
ウ. 家の人のすすめ	19.6%
エ. 先生	0.5%
オ. その他	5.9%

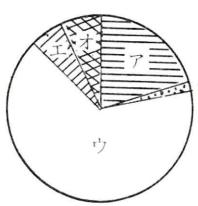
中学生（49）



ア. 治療カード	65.25%
イ. いたかった	10.18%
ウ. 家の人のすすめ	8.19%
エ. 先生	8.19%
オ. その他	8.19%

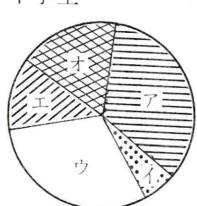
## ⑧ 治療を受けなかった理由？

小学生



ア. いたくない	20%
イ. こわい	1.2%
ウ. つれてってくれない	64.7%
エ. 時間がない	5.9%
オ. なんとなく	8.2%

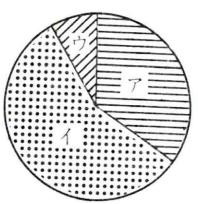
中学生



ア. いたくない	34.35%
イ. こわい	5.7%
ウ. つれてってくれない	31.43%
エ. 時間がない	11.41%
オ. なんとなく	17.11%

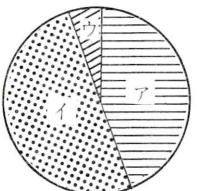
## ⑨ 歯みがき、きれいになったか気をつけるか？

小学生



ア. はい	36.1%
イ. 時々	54.5%
ウ. いいえ	9.4%

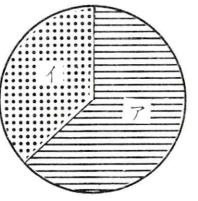
中学生



ア. はい	43.7%
イ. 時々	50.6%
ウ. いいえ	5.7%

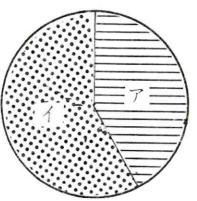
## ⑩ 歯や骨を丈夫にするものは無理して食べるか？

小学生



ア. はい	63.31%
イ. いいえ	36.69%

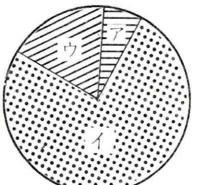
中学生



ア. はい	41.2%
イ. いいえ	58.8%

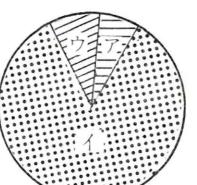
## ⑪ 歯ブラシの交換は？

小学生



ア. 定期的	6.5%
イ. 毛がひろがった時	75.7%
ウ. ひどくいたんだ時	17.8%

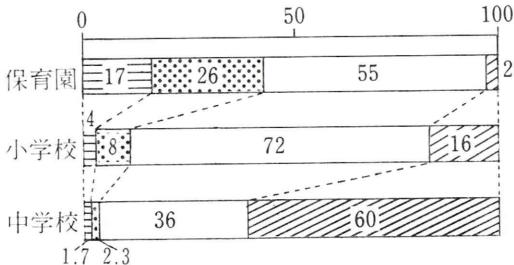
中学生



ア. 定期的	6.7%
イ. 毛がひろがった時	85.4%
ウ. ひどくいたんだ時	7.9%

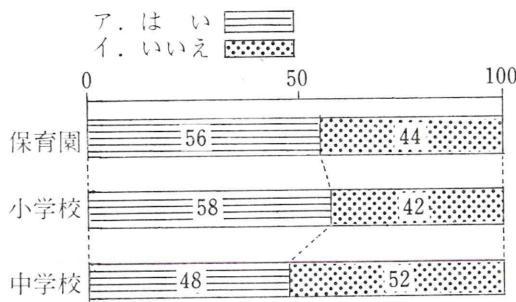
## ◎ 保護者分（保育園101、小学生251、中学生175）

歯をみがく習慣をつけるために、毎日どのようにしていますか。

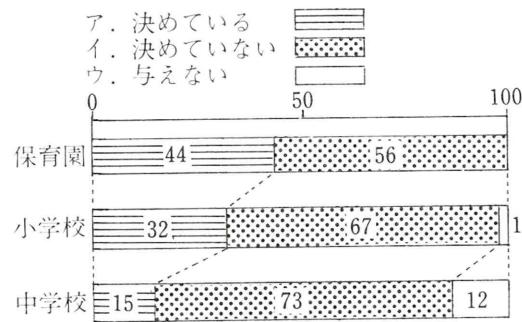


- ア. みがいてやる
- イ. あとで見てやる
- ウ. 声をかけてやる
- エ. 子供にまかせておく

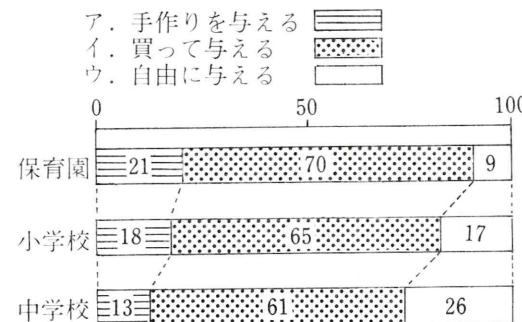
歯を丈夫にするために、食事の献立やおやつに気をつけていますか。



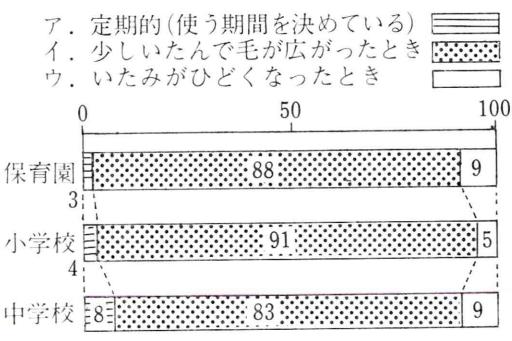
おやつの時間は決めて与えていますか。



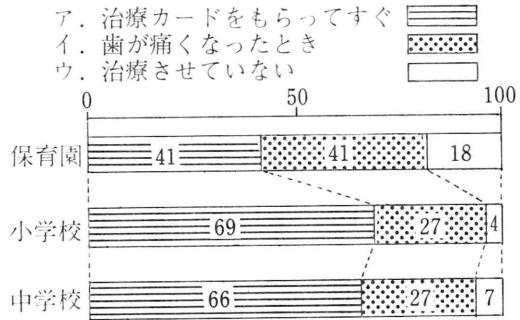
おやつの与え方はどのようにしていますか。



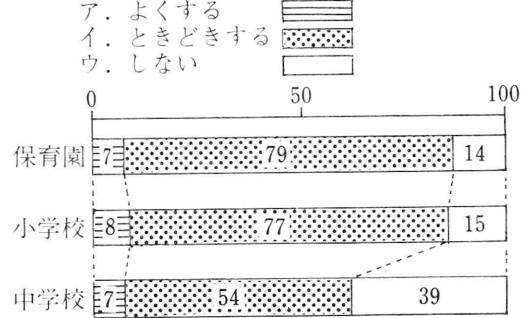
歯ブラシの交換はいつしますか。



今まで、むし歯治療はどんな時にさせましたか。



むし歯予防について家庭で話し合うことがありますか。



## 【資料2】

学校コード70の資料 N=59 M=28 F=31

	良	1	2	3
汚れ,	0%	95.9%	4.1%	0%
歯肉	0%	100.0%	0%	0%
咬合	59.3%	16.7%	40.0%	0%

## 分 布

	D	M	F
DMF歯率	49.7%	85.8	2.7
2次齶歯率	5.9%		
一人平均	9.1%		
DMF歯数			
DMF者率	92.7%		

## 最 終 的 評 価

	A	B	C	D
齶歯	7.3%	16.4%	40.0%	36.4%
異常	93.3%	0.0%	6.7%	0.0%
歯肉	83.3%	16.7%	0.0%	0.0%
咬合	59.3%	0.0%	33.3%	7.4%

学校コード72の資料 N=80 M=48 F=32

	良	1	2	3
汚れ,	0%	100.0%	0.0%	0%
歯肉	0%	100.0%	0%	0%
咬合	72.1%	20.9%	7.0%	0%

## 分 布

	D	M	F
DMF歯率	46.0%	84.7	2.0
2次齶歯率	0.6%		
一人平均	8.3%		
DMF歯数			
DMF者率	95.3%		

## 最 終 的 評 価

	A	B	C	D
齶歯	7.0%	18.6%	25.6%	48.8%
異常	93.8%	0.0%	6.3%	0.0%
歯肉	87.5%	12.5%	0.0%	0.0%
咬合	72.1%	0.0%	20.9%	7.0%

学校コード71の資料 N=89 M=56 F=33

	良	1	2	3
汚れ,	0%	100.0%	0.0%	0%
歯肉	0%	100.0%	0%	0%
咬合	72.1%	24.4%	3.5%	0%

## 分 布

	D	M	F
DMF歯率	41.2%	72.0	1.1
2次齶歯率	9.1%		
一人平均	8.2%		
DMF歯数			
DMF者率	95.3%		

## 最 終 的 評 価

	A	B	C	D
齶歯	11.6%	15.1%	38.4%	34.9%
異常	93.3%	0.0%	6.7%	0.0%
歯肉	95.5%	4.5%	0.0%	0.0%
咬合	72.1%	0.0%	24.4%	3.5%

学校コード73の資料 N=188 M=86 F=102

	良	1	2	3
汚れ,	0%	68.9%	19.7%	11.5%
歯肉	0%	58.7%	36.5%	4.8%
咬合	53.7%	30.5%	15.8%	0%

## 分 布

	D	M	F
DMF歯率	35.8%	35.6	8.4
2次齶歯率	8.7%		
一人平均	8.4%		
DMF歯数			
DMF者率	99.5%		

## 最 終 的 評 価

	A	B	C	D
齶歯	32.8%	13.1%	24.0%	30.1%
異常	97.9%	0.0%	2.1%	0.0%
歯肉	70.9%	21.1%	6.3%	1.7%
咬合	53.7%	0.0%	30.5%	15.8%

学校コード74の資料 N=152 M=72 F=80

	良	1	2	3
汚れ,	0%	88.6%	11.4%	0.0%
歯肉	0%	77.3%	18.2%	4.6%
咬合	55.6%	29.1%	14.6%	7.0%

## 分 布

	D	M	F
DMF歯率	36.4%	43.7	7.9
2次齲歯率	6.0%		
一人平均DMF歯数	8.6%		
DMF者率	99.3%		

## 最 終 的 評 価

	A	B	C	D
齲歯	19.2%	10.6%	49.7%	20.5%
異常	96.7%	0.0%	3.0%	0.0%
歯肉	74.3%	24.3%	0.0%	1.4%
咬合	55.6%	0.0%	29.1%	15.2%

学校コード76の資料 N=99 M=95 F=104

	良	1	2	3
汚れ,	0%	69.7%	27.3%	3.0%
歯肉	0%	75.8%	22.7%	1.5%
咬合	58.2%	29.4%	12.4%	0.0%

## 分 布

	D	M	F
DMF歯率	29.4%	35.2	1.9
2次齲歯率	4.5%		
一人平均DMF歯数	7.1%		
DMF者率	99.4%		

## 最 終 的 評 価

	A	B	C	D
齲歯	26.3%	21.1%	42.9%	9.7%
異常	98.5%	0.0%	1.5%	0.0%
歯肉	68.9%	25.9%	4.7%	0.5%
咬合	58.2%	0.0%	29.4%	12.4%

学校コード75の資料 N=102 M=50 F=52

	良	1	2	3
汚れ,	0%	72.2%	27.8%	0.0%
歯肉	0%	43.3%	53.3%	3.3%
咬合	50.0%	28.4%	20.5%	1.1%

## 分 布

	D	M	F
DMF歯率	36.2%	57.3	7.0
2次齲歯率	8.7%		
一人平均DMF歯数	8.7%		
DMF者率	98.0%		

## 最 終 的 評 価

	A	B	C	D
齲歯	15.8%	14.9%	27.7%	41.6%
異常	95.1%	0.0%	4.9%	0.0%
歯肉	76.1%	20.5%	2.3%	1.1%
咬合	50.0%	0.0%	28.4%	21.6%

## 第1分科会（教員部会）

9月14日（木）鹿児島県産業会館

### 講義Ⅲ

「歯の保健指導の指導計画と授業の進め方」

神奈川県綾瀬市教育研究所員 山田 央

### 講義Ⅴ

「そしゃくの意義と指導の進め方」

日本学校歯科医会常務理事 石川 実

### 講義Ⅳ

「生きることと口」

鹿児島大学歯学部教授 浦郷 篤 史

### 閉会のあいさつ

鹿児島県教育庁保健体育課長 吐師 学



第1分科会

## 【講義Ⅲ】

# 「歯の保健指導の指導計画と授業の進め方」

神奈川県綾瀬市 教育研究所 山田 央

## 1. はじめに

学校における歯の保健指導を進めるにあたっては、学校としての歯の保健指導に対する基本的な態度を明確にしておく必要がある。特に、次の点については、具体的におさえておくことが大切である。

- (1) 児童生徒の健康は、生活の手段として重要なではなく、教育の目的としての位置をもつものであること。
- (2) 学校が、児童生徒を預かり、日々教育をしている中で常に心がけ、子供に働きかけてやることは、子供が持っている問題を解決してやることである。歯の健康に問題をもって生活している者がいれば、その問題を解決してやり、生活をより望ましいものにしてやることが教育の使命である。
- (3) 学校における歯の保健指導は、教育課程に位置をもつ教育の内容である。小学校では、教科体育の保健学習、理科、学級指導（学級活動）、学校行事等が直接的指導の場である。

## 2. 実態の把握

指導計画の作成や指導の展開をする段階では、児童生徒の実情を十分に把握することが必要である。そのために、いろいろな調査が実施される。

（例）

- むし歯にかかっている人数
- むし歯の数（本数）
- 歯みがきをしている人数

このような調査をよく見ることがあるが、この調査は量の調査であって、歯科保健管理あるいは、指導資料としては大切な資料であるが、このままでは、次の具体的な対策が生まれにくい。更に一步深めたり、観点を変えて、「なぜ」「どうして」

がとらえられるような調査が必要である。つまり質の調査である。

（例）

- 歯みがきができないときはどういうときですか。
- 歯みがきで、どこが一番みがきにくいですか。
- 歯みがきで、どこが一番みがきよいですか。

## 3. 指導計画

指導計画の立案に当たっては、児童生徒の実情に即すことになるが、作成の手順を十分に考えることが大切である。特に歯の保健指導は、発育・発達の段階が確実におさえられていなければならない。

（1）指導事項を明らかにする。

児童生徒の実情がはっきりすると、歯の健康にかかる問題も明かになる。同時に、指導しなければならない事項が浮きぼりになり、学校全体や学年の傾向を明確におさえることができる。

（2）発達に即して、指導事項を整理する。

低学年で身につけさせる事柄と、中学年から指導すべき事柄。高学年で重点的に指導すべき事柄等、児童生徒の発達に即した配列が必要で、それによって、学年ごとの指導の重点が明確になり、学校全体としての指導の一貫性を図ることも可能となる。

なお、その際に、1単位時間、 $\frac{1}{2}$ 単位時間等の指導事項を区別しておくことも大切である。

（3）ねらいや内容を設定する。

学年ごとに、指導事項についてのねらいや内容を設定して、どの学年で何を指導し、どのような態度や習慣を形成するかはっきりさせることができる。

このおさえができたところで、具体的な指導の細かいことについては、各学年の作業にゆだねる。

## 〈歯の保健指導の基本事項と学年別配当の例〉

○ 1 単位時間 ◉  $\frac{1}{2}$  単位時間 △ 必要に応じて × 必要とせず ○ ○ 項目を組み合わせて

項目	指導事項	1年	2年	3年	4年	5年	6年
自分の歯や口の健康状態	自分の歯のようす	◉	◉	◉	◉	◉	◉
	子どもの歯と大人の歯	○	○	○	○	△	△
	歯の検査の受け方	◉	◉	◉	◉	◉	◉
歯のみがき方	うがいの仕方	◉	◉	◉	△	△	◉
	歯ブラシの選び方、持ち方	◉	◉	◉	◉	△	◉
	歯をみがく順序	△	△	◉	◉	◉	◉
	歯をみがく回数や時間	◉	◉	◉	△	△	△
	前歯のみがき方	○	◉	◉	◉	◉	○
	奥歯のみがき方	◉	○	○	○	○	○
	歯のうらがわのみがき方	△	△	△	◉	○	○
むし歯予防に必要な食生活	むし歯をつくりやすい食べ物	◉	◉	○	○	◉	○
	間食のとり方	○	○	◉	◉	○	◉
歯や口の病気と全身の健康との関連など	むし歯のできるわけ	△	△	◉	◉	◉	○
	むし歯の進行状況	×	×	△	△	◉	○
	口の中の病気	△	△	◉	◉	○	○
	むし歯の治療	△	△	◉	◉	○	○
歯の構造・機能	歯のつくり	×	×	△	△	◉	◉
	歯のはたらき	×	×	△	△	◉	◉

このおさえができないまま、各学年に任せると、指導の一貫性がとれず、発達段階があいまいに終りやすいので留意する必要がある。

## 4. 指導過程の工夫

保健指導が、「お説教」になったり、単なる「申し合わせ」に陥りやすいことが、従来から指摘されている。児童の生活に、生きて働くためには、指導過程を工夫し、児童が主体的に取り組むようにすることが大切である。

## 問題の発見

児童の多くは、何が問題で、何が望ましい行動

かがとらえられない。常に教師の与える問題を考えるだけでは、生活は主体的になりにくいし、活動も他人ごとに終わり実践意欲は乏しいものになる。従って、学年相応の問題発見の能力を伸ばす必要がある。

この段階は、問題が個別的であるので、そのままで学級集団の問題としてはかみ合わなくなる。実践場面が家庭にある場合などでは、学級集団の共通のものになるよう掘り下げる事が大切である。

掘り下げが不十分で、児童の問題意識が浅いと、当たり前の申し合わせになることが多く、実践には結びつきにくい。

## 原因の追求

ここでは、問題点を分析的にとらえさせ、原因を究明させることにあるが、問題そのものが、具体的でなければ掘り下げても不十分になる。特に、漠然とした問題であると、その問題が何によって、どうして起こったかの追求がむずかしくなり、通り一ぺんの言葉のやりとりに終わりやすい。

(例)

「夜の歯みがきができない」ということであれば、多くの児童は、

- ・「忘れてしまった」
  - ・「眠かったから」
  - ・「めんどうだったから」
- } 原因ではなく結果である。

このような回答が原因として多く挙げられる。そのままを原因としてしまうと、一般論申し合わせになりやすい。「眠くなる前にどうしてできなかつたか」という、一步踏みこんだ扱いでなければならない。

「忘れた」、「眠かった」という表面的な扱いにならないことが大切である。

## 問題解決の方法

具体的な原因が把握できると、問題解決の生活のあり方は、比較的容易に挙げられるものである。しかし、前段階での原因の追求が、先に挙げたように「夜の歯みがきを忘れた」が、「眠かった」などになると、「眠る前にする」、「忘れないようする」という、申し合わせ程度に終わりやすい。

「なぜ忘れてしまうのか」、「なぜ眠くなる前に

できなかったのか」が追求されて、はじめて、生活に結びついた解決策が生まれるのである。

なお、知的な理解は、問題によって必要になってくる。解決の方法が、子供だけでは考えられない場合もあり、教師の指導が大切な要点ともなる。児童任せにするものではない。

## 実践化

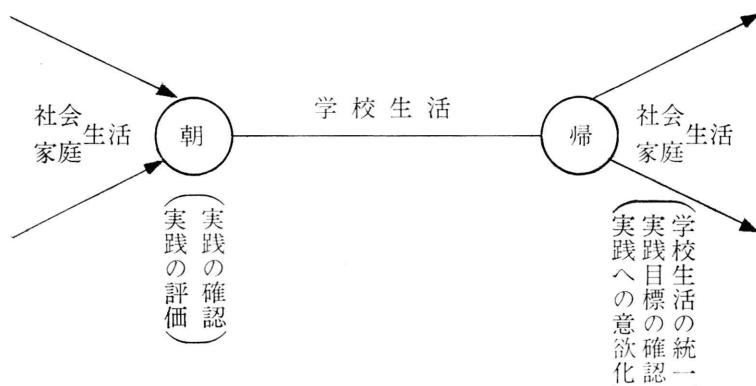
実践化の段階は、やろうとする意欲をもたせることである。個々の問題を、学級集団の共通の問題としてとりあげ、集団でその原因や解決方法を探り出した。その解決方法を個々の生活の中に返してやり、生活の中で、生きて働くようにしむけるのが実践化である。

感想文にまとめたり、努力目標を立てさせのもそのためである。何よりも必要なことは、指導全体の流れの中に、「そうだったのか。」「なるほど。」という、感動や感銘が有ることである。

人間の本質は、感激の無いところでは変化しにくい。心に感じた時、それははずみによって変容することが多いものである。

## 5. 計画的指導は変容への糸口

児童生徒の望ましい生活行動への変容は、一単位時間あるいは $\frac{1}{2}$ 単位時間による、計画的指導によって、即可能とはなりにくい。むしろ、計画的指導につながる。継続した日常の指導が大きな意味をもつものである。日常指導への継続的なつながりは、朝の話し合い、帰りの話し合いの時間を有効に活用することが特に大切である。



## 【講義Ⅳ】

## 「そしゃくの意義とその指導の進め方」

(社)日本学校歯科医会 常務理事 石川 実

### はじめに

近年、子ども達の発達段階における歯科的課題として、食べ物を噛まない子、噛めない子、食欲のない子、また飲み込み（嚥下）が上手にできない子などが多くみられ、教育関係者や歯科医の間からさまざまな問題が提起されている。

学校における教育としての歯科保健は「むし歯予防推進指定校」や「むし歯予防啓発推進事業」などの実践研究によって、ようやくその成果が明らかになりつつある。

これらの実践研究の成果を大切にし、さらに21世紀に生きる子ども達のために口腔(口)の働き、噛む（咀嚼）ことを取り上げられることは生涯保健の課題として意義のあることである。

### 1. そしゃくの意義とは

(1) 食べるという営みは、ただ単に歯や顎や筋の働きで行われるのではない、口の内外からのいろいろな感覚刺激が入力され、それが脳で処理され司令となって顎の筋や舌を働かして、歯で噛み咀嚼して嚥み込む働きが遂行されるのである。それは、神経・脳・筋・歯等から構成されている一種のコンピュータシステムにもたとえ得る。咀嚼システムの総合的な働きである。こう見ると、咀嚼システムのどこかに故障でも起これば、それはシステム全体の働きに大きな悪影響をおよぼし咀嚼機能を低下させることになる。

わが国の人団動態を見ると女の寿命は80代、男の寿命は70代と伸びているにもかかわらず、歯の寿命は50歳にすぎない。つまり、咀嚼機能の寿命とからだの寿命との間には大きなギャップがある。

からだの寿命と歯の寿命との大きなギャップをつくったものはいったい何か、その1つには、自

然科学の他領域の発展にくらべて、歯科医学の研究・教育・診療体系に大きな遅れがあったのではないかと考えられる。咀嚼機能の低下とからだの寿命との大きなギャップを埋めるには、より生物学的な、より科学的な根拠に基づいて、幼時期から咀嚼機能を発育・向上させるべくが取られなければならない。それには、従来のように、歯だけが咀嚼機能を行うという狭い概念ではとうてい対応できないであろう。

咀嚼は、末梢効果器、それから起こる感覚入力系、それを処理統合する中枢神経系とその司令を運ぶ運動出力系とからなる咀嚼システムというコンピュータ的総合システムの働きで遂行され、このような広い概念に基づいて、はじめて成長期における「咀嚼システム」の健全な育成も可能となるのである。

ところが、例えは咀嚼システムの発達のよしさがからだの他の生体システムの機能にどう関わっているかなど、まだ総合的には何も分かっていない。もちろん、咀嚼システムを構成している各要素レベルでの知識のみでは咀嚼システム全体を理解することはできない。咀嚼システムの各系の構成要素に何らかの異常なり損傷が加えられれば、それは咀嚼システム全体の機能の低下に連動していくであろう。だからこそ、21世紀に向けての咀嚼機能の研究には総合システムとしての観点がとくに必要なのである。「咀嚼システムの基礎的研究」において、システムの各系の相互関連について明らかにすることはもちろんのこと、からだの他の生体システムへの関連についても、総合的に解析されるような基礎的な総合的研究がなによりも必要である。こういう視点に立って、本特定研究「咀嚼システムの基礎的研究」が、咀嚼システムのモデリング・アプローチ、セソソリー・

アプローチ、ビヘビアラル・アプローチ、メカノサイトロジカル・アプローチといった4つの研究班で組織され、これが特定研究(1)として採択された。

本研究は歯科医学におけるはじめての特定研究であり、これをベースにして「咀嚼システム」という新しい概念に基づいた歯科医学の新しい研究領域の突出を図ろうとするものである。

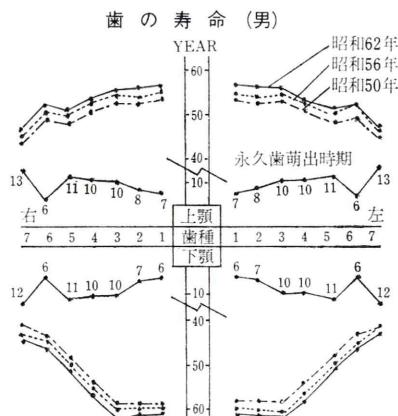
そのためには、どうしても他分野の研究者の新しい考え方や開発された最新の研究技術などを歯学の領域に導入していかなければならない。この視点から、総括班は昭和61年度学術講演会を開く次第となった。

学術講演会では、重力と生物、および咀嚼システムのモデリングに関する物理工学的側面、ならびに咀嚼システムの生物学的側面から、最先端領域の16人の先生方の最新の話題をお話しいただき、それを分かりやすく咀嚼システム入門書としてまとめた。これが少しでもこれから歯科医学の研究促進のインパクトになれば願ってもない慶びである。

1987年6月 文部省特定研究「咀嚼システムの基礎的研究」

総括班 研究代表者 窪田 金次郎

＜咀嚼システム入門序文より＞  
〔永久歯萌出時期を基準にした歯の寿命〕



男の歯の平均寿命が最も長いのは、下顎左側犬歯で62年である。最も短いのは、下顎左側第2大臼歯で43.3年で、萌出時期の平均が12.5年であるから、約31年の平均寿命となっている。いずれの歯種も昭和50年と比較して歯の平均寿命が2～5年伸びている。



女の歯の平均寿命の最も長いのは、下顎右側犬歯で59.1年となっている。最も短いのは、男と同様に下顎左側第2大臼歯で40.9年で、平均萌出時期が11.8年であるから、僅か29.1年という歯の平均寿命である。

(2) 咬合および咀嚼機能の重要性

出生と同時に、栄養の取り入れ口としての口腔は生命の維持に重要な役割を果たし始める。物を噛み、消化し易い形に咀嚼する運動の原点は吸啜運動にあると考えられる。すなわち、乳を吸い嚥下する行動は、頸運動、舌の運動、口唇や頬の運動の協調作用により遂行される。

新生児は上下の口唇、上下の歯槽堤を活用しながら上顎前歯部口蓋と舌尖で乳頭を吸うが、このとき舌背を口蓋に密着させながら頬筋を働かせて嚥下する。このような suck-in (吸引) や swallow (嚥下) の機能時に起こる機能圧は、やがて萌出する上下乳前歯を唇舌的にガイドさせることになり、これらが将来の顎位、つまり上顎骨に対する下顎骨の水平的、垂直的な位置関係を作るものと考えられる。また歯槽堤は、内側からの舌筋、外側からの口唇、頬筋などの機能圧に調和して外形が作られる。

頸運動をはじめこれらの運動を支える頸関節や咀嚼筋、顔面筋、舌筋の機能は巧みな脳神経系の制御下に発揮されている。

乳児は生後6ヶ月程で下顎乳前歯の萌出をみると同時に、萌出した乳前歯と舌尖とを利用し、下顎の前方運動と素朴な咀嚼運動を覚えると同時に、舌筋、頬筋、口蓋、歯槽堤などを活用しながら嚥下をする。これらの機能圧は乳臼歯の頬舌的な位置をガイドし、近遠心的には乳前歯→第一乳臼歯→乳犬歯などによって顎位が決定され、第二乳臼歯の咬合によって乳歯列弓は安定し完成される。

乳歯列の発達につれ、歯に加えられた咬合圧は歯根膜の機械的受容器を感覚の受信部とする機構が加わり、歯牙支持組織にダメージを与えない生理的許容範囲内の量や方向などによって、反射的に筋肉の運動をコントロールし、下顎運動をガイドしている。

未成熟な下顎窩内顆頭の運動もチューリングサイクルの様相について動かされ、この運動に順応しながら頸関節が発育し、より複雑な高度の口腔機能が確立する。

一方では意志伝達の機能を果たす場としても、口腔は重要な役割を分担している。すなわち、発声、発音機能も口腔の機能を考えいく上で、忘れてはならない点がある。

以上の咀嚼と発音の2点は、口腔の機能の第一義的な重要性を示唆するものといえよう。他方、社会の複雑化と個人をとりまく環境のひろがりによって、社会の中で自己の存在を追求するようになり、昔から明眸皓齒といわれるよう自己の精神的基盤としての役割を口腔が担っている点も重要なことである。

このように重要な役割をもつ口腔が、その機能を十分に發揮するためには、何といっても、一本一本の健康な歯と上顎に対して下顎の咬頭と窩とが、精密な嵌合を営むような健全な歯列と咬合関係が求められる。もし、不正位にある歯や咬合の異常がみられる場合には、本来、その個体が發揮しうる筈の機能が、その不正の程度に応じて減退

することになる。咀嚼機能の減退は、全身の健康を保持し増進させる上できわめて不都合な状況を生み出すことになる。単に全身の発育ということだけでなく、精神的な面での発育にも多大の影響をもってくる。

以上のような観点に立った時、学校歯科医会として、教育の一環として健全な口腔機能を育成し、心身ともに健康な児童生徒を育てる努力を推進すべきであると考える。従ってその基盤となる咬合についての認識を深め、正しい咬み合わせを持つことの意義を啓発していく必要性がある。

#### 学校歯科における口腔咀嚼機能、

#### 不正咬合に関する基本的な考え方

社団法人 日本学校歯科医会より

#### (3) 噛むことの効用

よく噛むことは、食物を咀嚼するだけにとどまらず、いろいろな点で全身の健康に大きなかかわりを持っています。尾崎正俊先生は噛むことの効用について次のようなことを述べられています。

#### 噛めば噛むほど

#### — 噙むことの効用についての10項目 —

- ・ 食物を破碎する → 消化がよくなり本当の味がわかる
- ・ 歯や顎の成長を促進する → 顔つきが美しくしっかりする
- ・ 口の中の自浄作用を促進する → むし歯になりにくく歯肉も丈夫にする
- ・ 筋肉が正常に作用する → 姿勢がよくなる
- ・ 頭の血流をよくする → 頭の働きがサワヤカになる
- ・ 神経を刺激する → 心が安定して情緒が豊かになる
- ・ 表情筋を刺激する → 表情が豊かになる
- ・ 唾液酵素が働く → ガンになりにくくなる
- ・ 唾液腺ホルモンの分泌を促進 → いつまでも若々しいられる
- ・ 脳を刺激し、発育を促進する → 頭のよい子になる

① 噙めば噛むほど、食物がよく破碎され食物の消化や吸収を助け、さらに食物本来の味がよくわかり、本当のおいしさがわかるようになります。

② 噙めば噛むほど、顎・顔面（歯や顎骨）がバランスよく成長し、その結果、調和のとれた顔立ちになります。

成長期の子ども達の歯や顎骨の質的、形態的な成長発達のためには、十分な栄養素の摂取と適度な下顎運動による機械的刺激が必要

なのです。

- ③ 噛めば噛むほど、口の中の自浄作用を促進し、むし歯や歯周病の予防につながります。よく噛んだり、話をしたり、大声で笑ったりすることが、自浄作用を促しているのです。
- ④ 噙めば噛むほど、筋肉が正常に働き、姿勢がよくなります。

噛むということは、首筋、胸、肩、背中などにある12種（左右1対）24個の筋肉を総動員して下顎を動かしています。幼いときから自然に近い食物をよく噛んで食べる習慣をつけることは姿勢をよくする秘訣です。

- ⑤ 噙めば噛むほど、頭の血の流れがよくなり、頭の働きがよくなります。

噛むことによって、汚れた血液がスポンジをしづるように心臓の方に戻されます。その結果、脳に新鮮血が補給されることになります。

- ⑥ 噙めば噛むほど、神経が刺激され、心の安定と情緒が豊かになります。

アメリカの宇宙飛行士たちが噛む必要のない宇宙食で、無重力の中で訓練していると、思考力や、集中力がおとろえ、感情も不安定となり、訓練が続かなくなってしまったという報告はあまりにも有名です。

- ⑦ 噙めば噛むほど、表情筋を刺激して表情が豊かになります。

表情筋は、口、鼻、眼のまわりに多く、特に口のまわりには多く集まっています。表情の豊かさは、その人の魅力を大きく引き出します。

- ⑧ 噙めば噛むほど、唾液の分泌は盛んになり、唾液酵素の解毒作用が働いて、癌になりにくくなります。よい成分の唾液をつくるには、よく噛んでよい血液をつくることです。

- ⑨ 噙めば噛むほど、唾液腺ホルモンが分泌され、老化防止になります。

パロチンというホルモンは、体の成長を促し、皮膚にはりを持たせ、歯や骨や血管を丈夫にし筋肉の力を高め、増血作用としても働きます。

- ⑩ 噙めば噛むほど脳を刺激して、脳の発育を促します。

脳発達は遺伝と環境によっても左右され、その1つに「噛む」ことがあげられ、知能との関係についても少しづつ研究が進んでいます。

## 2. よい歯でよく噛みよいからだ

少々難解とも思われるからだの寿命と歯の寿命の問題や、そしゃく機能の発達過程、さらに噛むことの効用などについて紹介したが、ものを噛むということはあまりにも自然でボビュラーなために、問題意識を持って深く考える機会が少なかった。しかしながら、今日の時代背景の中で子供達の生涯保健を考え、そしゃくの問題を重要課題として勉強することは、大変意義のあることである。

「よい歯でよく噛みよいからだ」の標語は、学校保健に包括される歯科保健教育の基本的理念であり、哲学的な名言といえる。

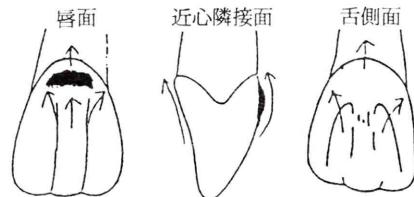
学校現場では、「歯」は自分で見ることのできる教材であるとして、あらゆる仮説をもとに取り扱われてきたが、1本1本の歯の形態的特長や機能については必ずしも十分ではなかったと考えられる。

1本1本の歯、それらが構成する歯列弓、上顎の歯列弓に対する下顎歯列弓の咬み合わせなどについて解説し、咀嚼機能との関係について考えてみたい。

健康教育の教材としての応用やアプローチの方向に少しでも科学性が見いだされ、児童、生徒のために役立つものになれば幸いである。

### (1) 切歯

切歯は上下顎歯列弓の正中線の両側に、それぞれ2本ずつ計8本の切歯がある。切歯は臼歯で食



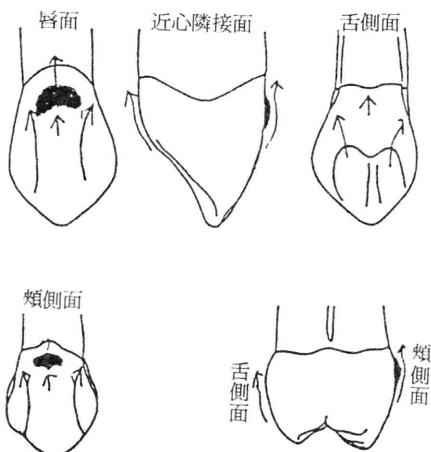
べ物をすりつぶすのを容易にするために、まえもって食物を細かく切ったり引きさいたりする裁断機の働きをする。唇面に見える2本の溝が見られ、食べ物の流れが歯肉の方向へむかうようになっている。

### (2) 犬歯

犬歯は上下左右で計4本ある。犬歯は獲物を捕ったり、穴を掘ったり、切りさいたり、つき刺したり、武器として使われる所以、動物界では大切な歯である。人間では一番丈夫な歯であり、犬歯を失うと顔面の口角（口元）が平坦になる。犬歯は咀嚼する際に臼歯を守る緩衝の役目を果たしている。小白歯と協調する大事な歯である。

### (3) 小臼歯

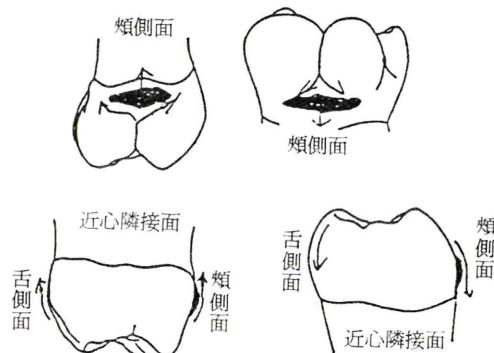
小臼歯は左右上下顎に各2本、計8本である。形態学的には犬歯と大臼歯の移行形であり、食べ物を噛みくだくための咬合面がある。



### (4) 大臼歯

大臼歯は乳歯と萌えかわったものではなく、乳歯列の後に加わった加生歯であり、第一大臼歯は6歳頃、第二大臼歯は12歳頃に萌出する。

智歯といわれる第三大臼歯は萌出しない人もある。大臼歯は咀嚼に最も大きな役割を果たしており上下顎間の顎間距離を決定する重要な歯である。大臼歯の口腔内の生存期間は第二大臼歯で約40年である。



### (5) 形態的特長

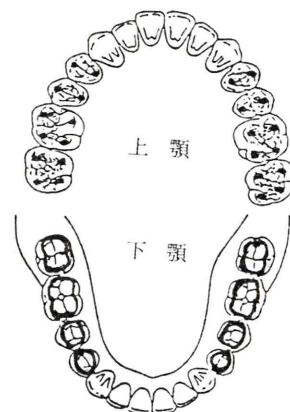
歯を唇面から見ると正中線に近い部分は、遠い部分より垂直に近い丸みを帯びた形であり、正中線より遠い部分は丸味の強い形態をしている。歯の間の部分は近心面は凹んでおり、遠心面はやや凸様の丸味を帯びた形をしている。

歯肉に近い部分（黒色の部分）は食べ物の流れがジャンプするような形態となっており、食べ物の流れをコントロールし、歯肉を保護している。他の丸味を帯びた形態は、食べ物が直接、歯肉に害を与えないような、すばらしい形態となっている。

### (6) 歯列弓の咬合面観

歯列弓を咬合面から見ると、1本1本の歯が隣の歯と点接触しながらきれいなアーチ型に並んでいる。

上顎の小臼歯を見ると、頬側と舌側にそれぞれ



咬頭の頂きがあり、この咬頭頂から尾根のような隆線が、咬合面の中心にむかっている。上顎の大臼歯は4つの咬頭頂から咬合面の中心にむかって、斜めの4つの隆線が走っている。

咀嚼の効率は、上顎の咬頭頂と咬頭頂から咬合面の中央に至るそれぞれの隆線に対して、下顎の咬頭頂と隆線とが、しっかりと咬みあい、下顎の咀嚼運動、つまり上下、左右、前方後方、斜め左右運動など、その個人の特長ある咀嚼運動によって、食べ物を切りとり、切りさき、噛み碎き、すりつぶすことになる。また下顎の図に示したように、臼歯の周囲は、丁度お皿の縁のように高くなっているが、これは咬頭頂から隣の歯にむかって辺縁の隆線があり、それぞれの咬頭頂を結んだ形で一周している。この辺縁隆線は、食べ物を臼歯の咬合面に置き、こぼれることのないようになっている働きがある。隣接の辺縁隆線が損なわれると、歯と歯の間に食べ物がはさまり、食事が思わずしくなくなり、咀嚼効率も低下する。また歯周病の原因にもなる。

#### (7) 咀嚼と咬頭の対向関係

正常な咬合関係の型式に大別して二つ形式がある。

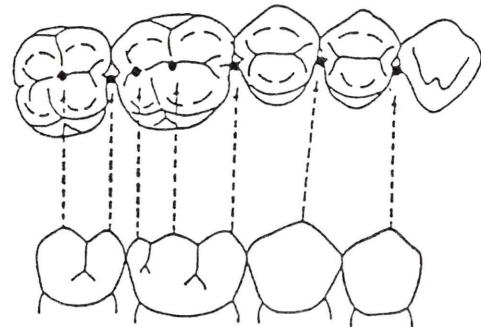
図A型の対向関係は、下顎の小白歯の咬頭頂が上顎の犬歯と小白歯の空隙に咬みあい、また下顎の大臼歯の正中に近い咬頭頂が、上顎の小白歯と大臼歯の間と大臼歯と大臼歯の間の空隙に咬みあう型である。

B型の対向型式は、上顎の小白歯の正中に近い、辺縁隆の内側にある小さな窩に咬み込む形であり、大臼歯の頬側咬合頂が、それぞれ小窩や中心の窩に咬み込むものである。どちらも正常咬合であるが、Bに示す咬合関係の方が咀嚼効率が高いと思われる。

これらのすばらしい歯や歯列、そして咬合関係を生涯に亘って、健康に保つことは容易なことではない。

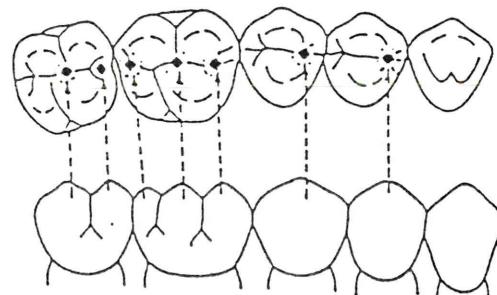
学校でしなければならないこと、家庭でしなければならないことを整理しながら、学校歯科医を大いに活用し、より科学的な教材を通して、子供達の歯科保健の充実と実践活動を期待したい。

A 咬頭の対向関係の型式  
咬頭・鼓形空隙関係一下顎歯頬側咬頭(中心の位置)



下顎歯頬側咬頭は、上顎歯の鼓形空隙と対向関係にある

B 咬頭の対向関係の型式  
咬頭・小窩関係一下顎歯頬側咬頭(中心の位置)



下顎歯頬側咬頭が上顎歯の小窩へ対向

### 3. 学級指導案（仮設）の基本的な考え方と進め方

先ずはじめに、口腔機能に包括される歯はからだの一部であり、かけがえのない臓器であるという基本的な考え方がなければ、子ども達が自分自身の問題として心の中にしっかりと位置づけ、生涯を通して生き生きとした実践活動につなげることはむずかしい。

また近年の子供達は、食生活の様式を変化させた食べ物の保存技術の向上や彼等自身の多忙な生活を合理化？するため、多くの加工食品やインスタント食品の利用傾向が強い。そのためか咀嚼回数の減少はもちろん、よく噛んで食べる習慣が身についていないようである。

咀嚼をテーマとする学級指導案（仮設）を考えるために必要な素材は、これまでの学校歯科保健の研究授業にもみられるように数多く発表されている。それらの素材をいかに調理し、味付けの工夫をしながら一人ひとりの問題意識の高まりや実行しようとする意欲を育て、やがて習慣化につなげる教授法を考えることが必要であろう。

そのためには、はじめに学級の実態を把握するための事前調査から導入して行くことも一つの方法と考えられる。

- (1) 学校給食は子供達にとって楽しい学習の一侧面をもつものである。給食時の子供達の反応はその日の体調によってさまざまであるが、何といっても当日のメニューに関心が高い。子供達自身に一口あたりの咀嚼回数を記録させ、各個人の咀嚼回数をまとめの事前調査（準備）とする。

(2) 咀嚼に関する家庭での関心度の事前調査も必要であり、硬いもの軟らかいものなどの好き嫌いや、よく噛んで食べているか否かについてアンケートなどの調査によって実態を把握し、家庭の協力が得られる態勢づくりも必要であろう。

(3) これらの事前調査や実態調査から、学級指導案（仮設）の主題を決定し素材を選び、よく噛むことが生涯にとって大切であることを気づかせ、実践への意欲を評価し、習慣化につなげる指導案としたい。

### おわりに

咀嚼の意義とその指導の進め方について述べてみたが、まとまりのないものとなった。当日の資料とともに、少しでも役に立つがあれば幸いである。



【講義V】

## 「生きることと口」

鹿児島大学歯学部 教授 浦郷篤史

「口」を構成する組織は、歯、上・下顎骨（歯槽骨、骨口蓋、顎関節を含む。）、口蓋骨、舌骨、上・下口唇、頬、口腔粘膜、歯肉、唾液腺、舌、扁桃、咽頭及びそれらに分布する血管、神経などから成り、それから発信される情報や脳で起こる信号を、総合的に処理する中枢神経の運動司令によって機能します。

「口」の機能は、①摂食、②呼吸（補助的）、③感覚、④情報伝達、⑤感染防御や免疫（唾液腺の免疫グロブリンA、扁桃の細胞性免疫）、⑥成長（唾液腺からの脳・骨・皮膚成長因子産生）、⑦全身の細胞調節（唾液腺から活性ペプチド産生）、⑧ホルモン機構（唾液腺ホルモン）などであります。

ちなみに、歯科医療の目的は、上記した各組織の形態と機能が、いつも、いつまでも、健康であることを願い、さらに行動することを通して国民の幸せづくりに奉仕することであると思われます。

しかし、国民の一人一人が、また歯科医療が「口の健康」をいかに願っても、「口」は時の流れに伴って老化現象が起り続けます。さらに、各種の病的状態あるいは病気が発症しますので、上記した諸機能は低下し、ときには個体の死をきたすほどの変化がみられます。

ところで、わが国が貧しく、人の寿命が比較的短命であった頃の医療は、いかなる分野においても病的現象に対処することで精一杯でした。歯科医療も、う蝕の治療と人工臓器としての「入れ歯」の装着を主要診療対象としてきました。このことは、人々が「食べる」という基本的希求に対処す

るための手段でありました。しかし、いまは、また将来も、平和で豊かな高齢社会が続くであります。従って、人々は自由に手に入れることができないものの最たるものとしての健康に対する希求は一層強くなるとともに、現在持ち合わせている健康をさらにシェーブ・アップしたいと思い始めているようです。その発想の深層には、誰にも迷惑をかけず、いかに楽しく老後を生きるか、あるいはいかに美しく老いることができるか、という個人的、社会的意図を内蔵しているような気がしてなりません。

それゆえに、疾病の治療ということを主体として行動してきた医療においても、質的拡大が期待されているのであります。一方、生きものが保有する2つの生活本能のうち、年齢を取るに従ってまず種属保存本能が低下していき、やがて自己保存本能消失によって生命の炎は消えるのが一般的です。

以上のような、社会的並びに生物学的な視点が誤っていないとすれば、個人的にも社会的にも、個体の生とともに存在する摂食行動、さらには「楽しく食べる」ことを主とした「口の健康」が有する生物学的意義は、改めて認識されるべきであります。

全身の健康と同じく、「口の健康」づくりも子供のときから——そこで、学校における口の健康づくりに御活躍くださっておられます皆様に、病理学的領域から私が体験した口腔病変を供覧させて頂くことによって、「口」の役割を御確認して頂きたいと思っております。

## 第2分科会（学校歯科医部会）

9月14日（木）鹿児島県歯科医師会館

### 開会のあいさつ

鹿児島県歯科医師会会长 山内保男

### 講義Ⅵ

「学校歯科医の今日的役割と活動のあり方」

文部省体育局体育官 猪股俊二

### 研究協議

テーマ 「歯科保健指導の充実を図るために

学校歯科医はどうしたらよいか」

### 実践報告

「健康な歯、輝く笑顔をめざして40年の道」

大阪市立阿部野小学校 学校歯科医 田中 淳

「歯科保健指導の充実を図るために

学校歯科医はどうしたらよいか」

座長

鹿児島市立吉野東中学校 学校歯科医 義川伸一

日本学校歯科医常務理事 桜井善忠

### 指導助言者

明海大学歯学部教授 中尾俊一

文部省体育局体育官 猪股俊二

### 閉会のあいさつ

鹿児島県学校歯科医会副会長 増田敏雄



第2分科会で講義される猪股体育官

## 【講義Ⅵ】

# 「学校歯科医の今日的役割と活動の在り方」

文部省体育局体育官 猪股俊二

1. 学校歯科医の研修の動向と今日的役割
2. 学校歯科保健の領域・内容
3. 学校保健安全計画と学校歯科医
4. 歯の保健指導と学校歯科医
5. 学校歯科保健に関する校内研修と学校歯科医
6. 学校保健委員会の活性化と学校歯科医

吉田先生のレジュメに従って、豊富な学校歯科に対する考え方方が私自身消化しきれてない面もございますが、表題に従って私の任務を果たさせていただきます。

昨日は学校歯科保健指導の今日的問題について観点をいくつか申し上げましたが、本日は具体的に歯科医という立場に観点を置いて、役割と活動の在り方について述べさせていただきたいと思います。

まず、第一のレジュメに学校歯科医の研修の動向と今日的役割ということが書かれてありますが、研修をめぐっての問題はいろいろな都道府県においてすでに実践されていると思いますが、現在研修というのはすんでいて、研究協議会等意図するところですすめられておりますけれども、レジュメの中の資料で若干説明させていただきたいと思います。

今年3月末、口腔衛生学会が千葉県で開催されました、中尾先生から高等学校の現状について話をするようにいわれてその実践報告をさせていただいた折に、全国歯科保健研究大会の研究協議としてこのような主題が設定されたということをお

聞きしました。

私自身、疾病の管理から離れていますが医学と教育というものの接点を見つけて、学校歯科保健を前進させていくという意図がこのレジュメの表の中に見てとれました。51回の研究大会で「包括化」というテーマのもとに、まとめられて、53回の和歌山の大会ではその主題に基づいてのそれぞれの発達段階、学校種別に応じた研究発表がなされるということをおうかがいしておりますが、教育と医学の接点が示されてあるということで、私はこの表を高く評価したいと考えております。

そこで、学校歯科医の研修の動向という観点にたちますと、「包括化」という主題に基づいて表をどのようにすすめていかなければならないかが、当面の課題になります。表の中では、歯科保健の課題が一つ提起されていると思います。もう一つは、教育課題の克服が提起されていると思います。ではその歯科保健の課題とはどういうことなのかといえば、具体的にはう歯治療の徹底をすすめていかなければならないということと、う歯予防を進展させてゆくという問題がこの中にあります。現実に児童・生徒がむし歯を抱え苦しんでいる事実がございます。歯の悪い生徒に歯周疾患を除去してやるということが、歯科保健の大きな課題であると思います。しかし、もう一つの大きな課題としてう歯予防・歯周疾患予防を徹底させてゆくという課題があろうかと思います。

私が在勤していた学校の生徒の例を出させていただきますと、数字はここにはございませんが、基本的生活習慣が身についていない生徒の一つの行動としてあらわれるものに遅刻がございます。遅刻をよくする生徒と、ほとんど遅刻、欠席をしない生徒の歯では罹患率、未処置と処置率を含めてですが、それほど差はないけれど、基本的生活

習慣が身についている子供たちと、遅刻、欠席等がほとんどなく成績が上位にいる子供とで典型的に違うのは処置率でございます。これは徹底して違うのです。倍以上処置率が違います。それから萌出歯も典型的に違ってきます。基本的生活習慣が確立されていない波及的な問題として、学業成績の問題がありますけれど、それぞれ要因分析をして、やはり勉強する習慣が確立されている子供の場合は自分の歯を大事にするという具体的な結果が生まれてくるということは、大変おもしろい数字であると思います。従いまして、う歯治療の徹底を図る場合に基本的習慣の徹底をきちんとおさえると同時に学業生活に適応できる子供に育てていくということが治療という問題を、いうなれば歯科保健活動がその子供なりに定着してゆくと考えられます。従って、う歯治療の問題は学校と学校歯科医とが協議をする場合、一つの問題提起として、基本的生活習慣が確立され、なおかつ学業生活に適応できる子供に育てていくということを協議していただくことが大変重要なことであると思います。

次にう歯疾患の予防ということでございますが、いくつかの観点から今まで話してまいりましたが、最終的な目標として12歳DMF歯数を三以下にするというWHOの到達目標を実際にしていくという手立てがこれから課題であろうと考えております。このことは、きのう、おとといの研究発表ならびに分科会の中で共通理解が図られているのではないかと思います。従って、この歯科保健の課題に学校としてどう取り組むのか、また学校歯科医の専門性をどのように發揮してゆくのか、これから研修の在り方が問われているのではないかと思います。

次に、教育課題というテーマですが、教育課程の基準の改訂に伴いまして、大きな改善の狙いの中に、「心豊かで、たくましく生きる人間の育成」という一つのねらいが出されました。このねらいをどのように達成してゆくのか、学校歯科医は学校教職員と、どのようにこの課題を達成してゆくのか、どのような研修が望ましいかを考えていく必要があると思います。こういう場でどのような

研修の在り方が考えられるか、またどのような計画を作り上げてゆくのか、さらにそういった研修の成果をどのように集約して、どう評価して、その波及効果を徹底させてゆくのかという研修の一つの流れをどのようにすすめてゆくのか、またそれをいかにプランニングしていくのかという問題があろうかと思います。このような歯科保健の課題と教育課題の克服というテーマを70ページの表の中で考えていきたいと思います。

次に、学校歯科の領域内容ということについて、ご説明してゆきたいと思います。この表については、先生方には頭の中に入っていると思いますので、歯科衛生士学校の生徒さん向きのガイドブックになろうかと思います。現在、学校における保健安全に関する領域は三つのパラダイムで構成されています。すなわち、歯科保健にしろ、学校安全にしろ、教育・管理・組織活動という、すべてこの三つのパラダイムで構成されています。その構成としてはわかりやすく的確であり、その構造的な形としては集大成されたものであると思います。保健学習というのは、教科において歯科、体の健康に関するを取り上げる領域でございます。直接的に歯、歯の健康に関する記述はさほど多くはございませんが、小学校・中学校の体育の保健分野、高等学校の科目保健というところで、疾病に関する予防に含めて保健学習として位置づけられています。もう一つは特別活動としてなされる保健指導、ヘルスガイダンスと書かれてあるものでございます。これは、広い意味で生徒指導というものにつつみこまれますが、一つの教育用語ではフォーセスといわれておりますが、その中に含まれるものです。「生活指導」というものは小学校・中学校・高等学校において指導書としても使っておりません。それは様々な誤解を招く表現が使われているからであります、「生徒指導」に含まれる領域というふうにとらえていただきたいと思います。生徒指導というのは具体的にはどういうことかといいますと、児童・生徒の身近な健康の問題を自分で判断し、これが極めて大事なことなのですが、その健康の問題を処理できるような実践的な能力・態度を育てるというこ

とが、ヘルスガイダンスで定義されていることでございます。この自分で判断・処理するということが現実の子供たちにできないというところに問題があるわけです。これには様々な要因があるのですが、健康問題をかかえている子供は生徒指導上の問題行動を起こします。また、生徒指導上の問題を起こす子供は健康問題が内在していることが大変多ございます。そのことが教職員にはなかなか理解されずに、健康問題は保健室に、生徒指導の問題は特別指導を担当している先生にと、区分されているという現実がございます。従って、健康問題がそういった生徒指導上の問題行動を起こすことについて、私自身の経験からもいろいろな研究サークルからもこのことに対する理解を先生たちに求める運動をしてきておりますが、実際にはわかっていても生徒指導上の問題は生徒指導の担当と分けられていることが実情であると思います。今後このような問題として、生徒指導の充実を図るためにには健康問題をぬきにして考えてゆくことはできないし、そのことを中心にすえていかなければならないと思います。そこでのような保健指導は、71ページに出ていますが、それぞれの特別活動のそれぞれの形態に応じて、展開してゆくことになっております。

今般の指導要領の改正によりまして学級会活動と学級指導が一緒になりました、学級活動と名称が変わっております。高等学校では、ホームルーム活動、通称ロングホームルームと呼んでいます。以下、児童会活動、学校行事、例えば休み時間、昼休み、登校前、放課後、学校で様々な生活をしている日常生活での指導となっていると思います。ここでいう個別指導は逆にいいますと人的管理というものと個別指導をくくったものと点線で後ろで結びついていただければと思いますが、例えば、歯・口腔の健康相談。これは学校歯科医が行うもので、養護教諭が行うものと区別はしておりますが、そのような個別指導との絡みが人的管理と結びついていると考えていただきたいと思います。そしてそれはそれぞれの形態に合わせて行われています。しかしいずれにしても、学級活動が行われる何らかのつながりとして歯科医の講

演がございましょうし、その後それぞれの学級において学校歯科医が言ったことはどういうことなのかということがショートの時間にとりあげていくという補完関係が学校の中になければ保健指導は決して効果を生むものではないというふうに考えております。従って、先生方が歯の衛生週間を中心としてお話をいただくことがあろうかと思いますが、その場合、生徒の実体を前もって先生の手元に数字がくるような形、また先生がお話するようなレジュメをいただいて、こういうことを意図するとまたぜひホームルームで強調していただきたいというような連携をもって保健指導にあたっていただくことがさらに充実したものになっていくと思います。

保健管理には、このような人的管理と物的管理がございますが、私が見たある学校の風景ですが、洗口場の蛇口をつくることが困難な学校でビニルパイプに穴をあけて、傾斜をもたせながら、一斉に給食後のはみがきの場としての形をとっている学校がございましたが、この涙ぐましいことがやがて洗口場の設置にかわったという経緯を知っていますが、物的管理ということも私は非常に大事な要素であると考えております。保健学習で学び得たこと、そして保健指導でその態度・形成ができても実際に生かす場面として物的環境がなければなかなかすみえないと思います。従ってこれだけをやればよいというのではなく、総合的な立場ですすめていかなくてはいけないと思います。

資料3は、比較する意味で載せてあるので、ちほどご覧いただくとして、資料4に学校歯科保健活動と学校歯科医の役割がございます。先ほどの歯科保健教育、歯科保健管理組織活動という大きい枠をさらにそれぞれの形態別の特色に分けて、活動のとらえ方が、書かれてあります。

次に73ページに移ります。学校保健安全計画と学校歯科医ということについては、この表現上の問題と安全について、若干、話させていただいて先生方の理解を求めたいと思います。これは、安全という問題がなぜ学校保健安全計画という言葉として取り上げるようになったかというと、健康

安全また学校保健をすすめていく上で大変重要な視点ととらえていますので、第一点、その点についての説明をしてゆきたいと思います。これは昭和24年の資料として出されました、中等学校保健教育実施要項が出されました。これが日本における学校保健の一つの端緒になったといつてもいいかと思いますが、すでに健康教育の内容として救急処置と安全という項目が24年の試案の中に書かれています。この具体的な指導目標が安全生活の必要について理解を与え、安全についての法令の理解と遵守する態度を養うという項目が第二項と第五項に示されています。すなわち、昭和24年の段階で安全生活の必要性、安全についての法令の学習をしなさいということで、すでに指導目標として示され具体的な指導内容に交通事故、家庭生活での事故、学校生活職場での事故というような具体的な例示がなされたのがその端緒でございます。しかしだんだん健康問題をふくらませる形で安全がやや指導的な内容としてうすらいできた傾向がありますが、昭和30年代高度成長の波にのって様々な生活様式が変わってきてう蝕の問題も深刻になってきました。産業界においても事故防止が緊急の課題として出されてきました。実際に学校での事故も多発するようになり、それは児童・生徒の体力にも問題があります。昭和42、3年頃、骨折が多発傾向にあり、それは生活の変化が体の状況を変えつつあり、具体的な行動の問題として安全が緊急の問題になってきました。従って、学校の中でこれを位置づけ生徒の安全確保をやらざるを得ないような背景があります。これについては日本での学問的背景が遅れていた事実があり、安全概論というものが英国の学者から提示されて、定着してゆく形になってきました。環境の整備という問題、安全に関する規制、取締りという問題、教育という問題が事故防止の要素として挙げられてきました。これは、事故防止三つのEといわれています。すなわち、環境=Environment、規制、取締り=Enforcement、教育=Education であります。このような生活の近代化とともにあってのいろいろなことが学校生活において安全を確保してゆく、また安全であるた

めの行動をとるような能力を身につけさせる必要があるということで昭和53年3月に法改正があり、学校保健という大きな枠の中で学校安全という問題をとりあげていただきたいということになりました。

学校歯科医がこれにどうかかわるのか、これは学校の事情によっては一括しても、別にしてもさしつかえありません。学校の規模や交通環境によっても、建造物が5階建ての学校と平屋建ての学校によっても、さまざまな学校の実態によってその安全にかかわる緊急度があるとそのようなことをふまえていればということです。但し両方をただ単純につき合わせたような関連性のない計画をたてることは望ましくありません。このようなことが局長通達の中の解説に書かれてあります。学校安全の領域については76ページにあります。では具体的に学校歯科医がどうかかわってゆくかについてですが、学校歯科保健に関わる学校保健安全計画を作成立案してゆく場合、一つには歯・口腔の健康診断、健康相談を計画的に立案してゆくことがあります。保健指導を充実させていくための学校保健安全計画を考えてゆかなければなりません。次に校内研修、そして最後に学校保健委員会というものがこの立案としてだされている項目があると思います。歯・口腔の健康診断ということは77ページに書いてあり、表として提示されています。学校保健法施行規則に学校歯科医の執務についてふれていますが、学校行事の中で行われてゆくためには、やはり計画的なものが必要であろうということあります。それを生かす意味での保健指導というものがありましょうし、事後措置に絡むようなことでの保健指導の充実ということもあります。それを生かす意味での保健指導というものがありましょうし、う歯予防としてう蝕をどう防ぎ健康な歯をつくるための保健指導の計画もありましょうし、歯の衛生週間を中心としての学校行事の計画もありましょうし、委員会活動、児童・生徒の活動としての例えば学校歯科医との懇談会、インタビュー、パネルの展示であるとか保健指導の充実という一つの立案の中におりこまれています。また現実に校内研修についてですが、今の教職課程には学校保健については講

座として、また必修単位として設置されていません。戦前は履修しなければならない状況にありました。従って、概念的には健康の大しさがわかつているけれども今の先生方には知的理理解がないとらえていた方がよいと思います。このことから、校内研修をすすめてゆくということを保健安全計画の中で考えていかなければなりません。歯科医の先生方は安全については徹底した勉強をしているわけで、麻酔の問題等にしろ、薬の問題にしろ、安全に関わる基本的なことを習得されているので、問題提起ができると考えております。それは交通安全につながり、学校の生活安全につながり、というふうになっていきます。

第4番目の歯の保健指導と学校歯科医とを合わせて、学校歯科保健に関する校内研修と学校歯科医を説明しておきます。『小学校歯の保健指導の手引き』については、手にされ、中に書かれてあることも良知されていると思います。また、『学級担任のための歯の保健指導小学校編』がございますが、むし歯予防推進指定校の成果とか歯科保健研究大会での実践であるとかまた啓発事業における成果がその中におこまれています。具体的には一つは歯の健康つくり、う蝕予防活動を通して児童・生徒の取り組み方がちがってきていると示されているところが特色であると思います。学校というところは学ぶところでございます。生徒が学ぶことで変わっていくことが教師にとって最大の喜びであります。歯の指導を通して生徒が授業に参加する態度が変わって伸びてゆくのが目に見えてくるということがさまざまな角度から実践している学校の例からわかってきたということが特色だと思います。次に歯の指導で、自ら考えて実践してゆくということが子供の行動変容として、はっきりあらわれてきているということがふたつめの特色だと思います。従って、歯の保健指導をすすめていく上でお願いしたいのは、学校の先生と一緒にになってまず教材教具というものをぜひ工夫していただきたいということです。

私自身の経験を申しますとカラーテスターが消費者団体によって使えない時期がございました。昭和52年の時で、私は千葉県の教育委員会におり

ましたが、その時に当時の課長と相談しましたところ、それぞれの地区で活躍されている学校歯科医の先生方にその学校関係者を集めてブラッシング指導を行うという移動教室をやった時に、頸模型に砂糖と米を練りませてつめ、それを生徒たちの前で染だし液で、まさに歯垢をつくった状態にしました。それを大きなブラシで、ローリング法でかき出す指導を行いました。このように教材教具を工夫し、それは先生方だけではなく保健委員会の子供たちにアイデアを求めるヒントを与えてくれることが非常に多く、また子供たちにより適したものができます。保健指導が更に徹底してゆく足がかりになると思います。

もう一つは展開の仕方でございますが、私の経験ではある歯科医院に行くと受付に「歯のよごれている人は診療しません」と書かれてありました。また、「歯がきちんとみがけるようになったら処置をします」と続けられていました。その歯科医は患者に強烈にボールをなげ返しています。それは、治療に至るひとつの指導課程だと思います。こういったアドバイス、工夫のポイントを与えていただきたいと思います。

もう一つ保健指導に関しては、それぞれ各都道府県の学校歯科医会ですばらしい手引きが作成されています。これをぜひ学校で活用できるようなアドバイスをしていただきたいと思います。これを先生方だけで保持してしまわずに、学校に残して保管することが必要です。そのような先生方に対してこれから先どのように校内研修をすすめていったらよいかですが、現職教育というのは本当に職場では大事です。先程申しましたように教職課程の中で学校保健に関わる講座がないのが実情です。国立大学の教育学部の一部で集中講義として学校保健に関わる講座を開いているところが増えてまいりました。例えば、性教育に関すること、歯科教育に関わること等、さまざまな集中講義が行われていますがどちらかというと養成課程としては充分でないと思います。だとすると、現職教育として学校現場で、学校教育に関する研修をしていかなければならないことになります。その場合三つの観点があると思います。まずは学校職員

と学校歯科医との人間関係が大事であるということがポイントになると思います。二つめはその人間関係の中でそれぞれの職域についての相互理解が充分なければいけないと考えております。三つめは学校、学校歯科医が子供の歯の健康像をどのように考えてどういう歯をつくっていくのかと歯の健康像を確立していくことが大事である。この三つをふまえ、現職教育をすすめていかなくてはならないと考えています。

おとといの推進指定校の発表の中で本当にすばらしい発表を聞きました。確か「精神をみがけ、歯をみがけ」というスローガンが埼玉から出されました、四国の先生が「ろう下をみがけ、歯をみがけ」ということをおっしゃいました。その学校の子供たちの中には先生に対してまた学校歯科医の活動に対して共感し、それを素直に受け入れられる気持ちがあるから「ろう下をみがけ、歯をみがけ」といっているのですね。こういった学校と生徒と歯医者さんの心の交流があるから、こういう言葉が出てくるのであって、これは強制されて出てくるのではありません。

もう一つ人間関係の話で石野荔一先生のお話で「きょういちとお読みするんですか。」とたずねたところ、「心を忘れてはいるっていつも言われるんです。」あるクラスでご自分の名前を板書した際、「力が三つあってがんばるんだ。」とおっしゃったとたんに男子生徒が「蚊が三匹いてブンブンいつてうるさいんだべ。」って言ったそうです。そのクラスが最後まで充実した教育活動ができたそうです。その発想をしてくれた子供とそういう発想を許すクラス、学校の雰囲気をさまざまと目の前にするような感じがうれしくなりました。人間関係というのは、何事でも物事を始めてゆく上で基礎になると考えております。従って、現職教育でぜひ、先生方の人間関係を大事にしていただきたいし、またそれぞれの職域を充分理解していただきたいと思います。

三番目に、学校歯科医が校内研修に関わる際ぜひお願いしたいのは、一つは歯の健康像の確立について、学校の先生はDMF歯数3以下の理解がほとんどありません。ですから先生方のキャリア

をもった豊富なデータなり今までの実践事例からぜひ先生方に提示して、歯の健康像をつくってほしいと思います。もう一つは、スーパーバイザーとしての取り組みをお願いしたいと思います。もし歯についての健康相談を保健室でするということはさほど多くはないと思いますが、形を変えて人から口が臭いと言われたとか、歯並びがおかしい、歯の色が変とか言われて、大変悩んで養護教諭のところへ来るのは非常に多ございます。そうしますと養護教諭は、歯科の勉強はするが一つ一つの事例に対して適切にその子供の相談にのることができると必ずしもそれは言えません。やはり、こういう相談に対してこういう考え方でよいのかと悩んでいます。学校歯科医の所に来る機会が多くなるのではないかと思います。その時に個別指導の在り方、歯科疾患に対しての基本的な考え方等、さまざまなことについてぜひ養護教諭のスーパーバイザーとして取り組みをお願いしたいと思います。現在の保健室は、けがをして救急処置をするということはもちろんありますが、相談活動が中心に移ってきてています。その中で歯科が占める割合も増えています。特に口臭の問題は対人恐怖症につながることもあるので、ぜひそのようなことでスーパーバイザーとしての取り組みをお願いしたいと思います。

最後に学校保健委員会の問題ですが、その組織を活性化するために三つ考えていただきたいのです。一つは、マンパワー、人間資源といいますか、人の力といいますか、やはりある組織が動いていく、活動が活発になってゆくためにはまずマンパワーが必要になってきます。次に必要なのは、アナリシスだと思います。いわゆる分析と通称言っておりますが、物事の状況を見極め、判断し、洞察していく力がその組織になければ物事は発展してゆきません。三番目には、コストベネフィット。どれだけの力を注げばどれだけ効果が生まれるかということを考えてゆかなければなりません。マンパワー、分析力、透視効果とよんでいますが、これらが組織を活性化してゆく素だと思っています。

もう一つ別の見方でマンパワーに關係すること

ですが、人を得るということには三つの要素をもっています。一つはアイデア、企画力に優れている人を得なさい。仕事はできなくても、アイデアをもっている人を得なさい。もう一つは、どのようにそのアイデアを展開するかという戦略的な力に優れている人を得なさい。三つめは、結果を処理し、記録してとどめる人、そういう三者が組織の中にいてはじめて、活動が活発になっていくということを申し上げたい。ですから、学校保健委員会というのは形を整えるだけではなくて、歯科の問題だったらまず学校歯科医もし一人だったら一人、保健主事と養護教諭とできたら教頭を含めた四人くらいでプロジェクトチームをつくってもよいと思います。そういうことをしてから保護者をいれて話を聞こうとか、様々な実践に合わせた要因がそこに加わってくると思います。一番最初から形をつくって学校保健委員会をやってゆくのではなくて、プロジェクトチーム的な発想からはじめていったらいいのではないかと考えております。すなわち、学校保健委員会とは、健康問題が多様化している中で、いろんな要素から考え方を練り上げて、そして実践しやすいものにつくりあげてゆくわけですからやはりいろんな考え方を集めることは必要で、そういった意味での委員会は必要です。そのためには活性化するいくつかの視点をふまえて充分できないところはプロジェクト的にまずスタートしていくところからはじめていかなければいけないと考えています。

『小学校歯の保健指導の手引き』の中に保健委員会のことが最後に載っています。学校保健委員会の活用として学校歯科医の立場でどういうふうにこの委員会を活用してゆくのかということが載っていますが、これはお読みいただければおわかりになると思いますが、私は、学校というものは何らかの形で組織で動いていると思います。個人プレーで動いているところではないわけです。そのことを充分ご理解いただきてぜひよりリーダー、アドバイザー、また時には協力者、コーディネイターとしての立場でぜひ、学校保健会に参画いただいてご指導いただきたいと思います。おそらく、吉田先生もこのレジュメならびに資料をそ

れぞれ77ページの中に示されたのはこのようないことを意図されておったと考えて、私の考えもこの中に折り込みながらお話ししましたが、おとといの感想の中でも申し上げましたが、う歯予防推進指定校を受けたから子供たちが即変わったとは思いませんが、しかし歯予防の指定校で実践していく課程の中でさらに子供たちがのびてきたと、あの松原小学校で感じました。やはりごく一部ですが教師というのは子供を見た時に、その動きがどう変わってきたのかということがとても気になりますし、またそういう目で子供を見ます。松原小学校の子供を見ると本当に変わってきたんだなということが如実にわかります。私はそれは指定校の成果ではないかというふうに手前味噌的におぬぼれてみたけれど、やはり、小学校、中学校で子供が歯を磨く行動とかが一時乱れることが正直いってあります。しかし、必ずある時期を経ますと、小さい時に培われた習慣とか教えられたことがもう一度ゆりもどされて、大人の生活に変わってゆくことは、事実でございます。ですから私の高等学校の経験からいっても、本当にゆりもどされています。小さな頃、歯を磨く習慣のあった子供は、再度、そのような形にもどってまいります。例えば中学生の場合にはたいへん清潔感がいっぱい、病的なほどの潔癖感をもつ時期があります。子供の発達段階というのはいろんな子供の生活背景のちがいがありますが、小さい時の生活習慣は必ずゆりもどされるということは事実ですので、幼稚園・小学校の時の歯みがき習慣が定着するということはこれから先の人生の中で必ず有効になるというふうに考えています。学校における歯科保健を高めてゆくために学校歯科医の先生方のこれからの方々が大事なのではと考えております。

最後になりますが、9月1日に体育官になったばかりで不勉強な面が多くあって、先生方の専門的な立場からすれば今日の話も充分意を尽くせなかったと思いますが、この次お会いする時には、更に私なりに努力して、先生方とあいまみえたいと思います。長い時間ありがとうございました。

## 【資料1】

### 学校歯科医の研修をめぐって（1）

#### —全国学校歯科保健研究大会—

吉田瑩一郎

学校歯科医の全国的な公的研修の機会としては、全国学校歯科保健研究大会、学校歯科保健研究協議会、学校歯科保健研修会（学校歯科保健研修セミナー）、全国学校保健研究大会及び全国学校歯科医協議会がある。この稿では、最も歴史が古く、しかも、今後の研修の在り方を志向する全国学校歯科保健研究大会を取り上げ、主に研修内容について述べることにする。

#### 1. 大会のあらまし

この大会は、昭和6年4月学校歯科医制度発足と同時に東京において「全国学校歯科医大会」として発足したものである。その後、昭和19年から25年まで中断の期間があったものの、昭和26年から毎年開催されて、63年10月青森県八戸市で開催された大会は52回目を迎えるに至っている。わが国の学校保健関係の研究大会の中では最も長い歴史をもつ大会として発展を続けている。

なお、この大会は、昭和49年京都府で開催された第38回大会で名称を「全国学校歯科保健大会」に改め、出席者を学校歯科医だけでなく校長、教員など広く学校歯科保健関係者にも拡大し今日に至っている。また、昭和56年東京都で開催された第45回大会から「研究」を加え「全国学校歯科保健研究大会」に改め、学校歯科保健活動の実践上の諸問題について研究協議を行う大会として特色を打ち出している。

したがって、この大会では、必ず学校の授業や活動の参観が組み入れられ、昨年10月の第52回大会では小学校だけでなく、中学校と高等学校の学校公開も行われたほどである。

#### 2. 研修の方向

この大会は、昭和46年の第35回大会から第50回大会までは「保健管理と保健指導の調和」をメイ

ンテーマにしてきたが、これを昭和62年の第51回大会（岐阜県）から「学校歯科保健の包括化」に改め、今日に至っている。

このことについて、主催する(社)日本学校歯科医会では、大会誌に次のように述べている。

「……幼稚園、小学校、中学校、高等学校を一貫した学校歯科保健の構築や学校・家庭・地域との連携の緊密化による保護者の啓発、学校教育が直面している生命尊重の心や基本的生活習慣の育成などの教育課題とのかかわり方など、多くの問題が残されている。

このため、「健康管理と保健指導の調和」は、学校保健の永遠の課題であるが、これを発展的に促え、第51回全国学校歯科保健研究大会を期して「学校歯科保健の包括化」とし、学校歯科医と教員がともに研修と実践を重ね、歯科保健の課題の克服はもちろん、「心豊かでたくましく生きる人間の育成」という教育課題の克服に貢献しようとするものである。

ここに、日本学校歯科医会は、来るべき新しい世紀に向けて、わが国の学校歯科保健活動の一層の充実が図られていくことを願うものである。」

この大会は、学校歯科保健活動（歯科保健教育、歯科保健管理、歯科保健に関する組織活動）を通して、「心豊かでたくましく生きる人間の育成」という教育課題の克服に貢献することを目指し、その理論と実際にわたる研究協議を行う方向へと転換が図られつつあるのである。

#### 3. 研修の内容

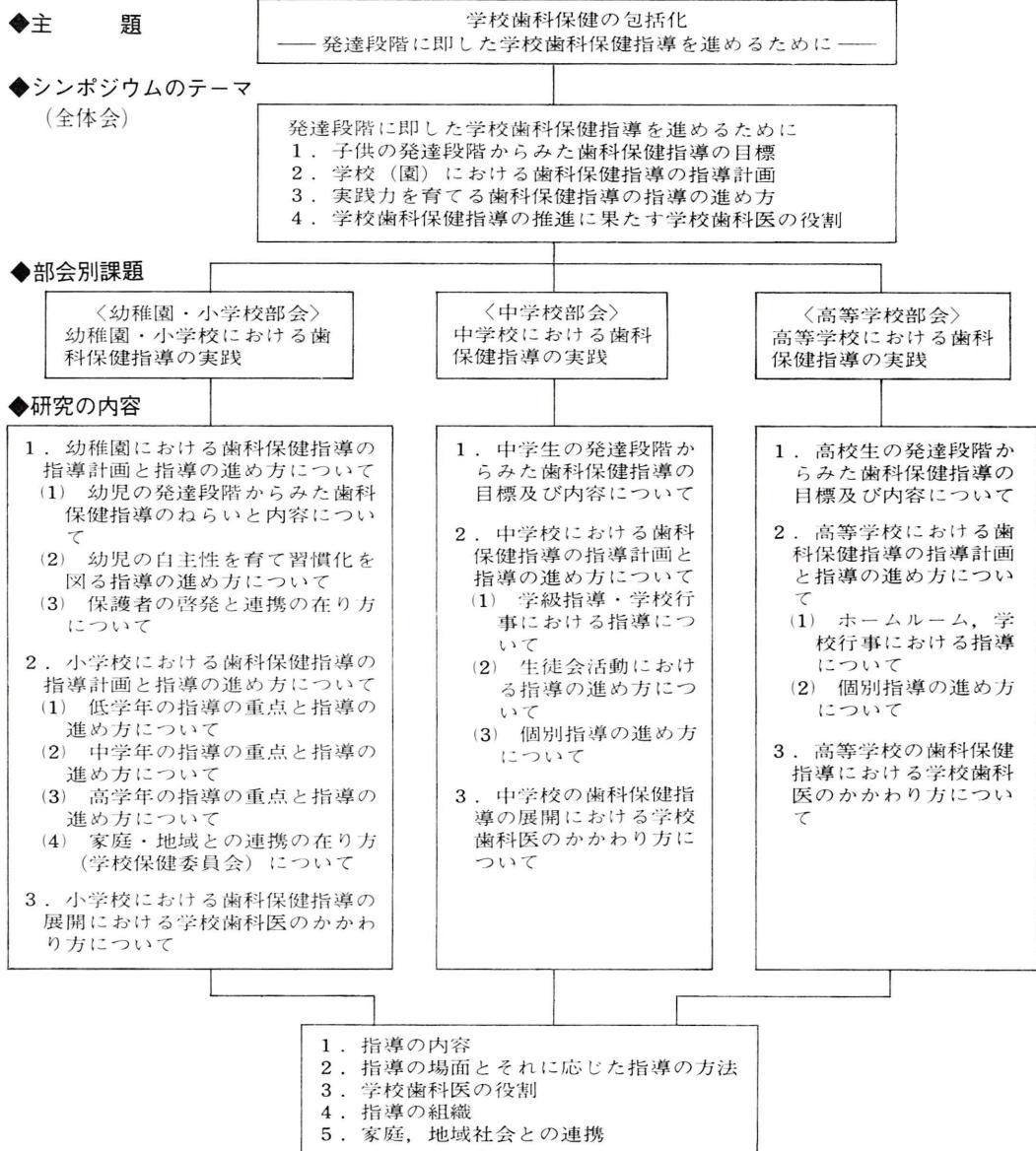
別表は、第52回大会の研究協議の系統図であるが、主題に副題をつけて子供の発達段階に即した歯科保健指導に重点をおくことを示し、全体会、部会ごとの研究内容を明らかにしている。

この内容によると、学校歯科医の研修内容が明らかに大きな転換期を迎えていることに気がつくのである。それは、学校歯科が学校歯科医中心の活動から学校教育関係者全体の活動に発展しつつあるからなのである。（文部省体育局体育官）

（注） 日本歯科評論 February 1989, No. 556 「虎の門レポート」より。

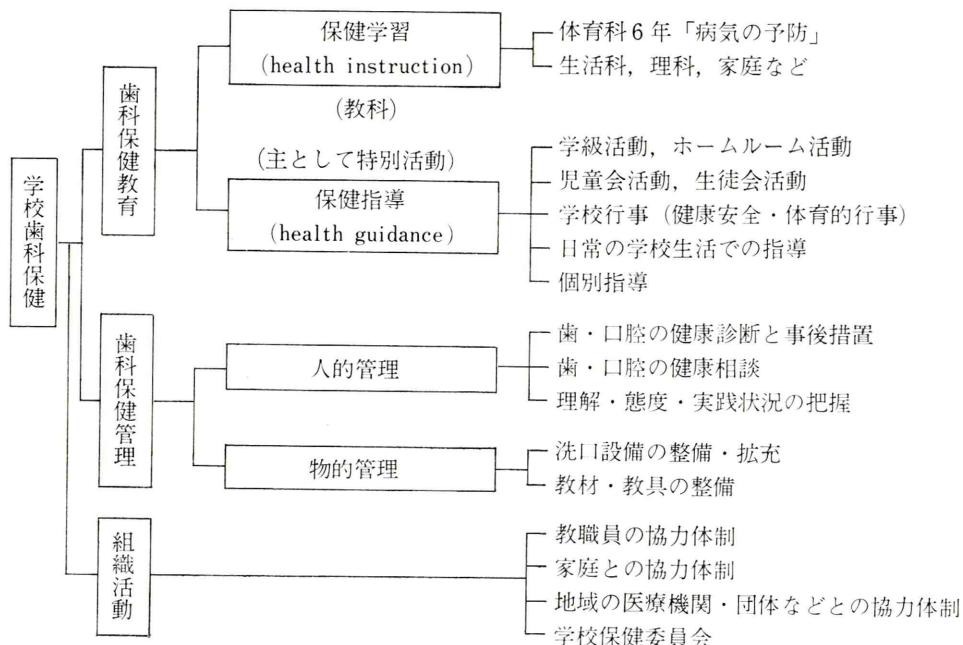
(別 表)

## 〈第52回全国学校歯科保健研究大会研究協議内容〉



## 【資料2】

## 学校歯科保健の領域



(注) 歯科保健教育については、平成元年3月告示の小・中・高等学校学習指導要領による。

## 【資料3】

## 保健教育と保健管理の特質

	保 健 教 育	保 健 管 理
目 標	自律性の伸展による健康の自己教育能力の育成	専門的知識・技術を駆使した他律的作用による現在の健康の確保
根 拠	学校教育法・学習指導要領 『小学校 歯の保健指導の手引』	学校保健法・関連法規
効 果	継続的(間接的であるが、生涯を通じて効果が期待できる)	一時的(管理の活動下に限定されがちである)
相 互 関 係	保健管理の活動で発見された健康上の問題が指導の内容となる	健康診断などは、保健教育の成果の評価の機会となるものであり、また、保健教育の条件整備の役割をもつ

## 【資料4】

## 学校歯科保健活動と学校歯科医の役割

1. 9. 14

事　項		活動の基本・とらえ方	学校歯科医の役割・活動
学校保健安全計画		学校保健法第2条の規定に基づいて作成される学校における保健安全活動の年間を見通した総合的な基本計画である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯科保健の立場から年度の方針、重点を具申する。</li> <li>・原案作成委員会、学校保健委員会などに出席して意見を述べる。</li> </ul>
保健教育	保健学習	小学校は体育科の保健領域、中学校は保健体育科の保健分野、高等学校は、保健体育科の科目保健で行われる。	小学校6学年に歯科保健に関する内容があるが教師からの求めによって、専門的な指導助言を行う。
	保健行事	小学校・中学校は学級活動で、高等学校はホームルーム活動で、学級担任による保健指導が計画的、継続的に行われる。	歯科保健が最も多く扱われる場面なので、指導計画や指導法などについて、必要に応じ指導助言を行う。特に科学的な資料・情報についての相談が多い。
	児童会活動・生徒会活動	学年単位以上の全校的な規模の集団で行われる教育活動で、健康診断や病気の予防に関する行事が含まれている。	学校歯科医が、直接指導を行う機会が多い教育活動である。健康診断のとき、歯の衛生週間のときの講話などを行う。
	個別指導	児童生徒の自発的・自治的活動を通して保健に関する活動が行われる。	歯科保健に直接結びつく活動に保健委員会の活動がある。求めがあれば、必要な指導と助言を行う。
	対人健康管理	心身の健康や健康生活の実践に問題を持つ児童生徒に対する指導で、学級担任、義務教諭がこれに当たる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級担任や義務教諭に対して必要に応じ指導助言を行うこと（対象等については「小学校歯の保健指導の手引」参照）。</li> </ul>
保健管理	健康診断と事後措置	学校保健法第6条の規定に基づき毎学年行われるものである。事後措置は、同法第7条の規定に基づいて行われる。	定期健康診断は、6月までに行われるところになるが、その実施計画及び事後措置について、十分意見を述べる。
	健 康 相 談	学校保健法第11条の規定に基づいて学校医・学校歯科医によって行われるものである。	歯科保健について問題を持つ児童生徒に対して年間を通じて計画的に相談・指導を行う。
	健 康 生 活 の 実 践 状 況 の 把 握	学校が年間を通じて定期的に行うもので、保健指導の有力な手がかりが得られる。	歯口清掃の状況、食生活の実態など歯科保健の立場からも、必要な内容を盛り込むようにする。染め出しなどの方法による検査も計画的に行なうことが考えられる。
	対物管理	<p>洗口場の整備拡充</p> <p>「学校施設設計指針」（文部省53.10）で、1学級当たり6個以上（水栓数）であることが望ましいとされている。</p>	学校で計画を練る段階で、指導・助言を行う。新設の場合には必ず意見を述べる。
組織活動	教具・教材の整備	保健指導や保健学習を効果的にすすめるためのスライド、模型、OHP用のTP等の整備である（教材備品費で購入可能となっている）。	歯・口腔の模型、スライド、OHP用TPの整備について指導・助言を行う。
	職員の協力体制	学校保健安全計画の運営に当たって、できるだけ、全職員が役割を分担し、相互に協力しあって推進できるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて、職員保健委員会に出席する。</li> <li>・学校保健安全計画については、年間の活動がどうなっているかをよく理解しておくようとする。</li> </ul>
	学校保健委員会	学校における保健の問題を研究協議し、推進するための組織である。	必要なときに出席し、専門的立場から、積極的に発言し、家庭を含めた地域ぐるみの歯科保健活動が展開されるように推進することが望まれる。
	地域医療機関・団体等との協力体制	健康診断とその事後措置を効果的、かつ適切に行なうためには、地域医療機関、学校医会、学校歯科医会等との協力体制を確立することが極めて重要である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯科領域においては、校外治療を効果的に推進するための体制を確立することが大切で、これに積極的に協力する必要がある</li> </ul>

## 【資料 5】

### 学校保健安全計画と学校歯科医について [1]

吉田瑩一郎

学校歯科医の職務執行の準則（学校保健法施行規則第24条）に「学校保健安全計画の立案に参与する」とあるが、最近、従前の「学校保健計画」がなぜ「学校保健安全計画」となったのか、学校歯科医は安全管理や安全教育にどのようにかかわったらしいのか、といったようなお尋ねが多い。そこで本号ではこの問題を取り上げ、解説を試みることにする。

#### 1. 「学校保健安全計画」に改められたことについて

学校保健法の一部改正（昭和53年3月）によって、「学校保健計画」が「学校保健安全計画」に改められたのは、学校における安全管理の充実を図るためであった（表）。

当時、学校の管理下で発生した事故に対する救済制度の充実を図ることが、緊急の課題となっていたことは周知のことである。このため、日本学校安全会法の一部改正を行い、死亡見舞金を300万円から1,200万円に、廃疾見舞金の最高額を400万円から1,500万円に引き上げることとした。しかし、事故は起こらないようにすることが本筋なわけであるから、事故防止に最も深くかかわる安全管理に関する規定の法的整備を図る必要から、学校保健法の一部を改正し、「安全に関する計画」と「施設及び設備の安全点検」に関する規定を設けることとなったものである。したがって、「学校保健に学校安全が加えられた」ということではなく、学校における安全管理の充実を図る上からの措置であったのである（なお、安全教育については、保健教育と同様学校教育法の体系の中で所要の位置付けがなされている）。

このことによって、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則も一部改正され、「学校保健安全計画の立案に参与する」とされたのである。

#### 2. 学校保健安全計画の立案とその形態について

学校保健安全計画の立案については、文部省体育局長通達（昭和53年4月1日文体保第69号）で次のような方針を示している。

##### 1 安全管理について

- (1) 学校においては、安全点検その他の安全に関する事項について計画を立て、これを実施しなければならないこと（法第2条）、なお、計画は、学校の事情により、保健に関する事項と一括して立てても、別個に立てても差し支えないこと。

このことは、「学校保健計画」が「学校保健安全計画」になったからといって、単純に保健と安全を一括して立てるというのではなく、保健と安全の双方の充実を図るという観点に立って立案すべきことを示したものといえるのである。

ところで、立案の形態についてであるが、それには次の3つのタイプがみられる。

- ① 保健管理と安全管理を一括して立てる場合
- ② 保健管理、安全管理、保健教育、安全教育、そしてさらに保健と安全に関する組織活動を加えた学校保健と学校安全の年間を見通した総合計画として立てる場合
- ③ 保健と安全の管理と教育、組織活動を総合して、保健と安全を別個に「保健計画」、「安全計画」として立てる場合

①の場合、保健と安全を一括した管理計画とし、「法第2条」の規定を文字通り受け止めてい

表

新	旧
第1章 総 則 (学校保健安全計画)	第1章 総 則 (学校保健計画)
第2条 学校においては、児童、生徒、学生又は幼児及び職員の健康診断、環境衛生検査、安全点検その他の保健又は安全に関する事項について計画を立て、これを実施しなければならない。	第2条 学校においては、児童、生徒、学生又は幼児及び職員の健康診断その他の保健に関する事項について計画を立て、これを実施しなければならない。

る例で、その内容の質量を考えれば、きわめて必然性があるように思われる。しかし、このような形態で立案している学校は、保健も安全も「管理」の次元に終始する傾向がみられ、「教育」面の活動が弱いということが指摘されている。

②の場合は、「学校保健計画を立て、および実施することにあたっては、学校保健委員会の意見を聞きまた学校における保健管理と保健教育との調整を図り、いっそう成果が上がるよう努める必要があること」(昭和33年6月文体保第55号文部省体育局長通達「学校保健法および同法施行令等の施行に伴う実施基準について」とする学校保健計画を立案する際の留意事項をふまえているものといえる。

本来、学校における保健と安全に関する管理の活動は、教育活動と相まって展開されてこそ効果が上がるものである。特に、教育の場における保健と安全は「守る」と同時に「自らの力で獲得する」能力を育てることが重要であることを考えるとき、管理と教育を一体的にとらえることはまさに当を得たものといわなければならない。

しかし、保健と安全を一括した総合計画として立案すると、計画としては立派であっても、校内の推進組織がよほど整っていないと、実施の段階で徹底を欠くうらみがあるという指摘が多い。

③の場合は、管理と教育を一体的にとらえながらも、保健と安全を別個に立てている例である。保健に関しては、学校保健計画として昭和33年の学校保健法の施行以来、管理と教育を一体的にとらえてきており、ある程度定着してきている。今後、安全に関する諸活動の充実を図り、安全の能力を育て、事故防止に多くの期待を寄せるという観点に立てば、安全の管理と教育及び組織活動を含めた学校安全計画として別個に立てたほうが、保健と安全の双方の成果を確かなものにしていく上で望ましいものと考えるのである。

### 3. 学校歯科医のかかわり方について

学校保健安全計画の基本的な内容については次回にゆずることとし、ここでは学校保健安全計画立案の際に、学校歯科保健に関する活動がしっか

り位置付けられるようにするための観点についてふれることにする。

- 歯・口腔の健康診断及び健康相談
- 洗口設備の拡充・整備
- 学級指導・ホームルームにおける歯の保健指導の充実（内容、指導時間数）
- 学校行事における歯の保健指導の充実（内容、実施時期と回数）
- 児童会活動、生徒会活動における歯に関する保健活動の充実
- 教師の歯に関する校内研修の充実（実施時期と回数）
- 学校保健委員会の充実（開催時期と回数）
- 父母の歯に関する学習会の開催（開催時期と回数）

また安全については、最近歯牙の欠損をきたす事故が多いことから、事故防止のための安全指導の観点や施設及び設備の安全点検の実施と、事後措置の充実について提言することが望まれる。

### 学校保健安全計画と学校歯科医について [2]

前号では、学校保健安全計画の立案に際しての考え方や、学校歯科医とのかかわり方について述べた。そこで本号では、学校保健安全計画に盛り込むべき一般的な内容、立案の手順、歯科保健の立場からの具体的な参画の要点について述べることにする。

#### I 学校保健安全計画の内容

この計画は、前号で述べたような考え方方に立つと、学校保健と学校安全の年間を見通した総合的な基本計画である、とすることができる。したがって、学校保健と学校安全のそれぞれについて、「教育」と「管理」そして「組織活動」が総合された形で立案されることが必要になってくる。

そこで、内容について考えてみると、表のような事柄をあげることができる。

#### II 立案の手順

この計画は、おおむね図のような手順で、校務

分掌の学校保健及び学校安全を推進する部門（たとえば、保健部、安全指導部、健康教育部など）の教員が中心となって立案されるものである。

いうまでもなくこの計画は、全校教職員によって実施されるものであるから、立案の過程であらゆる関係者の意見が十分反映されていることが大切である。

### Ⅲ 学校歯科医としての参画のあり方について

このことについては、前号でもふれたところであるが、計画立案の過程でどのようにかかわったらよいかということを、図に即して考えてみることにする。

まず、②の段階で、歯科保健の立場から児童生徒の健康状態、意識や行動の実態を明らかにして年度の重点事項を提示することである。

その場合には、歯・口腔の健康診断や健康相談の実施方法（時期、当日の日程のとり方、実施後の教職員との話し合いの機会を設けるなど）、事後措置の指示のあり方、刷掃指導や間食指導の充実に関する事柄、歯の衛生週間行事のもち方、父母の理解と関心を高めるための活動のあり方、校内の洗口場の改善・充実をめぐる問題などが考えられよう。

次に、⑥の段階で、②を提示した事柄がどの程度計画に具体化されているかを確かめることである。その際には、特に次の事柄に配慮したいものである。

### 歯の保健指導について

○学級指導やホームルームでの指導が十分行われるようになっているか。

小学校の場合は、45分（1単位時間）指導が年間3回、20分～25分（1/2単位時間）指導が年間5～6回ほど計画されることを目安にする。

○学校行事での指導が十分なされるようになっているか。

健康診断のほかに、児童生徒の歯の健康に関する意識を高めるための行事（歯みがき週間など）が学期ごとに計画されていることを目安にする。

○昼食後のうがいや刷掃ができるようになっているか。

ここでは、設備と時間の設定が問題になるが、設備に関しては、蛇口の数が学級当たり6個以上が望ましいとされているので、計画的に拡充されるように導く。

○教師の歯に関する校内研修の計画がなされているか。

学期に1回は、学校歯科医を中心とした歯科保健に関する勉強会が設けられるようとする。最初は年間1度でもよいから計画されるように導きたいものである。

（注）日本歯科評論 November 1981, No. 469「虎の門レポート」より。

（文部省体育局学校保健課 教科調査官）

表 学校保健安全計画の内容

学 校 保 健	学 校 安 全
<u>健康管理</u>	<u>安全管理</u>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童生徒の定期・臨時の健康診断</li> <li>○健康診断の事後措置</li> <li>○法第11条の健康相談</li> <li>○定期・臨時の学校環境衛生検査・事後措置</li> <li>○学校環境の美化清掃</li> <li>○洗口設備の整備</li> <li>○体重検査</li> <li>○伝染病・食中毒の予防措置</li> <li>○児童生徒の健康に対する意識や行動調べ</li> <li>○その他必要な事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○定期・臨時の安全点検と事後措置</li> <li>○通学路の選定及び通学の安全管理のきまりの設定</li> <li>○火災・地震などの防災に関する事項</li> <li>○学校生活の安全管理のきまりの設定</li> <li>○児童生徒の安全に対する意識や行動調べ</li> <li>○その他必要な事項</li> </ul>
<u>保健教育</u>	<u>安全教育</u>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○体育科・保健体育科での学年別・月別の保健学習の指導事項</li> <li>○理科、関連教科における保健に関する指導事項</li> <li>○学級指導、ホームルームでの月別・学年別指導事項</li> <li>○学校行事の保健安全的行事の保健に関する行事</li> <li>○児童会・生徒会活動で予想される活動</li> <li>○個別的な保健指導</li> <li>○その他必要な事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学年別・月別の関連教科における安全に関する指導事項</li> <li>○学級指導、ホームルームでの月別・学年別の指導事項（交通安全、生活安全を含む）</li> <li>○学校行事の保健安全的行事の安全に関する行事（避難訓練、交通安全指導など）</li> <li>○児童会・生徒会活動での予想される活動</li> <li>○課外での安全指導（自転車教室、二輪車安全運転教室など）</li> <li>○個別指導</li> </ul>
<u>組織活動</u>	<u>組織活動</u>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校保健に関する校内研修</li> <li>○学校保健委員会</li> <li>○その他必要な事項（学校保健の総合評価など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校安全に関する校内研修</li> <li>○学校安全委員会</li> <li>○その他必要な事項（学校安全の総合評価など）</li> </ul>

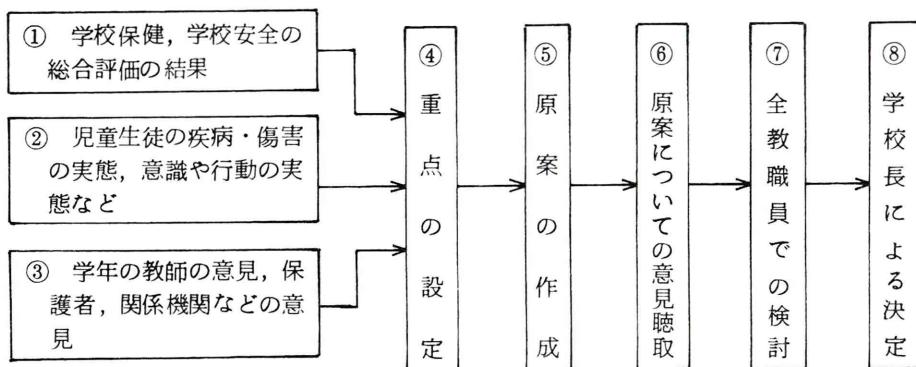


図 計画立案の過程

## 【資料6】

昭和63年度 全日本よい歯の学校表彰優秀校の活動状況

事 項 学校名	児童数	第6学年の永久歯う歯の状況		学級指導の指導回数		染め出し 検査の 実施回数	学校歯科 医の出校 回数
		1人当たり DMF歯数	1人当たり C <sub>3</sub> , C <sub>4</sub> 歯数	L	S		
仙 台 市 立 荒 町 小	674	1.82	0.02	3	6	3	17
長 野 市 立 通 明 小	858	1.6	0	3	4	10	30
大 阪 市 立 阿 倍 野 小	543	1.8	0	3	3	9	30
大阪府泉佐野市立日新小	702	2.2	0.02	3	8	3	22
熊本県鹿央町立山内小	125	2.5	0	3	8	10	36

&lt;主催:(社)日本学校歯科医会&gt;

## 【資料7】

学校歯科医の出校状況(昭和62年度)

事 項 学校名	学校歯科医 在籍年数	歯の検査	歯の健康相談	学 校 保 健	学 校 行 事	歯 科 保 健	その 他
				委 員 会 出 席	へ の 参 加	指 導	
仙 台 市 立 荒 町 小	26.2(年)	3(2)	5	2	4	2	1
長 野 市 立 通 明 小	9	12(2)	5	2	3	3	5
大 阪 市 立 阿 倍 野 小	37	3(2)	6	2	3	6	10
大阪府泉佐野市立日新小	15	6(2)	3	3	7	2	1
熊本県鹿央町立山内小	43	4(2)	12	4	6	6	4

(注) 1) 昭和63年度全日本よい歯の学校表彰優秀校の状況である。

2) 「歯の検査の欄」の( )は検査の回数である。

## 【実践報告1】

### 「健康な歯、輝く笑顔をめざして40年の道」

大阪市立阿倍野小学校 学校歯科医 田 中 稔

#### 1. はじめに

##### (1) 校区のようす

校区は、大阪市の南部にあり、阿倍野区の中心にある。地域は、歴史的にも古く、北畠顯家の史蹟公園をはじめ、帝塚山古墳などがあり、古くからの住宅地である。

区内には、大手の私鉄ターミナル、デパート、商店街、阿倍野再開発による高層ビルの建設等により一層発展し、大阪市南部の中心地になっている。

校区の人口は、約11,000人で、そのうち75歳以上のお年寄りは、800余人と多く、3世代の家庭も多く占めている。

本校は、大正12年に創立し、本年で66年目を迎える。昭和30年頃は、児童数は2,600人を越えていたが、年々減少し、今では、408世帯の523人となっている。

地域の人々の教育にかける熱意と期待は、大変大きく、学校教育活動、PTA活動に対する協力も積極的である。

##### (2) 本校の歯科保健の実態

父の後を受けて、昭和26年に学校歯科医に就任し本年で39年目になる。

父が学校歯科医担当時、「健康な歯をつくることは、心と体の強い子どもを育てる」という信念のもとに、学校歯科医としての役割を果たしてきた。父の方針を継承すると共に、学校歯科保健の深化、充実を目指して進めてきた。

昭和30年の中頃から、食生活、生活の仕方が徐々に変化する中で、本校でもむし歯の増加が著しい状態であった。このまま放置すると、むし歯最悪の時代となると考えた。

そこで、歯科保健の意識の向上と予防について、如何に進めていけばよいかを、当時の学校保健関係者と協議を重ね、次の事柄について実践研究を行った。

行い、むし歯予防を推進した。

ア. 全教職員に対して、歯科保健の科学的認識を深め、協力体制を確立することにした。

イ. 歯科保健管理の充実を図るため、歯科検診を年間3回（学期1回）実施する。また、6年生には、卒業前（3月）に検診を実施し、事後措置に努めた。

ウ. 就学時健康診断で、乳歯、第1大臼歯の大切さについて指導を行ってきた。

エ. 入学説明会に再度「歯の健康づくり」について、啓発指導を実践してきた。

オ. 学校保健委員会を設置し、運営に努力してきた。

これらの実践を積みあげてきた結果、教職員、児童、保護者の歯に対する意識や関心が高まり、治療率も向上してきた。また、家族ぐるみで取り組む家庭も多くなり、歯の健康についての健康相談も増え、健康についての考え方や生活行動等についての問題などを把握することができた。そして、新しい解決法や指導法を生みだすことができた。

その当時の児童が、今では成人となり、本校のPTAの会員や役員として、運営の中心となって活躍をいただいている。その方々のお子達が本校に在学している。検診の時に、児童の名前が分かること、その保護者の名前もほとんど分かるので、対話も容易で、指導すると素直に聞いて実践してくれる。親子二代に亘って検診していることになり、学校歯科医冥利に尽きる。

このように永年に亘って培ってきた、これらの家庭の歯科保健の教育力と学校での歯科保健教育とが相まって、家庭・地域へと動的に作用し、歯の健康に対する認識と実践力が大きな輪となって広がったと自認しているところである。

## ○昭和57年～昭和63年のDMF歯数

年	小学校1年	小学校6年	全学年
57	0.2	1.3	1.9
58	0.3	2.5	1.4
59	0.3	2.2	1.3
60	0.1	2.0	1.2
61	0.2	2.1	1.2
62	0.2	1.9	1.2
63	0.1	1.8	1.0

DMF歯数は、大阪市学校歯科医会（大阪市養護教員会協力）が7年間に亘って、調査研究を行い、平成元年4月に、その内容を冊子にまとめて発刊した。

本校は、小学校301校の中でもトップの位置を占めている。このような成績は、永年に亘った積みあげであるが、なんといっても、3代40年の長期間に亘り、身を粉にして、献身的に努力してきた養護教諭、中村金子先生、仲谷光子先生、広瀬

明美先生のご尽力の賜ものであると深く感謝している。

「継続は、力なり」である。

## 2. 具体的実践について

## (1) 養護教諭と2人3脚で

ア. 昭和30年代～40年代（基礎づくり）

イ. 昭和50年代～（発展と予防）

## (2) 学級担任との連携を図りながら

ア. 歯科検診を活用して

イ. 校内研修から学級化へ

ウ. 学校保健委員会を通して

## (3) 保護者との連携を深めながら

ア. 就学時健康診断を通して

イ. 1年入学説明会で

ウ. 歯の健康講座を通して（PTA保健委員会・成人教育委員会）

## 【実践報告 2】

# 「歯科保健指導の充実を図るために 学校歯科医はどうしたらよいか」

鹿児島県鹿児島市立吉野東中学校 学校歯科医 義川伸一

### 1.はじめに

現代の生徒をとりまく環境は、高度情報化、国際化、都市化、消費社会化、核家族化、少子化、高齢化、高学歴化などいろいろな面で著しく変化している。こういった変化は、様々なストレスとなって生徒たちに作用している。その様々なストレスを受けながら中学生活を送っている生徒たちは、発達段階的にはどのような時期にあるのであろうか。中学時代はいわゆる思春期に相当し、次のような3つの特徴があるといわれている。第2反抗期——ゆえなく親に反抗する。親の支配から独立しようとする、いわゆる心理的離乳期と呼ばれている。第2性徴期——性の芽生えがあり、男は男らしく、女は女らしくなる。第2誕生期——身体の発育が著しく、成人に近くなるが、精神がこれに伴わず、身体と精神とのバランスのとれない時期であるといわれている。さらに、昨今の高校進学率の高さからして、ほとんどの生徒が進学、受験の悩みをかかえている時期である。このような時期にあるため、中学生は情緒不安定になりやすく、問題のある行動を示すことが多いといわれている。歯科保健の面では、頭では分かっていても、なかなか実践するまでに至らず、小学生で身についた良い習慣も、中学生になって乱れ、むし歯や歯周疾患が多くなることも指摘されている。本校も例外ではなく、むし歯に限ってみても、治療率はよくなってきたが、毎年むし歯は期待するほど減少せず、むし歯予防の成果がなかなか上がっていないというのが実情である。また、本校における歯科保健活動も活発にはなってきたものの、今一つ盛り上がりを欠き、私自身ある種の壁にぶつかり、中学校なりの歯科保健指導の難しさ

を痛感しているこの頃である。今回、「歯科保健指導の充実を図るために、学校歯科医はどうしたらよいか」というテーマで発表の機会を与えられ、本校のこれまで6年余りの歯科保健活動の見直しを余儀なくされた。その過去の活動に対する分析の中から、いくつかの反省点や問題点が浮び上がってきた。それらに対する改善策を少しでも明らかにする形でこのテーマに多少なりとも答えてみたいと思う。

### 2. 本校の概要と特色

吉野東中学校は、鹿児島市の北東約10km、海拔約250mの台地に位置し、古くから市中心部への野菜・草花・庭木等の供給地として知られた所にあり、今でも緑が多く残っている静かな田園地帯の中にいる。眼前には桜島を、遠くには薩摩・大隅両半島を眺望でき、歴史的には、明治維新に活躍した西郷隆盛が野に下ったとき、子弟とともに鍬をふるい、汗を流しながら山野を開墾し、後継者の育成にいそしんだゆかりの地として知られている。

本校は、昭和58年4月に開校され、生徒数500名前後で、市内では中規模校に属する。校区は、1小学校1中学校で構成され、8町内会から成り、地域ぐるみの公民館活動が活発である。

本校生徒は、「礼節」「勉学」「練磨」「勤労」を生活信条とし、明るく素直であるが、主体性や積極性にやや欠ける面がみられる。近年、社会環境や生活環境の変化等から、自然とのふれあいの中で生活する機会や働く体験が少なくなってきていているといわれているが、本校では、勤労体験学習・集団宿泊学習・一日遠行・一日一汗運動・吉野東

の日(勤労奉仕活動)・一事徹底運動などを本校の特徴的な活動として位置づけ、豊かな心情と耐性培う教育活動を推進している。

### 3. むし歯の実態と推移

本校のう歯保有者率は、昭和58年67.1%，59年70.3%，60年63.8%，61年64.3%，62年65.2%，63年60.9%，平成元年当初51.7%でここ1～2年は減少傾向にある。

処置完了者率は、昭和58年30.0%，59年38.1%，60年31.7%，61年31.3%，62年29.3%，63年34.3%，平成元年当初44.8%でここ1～2年はやや増加傾向にある。

### 4. 歯科保健への取り組み状況

本校生徒の疾病状況の中で、むし歯は毎年、罹患率第1位に挙げられ、学校保健委員会でもいつも問題にされてきた。それで、昭和59年度から「むし歯の治療と予防」を本校の保健指導の重点目標に置き、いろいろな取り組みがなされたが、今回は、それらの取り組みについて学校歯科医はどういうにかかわってきたのかという視点から分析してみたい。

#### (1) 歯科保健管理について

##### ア. 対人管理

###### (ア) 歯・口腔の健康診断と事後措置

毎年4月に歯科検診を実施し、学校では、年5回（4月、7月、11月、12月、2月）生徒に対し治療勧告書が配布されている。

###### (イ) 生徒の意識調査

むし歯予防デーにちなんで全校的に行われる学校行事の時に提出される1年生全員と3年生全員の作文（後述）から、生徒の歯・口腔の健康に関する意識や理解度を読みとるようしている。

##### イ. 対物管理

###### (ア) ハブラシの選定

学校の購買部に適切なハブラシをいくつか推薦し、生徒が必要な時に購入できるようにしている。

###### (2) 歯科保健教育について

##### ア. 学校行事

###### (ア) 歯・口腔の健康診断

4月に行う歯科検診のときに、問題のある生徒はその場で直接指導すると共に養護教諭に指示する。授業と並行して、学級毎に、順番に行われるためか、学級担任の立ち合いはあまりない。終了後、校長に生徒の受診態度や疾病の全体的な傾向と伝えるようにしている。

###### (イ) 歯の衛生週間における指導

6月のむし歯予防デーの頃に合わせて、全校的に一斉にいろいろな取り組みを行う。本校の場合は、学年毎に内容を異にしている。

##### イ. 生徒活動

###### (ア) 生徒会活動

###### a. 歯みがき記録の点検

家庭で各自の行った歯みがきの記録を、各クラスの生徒保健委員が学期毎に、1ヶ月間に亘って点検する。

###### b. 美歯表彰

むし歯予防デーの行事の1つとして、むし歯の1本もない生徒を表彰し美歯賞という表彰状を授与する。

###### c. クラス別治療費100%達成運動

むし歯の治療100%を達成したクラスが出たら、朝礼でそのクラスを表彰する。

これらの活動は、生徒保健部が中心になって行っているが、その概要については、後日、私にも知らされる。

###### (イ) 学級会活動

###### a. 学級討論会

前述の、ア. (イ)の3年生の活動が、これに該当する。

##### ウ. 学級指導

学級指導における歯の保健指導は、学校における歯の保健指導の中核を成すものと私は考えている。ちょうど昭和59年に「鹿児島県中学校むし歯予防指導の手引」書が全教師に配付されたこともある、当初から、機会あるごとに、校長はもとより関係者にこの手引書を活用した学級指導の実施を強く要請してきた。

本校の場合、特別活動の中の学級指導（23～25時間／年）において、歯の保健指導にあてられた時間数は、年間を通じて、1学年3時間、2学年3時間、3学年2時間である。

#### エ. 日常の指導（活動）

全校生徒と教師が一緒になって、給食後の歯みがきを実践している。これは、59年度より強力に要請してきたこともあって現在は定着化している。

#### オ. 個別指導

日頃の個別指導は、歯科保健上問題のある生徒に対して養護教諭が中心となって行われているが、これまでに私が相談を受けたことはない。

#### (3) 歯科保健組織活動について

##### ア. 学校保健委員会

年2～3回の保健委員会には欠かさず出席して、専門的な立場から指導助言を行っている。

##### イ. 職員研修

夏休み期間中に、全教師を対象にして私が講義を行っている。

### 5.まとめ

歯の保健指導の目標は、「中学校むし歯予防指導の手引」書には、

- (1) 自分の歯や口の中の健康状態を理解させる。
- (2) 上手な歯みがき方とむし歯の予防に必要な食生活ができるようにさせる。
- (3) 生涯にわたって自分の歯は自分で守ることのできる生活習慣を育成させる。

と記されている。中学生は、永久歯列弓がほぼ完成し、顎骨も成人のそれに近く完成する。それから先は、生涯を終えるまで歯・口腔の保健を維持・増進していくなければならない。そのためには、中学校を終えるまでに、自分の歯・口腔の健康は自分で守る態度と実践力を身につけることが、是非とも必要になってくるということであろう。

本校の実情は、こういった目標には、残念ながらほど遠いといった感がある。歯科保健活動への取り組み状況の分析から、本校の歯科保健指導は、

学校行事に関連した時期に行われる指導に偏っている嫌いがある。学校行事は、全校的に意図的に行われるため、意識の高揚を図る上では極めて重要である。しかし、その効果は短期的で持続化しにくく、毎年行っていることだからということでお年中行事化・マンネリ化して、効果が薄まってくることも否めない。

学校は教育の場であり、指導の主役は教師である。とりわけ、担任教師の役割は大きい。本県では、県教育委員会と学校歯科医会のもとで、「鹿児島県中学校むし歯予防指導の手引」書が作成され、昭和59年4月、県下全ての中学校教師に配付された。

歯の保健に関する問題は、教師側には、積極的に取り組むだけの深刻な問題として受けとめられていない。他に深刻な問題があった。例えば、シンナー吸引やタバコ喫煙などのいわゆる非行とも関連した大きな問題があった。進路指導は主な関心事であり、学級指導の中で、進路指導にあてられた時間数の多さがそれを物語っている。学校側には、人材活用という観点から、専門的なことは専門家にお願いしますという意識が根強い。例えば、交通安全のことは警察官に、防災のことは消防士にと……。歯の保健のこともこの延長線上で考えられている面が強いのではないか。

一方、私の側にも次に述べるような反省点がある。学級指導は、日常性・具体性・実践性といった特質が命である。私自身、手引書が配付されていたために、あとは教師の熱意にかかっていると思い込んでしまった面がある。前述した学級指導の特質から考えると、本校の実態に、学年の実態に、クラスの実態に即した、もっと具体的な指導助言が必要であった。そして、何よりも着目しなければならないのは、計画性が欠如していたという点である。このことから、学校歯科医の学校保健計画の立案への参与の必要性が痛感されてくる。

さらには、教師の置かれている状況にも配慮が必要であろう。校内の多くの職務分担や、保護者からのいろいろな要望や、生徒の様々な問題をかかえ、多忙を極めていることも事実である。こういった教師への学校歯科医のアプローチの仕方と

しては、歯科保健指導のもつ教育的意義やその波及効果にもっと目を向けてもらうように努めるべきである。また、生涯保健という観点からすると、教師自身も自分の歯や口腔の健康に留意しなければならないはずである。そのためには教師の歯科検診も必要になってくる。教職員の定期健康診断は学校保健法で義務づけられているが、これは古く結核の予防を念頭において施行されたためか、歯科検診は含まれていない。この際、是非一

考をお願いしたい点である。

最後に、学校歯科医は非常勤講師とはいえ、その活動には、時間的・物理的に限界がある。歯の保健指導にあたっては、校長の影響力が意外と大きいことを体験している。歯科保健指導の充実を図るためには、学校歯科医は、まず校長の理解を得るために努めると共に、校長に統率力と指導力を発揮してもらうように働きかけることが大切である。



□むし歯予防推進指定校協議会□ 9月12日(火)

鹿児島市立松原小学校

オリエンテーション

公開授業

授業研究(各学年毎)

鹿児島県産業会館

開会式

あいさつ

文部省体育局体育官 猪股俊二

鹿児島県教育委員会教育長 濱里忠宣

日本学校歯科医会専務理事 西連寺愛憲

鹿児島市歯科医師会会长 玉利清

鹿児島市教育委員会教育長 下野享

歓迎のことば

実践報告・協議

テーマ「自ら進んでむし歯予防に努める子供の育成」

鹿児島市立松原小学校教諭 奥善一

指導助言者

日本学校歯科医会専務理事 西連寺愛憲

文部省体育局体育官 猪股俊二

座長

鹿児島市立星峯中学校校長 野間道雄

閉会のあいさつ

鹿児島市教育委員会保健体育課長 赤瀬孝臣



公開授業校の松原小学校

## むし歯予防推進指定校実施要項

### 1. 趣 旨

小学校の大部分の児童がむし歯を保有していることにかんがみ、学校における歯の保健指導を通じて、児童のむし歯を予防するための具体的な方法について実践的に研究を行い、今後におけるむし歯の予防活動の充実に資する。

### 2. 研究内容

- (1) むし歯予防のための保健指導の方法
- (2) むし歯予防のための家庭及び地域社会との連携の在り方
- (3) むし歯予防の成果に関する評価の方法

### 3. 研究実践期間

3年間

### 4. 対象推進指定校

推進指定校は、各都道府県教育委員会が推薦する公立の小学校の中から指定するものとし、推進指定校数は、各都道府県当たり1校（指定都市を含む道府県については当該指定都市の数を加えた数、東京都については2校）とする。

### 5. 推進指定校の研究計画

推進指定校は、校内の研究体制を整備し、目標をもって研究活動を推進するとともに、年度ごとにその成果を把握し、それに基づいて次年度に進むよう計画的に研究を行うようにする。

### 6. 研究報告等

- (1) 中間報告  
提出期日 平成元年4月末日  
平成2年4月末日
- (2) 研究成果報告  
提出期日 平成3年2月末日
- (3) 提出先  
都道府県教育委員会を経由して文部省へ提出すること。

### 7. 文部省との連絡協議

文部省においては、毎年度1回以上連絡協議の機会を設け、むし歯予防の推進について意見及び情報の交換を行うものとする。

### 8. 経 費

文部省は、推進指定校の調査研究に要する経費を予算の範囲内で支出委任する。



協 議 会 会 場

## 第5次むし歯予防推進指定校一覧

(昭和63年～平成2年度)

番号	都道府県名	学校名	学級数	郵便番号	所在地	電話番号
1	北海道	札幌市立開成小学校	18	065	札幌市東区北21条東21-3-1	011-783-4492
2	〃	長万部町立国縫小学校	4	049-34	長万部町字国縫37-1	01377-5-2034
3	青森県	藤崎町立西中野目小学校	6	038-38	藤崎町大字西中野目字池田111	0172-75-3105
4	岩手県	平泉町立平泉小学校	18	029-41	平泉町平泉字倉町155	0191-46-2202
5	宮城県	田尻町立沼部小学校	19	989-43	田尻町沼部字山崎1-37	0229-39-0209
6	秋田県	河辺町立岩見三内小学校	8	019-27	河辺町岩見字鍛治屋敷14	0188-83-2211
7	山形県	八幡町立八幡小学校	13	999-82	八幡町観音寺字古楯1	0234-64-3737
8	福島県	岩瀬村立白方小学校	11	962-03	岩瀬村大字今泉鼠内100	0248-65-3191
9	茨城県	美和村立巣郷小学校	10	319-26	美和村大字小田野45	02955-8-2419
10	栃木県	宇都宮市立富士見小学校	26	320	宇都宮市鶴田町2708	0286-33-4549
11	群馬県	明和村立明和西小学校	18	370-05	明和村大字川俣26	0276-84-3116
12	埼玉県	熊谷市立新堀小学校	12	360	熊谷市大字新堀182	0485-33-4555
13	千葉県	千葉市立横戸小学校	14	281	千葉市横戸町1005	0472-59-5588
14	東京都	台東区立富士小学校	18	111	台東区浅草4-48-9	03-874-9361
15	〃	青梅市立第一小学校	23	198	青梅市青梅223	0428-22-7261
16	神奈川県	横浜市立間門小学校	22	231	横浜市中区間門町2-222	045-622-0005
17	〃	川崎市立宮内小学校	23	211	川崎市中原区宮内256	044-766-4769
18	〃	相模原市立くぬぎ台小学校	18	228	相模原市上鶴間5-7-1	0427-46-0810
19	新潟県	小千谷市立片貝小学校	12	947-01	小千谷市片貝町8643	0258-84-2025
20	富山県	黒部市立生地小学校	14	938	黒部市生地経新1004	0765-57-1044
21	石川県	金沢市立額小学校	22	921	金沢市額乙丸町1-41	0762-98-0167
22	福井県	福井市東藤島小学校	12	910	福井市藤島町44-8	0776-54-2825
23	山梨県	増穂町立増穂小学校	29	400-05	増穂町最勝寺320	0556-22-2137
24	長野県	岡谷市立岡谷小学校	17	394	岡谷市山手町2-1-1	0266-22-2210
25	岐阜県	高山市立三枝小学校	11	506	高山市中切町715	0577-32-0253
26	静岡県	天竜市立光明小学校	18	431-33	天竜市山東2550	05392-5-3032
27	愛知県	名古屋市立名北小学校	23	462	名古屋市北区下飯田町1-34	052-911-3471
28	〃	祖父江町立丸甲小学校	10	495	祖父江町大字甲新田字芝八5-2	0587-93-0307
29	三重県	久居市立桃園小学校	7	514-11	久居市新家町1350	05925-5-2175
30	滋賀県	水口町立水口小学校	23	528	水口町本町1-2-1	0748-62-0121
31	京都府	京都市立山王小学校	6	601	京都市南区東九条東山王町22	075-672-6464
32	〃	亀岡市立吉川小学校	6	621	亀岡市吉川町穴川平田17	07712-2-1210

番号	都道府県名	学 校 名	学級数	郵便番号	所 在 地	電話番号
33	大 阪 府	大阪市立今福小学校	22	536	大阪市城東区今福南2-1-53	06-933-3412
34	〃	高石市立高陽小学校	25	592	高石市千代田5-8-40	0722-63-7577
35	兵 庫 県	神戸市立鶴越小学校	13	652	神戸市兵庫区鶴越町1	078-511-0441
36	〃	高砂市立曾根小学校	30	676	高砂市曾根町2500	0794-47-0039
37	奈 良 県	東吉野村立四郷小学校	5	633-24	東吉野村大字三尾51-1	07464-3-0312
38	和 歌 山 県	龍神村立福井小学校	4	645-03	龍神村大字福井967	0739-77-0015
39	鳥 取 県	倉吉市立上小鴨小学校	6	682	倉吉市福山1740	0858-28-0954
40	島 根 県	浜田市立原井小学校	17	697	浜田市片庭町86-3	0855-22-0863
41	岡 山 県	岡山市立御休小学校	6	709-08	岡山市西祖179	0862-97-2031
42	広 島 県	大朝町立筏津小学校	3	731-21	大朝町大字筏津656-2	082682-2760
43	〃	向原町立向原小学校	12	739-12	向原町坂字向井原山60-1	082646-2035
44	山 口 県	大島町立屋代小学校	6	742-21	大島町西屋代1619	08207-4-2169
45	徳 島 県	阿南市椿小学校	6	779-17	阿南市椿町黒田47	0884-33-1004
46	香 川 県	綾南町立昭和小学校	17	761-21	綾南町大字畠田2381	0878-77-0519
47	愛 媛 県	新居浜市立惣開小学校	17	792	新居浜市王子町1-3	0897-37-3401
48	高 知 県	馬路村立馬路小学校	4	781-62	馬路村馬路502	08874-4-2016
49	福 岡 県	福岡市立赤坂小学校	16	810	福岡市中央区赤坂3-5-20	092-721-1636
50	〃	北九州市立鴨生田小学校	21	808-01	北九州市若松区鴨生田4-13-1	093-701-3328
51	〃	岡垣町立戸切小学校	8	811-42	岡垣町大字戸切1181-9	093-282-0092
52	佐 賀 県	川副町立大詫間小学校	7	840-22	川副町大字大詫間496	0952-45-0147
53	長 崎 県	峰町立佐賀小学校	6	817-12	峰町大字佐賀412	09208-2-0017
54	熊 本 県	泗水町立泗水西小学校	6	861-12	泗水町大字田島333	0968-38-2453
55	大 分 県	湯布院町立湯平小学校	6	879-52	湯布院町大字下湯平796	0977-86-2304
56	宮 崎 県	北郷町立黒荷田小学校	3	889-24	北郷町大字北河内6051	0987-56-1260
57	鹿児島県	鹿児島市立松原小学校	13	892	鹿児島市南林寺町2-18	0992-26-2918
58	沖 繩 県	那覇市立神原小学校	27	900	那覇市樋川2-7-1	0988-32-2513

## 【実践報告】

# 自ら進んでむし歯予防に努める子供の育成

鹿児島市立松原小学校

## 1. 主題設定理由

### (1) 子供を取り巻く環境から

現代は、社会の変化や経済の成長に伴い、食生活はもとより豊かさを増してきた。そして、その副作用とし、様々な現代病が深刻な問題として台頭してきた。とりわけ、加工食品の氾濫と糖分摂取量の増加による。むし歯り患率の増大は著しい。

そこで、このような時代に生きる人間として、子供たちに歯の健康に主体的に取り組んでいく態度を身に付けさせることが必要である。

### (2) 本校児童の実態から

本校児童は、そのほとんどがむし歯を保有している。また、実態調査等から、歯みがきの習慣化や、むし歯予防の観点から見たおやつに対する認識が不十分であることが明らかになった。そこで、健全な成長を促すという意味からも、むし歯予防の推進が緊急な課題の1つとなっている。

このような実態に至った原因を考えてみると、子供自身及び周囲のむし歯予防に対する意識の低さが第一に考えられる。従って、あらゆる手段を講じて意識の高揚を図る必要がある。

### (3) 本校の取り組みの反省から

本校でも近年、むし歯予防に対する意識が高まり、取り組みがなされてきた。しかしながら、そのほとんどは、治療率を上げるという消極的手段に重点が置かれており、「自らの健康づくり」の意識化を図るには、やや不十分であったことが指摘できる。

以上のようなことから、むし歯予防推進校としての指定を受けたこの機会に、より積極的に健康づくりに取り組む子供の育成を目指し、本テーマを設定し、研究・実践に取り組むことにした。

## 2. 研究の仮説と視点

本校では、テーマに迫るために、研究の仮説として次の3つを立てた。また、それについて、取り組みの視点を定めた。

### ＜仮説1＞

学校における保健教育をより充実し、日々の実践を地道に続けていけば、健康づくりに対する意識も高まり、むし歯予防の習慣化を図ることができるのではないか。

### ＜視点＞

- ア むし歯予防についての理論研究
- イ 学校保健全体計画の見直し
- ウ 保健教育・保健指導の充実
- エ 学校におけるむし歯予防指導・歯みがき指導の充実
- オ 学校医、学校歯科医、学校薬剤師との連携強化
- カ 諸調査・検査のデータ活用法の研究

### ＜仮説2＞

学級指導（特にむし歯予防指導）の指導計画を見直し、資料を充実しながら指導法を工夫していくれば、保健に対する実践意欲が高まるのではないか。

### ＜視点＞

- ア 学級指導の理論研究
- イ 学級指導年間計画の見直し
- ウ むし歯予防に関する学級指導計画の作成
- エ 指導過程・指導法の研究
- オ 授業分析・評価の研究
- カ 教具・資料の整備

## &lt;仮説 3&gt;

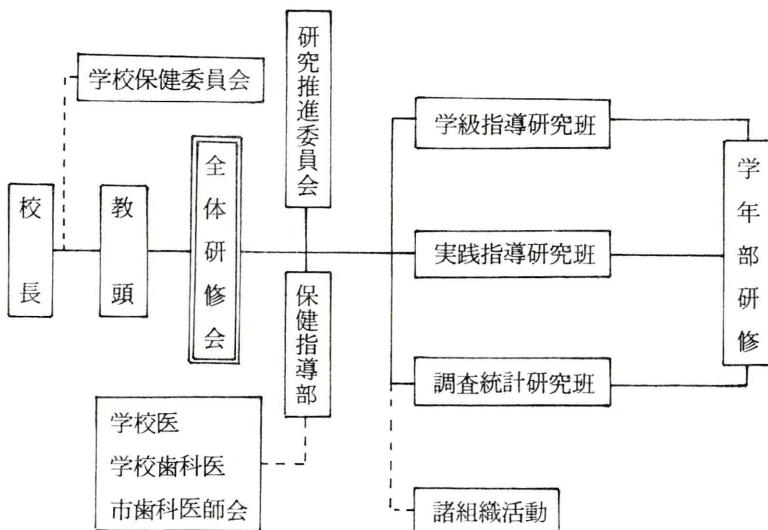
むし歯予防について、家庭・地域に対して啓発を図っていけば、保健に対する関心も高まっていくのではないか。

## &lt;視点&gt;

- ア 地域・家庭との連携強化
- イ 家庭での歯みがき実践のあり方の研究
- ウ 治療・検診への意識の高揚と治療の促進

## 3. 研究の構想（次頁参照）

## 4. 研究組織



## 5. 研究の実際

## (1) 学級指導

- ア 学級指導における歯に関する保健指導の年間指導計画の作成について
  - (ア) むし歯予防具体的目標を、領域・要素・学年別指導内容の系統一覧表としてまとめた。
  - (イ) 指導要素一覧表をもとに、学年の指導内容を配列し、主題を設定した。さらに、主題にする指導内容を検討し、1単位時間が必要とするものと1/2単位時間ができるもの及び隨時指導するものとに分けた。

(ア) 主題一覧表と指導要素一覧表をもとに、学年別年間指導計画を作成し、1主題ごとに指導略案を作成した。

- イ 学級指導（1単位時間）の基本的指導過程  
(2) 日常の指導

本校では、むし歯のために歯みがきが大切であることを分からせ、自ら進んで歯みがきに取り組む習慣を身に付けさせるために、次のような取り組みをしている。

- ア 3・5・3・5運動の推進

3・3・3運動でスタートしたが、現在は、これをさらに一歩進めて、本校独自の3・5・3・5運動を呼びかけている。

3・3・3運動でスタートしたが、現在は、これをさらに一歩進めて、本校独自の3・5・3・5運動を呼びかけている。

食べたら3分以内に、5か所を、3分間、1日5回みがこう。

※5か所→奥歯の外側、内側、かみ合わせ、前歯の外側、内側

- イ 給食後の歯みがき指導

- ウ 歯みがきカレンダー

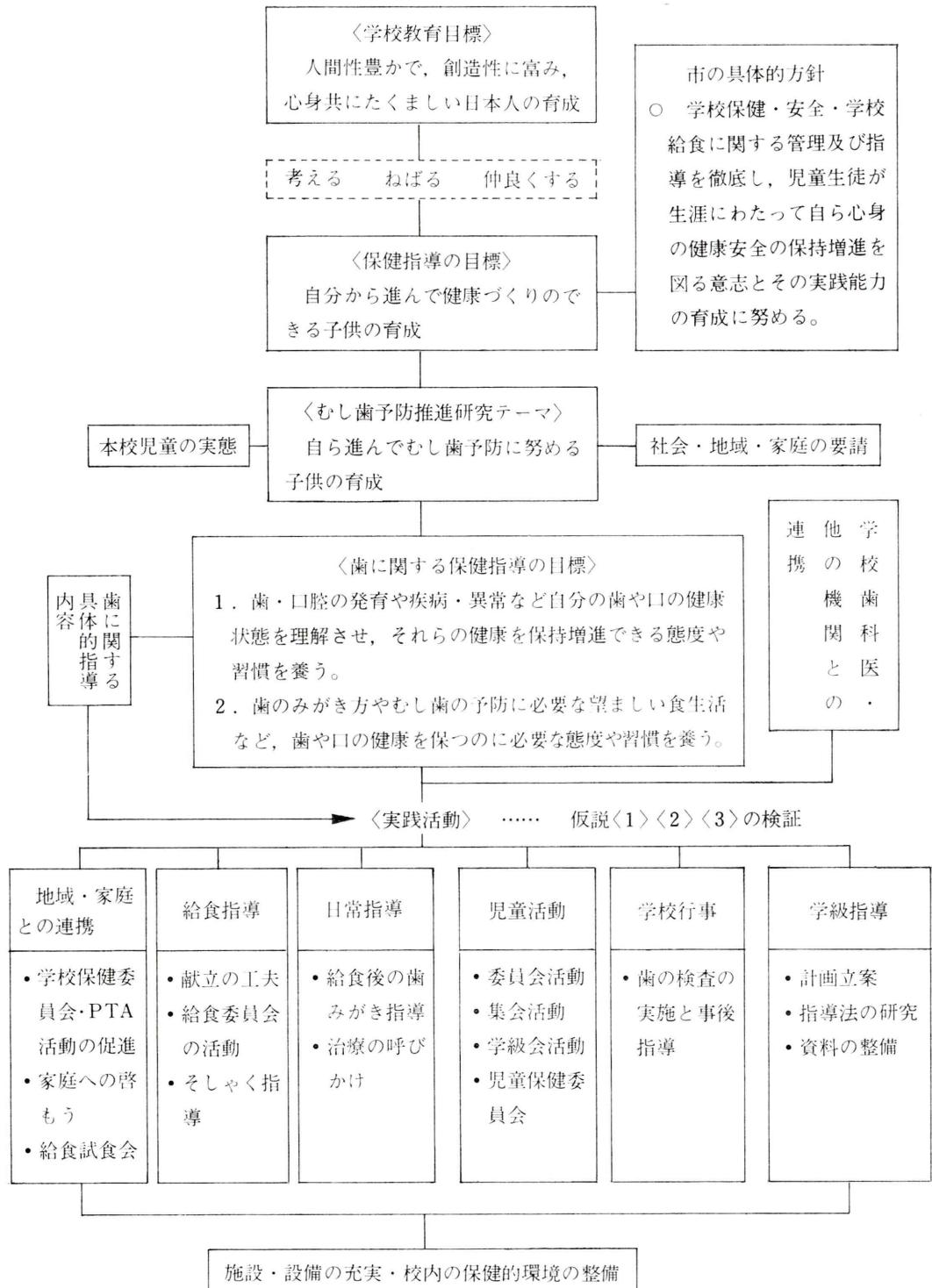
- エ 環境整備

- (3) 松原むし歯予防デー

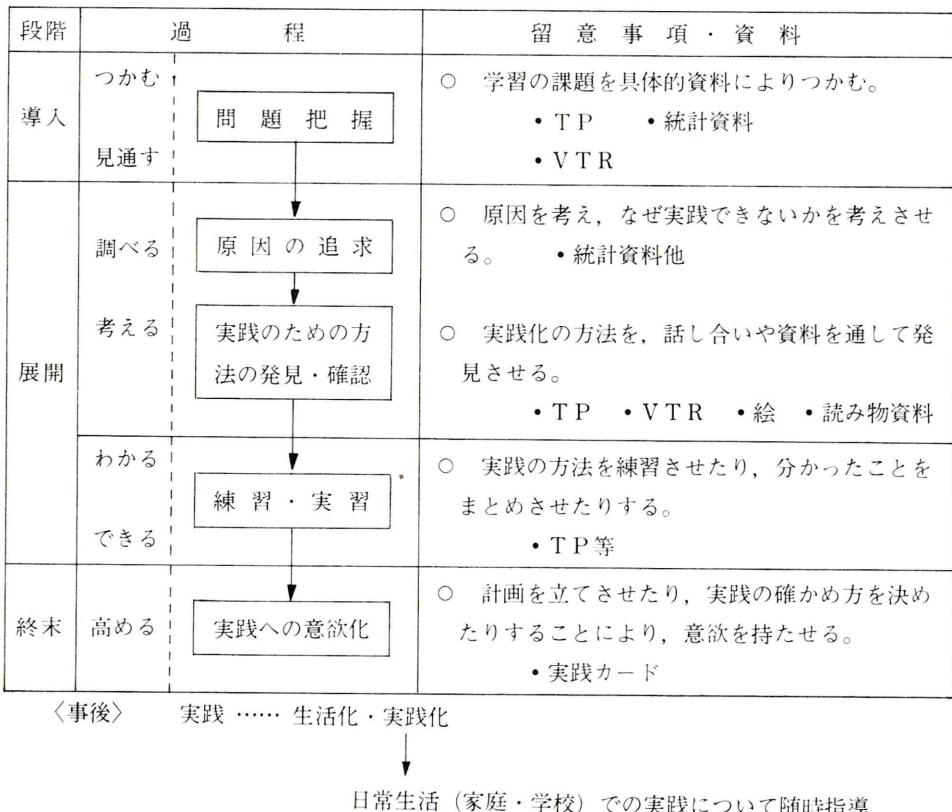
- ア 松原むし歯予防デー

歯の衛生週間の期間中の1日（今年は6月6日）

## 〈研究の構想〉



## 〈事前〉 情報・資料の収集



日）を、「松原むし歯予防デー」とし、創意の時間を使い、歯の衛生指導及び歯みがき指導を行っている。この指導は、歯科衛生士学院に依頼して行うもので、絵や紙芝居による衛生指導やカラーテスターを使っての歯みがき指導を、各学級ごとに行っている。

## イ 歯の日

毎月8日（日曜日の場合は9日）を歯の日とし、むし歯予防に関する様々な行事、指導を行い、歯の健康への意識を高めていくことにした。

## (4) 児童活動

ア 児童保健委員会

イ 委員会活動

## (5) 家庭・地域との連携

ア P T A の活動

イ 学校保健委員会

ウ その他

(ア) 新入児の集いでの学校歯科医の講話

(イ) 広報活動の充実

・保健だより   • 歯のたより「ホワイト」

・保健体育部だより

## 6. 研究の成果と課題

## (1) 研究の成果

本校が、むし歯予防推進の指定を受け、研究を始めてから早くも一年半が過ぎた。この間、これまで紹介してきたように、ささやかではあるが様々な実践を重ねてきた。深刻な実態に基づいた実践であり、着実な成果が期待されなければならないが、実情は、意識の改革はできつつあるものの、結果として表れていない。

以下は、不十分ながら、指定期間半ばにおいて私たちがとらえた研究の成果である。

○給食後の歯みがきの時間や学級指導におい

- て、歯みがきの方法を継続して指導した結果、どの子もみがき残しのないようにみがこうとする態度が見られるようになった。
- 歯ブラシへの関心が高まり、進んで新しい歯ブラシや自分に合った歯ブラシと交換しようとする子供が多くなった。
  - むし歯の原因が分かり、むし歯はこわい病気だという意識も持てるようになり、歯みがき実践や治療への意欲が高まってきた。
  - 子供の歯の健康は、親の役割が大きくかかわるとの意識が高まり、PTA等でも積極的にむし歯予防が語られるようになった。
  - 教師もむし歯予防に関する知識が増え、関心も高まった。その結果、日常の指導も充実してきた。
  - 学級指導の指導法の研究や資料の整備を重ねた結果、子供の発達段階や実態に応じた授業が展開されるようになった。

## (2) 今後の課題

- 学校ではきちんとみがくが、家庭での歯みがきが十分でない子供も多い。このことは、特に家族全員の意識が高まっていないためであ

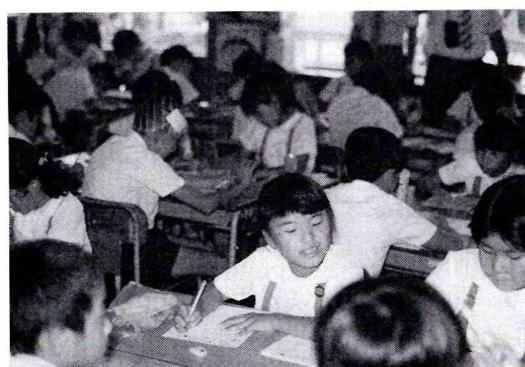
ると思われる。

○治療に行かず、むし歯を放っておく子供も多い。子供だけでなく、親に対しても強く働きかけ、むし歯のこわさを認識してもらう必要がある。

○治療を済ませ安心していても、次の検査でまたむし歯ができている場合も多い。定期的に検診を受ける習慣をつけることと、親や教師がむし歯を発見できるような研修も必要である。

○今年度は、学級指導を中心に授業を考えてきたが、移行措置に伴い、学級活動としての研究が必要である。特に、一人一人の子供が主体的に活動していく手立てが必要である。

数え上げれば、研究を始めた当初より多くの課題を抱えてしまったという感が強い。また、むし歯予防は、人間一生の課題であり、様々な実践が他の教育実践や子供の生活の中でうまくかみ合い、無理なく継続できるような配慮をしながら、一人一人の子供の中に生きた実践力を植え付けていきたいものである。



公開授業

(明るい児童（上）

と参観者（下）)



## □ WHO 報告 □

WHOは、1989年11月13日、世界の主要国の児童のDMFTを比較した結果を発表、先進国で今世紀中に目標として掲げた「DMFT3本以下」を既に達成した国がフィンランド、オーストラリア、アメリカ、イギリス、スイス、など12ヶ国で、日本は4・9本で5段階で〔2〕と評価された。

本報告の概要は、11月の日刊紙でも報じられておりましたが、日本歯科医師会で全文を訳されましたので、転載させていただき会員の皆様の参考に供します。

### 今日の歯科医は明日の「口腔治療医」 —WHOの専門家は語る —世界を通じて役割が変わりつつある—

ゆっくりだが着実に今日の歯科医は、明日の「口腔治療医」へと進化しつつあることが、世界保健機関（WHO）が現在発起人となり進行中の会議の報告書により明らかになった。

2025年までには、歯科医は口腔治療医へと変わっているだろう、と報告書の中で予言している。すなわち、より幅広い衛生サービス、及び今日より更に焦点を合わせた「精密な補綴（歯に取って代わるもの）、矯正（不正常歯の矯正）、複雑な口腔手術、口腔薬剤等を供給するものである。

その予測はオランダ・ミネガンにあるWHO口腔衛生サービス共同研究センター理事のProf. Taco Pilotにより「口腔衛生とケアの動向」：世界的規模の展望：と題され報告された。

専門家たちは、彼等の専門職及び「口腔衛生における大規模な改善」と記された報告が何を意味するかというところから彼等の教育を見直すことを強いられてきた。

すでに、「世界のいくつかの地域では、口腔疾病はもはや流行性のものではなく、誰しもが影響されるものである」と報告書で断言し、加えて「深刻なものはむしろルールというより例外である」と数年前に唱えている。

先進国において過去20年以上にも亘り、小児、

青年期及び10代のう蝕予防、そして「期待されていることはこの事が老齢者へも及ぶであろう」等が報告書の中で断言されている。

改善点の中で別の指摘は、「歯周病（歯肉と歯の回りの組織の疾病）はもはや50歳以前の歯を脅かす慢性的疾病と考えられていない」ということである。

歯科医の役割が変わると歯科専門用具も変わるであろう。

例えば今日歯石除去のために使われているスケーラーは、「歯科衛生士、薬剤分野においてコントロールされ、取り扱われるだろう」と期待されている。

地域ごとの口腔衛生は、主に12歳の子供のう蝕歯、欠損歯、充填歯を数えるDMF-Tインデックスと呼ばれているもので判定されている。

う蝕におけるインデックスによると1.1までは『大変軽度』、1.2から2.0は『軽度』、2.7から4.4は『極端にひどくない』、4.5から6.5は『重度』そして6.6以上は『かなりの重度』となっている。

1960年代初期、DMF-Tインデックスは先進国において「小学校を卒業した12-14歳の子供達の指数は10-12とかなり高い数値で報告された」反面、発展途上国では1未満の低い数値であった。

その数値が今日変わった。DMF-Tインデックス数値は産業化した国々で衰退していき、これらいくつかの国々で4.5前後のレベルへと増加していった。

この方向性の逆転は、先進国で遂行された予防プログラムの結果であり、歯ブラシ、歯磨き粉、うがい薬等の水や塩の中のフッ素使用を基本とした歯科う蝕や歯周病に対抗するものである。

1979年の達成目標によると、2000年までのゴールはたったのDMF-T数値が3であり、そのレベルはすでにオーストラリア、デンマーク、フィンランド、イタリア、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ソ連、スウェーデン、スイス、英國、そして米国の国々により達成されている。

これらの国々の目標は、「12歳の子供に対し1、またはさらに良い、う蝕歯無し」を目指している。

ここにいくつかの先進国における12歳の子供を対象としたDMF-T数値が3より高い平均値インデックスを列記する。

• オーストリア	4.4
• カナダ	4.3
• チェコスロバキア	3.6
• フランス	4.2
• 東ドイツ	4.5
• 西ドイツ	6.2
• ハンガリー	5
• 日本	4.9
• ギリシャ	4.4

- ポルトガル 3.8
- スペイン 3.5
- ヨーグoslavia 6.7

### 第3世界の脅威

第3世界における口腔衛生の確立について、「う蝕スケーリングの凶兆」と報告書では警告している。それは人々が田園を離れて都市へ移動し、「現代的ジャンクフード」や、う蝕やその結果起こる歯痛の原因となる砂糖を消費し始めるからである。

それ故、発展途上国は予防のステップアップを必要としている。

しかしながら、第3世界にとっての見通しは、「憂鬱」なものであり、口腔衛生へのアプローチを変える必要があると報告書は説いている。

8カ国役員—カナダ、日本、メキシコ、パキスタン、セネガル、スリランカ、英國、米国—は11月7—13日口腔衛生のWHO専門家研究緊急会議を設けている。

その会議のテーマは「歯科医の役割の変化、あるいはう蝕数値の衰退」であり、カナダーブリティッシュコロンビア大学のDr. George Beagrie会長のもとに執り行われる。

## 【学校歯科保健研修会報告】

従前、教育関係者(養護教諭を中心に)・歯科衛生士を対象に行ってきた「学校歯科保健研修会」を昭和63年度からは学校歯科医を対象にして開催し、平成元年12月9・10日の中国・四国ブロックを終えて全国を一巡しました。

この2年間の成果と反省を踏まえて平成2年度から新たにこの事業を推進する訳ですが、本研修会に参加できなかった会員の皆様に今後の活動の一助になればと存じ、その資料の一部を掲載して報告いたします。

### 日学歯の学校歯科医指導者養成研修セミナー (ワークショップ)の意味するもの

今日、多様な社会的問題を解決しながらよりよい21世紀を迎えるために Quality Control 論議が盛んに行われている。このような時代背景の中で私どもの学校歯科保健もまた、来世紀にむけて子ども達のための活動指標について質的変換の充実が求められているところである。

日本学校歯科医会は児童生徒の歯科保健の現状と長期的な将来展望を踏まえ、昭和63年度より10年間にわたる継続事業として全国を6ブロックに分け、ワークショップ形式による学校歯科医指導者養成研修セミナーを実施することになった。この事業の目的は、教育行政に包括される学校歯科医の教育的な歯科保健活動の実践面等について質的変換を考えながら、学校現場との調和を大切にし関係改善を図ろうとするものである。

ワークショップ形式による研修会の設定については、わが国の社会的認識やその意義づけに多くの懸念される面も考えられたが、従来のような講演、講義形式ではなく研修会参加者自らが自主的に発言し、各グループごとのディスカッションを通してまとめられた発表に対して、全員で評価することを主眼において開催されているところである。

また、本ワークショップを計画するために、文部省の吉田元体育官及び学術第1、第2委員会の岡田、森木、中尾の三教授より次のようないくつかの問題提起がなされ、日学歯との間で調整のた

めの討議が行われ実施の運びとなった。

◎現在、学校歯科の大きな問題点は学校歯科医と学校現場との間に教育活動のための話し合いがないため、保健教育と保健管理との調和がみられない。

◎日本学校歯科医会は文部省の「小学校・歯の保健指導の手引き」や、日学歯が発刊している各種の活動指針を中心とした会員のための研修活動が行われたことはない。また、健康志向を目指す歯科保健活動の意義やそのために積み重ねてきた診断基準(CO, GO)についても、学校歯科医や学校への浸透は不十分であり、これらの問題点を徹底するためのワークショップとしたい。

◎学校歯科を効果的なものにするためには、学校歯科医の学校保健法第一条の意義や認識を高め、学校保健法の一般的な目標と実務的な目標の視点を煮詰めることが大切である。

◎学校歯科の基礎講座的な性格を打ち出し、参加者の知的でかつ行動的な面の高揚を目標にしたものを計画し、参加者が自ら考え、自ら行動する意欲と発想の展開を高め、各地区に持ち帰り学校歯科保健活動の活性化が図られるようなテーマを設定すべきである。

◎本研修会の性格の一つに、学校歯科医との人間関係論を高めるという重要なテーマがあることを忘れてはならない。

◎本ワークショップを、中央研修会(日学歯)とし各都道府県の研修会につなげることである。

そのためには、各都道府県加盟団体から推薦さ

れた30～40歳代の研修医が中央研修の成果について地区に還元する指導的役割を果たすようなワークショップでなければならない。

◎本研修会を、日本歯科医師会の研修制度(点数)に連動する要項とし、ワークショップの内容やその時間的な流れについて具体的方針を決めなければならない。

以上のことから、学校歯科の基礎的講座の性格

を基本として、一つは一般的な目標に学校保健法の認識の高揚を通して学校歯科医と学校との人間関係論の問題と、二つめには具体的な目標として健康診断の結果(3号様式の効果的な活用)から、教育的な課題である保健教育と保健管理の調査を求めた活動の展開について研修することになったのである。

日本学校歯科医会常務理事 石川 実

## 学校歯科保健研修会開催要項

### ＜指導者養成研修セミナー(ワークショップ)＞

**趣旨** 教育基本法の基本理念および学校保健法の施行によって、学校現場でそれぞれの職務が明確となり、学校歯科保健もまた教育目的を追究した活動を展開しつつある。

日本学校歯科医会は、児童生徒の歯科保健の現状と長期的な将来展望を踏まえ、これからの中学校歯科医の教育的な歯科保健活動の実践面等について質的転換を図るために、昭和63年度の事業計画に基づいて全国学校歯科医指導者養成研修セミナーを実施することになった。

本研修会は、いわゆるワークショップ形式によるもので、研修参加者の自主的なディスカッションを主体として学校歯科の問題点についてワークショップすることとした。

各加盟団体・会員のご協力により実りある研修会にしたいと念願している。

**主催** 社団法人日本学校歯科医会

**後援** 文部省、日本歯科医師会

**協賛** ライオン株式会社

**会場** 福島・大阪・福岡・名古屋・埼玉・東京・愛媛

研修会開催日及び参加者人数

福 島 (昭和63. 8. 20, 21)

研修者 44名、オブザーバー10名 計 54名

大 阪 (昭和63. 12. 17, 18)

研修者 53名、オブザーバー15名 計 68名

福岡 (平成1. 1. 28, 29)

研修者 30名、オブザーバー10名 計 40名  
名古屋 (平成1. 7. 8, 9)

研修者 38名、オブザーバー12名 計 50名  
埼玉 (平成1. 7. 22, 23)

研修者 27名、オブザーバー 5名 計 32名  
東京 (平成1. 7. 29, 30)

研修者 118名、オブザーバー 24名 計 142名  
愛媛 (平成1. 12. 9, 10)

研修者 37名、オブザーバー 16名 計 53名  
研修者 347名 合計 439名  
オブザーバー 92名

**講義** ① 学校保健の理念と学校歯科保健の問題点

② 健康診断の意義と3号様式の効果的な活用法

### ワークショップ

- ① 学校保健の理念を理解し、学校歯科医と学校との関係改善を図ることができる。
- ② 健康診断の結果から、保健教育と保健管理の調和を図ることができる。

### ワークショップスタッフ

ワークショップ・ディレクター

日本学校歯科医会専務理事 西連寺愛憲  
タスクフォース

東京医科歯科大学歯学部教授 岡田昭五郎

明海大学歯学部教授 中尾 俊一  
日本大学松戸歯学部教授 森本 基

コンサルタント

元文部省体育局体育官 吉田瑩一郎

## 学校歯科保健研修会日程

		11:00	12:00	1:30	2:15	3:45	4:00	5:00	6:30	7:20	9:00
一日目		受付	昼食	自己紹介	開講会挨拶	講師挨拶	オリエンテーション	休憩	①学校保健の理念と学校歯科保健の問題点	②健康診断の意義と3号様式の効果的な活用法	ワーキンググループ討議
									保健教育	調和保健管理	夕食
										準備	懇談
		9:00	11:00	12:00	1:00	2:00	3:00	3:30			討論を含む
二日目	集合	歯の保健指導計画の作成	学校歯科医と学校との問題点への助言および自己評価	昼食	学校歯科医と学校との問題点解決のための討議	学校における歯口清掃の基本的考え方	学校における歯口清掃の基本的考え方と実演	修了証	閉会式		

## 学校歯科保健研修会開催にあたって

日本学校歯科医会 会長 加藤 増夫

歯学の著しい進歩と共に、学校歯科保健も関係者各位の絶大なご尽力により活性化が進み、最近の児童・生徒のう歯罹患率も漸減の方向を示しており、WHOの提唱する西暦2000年における12歳児のDMFT指数を3以下にする目標も現実視されてまいりました。

具体的に文部省の学校保健統計で昭和57年と62年を比較いたしましても、小学校93.06→91.06、中学校92.97→91.36、高等学校95.73→94.27（単位は%）、また12歳（中学1年）のDMFT指数は、59年4.75本が62年には4.51本となっております。

文部省におかれても歯科保健の重要性を考えら

れ、昭和53年「小学校／歯の保健指導の手引」を発刊、これを推進するための「むし歯予防推進指定校」の指定、日本学校保健会センター的事業への委託として幼稚園から小学校・中学校までの同一学区における一連の学校歯科保健の向上を企図「むし歯予防啓発推進事業」の展開と次々に打ち出し、その熱意を示されておるところであります。

今まさに学校歯科保健は注目され、今後に大きな期待がよせられております。この期に学校歯科医である会員の皆様とともに本研修会が開催されます事は真に意義深いところで、ご同慶に存ずる次第です。

本研修会は、「教育」を軸に、学校歯科医の教育

的な歯科保健活動の実践面等について、ご参加の先生方の自主的なディスカッションを主体として学校歯科の問題点を探り、共に考えていくというワークショップ形式をとり入れております。

僅か2日間ではございますが、本日ご参加の先生方が地元へ戻られて指導者となり、後輩を育成される時の一助となれば幸いに存じます。

ご参加の先生方の学校歯科保健推進に対する更に一層のご支援ご協力を切望する次第であります。

本研修会にご支援ご協力を賜った関係加盟団体ならびに開催県歯科医師会及びライオン株式会社、同歯科衛生研究所に対し深甚の感謝と敬意を表する次第であります。

## 学校保健の理念と学校歯科保健の問題点

元文部省体育局体育官 吉田 瑩一郎

1. 学校保健の意義と役割
  - (1) 学校保健とは
  - (2) 学校保健の領域・内容・機能
    - 1) 保健教育
    - 2) 保健管理
    - 3) 組織活動
2. 学校歯科保健の領域・内容・機能
  - 1) 歯科保健教育
  - 2) 歯科保健管理
  - 3) 歯科保健に関する組織活動
3. 当面する学校教育の課題と歯科的な課題
  - (1) 教育課程の基準改善の方向
  - (2) 歯科からみた子供の課題
  - (3) 学校歯科保健活動の成果
4. 学校歯科医に期待されるもの
  - (1) 健康教育活性化の視点
  - (2) 歯科保健からみた学校保健安全計画の改善・充実
  - (3) 歯の保健指導の改善・充実
    - 1) 歯の保健指導計画
    - 2) 指導の進め方
    - 3) 教材・教具の工夫
    - 4) 指導の評価
  - (4) 学校保健委員会活性化の視点
    - 1) 歯科保健からみて学校保健委員会に何を期待するか
    - 2) 学校保健委員会活性化への advise
    - (5) 学校歯科医の仕事

## 一 学習指導要領改訂のねらいと主な改善点一

### 1. 改善のねらいについて

幼稚園および小・中・高等学校の学習指導要領は、昭和62年12月の教育課程審議会の答申を受けて、これから社会の変化とそれに伴う児童生徒の生活や意識の変容に配慮しつつ、生涯学習の基礎を培うという観点に立ち、21世紀を目指し社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の育成を図ることを基本的なねらいとし、次のような方針のもとに改訂された。

- 心の教育の充実
- 基礎・基本の重視と個性教育の推進
- 自己教育力の育成
- 文化と伝統の尊重と国際理解の推進

### 2. 主な改善内容について

#### (1) 心の教育の充実

この柱は、答申の改善のねらい、「(1)豊かな心をもち、たくましく生きる人間の育成を図ること。」を受けたものである。豊かな人間性を培うということはこれまで強調されてきたが、今回の改訂では「たくましく生きる人間の育成」が特に強調されている。そしてその際の観点として、次のような事柄を指摘しているのである。

- 真理を求める心や自然を愛し美しいものや崇高なものに感動する心を育てること。
- 命を尊重する心や他人を思いやる心を育てること。
- すこやかな精神と身体を育てること。
- 基本的な生活習慣を身につけ自らの意志で社会規範を守る態度を育てること。
- 自律・自制の心や強靭な意志と実践力を育てること。
- 自ら生きる目標を求めてその実現に努める態度を育てること。

これらについては、各学校段階において児童生徒の発達段階や各教科等の特性に応じ、これらの指導の充実に努めなければならないとしている。

る。

そこで、このような趣旨を受けて次のような項目を主な改善内容としている。

- ① 幼稚園、小・中・高等学校において、自主的、主体的に学習や生活をする力を育てる教育の促進
- ② 幼稚園における人とのかかわりをもつ力と基本的な生活習慣や態度の育成の明確化
- ③ 小・中学校における道徳教育の内容の重点化と指導の充実
- ④ 高等学校における人間としての在り方生き方の指導の充実と公民科の新設
- ⑤ 小・中・高等学校において、自然とのふれ合いや奉仕などの体験の重視

とりわけ、保健、安全、学校給食にかかる指導にとって、①の「自主的、主体的に学習や生活をする力を育てる教育の促進」④の「高等学校における人間としての在り方生き方の指導の充実」は重要な意味をもつものといえる。

①にかかるわっては、小・中・高等学校の学習指導要領総則3の体育に関する指導の項で、「生涯を通じて健康で安全な生活を送るために基礎が培われるよう配慮しなければならない」とされ、保健、安全などの健康に関する教育の充実が強調されている。

また、④にかかるわって、ホームルームの内容の示し方が「個人及び社会の一員としての在り方生き方に関するこ」の内容に位置付けられている。

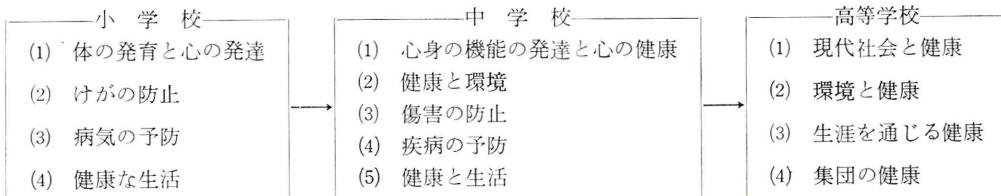
さらに、心の教育の充実とかかわって、小・中・高等学校の保健の内容で心の健康についての充実を図っている。

#### (2) 基礎・基本の重視と個性教育の推進

初等中等教育においては、人間の一生を通じての成長と発達の基礎を培い、国民として必要とされる基礎的・基本的な内容を確実に身に付ければ、個性を生かす教育の充実を図ることについては答申において強調されているところである。

したがって、基礎・基本の定着を図り、一人一人の幼児児童生徒が個性を十分に發揮し、より主体的に生きていくことのできる力を育てるという観点から、次のような事項を主な改善内容としている。

- ① 小・中・高等学校における各教科等の内容の精選と一貫性の確保
- ② 幼稚園教育のねらいおよび内容の明確化と小学校低学年における生活科の新設
- ③ 中学校における選択履修の幅の拡大と高等学校における多様な科目の設置
- ④ 個に応じた指導の充実、特に中学校における習熟の程度に応じた指導の充実



### (3) 自己教育力の育成

これからの中学校教育は、生涯学習の基礎を培うものとして、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力の育成を重視する必要がある。そのためには、自ら学ぶ目標を定め、何をどのように学ぶかという主体的な学習の仕方を身に付けるよう配慮することなどの必要性が答申で強調されている。このような趣旨を受けて次のような事項を改善内容の重点にあげている。

- ① 各教科等において、思考力、判断力、表現力などの能力の育成の充実
- ② 各教科等において、創造性の基礎となる論理的思考力、想像力および直観力の育成の重視
- ③ 各教科等において、情報を適切に活用する能力の育成および学習指導における情報手段の活用の重視
- ④ 高等学校における家庭科の男子必修化
- ⑤ 幼稚園、小・中・高等学校において、体験的学習や問題解決的学習の充実

保健や安全の教育においては、①、②とのかかわりにおいて教科の保健はもちろんのこと、特別

とりわけ、①にかかわって体育および保健体育の保健（保健学習）においては、次の事項を基本として内容の改善が図られている。

- ① 身体や精神の機能および発達に関すること。
- ② 健康と環境に関すること。
- ③ 疾病や傷害の要因とその予防・防止に関すること。
- ④ 健康を保持増進するための適切な方法や制度に関すること。

このような柱を基本として、小・中・高等学校の保健の内容は次のような大項目で構成されることになったのである。

活動の学級活動やホームルームにおける保健指導、安全指導の授業においても、児童生徒の主体的な学習がみられるような指導の工夫がいちだんと重要になってきているということである。

### (4) 文化と伝統の尊重と国際理解の推進

国際化が進む中にあって、諸外国の人々の生活や文化を理解し尊重するとともに、わが国の文化と伝統を大切にする態度を育成することを重視していく必要がある。このような答申の趣旨を受けて、わが国の文化と伝統を尊重する態度の育成を重視するとともに、世界の文化や歴史についての理解を深め、国際社会に生きる日本人としての資質を養う観点から、次のような事項を主な改善内容としている。

- ① 小・中学校における歴史学習の改善
- ② 高等学校における地理歴史科の新設と世界史の必修
- ③ 中・高等学校における古典学習の充実
- ④ 中・高等学校における外国語によるコミュニケーション能力の育成の重視
- ⑤ 小・中・高等学校における国旗および国歌の指導の充実

（吉田螢一郎）

## 健康診断の意義と第3号様式の効果的活用法

### 1. 学校における健康診断

#### 1) 健康診断

健康診断とは、本来、疾病の状態を診るものではなく、健康の度合いを医師、歯科医師が専門的な立場から判断するものである。しかし、健康状態は相対的なものであるから、実際には、健康の状態から疾病、異常の各段階について専門的な判断を行うことである。

#### 2) 学校における健康診断

学校における健康診断は、学校保健で長く用いられてきた「身体検査」が、昭和33年新しく学校保健法が制定されるに及んで「健康診断」として受け継がれた。

実施内容は、ほとんど変化はなかったが、単なる身体的測定ではなく、健康診断は積極的に健康の保持増進を求めて、円滑に学校教育を進めるため、学校が児童・生徒の発育、健康状態を正しく把握するため、毎年、定期に実施し、適切な事後措置がとれるよう行うものである。

以上のことから、学校で行う健康診断は治療を前提として行う疾病的診断行為とはおのずと異なるものである。

#### 3) 歯・口腔の健康診断

学校における歯・口腔の健康診断は、歯・口腔が正常に発育、発達しているかどうかを診査して、その上で、歯・口腔の疾病や異常の状態を専門的な立場から、教育上、あるいは、日常生活上、支障があるかどうかを判断して事後措置につなぐ重要な学校歯科医の任務である。

文部省体育局長は昭和49年に通達で、歯・口腔の健康診断の方法及び技術的水準について示している。つまり、定期健康診断で、歯・口腔の診査にあたっては、歯だけでなく、口角炎、口唇炎、口内炎、唇裂、口蓋裂、舌小帯異常、その他の舌異常、唾石などについても注意し、その結果を第3号様式に記入することになっている。ただこの時、歯の疾病及び異常の有無については、処置及

び指導を要する者の選定に重点をおくこと、それに歯周疾患、不正咬合、歯牙沈着物、過剰歯、円錐歯、癒合歯、先天性欠歎、エナメル形成不全などの疾病及び異常の有無については、特に、処置または矯正を要する程度のものを具体的に記入することを指導している。また、補綴を要する場合や斑状歯の多数発見された場合の注意も記されている。

### 2. 歯・口腔の疾病・異常の検出基準と留意事項

#### 1) う歯の検出基準と第3号様式への記入

学校保健法により、健康診断として「歯及び口腔の疾病及び異常の有無」が検査項目として定められており、健康診断票は第2号様式および第3号様式が用いられることになっている。

検査及び記入の要領は以下述べる通りである。

ア) 現在歯、喪失歯、要注意乳歯及びう歯は記号を用いて、歯式の該当歯に記入することになっている。

イ) 現在歯については、乳歯、永久歯とも該当歯を斜線または連続横線で消すことになっている。

ウ) 喪失歯は永久歯だけにあるので該当歯に△印を記入する。乳歯は脱落するものであるから何も記入しない。

エ) 要注意乳歯は、以前は要抜去乳歯と言わされたのであるが、限られた時間内での健康診断では適切な処置内容についての判断は危険であるので、診療にあたって注意して診ていただくことの記号として×印を記する。

オ) う歯については、乳歯は未処置う歯(C)と処置う歯(O)とに分けて記載し、永久歯う歯については、未処置う歯を C<sub>1</sub>～C<sub>4</sub> の4度分類で記入する。

なお、この永久歯う歯は4度分類で行われ、次の通りである。

第1度齲歎 (C <sub>1</sub> )	初期う歎で、エナメル質のみ、または、象牙質の表層までう歎が及んだと認められるもの
第2度齲歎 (C <sub>2</sub> )	う歎が象牙質の深部にまで及んだが、歯髓は保存できると認められるもの
第3度齲歎 (C <sub>3</sub> )	う歎が髓腔まで達して、歯髓の保存は困難と認められるもの
第4度齲歎 (C <sub>4</sub> )	歯冠の崩壊が著しく、いわゆる残根状態になったもの

カ) 処置歯とは、充填（ゴム充填を除く）、補綴（金冠、金冠継続歯、架工義歯の支台歯等）によって歯の機能をいとなむことができると認められるもので該当歯に○印を記入する。う歎の治療中のものや処置がしてあるが二次う歎の発生しているものは処置歯には入れない。

## 2) 要観察歯

歯の健康診断にあたって、第1度う歎であるか

検出の基準	記号	事後措置
探針を用い、エナメル質に軟化した実質欠損が認められる歯。	C <sub>1</sub>	う歎の治療を受けるように指示する。
探針でう歎とは判定できないが、う歎の初期症状（病変）を疑わせる所見を有する歯。 (注) 褐色刺溝、平滑面の白濁斑、などが認められるが軟化した実質欠損は認められないもの。特に精密検査を必要とするものも含む。	CO	歯ブラシ指導、生活指導など必要な指導を行い、適当な時期に再診査する。

## 3) 歯周疾患の検出基準と第3号様式への記入要領

歯周疾患についての検出基準は、特に示されてはいない。しかし、歯肉炎、歯槽膿漏について診査し、判定結果を第3号様式に「あり」「なし」で記入するようになっている。

小学校の高学年以上にあっては、歯肉炎の発生も高まることから、健康診断にあたっては、歯垢・歯石の沈着状態、歯周ポケットの有無、そして出血や排膿、腫脹の状態などを診て、時には動搖もチェックして判断をしなくてはならない。

どうか判断に苦しむことが少なくないし、治療勧告にあたっても問題を生ずることが少くない。

日本学校歯科医会では、明らかなエナメル質の軟化の認められないう歎を疑わせる歯に対してはう歎の要観察歯 CO (questionable caries for observation) として適切な指導を行い、適当な期間をおいて再診査するよう指導している。

C<sub>1</sub> 及び CO の基準は下記に示す通り。

歯周疾患が認められ処置を要すると思われる場合には必要最少限の症状を記入し、指導や治療勧告に利用できるようにしておきたい。

## 4) 歯周疾患要観察者

日本学校歯科医会では、委員会の答申をうけて、不潔物の付着等による歯肉の色症があつて指導を要する者(歯周疾患要観察者、GO, gingivitis for observation) を選び出し、学校における指導によって健全な歯周組織を保持せらるようしようと提唱している。

その基準等は、下記に示す。

検出の基準	記入方法	事後措置
歯周組織に異常の認められない者 (注) 歯の不潔物の付着もなく、歯肉の炎症徴候もない者。	無記入	現状を保つよう指導する。

歯肉に軽度の炎症徴候が認められるが歯石の沈着は認められず、歯の清掃指導によって炎症徴候が消退すると思われる者。	G O	学校において、歯みがき指導、生活指導を重点的に行う。指導の結果や歯周組織の状況について適当な時期に再診査する
(ア) 歯肉に炎症徴候が認められ、かつ、歯石の沈着が認められて、歯石除去と歯の清掃指導が必要と思われる者。	あ り (又 は G)	歯科診療所等において、必要な医療精密検査を受けるよう指示する。
(イ) 歯肉炎、歯肉増殖症等が疑われ、精密検査ならびに処置を必要とする者。		

### 5) 歯列不正の検出基準と第3号様式への記入要領

不正咬合についての具体的検出基準は示されていないが、特に矯正手術が必要と認められたり、不良習慣の存在が確認されたり、歯列不正や咬合状態が原因となって精神発達上好ましくない影響が認められるようなこと、また、学習活動に悪い影響がある場合には「あり」として専門医の診断に委ねたい。

### 6) その他の歯・口腔の疾病異常と第3号様式への記入要領

う歯、歯周疾患、不正咬合以外の歯・口腔の疾患についての検出基準は示されていないが、児童・生徒の学習活動に支障を来たし、将来、健康上の問題となる可能性のあるものについては、学校歯科医の所見欄や備考欄を用いて必要事項を記載して、適切な指導が行われるようにする。

### 3. 健康診断後の事後措置

学校における健康診断の実施は、児童・生徒の発育や健康状態を把握して、積極的に健康増進をはかり、教育活動を円滑にすすめることを目的としたものであるから、健康診断後の事後措置は極めて重要である。

その内容は

- 1) 保健指導
- 2) 予防処置の実施
- 3) 早期治療の勧告
- 4) 歯疾に対する治療勧告
- 5) ハイリスク児に対する個別対応
- 6) 健康相談（本人及び保護者）
- 7) その他必要な事項

である。

（具体内容は省略）

### 4. 第3号様式の実践的活動

各個人の健康診断の結果は、かなり詳細に個人の健康情報として記載されている。この情報は、このまま所定の年月保存されるのではなく、この第3号様式の記載の完了した時から、具体的に学校歯科保健活動が開始すると言っても過言ではない。ややもすると定期健康診断が終了するとその年度の学校歯科医の活動が終了したとする者もいなくはないので、このようなことのないよう学校歯科医に対する教育、指導をすすめていかなくてはならない。

第3号様式の活用には

- 1) 児童・生徒の集団としての活用
  - 2) 個人の歯科保健情報としての活用
- がある。

集団としては、学級、学年、学校の歯科保健の現状把握とこれの分析、解析から、次にとるべき歯科保健活動の方向を探ることができる。当然、過去に行ってきた保健活動の評価としても重要な役割をもっている。

児童・生徒個人に対しては、どのような個人指導をすすめたらよいかの情報であり、過去の指導や治療勧告に基づいた成果についても具体的に示されたものである。特に、ハイリスク児に対しては、これから対応をはじめ、極めて重要な判断材料となる。有効に利用しなくてはならない。

これらの資料が保健指導や健康相談などに、より有効に活用されるため、担任教諭、養護教諭と学校歯科医との間で第3号様式に記載されている内容については十分な連携がとられ、内容が十分に熟知されていることが望まれる。

## 資料1

### 児童・生徒・学生・幼児及び職員の健康診断の方法及び技術的基準の補足的事項について

これは、施行規則等ではなく、その補足的なものとして1974年（昭和49年）3月に出されたもので、いわゆる通達である。

この中に歯および口腔に関連して、次のようなことが述べられている。

13 口腔の検査は口角炎、口唇炎、口内炎、唇裂、口蓋裂、舌小帯異常その他の舌異常、唾石などについても注意すること。

14 歯の検査は左記に留意して実施すること。

(1) 歯の疾病及び異常の有無の検査は、処置及

び指導を要する者の選定に重点をおくこと。

- (2) 歯周疾患、不正咬合、歯牙沈着物、過剰歯、円錐歯、癒合歯、先天性欠如歯、エナメル質形成不全などの疾病及び異常については、特に処置または矯正を要する程度のものを具体的に所定欄に記入すること。
- (3) 補てつを要する欠如歯、処置を要する不適当な義歯などのあるときは、その旨「学校歯科医所見」欄に記入すること。
- (4) はん状歯のある者が多數発見された場合には、その者の家庭における飲料水についても注意すること。

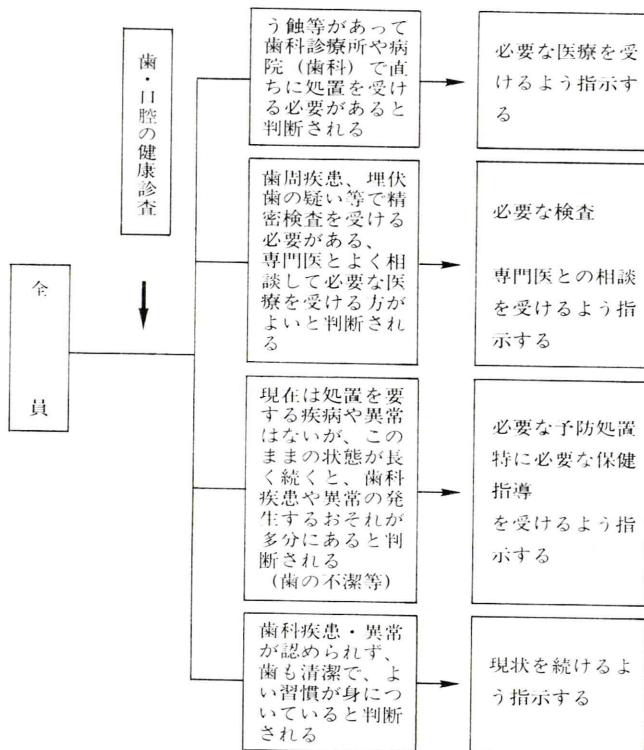
（中学校／学校歯科医の活動指針

71ページより）

## 歯・口腔の健康診断と事後措置の流れ図

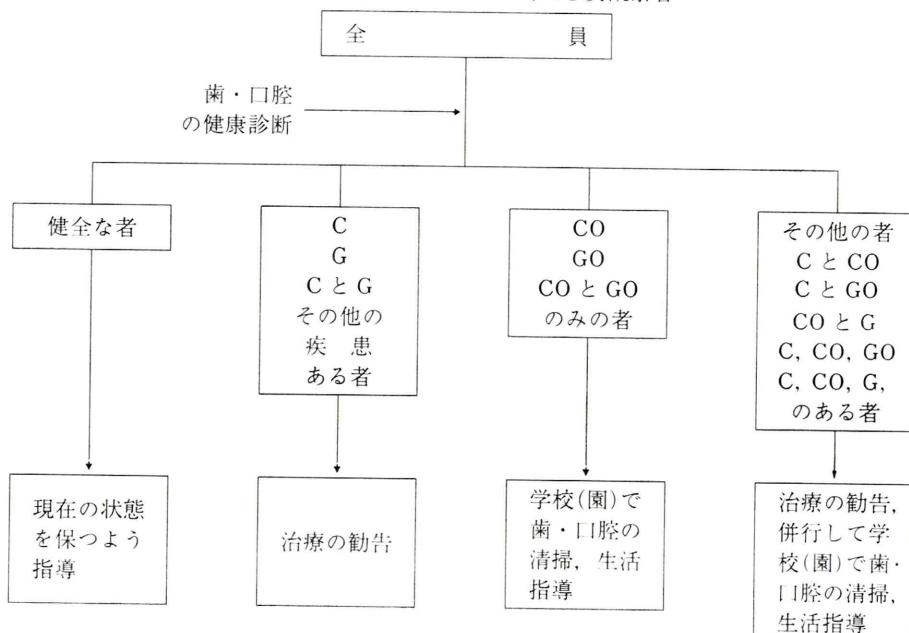
## 資料2

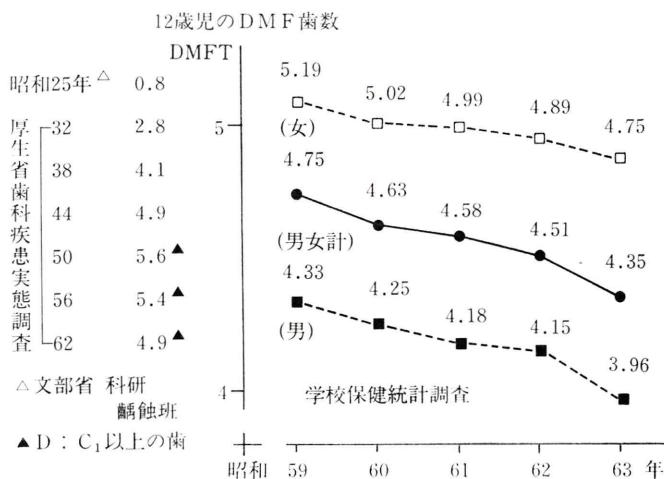
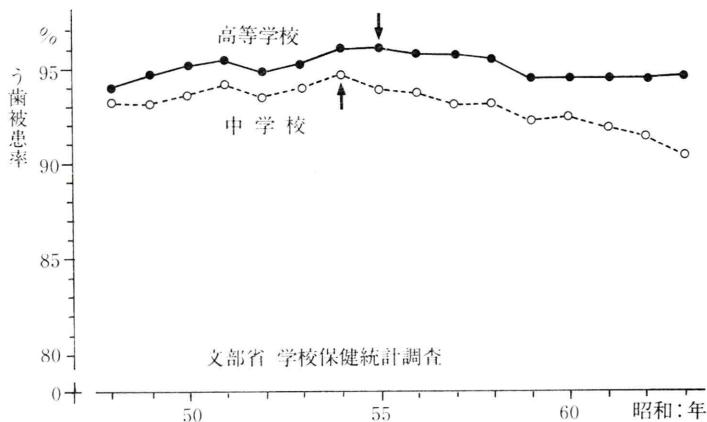
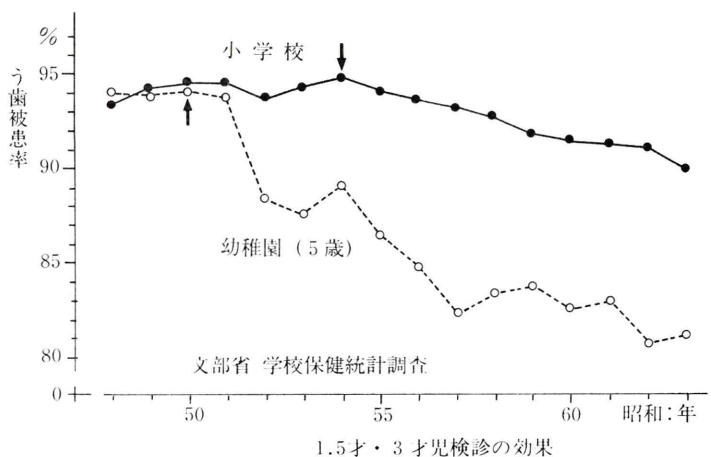
〔岡田教授作成〕

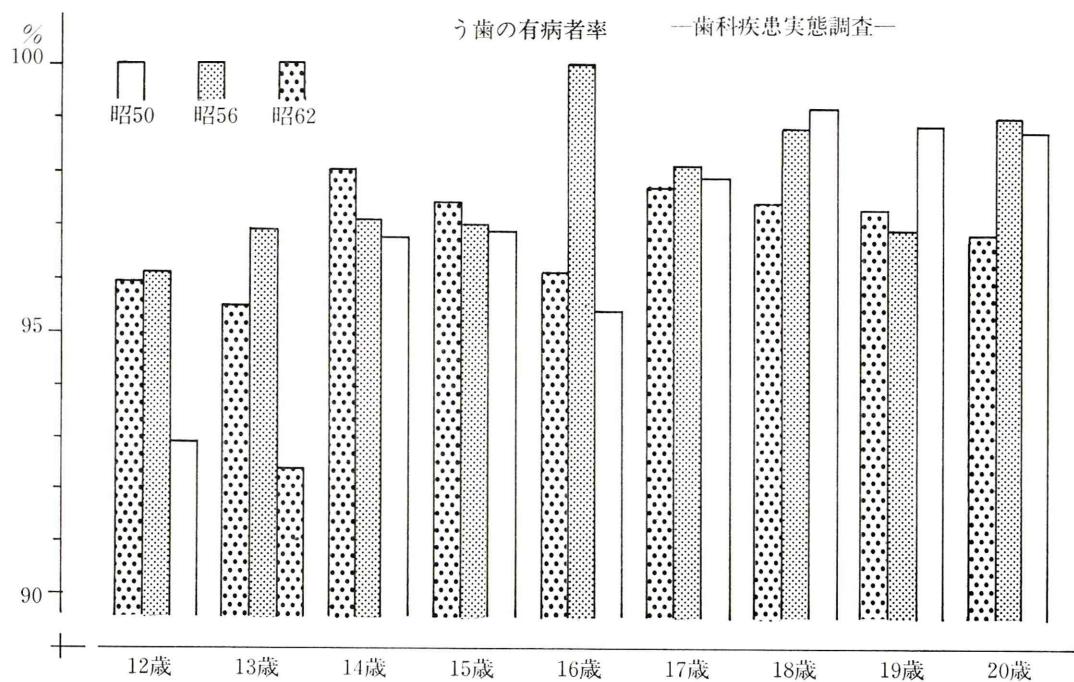
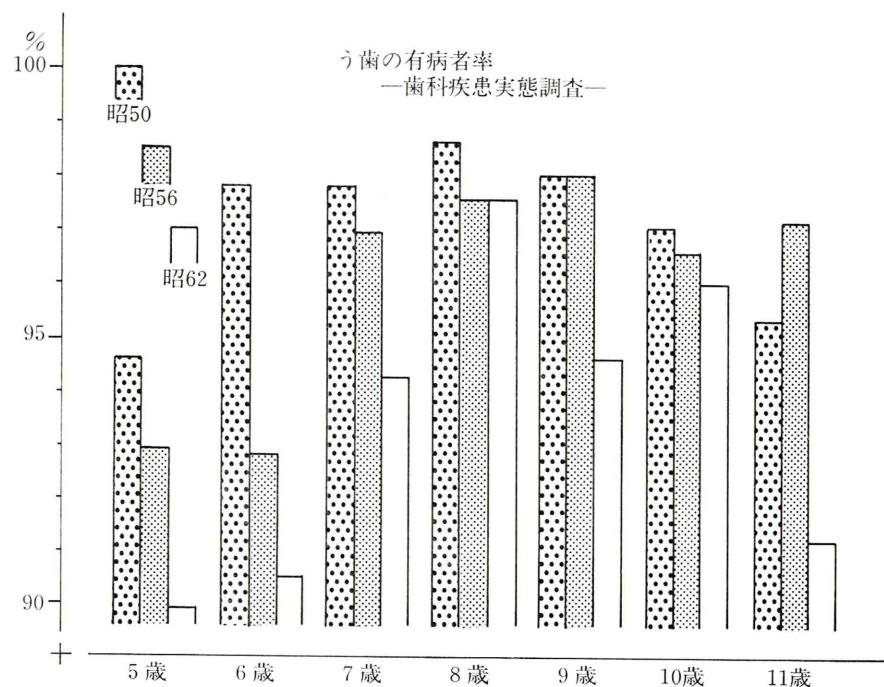


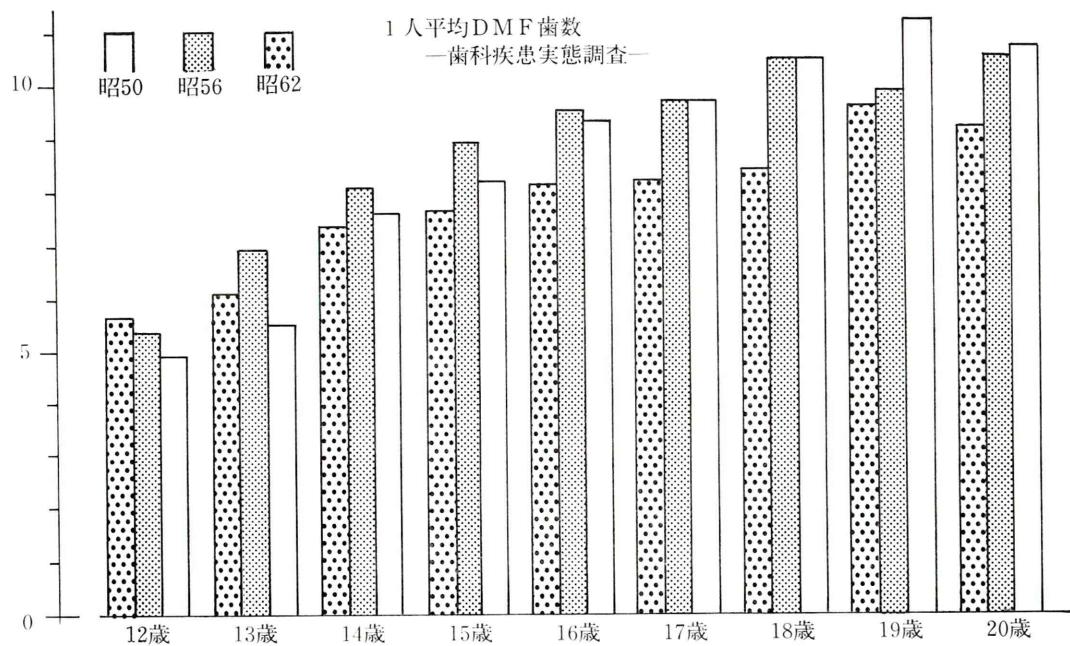
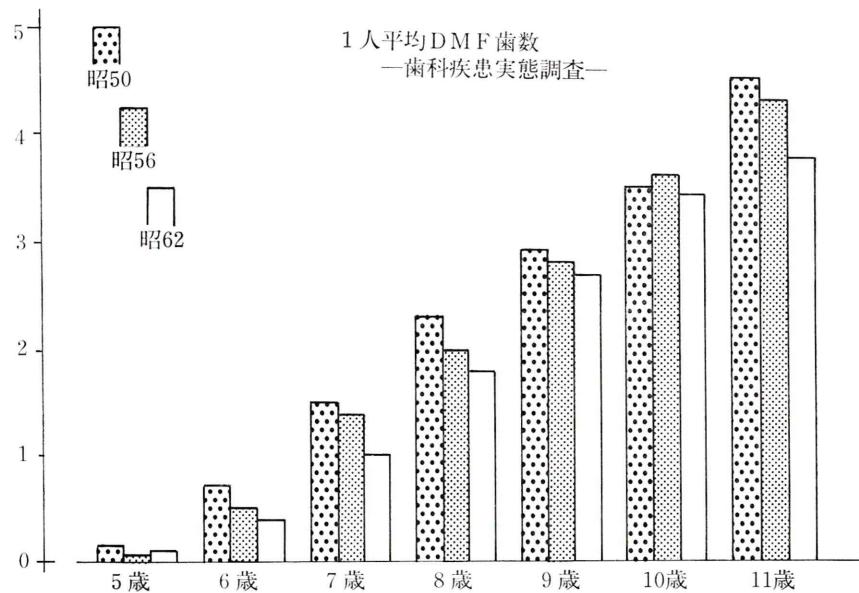
## 歯・口腔の健康診断後の保健指導の流れ図

C: う歯 CO: 要観察歯  
 G: 歯周疾患 GO: 歯周疾患要観察者

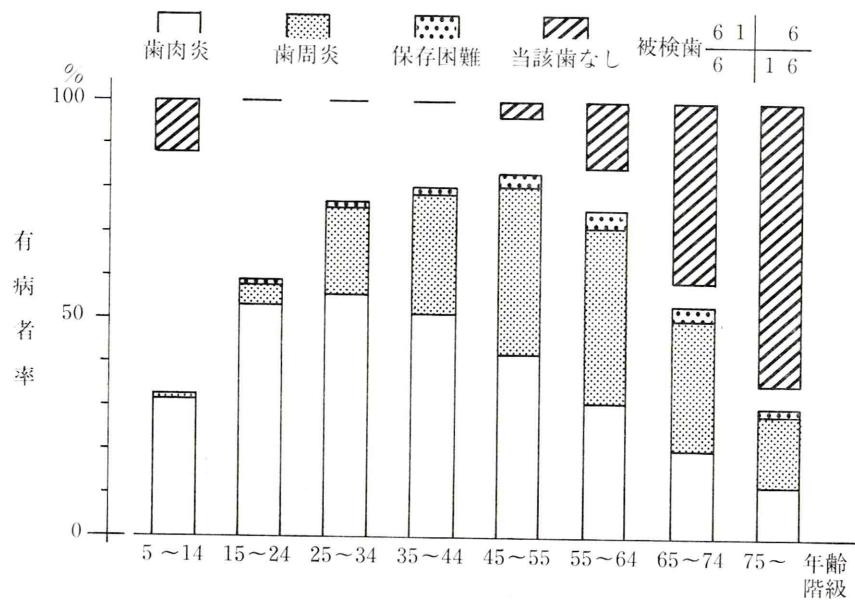




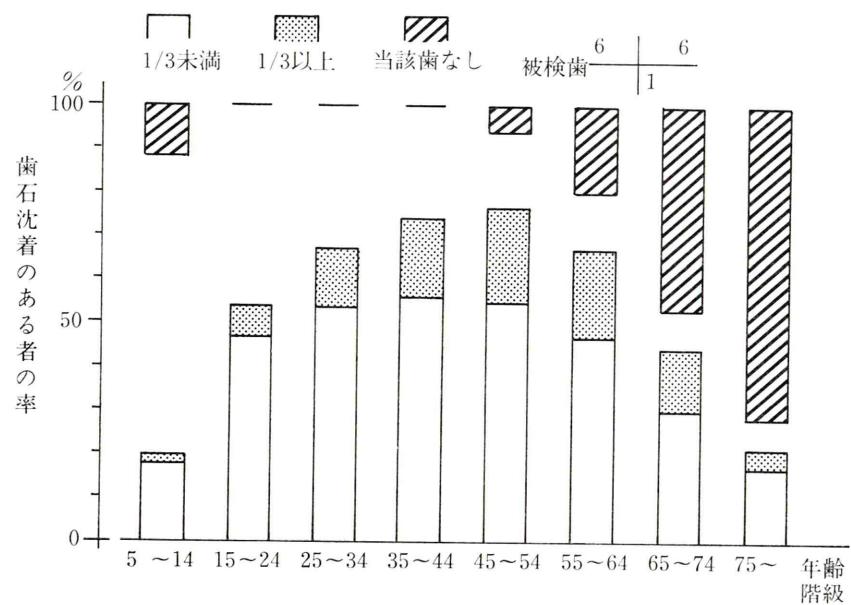


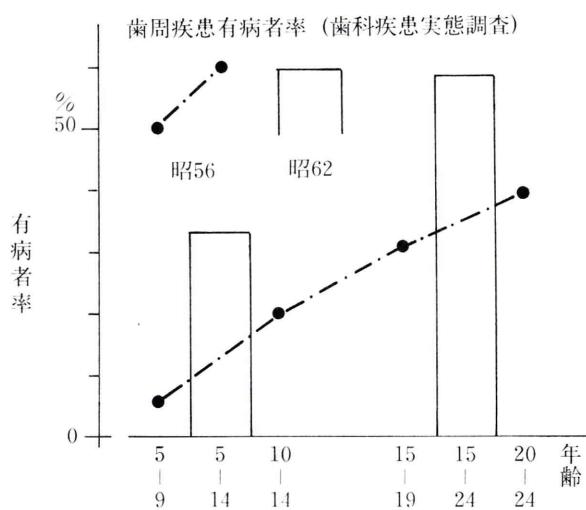
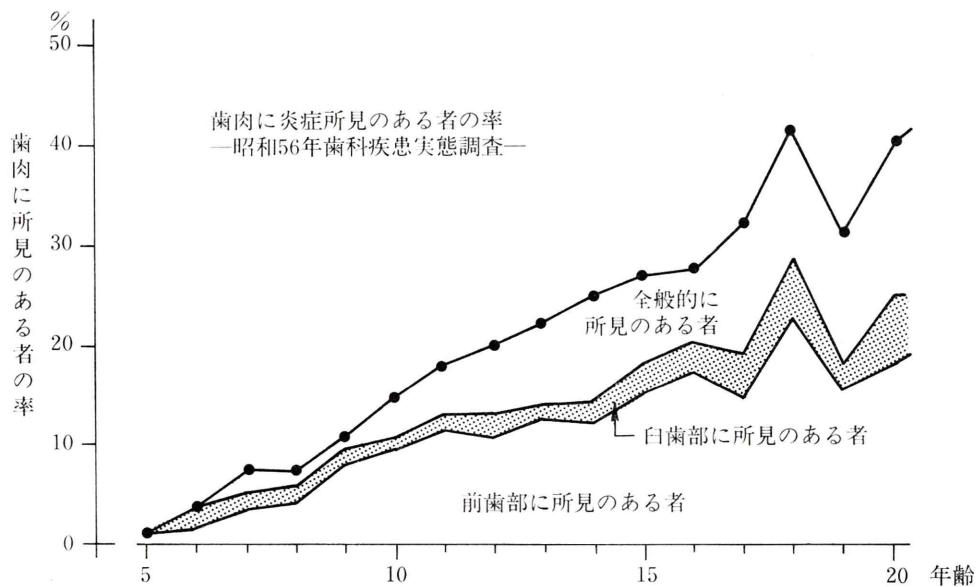


歯肉の状況（歯周疾患の有病者率）昭和62年歯科疾患実態調査

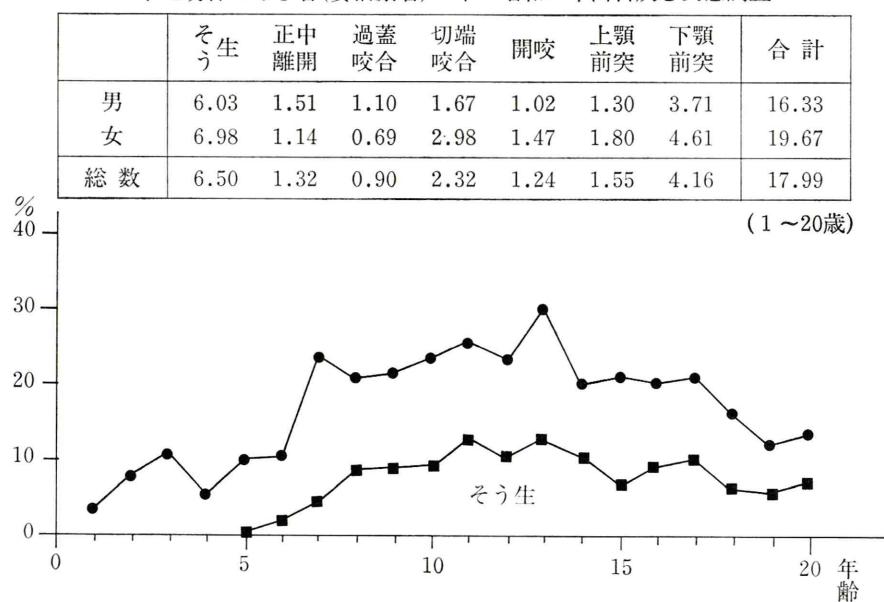


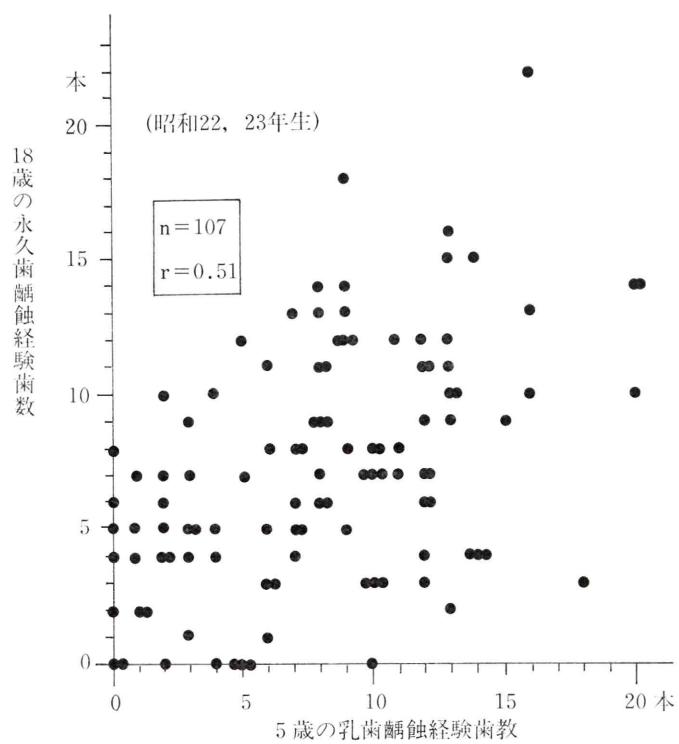
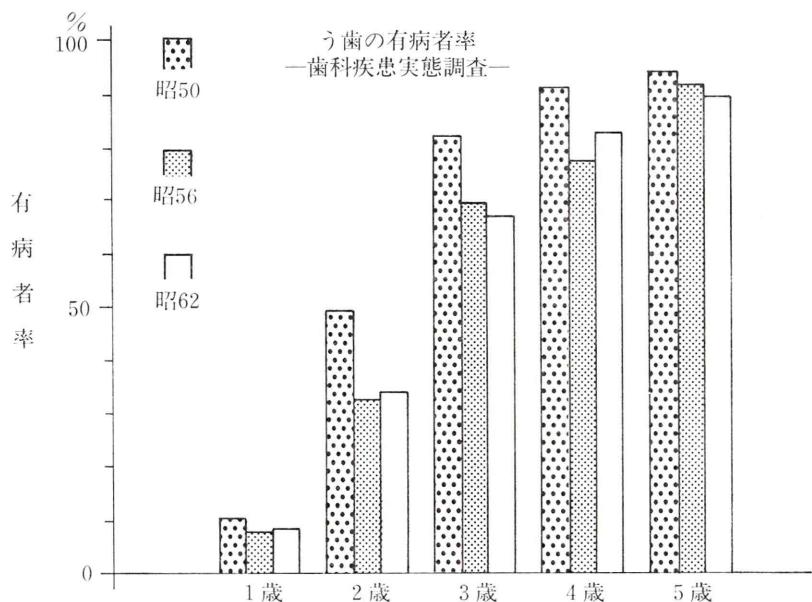
歯石の状況（歯石沈着のある者の率）昭和62年歯科疾患実態調査



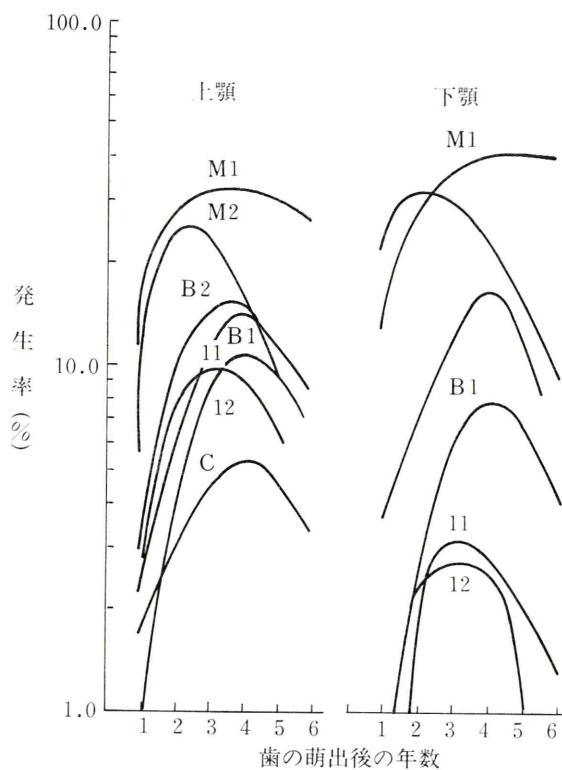


不正咬合のある者(要治療者)の率 昭和56年歯科疾患実態調査





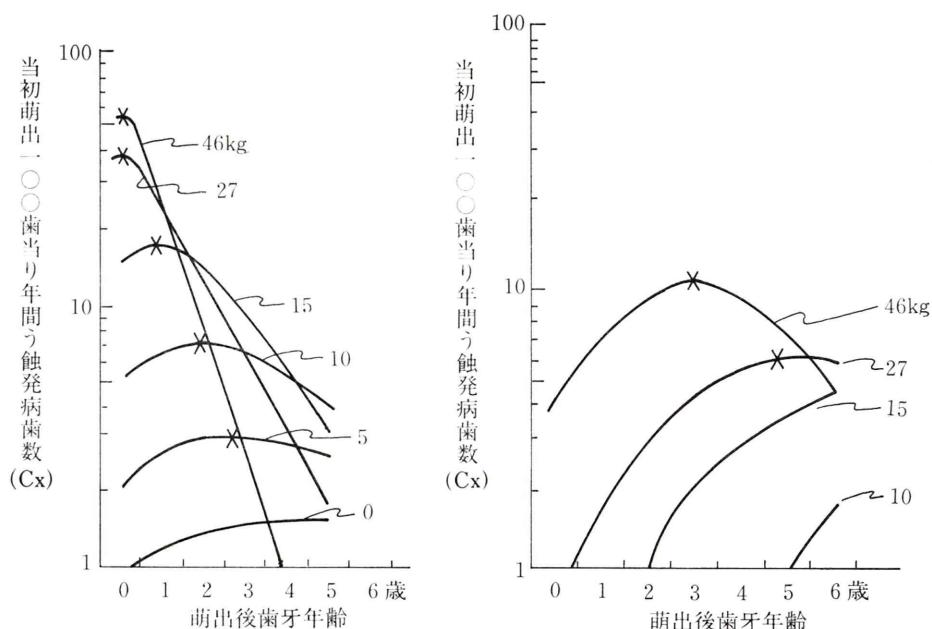
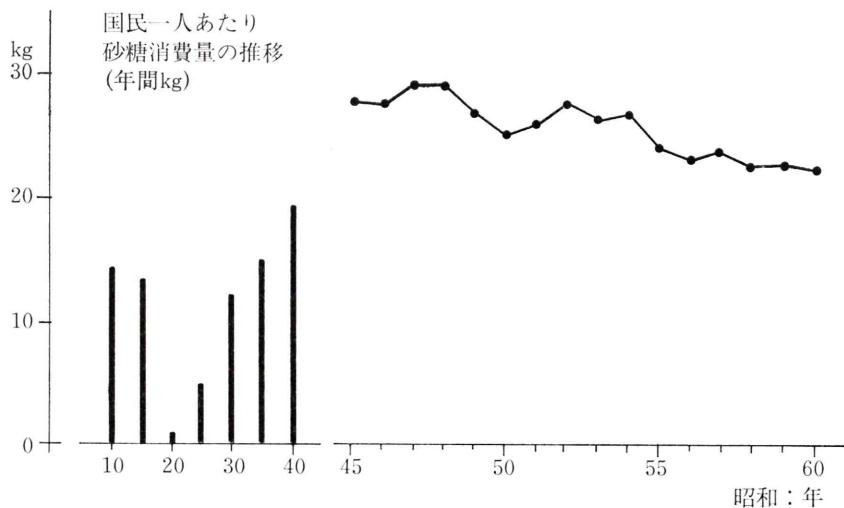
宮入 他 口衛誌 18:1, 1968



曲線は、ニューヨーク州キングストンの男子児童の永久歯における齲歎発生の年間確率を示している。目盛りは半対数、M2：第2大臼歯 M1：第1大臼歯 B2：第2小白歯 B1：第1小白歯 C1：犬歯 12：側切歯 11：中切歯 (CARLOS 氏と GITTELSOHN氏の好意による)<sup>18</sup>

E. Newbrun : Cariology

浜田茂幸 他 訳：齲歎の科学，医歯薬出版，東京，15ページより引用



#### 年間砂糖消費量別歯牙年齢と年間う蝕発病率との関係

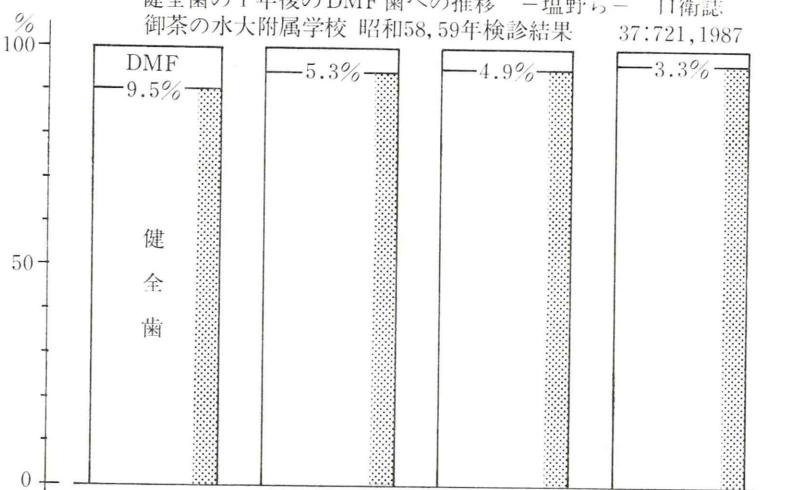
〔荒谷真平, 竹内光春編: カップリングシュガーと虫歯, 光琳, 東京, 昭和56年, 13ページより引用〕 永久歯はどの歯も萌出後, 数年の間に年間う蝕発生率のピークがある。年間1人当たり砂糖消費量が多い時にはこのピーク(図中×印)が早くなる。図4・1は下顎第1大臼歯についてのもので, わが国の過去最高に近い年間1人当たり砂糖消費量27kgの時にはピークが1年以内であり, 年間う蝕発生率も高かったことがわかる。

## 学校歯科検診における齲歯の進行と反転

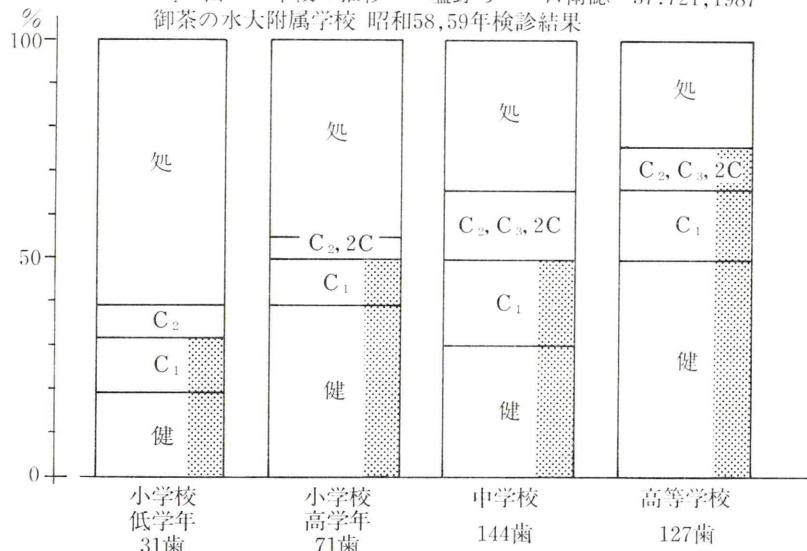
御茶の水大附属学校 昭和58, 59年検診結果—塩野ら—			
	小学校 低学年	小学校 高学年	中学校
総 歯 数	265人	315人	351人
変化なし	2,590	6,259	9,579
萌出健全	1,362	4,619	8,358
齲歯進行	1,019	1,209	437
(6.3%)	(6.3%)	(4.6%)	(5.1%)
齲歯反転	163	290	487
(0.8%)	(0.8%)	(1.1%)	(1.3%)
処 置	21	67	154
	25	74	169
			95

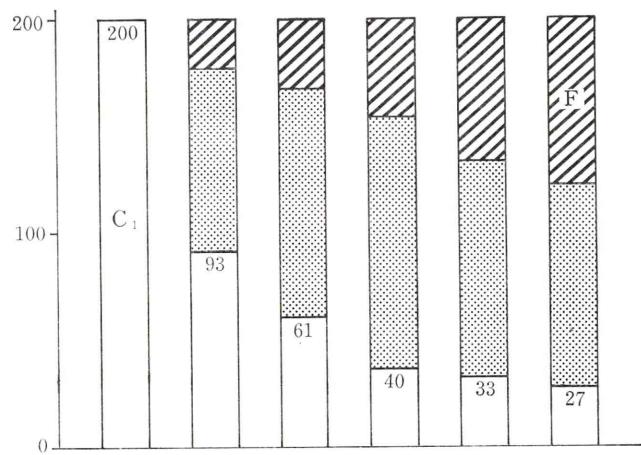
御茶の水大附属学校 昭和58, 59年検診結果—塩野ら—			
	小学校 低学年	小学校 高学年	中学校
C → 健	8	36	68
C度低下		4	5
現 → 未		2	3
喪 → 健			1
喪 → 処		1	
処 → 健	11	23	49
(52.4%)	(34.3%)	(38.3%)	(35.7%)
処 → C <sub>1</sub>	1	2	3
反転歯計	21	67	128
			154

健全歯の1年後のDMF歯への推移 —塩野ら— 日衛誌  
御茶の水大附属学校 昭和58, 59年検診結果 37:721, 1987



C<sub>1</sub>の歯の1年後の推移 —塩野ら— 日衛誌 37:721, 1987  
御茶の水大附属学校 昭和58, 59年検診結果

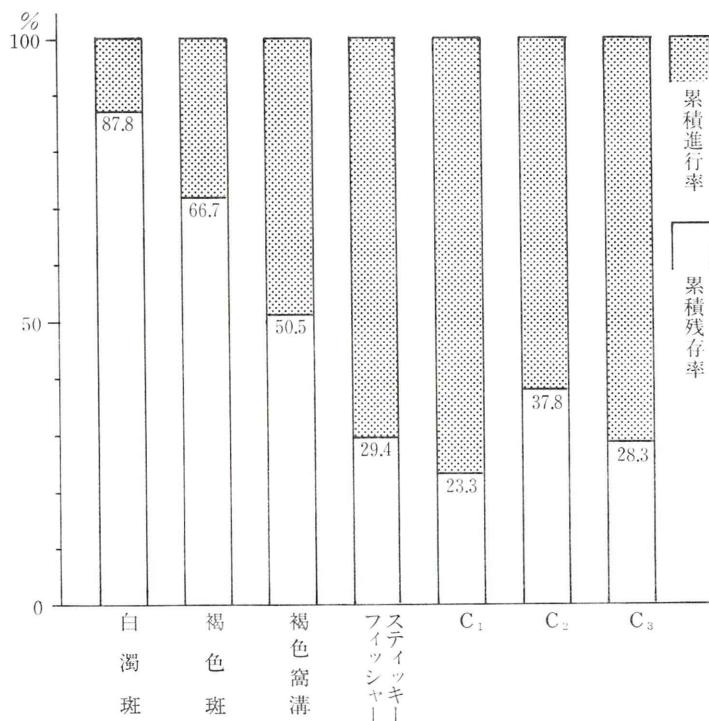




第1大臼歯のう蝕の進行

〔竹内光春：口腔衛生学（社会口腔衛生編）永末書店，京都，昭和27年，38ページの表より作図〕

昭和10、11、12年神戸市平野小学校入学児童を卒業時まで追跡した結果である。1年生の歯・口腔の診査で合計200歯のC<sub>1</sub>があったが、6年生の時点までC<sub>1</sub>の状態のままで経過した歯が27歯あったということである。なお、この当時の未処置う歯はC<sub>1</sub>～C<sub>3</sub>の3度分類である。



う蝕様病変の24か月後の累積進行率と累積残存率

〔島田義弘：口腔衛生学会雑誌、18:15, 1968より作図〕

昭和40年埼玉県朝霞市立第3小学校1～4年生について2年間追跡した結果である。白潤斑、褐色斑に比べるとSticky fissureの進行の割合が高い。

## “学校における歯口清掃の基本的考え方と実演”

(財) ライオン歯科衛生研究所

ライオン歯磨K. K.は大正2年より、企業活動で得た利益の社会還元という精神に基づき、口腔衛生普及活動を開始しました。そして、口腔衛生の動機づけと歯みがき習慣育成のため、大正11年より全国各小学校児童に歯みがき指導を開始しました。

その後、この事業は財団法人ライオン歯科衛生研究所に継続され現在に至っています。現在は小学校だけでなく、幼稚園及び保育園でも実施して

おり、昨年は全国2552園・校で556,699名に実施しました。

今回は、実際学校で実施している方法の一部をご紹介して、先生方に忌憚のないご意見を頂戴したいと思っております。

資料1 歯みがき指導の形態と準備品

資料2 歯みがき指導の流れ

資料3 染め出しの手順



## 資料 1.

## 歯みがき指導の形態と準備品

	大集団指導	小集団指導
人 数	300 ~ 900人	30 ~ 50人
時 間	30 ~ 40分	40 ~ 45分
場 所	体育館、講堂、広い教室	教室、水道設備のある特別教室
形 態	朝礼時の形態で低学年を中心とする 〔指導者〕 5 3 1 2 4 6 年生	普段授業を受ける状態 グループ単位
準備品 指導者	顎模型(大) 指導用歯ブラシ(大) 体操用レコード (又はカセット) 指導用媒体(紙芝居など)	顎模型(大) 指導用歯ブラシ(大) 指導用媒体(OHPシート) (個人指導用顎模型、歯ブラシ)
設 備	スタンドマイク、 レコードプレーヤー (又はカセットレコード)	染め出し剤、チェック用紙やかん
児 童	使用中の歯ブラシ	OHP映写機 使用中の歯ブラシ コップ2コ タオル 手鏡 赤えんぴつ

## 資料 2.

## 歯みがき指導の流れ

	内 容	方 法 (例)
な ゼ	挨拶、導入 歯をみがく理由 歯の大切さ	歯の3つの働き ウ歯の恐しさ、害 ウ歯の出来方、 原因など
い つ	歯をみがく時 習慣	食後の歯みがき実施の 確認
ど の よ う に	うがいの仕方 ・ 歯ブラシの選び 方 歯みがき方法の 紹介	ブクブク うがい ガラガラ うがい } の区別 と練習 歯ブラシの検査 (大きさ、取り換え 時期) 歯のみがき方の練習 (Sc, R, F) 歯ブラシの持ち方 (第1, 第2 ペン グリップ)
ど こ	みがき方の分解 練習	歯並びを分解して練習 (Sc-16ヶ所, R-16ヶ 所, F-19ヶ所) 歯みがき体操
ま と め	まとめ	復習と確認 実行の約束

## 資料 3.

## 染め出しの手順

内 容	方 法 例
染め出しの説明	染め出し剤使用の理由 染め出しにあたっての注意
染め出し	染め出し手順の説明 染め出し剤の使い方
口腔内観察	染め出された部位を各自手鏡で確認(染め出された部位の指摘) チェック用紙に記入 指導者が児童の口腔内を確認
歯みがき (口腔内法)	各自・工夫して基本的な歯みがき方法で汚れを落とす 歯の萌出状態に応じたみがき方の指導 (第一大臼歯のみがき方、歯列不正部のみがき方) 補助用具の紹介
歯ブラシの管理・保管	歯ブラシ使用後の注意と保管方法

## 研修会事前アンケート（その1）

★参加者が研修会参加前に事前に記入

- (1) 学校歯科医としての学校名と経験年数をご記入下さい。
- (2) イ. 先生の担当校には学校安全計画がありますか。  
 ロ. イの質問で「ある」と答えられた方は、次の a. b. c のいずれかを選んで下さい。  
 a : 保健と安全の両方が含まれている。  
 b : 保健と安全が別々に計画されている。  
 c : 上記の計画で学校保健全般で行っている。
- (3) 先生の担当校では、歯の保健指導が学級指導やH・Rの全体計画の中に位置づけられていますか。  
 a. b. c. d より選んで下さい。  
 a : いない。  
 b : いる。  
 c : 歯の保健指導として独立している。  
 d : 保健指導計画の中に歯の保健指導は含まれている。
- (4) 学級で実施された保健指導の回数は、昭和63年度は何回でしたか。また、その時間は1単位でしたか、もっと多かったですか。具体的にお書き下さい。
- (5) 先生の学校の歯の保健指導の目標は何ですか。
- (6) 先生の学校の規模と学校環境（地域環境）についてご記入下さい。
- (7) 先生の学校の学校保健委員会の開催状況についてご記入下さい。
- (8) 本研修会の研修課程のうち、何を一番勉強されたいですか。
- (9) 本研修会の運営について何が一番わかりにくいでですか。
- (10) 本研修会の研修方法についてわからないところはどこですか。
- (11) イ. 年間何回学校へいきますか。  
 ロ. そのうち定期健康診断以外は何回ですか。  
 ハ. 健康相談は何回ですか。
- (12) 執務記録簿はつけていますか。

\*回答はすべて別紙回答用紙にご記入下さい。

## アンケート回答用紙

都道府県名 \_\_\_\_\_

フリガナ  
氏名 \_\_\_\_\_

(1)	担当学校名			経験年数	年
(2) イ	・あ　る	・な　い	(2) ロ	a · b · c	
(3)				a · b · c · d	
(4)	(具体的に) 回				
(5)					
(6)					
(7)					
(8)					
(9)					
(10)					
(11) イ	回	(11) ロ	回	(11) ハ	回
(12)	い　る · い　な　い				

## 研修会事前アンケート（その2）

都道府県名 \_\_\_\_\_

フリガナ  
氏名 \_\_\_\_\_

\*次の各設問に対し、ある・ない等どちらかひとつに○印をつけて下さい。

\*回答はこの用紙にそのまま記入下さい。

## (A) 学校保健安全計画

歯科保健の立場から年度の方針・重点を具申したり、原案作成委員会や学校保健委員会などに出席して意見を述べる機会がありますか。

ある • ない

## (B) 保健教育

## (1) 保健学習について

小学校6学年に歯科保健に関する内容がありますが教師からの求めによって、専門的な指導助言を行ったことがありますか。

ある • ない

## (2) 保健指導について

イ. 学級指導・ホームルームで

歯科保健が最も多く扱われる場面なので、指導計画や指導法などについて、必要に応じ指導助言を行っていますか。

いる • いない

学級指導・ホームルームの時、特に科学的な資料・情報についての相談が多いですか。

多い • 少ない

ロ. 学校行事で

学校歯科医が直接指導を行う機会が多い教育活動である健康診断のときや歯の衛生週間のときに講話などを行ったことがありますか。

ある • ない

ハ. 児童活動・生徒活動で

歯科保健に直接結びつく活動に保健委員会の活動がありますが、求めによって必要な指導助言を行っていますか。

いる • いない

ニ. 個別指導で

学級担任や養護教諭に対して必要に応じ指導助言を行うことがありますか。

ある • ない

(C) 保健管理

(1) 対人管理について

イ. 健康診断と事後措置で

定期健康診断は、6月までに行われることになりますが、その実施計画及び事後措置について、十分意見を述べる機会がありますか。

ある • ない

ロ. 健康相談で

歯科保健について問題を持つ児童生徒に対して、年間を通じて計画的に相談や指導を行う機会がありますか。

ある • ない

ハ. 健康生活の実践状況の把握で

歯口清掃の状況、食生活の実態など歯科保健の立場からも、必要な内容を盛り込むようにしたり、染め出しなどの方法による検査も計画的に行ってていますか。

いる • いない

(2) 対物管理について

イ. 洗口場の整備・拡充で

学校で計画を練る段階で、指導助言を行ったり、新設の場合には必ず意見を述べる機会がありますか。

ある • ない

ロ. 教具・教材の整備で

歯・口腔の模型、スライド、OHP用TPの整備について指導助言を行っていますか。

いる • いない

(D) 組織活動

(1) 職員の協力体制について

必要に応じて、職員保健委員会に出席することや学校保健安全計画については、年間の活動がどうなっているかをよく理解していますか。

いる • いない

(2) 学校保健委員会について

必要なときに出席し、専門的立場から積極的に発言し、家庭を含めた地域ぐるみの歯科保健活動が展開されるように推進していますか。

いる • いない

(3) 地方医療機関・団体等との協力体制について

歯科領域においては、校外治療を効果的に推進するための体制を確立することが大切で、これに積極的に協力していますか。

いる • いない

## 学校歯科保健研修会ワークショップ報告評価表

★各班の発表について評価をしてもらう

班

班	コメント	A	B	C
A 班				
B 班				
C 班				
D 班				
E 班				
F 班				

## 記入上の注意

1. 「コメント」欄には、特記すべき問題点を記入のこと
2. 「評価A」欄は、立案した計画が適切であり、実施可能か、また内容の一貫性があるか等から評価する。
3. 「評価B」欄は、内容をうまくまとめてあり、教師にやる気をおこさせるかどうかを評価する。
4. 「評価C」欄は、発表について印象に残るもの・訴えるものがあったか、全体としての完成度を評価する。
5. 評価方法は5段階法とする。 良 普 惡  

5	4	3	2	1
---	---	---	---	---
6. 自分の班についても、必ず評価する。

## 研修会ポストアンケート

★研修会に参加後記入

班

### 1. 次の質問にお答え下さい。

感じていることを「5」から「1」の範囲で○で示して下さい。

〔「5」(大変良い、非常に適切等)から「1」(大変悪い、極めて不適切等)までの評価〕

5                  4                  3                  2                  1

- |                          |                               |
|--------------------------|-------------------------------|
| 1) ワークショップに参加してどうであったか   | .....   .....   .....   ..... |
| 2) 参加前の期待に対して実際はどうでしたか   | .....   .....   .....   ..... |
| 3) 参加するだけで意義がありましたか      | .....   .....   .....   ..... |
| 4) 自ら考える事ができましたか         | .....   .....   .....   ..... |
| 5) 他の参加者と十分、討議ができましたか    | .....   .....   .....   ..... |
| 6) 新しい知識が増えましたか          | .....   .....   .....   ..... |
| 7) 計画された内容はどうでしたか        | .....   .....   .....   ..... |
| 8) 2日間という日程は適切だと思いますか    | .....   .....   .....   ..... |
| 9) 2日間の会の計画・運営・進行はどうでしたか | .....   .....   .....   ..... |
| 10) これから学校歯科医としての活動に対しては | .....   .....   .....   ..... |

### 2. 次の点についてご自由にお書き下さい。

- 1) これから取り上げて欲しいテーマについて
- 2) 今回のテーマ、内容等あまり適切でなかった点について
- 3) 計画や運営で改善したら良いと思われる点について

## 【会員投稿】

## 大阪市における学校歯科保健活動

大阪市学校保健会会長 社団法人大阪市学校歯科医会会長 大 崎 恭

記録によれば、大阪市に学校歯科医が誕生したのが大正15年2月13日、市長関一氏の時である。浜野松太郎氏が大阪市嘱託となるにおよび浜野氏が学校歯科保健活動の世話ををするようになった。大正時代の口腔衛生活動としては、大正13年2月全市小学校巡回診療が行われている。それから口腔衛生講演、講習会等が大阪市主催で行われるようになつた。又歯の衛生展覧会が昭和2年4月に行われている。同年同月大阪学校歯科衛生協会発会式が大阪中央公会堂で来会者百数十名の中で挙行され、昭和2年5月5日に内務省中央社会事業協会、ライオン本舗主催にて乳児愛護デー開始、歯磨教練、歯の講話をを行つてゐる。昭和2年7月の歯の衛生標語募集には応募者10万、中之島中央公会堂にて授賞式を挙行、その1等賞が、

- A. カシコイコドモハ ハオミガキマス
- B. ムシバカラ人ノ命ニ虫ガツク
- C. 歯モミガケ心モミガケ強クナレ
- D. 国ハ民カラ身体ハ歯カラ

口腔衛生運動、学校歯科保健運動はもりあがり、大阪市の理解、協力により学校に浸透し、加うるにライオン本舗、中山太陽堂等の民間商社の社会活動が加わり、先輩各位の学校歯科保健活動によって学校歯科運動の揺らん期を迎えたのである。上記標語1等賞の内B、Cは特に当時の学童の発想にしては現実の状況にてらしてすばらしいものと驚くばかりである。尚、当時のう歯状況がD. M. F. 歯数ではないが1人平均う歯数が3.3～4.8となっている。今より60余年前の成績である。学校歯科医に関する法規、幼稚園歯科医会が出たのが昭和6年2月23日勅令第144号である。又学校歯科医職務規定が発令されたのが昭和7年2月1日で文部省令第2号、学校教育法施行規則が昭和25年5月23日で文部省令第11号、改正昭和28年11月27日文部省令第25号、これによって学校には

学校医及び学校歯科医の必置制が決定されたのである。これより早く大正15年大阪市学校歯科医会が設立されるや、中村松太郎氏が会長に就任し、岡田秀章氏を経て戦時態勢下に至り活動中絶の感ありしも昭和22年大阪府歯科医師会館に事務所を設け岡田秀章、武下鬼一、小川信夫、川村敏行、内海潤各会長を経て私が就任したわけであるが、先輩各位の筆舌につくし難い労苦に対し、ただ頭がさがる思いがする。本会を社団法人とする要望は昭和33年平岡会長時代よりはじまり、次第に会員よりの声も高くなり、昭和39年10月、第3回大阪市学校歯科会員大会において「本会は社団法人の資格をもって学童生徒、地域社会の歯科衛生普及を計るべし」と決議され、これにより社団法人設立準備を行う事になった。

昭和40年1月21日法人に関する定款起草小委員会開催審議、以後数回の会合を重ね昭和40年3月27日に社団法人大阪市学校歯科医会設立総会が開催されて法人としての定款その他すべて決定、昭和43年2月法人登記完了、社団法人大阪市学校歯科医会は誕生した。そして現在も政令指定都市として府県と同格に地方自治活動をしている。即ち大阪市学校保健会の学校歯科医部会、学校医部会、学校薬剤師部会、保健教育部会として学童生徒の健康保持増進のための管理面、保健教育、保健指導に関し研究し、実践し、大阪市教育委員会共催にて学校現場に足をふみ年間を通じ永続的に行事を企画し保健活動を続けてゐるわけである。創立64年間の伝統ある歴史を有して自主的に活発に活動して來た本会の平成元年度の事業計画案をあげれば次の通りである。

理事会、毎月2回（常務会を含む）開催  
支部長会 年4回開催  
委員会（各種） 隨時開催  
通常総会 年2回開催

のめざましい進歩開発に伴い、多様化、複雑化している環境、氾濫する情報が学童生徒の生活環境を大きく変え、心身の健康に色々な新しい課題を生じさせている事は御存知の通りである。

- 1 近代化された生活環境の中で生れ、身体をきたえる場面がなくなった子供対策
- 2 母親の過保護時代対策
- 3 離乳期から母親の育児姿勢の検討
- 4 劣等感をもちやすい子供の増加対策
- 5 学童生徒同士の人間関係醸成
- 6 学童生徒と教師の人間関係醸成

今や学校歯科保健は巾広い観点から考えねばならない時代になって来た。今の子どもは遊ばなくなつた。学校から帰ると、テレビ、パソコンなどが待っている、そこから何も創造的なものは生れてこない。遊びのない子どもの世界からは潤いのある人間関係はなくなりさびしい。そこには必然的にストレスの蓄積と言う問題が起つて来る。人の健康は日々の生活の中で築きあげられ、守られ、害されもする。生活を無視した健康もあり得ないし、生活を離れた健康もありえない。歯の健康も同じである。学校給食はただ食事を与えると言うことではない。学校教育の一環として栄養及び学校歯科保健でやかましく言われている食生活の改善、対人関係の育成など重要な役割をもつてゐる。以上の事から考えても学校、家庭、地域社会の連携の学校保健活動の推進が大切であり、そのための方策を考究する事が現在の大きな課題であろう。今や歯科医学、歯科医療は人間の最大の望みである病苦から逃れ、健康と長寿を目標とするものになって來た。最近における科学技術文明の急速で高度な発展とともに歯科医療も急速な発展を遂げつつある医学医療も、臓器移植、人工授精等の最先端において医に依つて立つ基盤である倫理や経済等の領域において新たなむずかしい問題に直面している。今日まで20世紀をまっしぐらに進んで來た歯科医学、歯科医療はあと10余年で21世紀を迎える。その21世紀に活躍出来る生徒児童の健康の保持増進に今全力をつくす事は我々学校歯科保健関係者の責務であると言つても過言ではない。

(平成元年10月26日記)

## 事業計画

- 1 新任学校歯科医研修会（毎年4月）
  - 2 大阪市立小学校巡回歯磨指導
  - 3 大阪市立幼稚園歯磨指導
  - 4 子供の歯を守る懇談会（昭和47年度より）  
学校保健委員会に講師派遣、指導助言
  - 5 各学校、幼稚園、PTA、成人講座への講師派遣
  - 6 第40回11大都市学校保健協議会および前日歯科医協議会参加（平成元年9月22日～24日、於名古屋市）
  - 7 大阪市立小学校の弗化物塗布実施
  - 8 むし歯予防対策研究校及び文部省指定校に対する指導 2校1園+1校
  - 9 むし歯予防啓発事業（日本学校保健会）
  - 10 平成元年度学校歯科保健研究協議会（文部省日本学校歯科医会共催）（平成元年9月12日～14日、於鹿児島県）
  - 11 平成元年度第53回全国学校歯科保健研究大会（平成元年10月27日（金）、28日（土）於和歌山県）
  - 12 平成元年度第39回全国学校保健研究大会、および全国学校歯科医協議会参加（平成元年11月16日（木）～18日（土）於茨城県水戸市）
  - 13 平成元年度大阪市学校歯科保健研究大会（平成2年2月の予定）～昭和35年より実施
  - 14 保健主事、養護教諭との学校歯科保健の研修と懇談
  - 15 学校歯科保健に関する調査、研究、資料、資材の整備充実
  - 16 大阪市学校歯科医会会報の発行（年4回）
  - 17 関係団体、友好団体（特にP.T.Aとの交流を深める）との交流、情報交換
  - 18 学校歯科医の生涯研修、研究会の開催及び日学歯の伝達講習会
  - 19 給食問題研究委員会
  - 20 D.M.F歯数調査
  - 21 位相差顎鏡管理運営
  - 22 脊柱側彎症の調査研究
  - 23 咬合力測定
- さて、近年の社会情勢の急速な変動、医療技術

## 【会員投稿】

## ある学校歯科医の日記

○月○日

村上春樹の小説に「今日はデンチストのアポイントもないし……」というフレーズが2～3か所出てくるのだが、歯科の予約制がここまで浸透したということなのか。よほどこの筆者は歯が悪いのか。

患者さんと予約をするとき「いつでもいいですよ」と答える人、羨ましく思う。

○月○日

日学歯の原稿を頼まれる。ええいめんどうだ、この日記スタイルでいこうではないか。学校歯科の会合にて、COやGOの取りあつかいについて協議する。C1～C4まで検診するのも大変なのに、さらに詳しく診るのか？ 検診後の個別指導について・その期間・また回数について・検診時の記入の仕方・児童には知らせるのかどうか・養護教員にこれ以上仕事をお願いすることができるか、等の質疑があった。発想としては児童の歯を削らないということで良いことなのだが、いざ行なうとなると、まだ多くの問題があると思われます。

○月○日

悪いことは一度に起こる。従業員が床にこぼれた水のうえを滑り、脳震盪を起こし、救急車で運ばれる。代診の先生はそのときのショックか、翌日から熱が出たと仕事を休む。わずかの事で喧嘩をした同居人(妻)、子供を2人つれて昨夜より行く先知れず。こうなると仕事は手に付かず未熟な私、自己批判ばかり。友人に相談すると、男の威厳にかかるから同居人には、謝るなどといわれる。

○月○日

脳震盪を起こした従業員は、お昼過ぎに退院。事無きをえ、2～3日自宅療養。ショックの先生は母親から電話があり、もう1日休むとのこと。

行く先知れずの同居人は夕方帰宅、胸を撫で下ろす。10年も連れそと、頭のなかでは一人でも

何とかなるさ、独身時代にもどってよいではないかと思っていたのですが。いざ、一人になると、男は駄目です。男の威厳も何もかもあったものではありません。

40歳を過ぎると、愛情の形態も変わってくるのでしょうか。強き者汝の名は母。

○月○日

8歳になる娘が、何度も私が同居人に謝ったかどうか聞くのである。敵はいつのまにか3人になっていた。実は、まだ謝って無いのである。

○月○日

朝、衛生士に、アルコールの匂いがすると注意を受ける。昨夜役員会があり、新規に開業する先生の審査をしていたため、飲み始めが遅くなり…12時までにアルコールを切り上げなくてはあきません。歯科医師急増問題である。京都には歯科大学が無いためか？ 急増と言ってもそんなに感じないのですが。東京の友人なんかは、1日患者8人とかで、患者にとっては医師を選べる時代になったのではないかと思われます。そんな呑気な事も言っておられず。厚生省・文部省が樽のなかの蛙を腕を組んで見ている様です。蛙はドクター、樽は保険における歯科の取り分を表わします。経済大国日本、国民の健康ぐらい大幅に認めても……

○月○日

サンフランシスコで地震、テレビによると大変な被害の様です。美しい町並みが壊れるかと思うと、心が痛みます。

○月○日

エータービンの水がつまって、困っています。20年前に建てたビルなのですが、動脈硬化というか、水道管がサビで水が汚れているのです。フィルターを付けてもすぐに詰まってしまいます。水道管を新しくするしか方法はないようです。

(京都府学校歯科医会 熊本順彦)

# ■ ■ ■ 学校歯科保健のアルバム ■ ■ ■ No.3

ブラシング指導は今日では口腔衛生指導では常識というところまでできている。しかし古いころにはこれを日常生活の中に取込むために、歯磨訓練とか歯磨体操などがさかんに行われた。

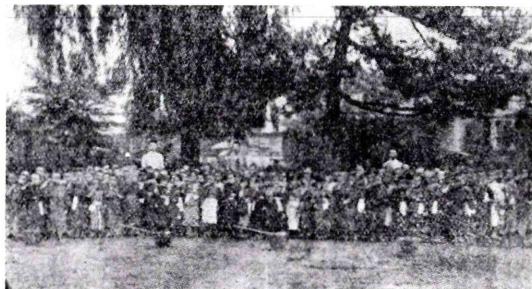
その軌跡をたどってみよう。

## □はじめての歯磨練習□

1917年(大正6年)の9月の歯科学報誌に兵庫県豊岡町の仲澤重造という人の通信がのっているが、それによると

“豊岡小学校の校長に接触して、まず全校児童に歯刷子を寄贈していたが、昨年ライオン通俗講演会が小学校へ行ったところ、大変反響があって、1296人の全員の歯科検査を行うことができた。その結果、他に比べてあまりよい成績でないことを校長につげ、何とかしようということになって、歯刷子使用の徹底をはかる意味で練習をはじめた”(抄訳)

となっている。そして1年生に対し行っている写真1がのっており、



1 兵庫県豊岡小学校児童の歯刷子教練

“その方法は頗る簡単にして、歯刷子は余より寄贈したる竹揚子を、歯磨粉はラ

イオン歯磨1ポンド入りを購入し、之を紙袋に一定量を分与し、十数回に用ひせしめ且つ口洗すべき茶椀は各自家庭より持ち来らしむ。

これらは凡て各自机中に納めしめ、之を練習時に持出して一定場に集合せしめ、歯刷子の使用法を徐々に練習会得せしむるにあり”

と述べている。そしてこの実施には校長の平井慶次が深い理解を示したことに謝辞を述べている。

これが多分日本の小学校で歯磨の訓練をはじめた最初のものであろうと思われる。

いわゆる口内法で、実際に歯磨剤を用いて行ったものであろう。

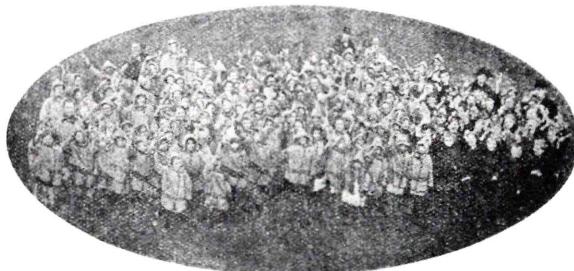
この仲澤重造という人は、1883年(明治16年)生れで、1914年(大正3年)に検定試験で免許をとって、豊岡町に開業していたから、この時34歳位であった訳である。

この時参考にしたのは、その頃日本に持込まれ、各地で公開されていたニューヨーク口腔衛生委員会が作成したクリーブランド市のマリオン小学校の活動をテーマにした“歯痛—Tooth ache—”の中に出てくるブラシングドリルの場面ではなかつたかと思われる。

## □米国のブラシングドリルの紹介□

映画“歯痛”の中のブラシング指導の場面がどんなものであったかについて詳しいことはわからないが、実際に口の中にブラシを入れて行っていたものらしく、かなり自由なスタイルで行っていたのではないかと思われる。

1916年（大正5年）に歯科学報に紹介された米国的小学校児童が集団的に歯刷子を使っている一枚の写真があるが、これをみるとその様子がわかる。（写真2）



2 歯刷子を与へられて喜ぶ米国児童

これは寒い季節のものである。また、1915年（大正4年）の5月に、ニューヨーク市で行われた“歯科衛生週間—Dental Hygiene Week”的行事の紹介がやはり歯科学報誌上にのっているが、その5月24日から29日までいろいろな行事があったが、29日の土曜日に各区から選ばれた“歯刷子教練優等学級に対して標章を授与するという式が行われた”となっている。

このときには、そのやり方は教育局で決めてあつたらしく、その方法で行うことが指示されている。

この方法はニューヨーク州第2区歯科医師会のきめたものであったようである。

その方法は次のようにあった。

「二三の児童に歯刷子歯磨粉「コップ」水

水盤をあてがい学級の面前にて此教練を行はしめ級の全生徒に歯刷子紙製「コップ」をあてがひ教導に倣はしむ。

氣を付け！（一列にならび腕を下げて右手に歯刷子左手に「コップ」を持つ）

一 用意始め一浸せ（歯刷子を湿して）  
二 外面（歯刷子を頬下に挿入し口を結んで歯と歯齦を擦る）

左側一用意始め一数へる  
一一十六， 浸す

右側一用意始め一数へる  
一一十六， 浸す

前面一用意始め一数へる  
一一十六， 浸す

三 内面（口を大きく開けて姿勢を正し顔を仰向ける）  
上の左側一用意始め一数へる

一一十六， 浸す  
上の右側一用意始め一数へる  
一一十六， 浸す

上の前面一用意始め一数へる  
一一十六， 浸す

下の左側一用意始め一数へる  
一一十六， 浸す  
下の右側一用意始め一数へる  
一一十六， 浸す

下の前面一用意始め一数へる  
一一十六， 浸す

四 咀嚼面（活潑に擦る）  
上の左側一用意始め一数へる  
一一十六， 浸す

上の右側一用意始め一数へる  
一一十六， 浸す

下の左側一用意始め一数へる  
一一十六， 浸す

下の右側一用意始め一数へる  
一一十六， 浸す

五 「コップ」の水を開けて  
新に入れる一用意始め一数へる  
一一十六

六 口を嗽いで一用意始め一数へる  
一一十六

七 歯刷子を灌いで一用意始め一数へる  
一一十六

(水気を水盤の上で振り払ふ)

(注意) 教導の数へ方は緩急なき様少し早  
くに活潑にする事但し歯刷子を水中  
に浸し又は振り払ふに充分余裕ある  
様にすること

#### ○○ 材料

一 歯刷子，(児童自製の封筒に入れ学校  
に持来せしむること)

二 「コップ」(児童自製の紙製の方よろ  
し，教導者の「コップ」は紙長之に水  
を半分程容るべし)

三 水差一個

四 「ブリキ」製水盤一個」

これは，学級ごとに児童のリーダーの下  
に学級全体が口内法で行うものようである。

このコンクールというわけであるので，  
すでにこのときまでに一定のパターンのも  
のができあがっていたと考えられる。

原文はわからないが多分 Brushingdrill  
となっていたものであろうが，この時には  
歯刷子教練と訳されている。

ブリジポートの小学校で，歯科衛生士が  
学級でブラシングドリルを行っている写真  
があるが，これは1916年(大正5年)に撮ら  
れたもので，やはり口内法のようである。  
(写真3)

これらの写真からわることは，そのこ



3 ブリジポート (歯刷子教練)

ろのブラシングドリルは，米国では小規模  
で実際にブラシを用いて行う方式が行われ  
ていたようで，体操あるいは教練というよ  
うな形式のものではなかったようである。

仲澤によるものもこの影響を受けていた  
と思われる。

形が整うのはかなりあとのことである。

しかし興味深いのは，少しあとの1930年  
代のものと思われるが，ドイツで行われて  
いたブラシングドリルの写真である。(写  
真4)



4 "Die fleißigen Zahnputzer"

これを見るとかなり整然として行われて  
いる様子で，アメリカのものとは少し違う  
という印象を受ける。

## □歯磨体操の導入□

米国から取込まれたいわゆるブラシングドリルは、一定の形式にまとめられてはいても、いつも実際に歯ブラシを用いて行うもので、いわゆる口内法であった。

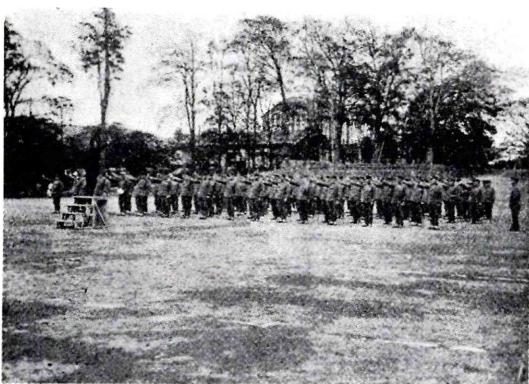
従って洗面場とかバケツなどが用意されていたし、写真で見ると左手にはコップや茶椀を持っているのが見られる。

しかし、多くの人がふれているように、その頃では日常生活の中に歯みがきという習慣がそう広まっていなかったこともあり、まずブラシングそのものを習慣づけようということに狙いがあったとみて、ブラシングへの動機づけという立場から体操形式のものが考えられたのではないかと思われる。

そのころの体操は軍隊の影響を強く受け、きわめて形式の整ったものであったので歯磨体操も当然そのようになったものと思う。

誰がそれに手をつけたかは正確にはわからないが、1923年(大正12年)7月26日に極めて表徴的な出来事が記録されている。

それは、当時世田谷にあった陸軍の野砲第一聯隊の兵士たちに対して“歯磨教練”が実施されたことである。(写真5)



5 軍隊に実施せる歯磨教練

これにはライオン児童歯科院の院長の岡本清縷と東京歯科医学専門学校の風間又四郎とが指導に当ったと記されている。

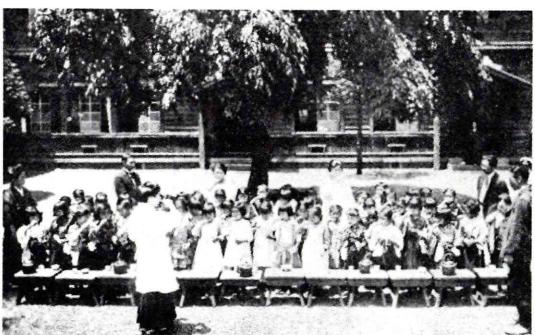
この写真では兵士達は、コップなどを持っていないので口内法を行ったと思われる。

壇上的人は、岡本ではないかと思われるが、もしかするとこの時の形式を整えたのに大きな役割を担っていたのかも知れない。

しかし、ブラシングドリルの主流はやはり実際に歯ブラシを使って行う口内法にあったようで、1924年(大正13年)頃の幼稚園でのものや小学校のものなどをみるとそれがうかがわれる。(写真6・7)



6. 7 東京府女子師範学校附属幼稚園に於ける歯磨教練実況



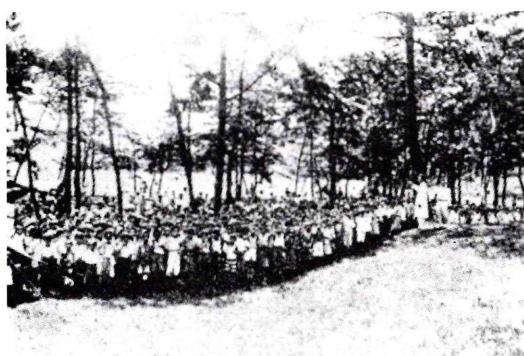
また、この頃から多数の子供に一度に指導を行うようになったらしく、全校児童を一度に指導することもあったようである。  
(写真8)



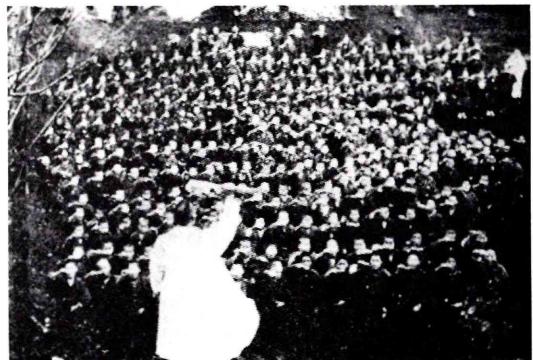
8 小学校に於ける歯磨教練(1)

この場合は屋外で行われている。多分、洗口した水を地面に吐き出したものであろう。

左手にはコップを持っている。  
その頃、夏季の林間学校などでの指導では、口外法も行われたらしく、そうしたスナップも拾い出すことができる。(写真9・10)



9 小学校に於ける歯磨教練(2)



10 小学校における歯磨教練(3)

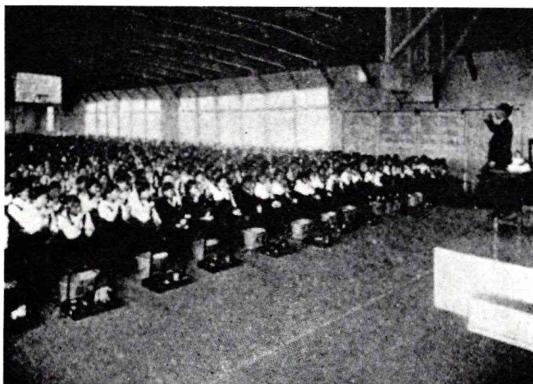
これらのものでは左手には何も持っていない。

また、この頃から校庭で本格的なマスゲーム形式の方法も行われるようになってきたらしく、そんなスナップも見られるようになった。(写真11・12)

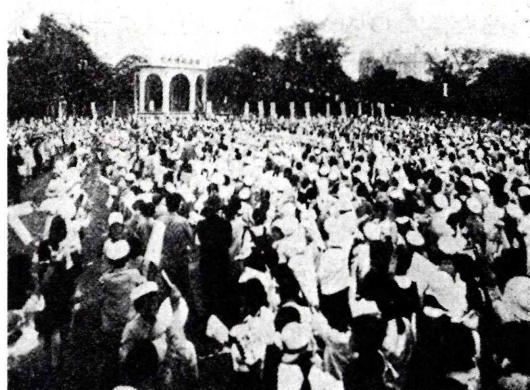


11 (上), 12 (下) とも小学校における歯磨教練(4)(5)

口内法で教練形式で行うことのいきつくところの1つとして、女学校などの屋内体育館での実施が現れてくるのも1930年（昭和5年）代のことである。（写真13）



13 女学校に於ける歯磨教練



14 第1回歯磨教練（天王寺音楽堂前）

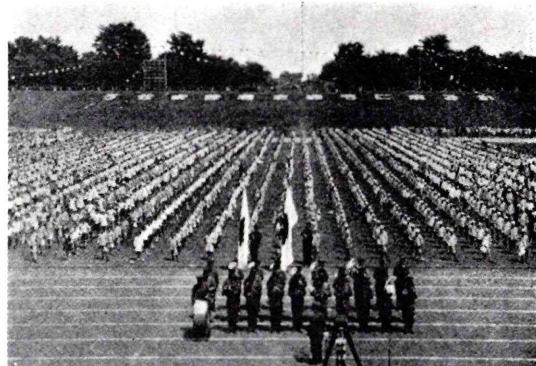
その頃、我国に紹介され、注目を浴びていたチェコスロバキアの大国民運動であるソコール祭の時のマスゲームをモデルにしたと言われ、ブラシングドリルをマスゲームの形式で行うように計画されたものである。

それぞれ2000を越える児童が集まり、盛大に行われた。

米国ではこのような形のブラシングドリルは行われておらず、その後もあまり行われていない。

日本で作られたものであろう。

その翌年の1933年（昭和8年）の6月4日は、丁度日曜日であったので一日早く6月3日に東京は神宮外苑の競技場、大阪は天王寺公園で行われた。（写真15）



15 神宮外苑に於ける歯磨教練体育大会

## □歯磨訓練大会□

1930年（昭和5年）代に入ると学校歯科の活動が盛んになってきた。

一方では、いわゆる校内処置を中心とした活動とともに口腔衛生普及活動としてのブラシング指導が広がりつつあった。

学校歯科医の中でも、それを熱心に押し進める人達もあり、ライオン歯磨でもこれについての巡回指導を行い、その勢いを助けていた。

このような時、1932年（昭和7年）の第5回齧歯予防デーでは、東京市学校歯科医会とライオン歯磨の共催という形で“歯磨教練体育大会”が開かれることになった。

これには東京市教育局も後援として加わり、6月4日に東京・日比谷の野外音楽堂広場で行われた。

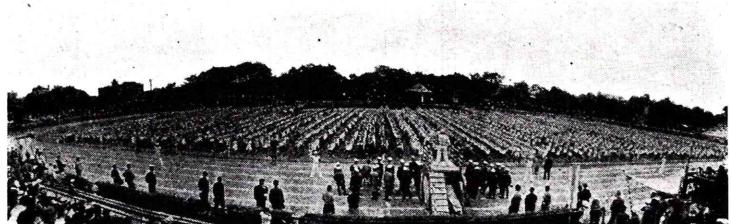
これは、続いて大阪の天王寺公園でも行われた。（写真14）

第3回は、6月2日に東京は芝公園競技場で、大阪は天王寺公園でそれぞれ5,000名の児童が集まり開催された。(写真16)

16



芝公園競技場に於ける  
歯磨教練(第3回)



この頃からこの歯磨教練大会は定着したようであり、戦後に復活した時に“歯磨訓練大会”と改めて今日まで続けられている。(写真17・18・19・20)



主催 東京都学校保健衛生会 ライオン歯磨口腔衛生部

17 第11回学童歯磨訓練大会

18 ▶

第41回(昭和59年)



19 ▶



▽ 20



広報「日学歯」No.46にて既報のように第35回総会に於いて本会の定款の一部および施行細則の一部が改正され、10月11日付をもって主務管庁の認可を得ましたので、以下改正部分をお知らせいたします。

また、定款・施行細則の全文を掲載いたしますので、本号を保存版としていただければ幸いです。

定款の新旧比較対照表

旧	新
第2章第4条 この法人は、児童生徒の健康の保持増進(中略)寄与することを目的とする。	第2章第4条 この法人は、児童、生徒および教職員の健康の保持増進(中略)寄与することを目的とする。
第3章第6条	第3章第6条
一 正会員 都道府県、市の学校歯科医の団体の会員で、この法人の目的に賛同する者	一 正会員都道府県、市の学校歯科医の団体の会員ならびに医育機関に勤務する教育担当者で、この法人の目的に賛同する者
2 代表会員は、都道府県および市の学校歯科医の(中略)に属する正会員数を200で除して得た数(端数は切り上げる。)とする。	2 代表会員は、都道府県、市の学校歯科医の(中略)に属する正会員を200で除して得た数(端数は切り上げる。)とする。なお、医育機関に勤務する教育担当者の中から1名を選ぶこととする。
第7条 会員になろうとする者は、会費をそえて入会届を会長に提出し、(中略)ただし、名誉会員に推せんされた者は入会届を必要とせず、本人の承諾をもって会員となる。	第7条 会員になろうとする者は、会費を添えて入会申込書を会長に提出し、(中略)ただし、名誉会員に推薦された者は、入会申込書を必要とせず、本人の承諾をもって会員とする。
第9条 正会員が都道府県および市の学校歯科医の団体の会員たる資格を失ったときは同時にこの法人の正会員の資格を失うこととする。 (第4章第13条に1項を追加する。)	第9条 正会員が都道府県、市の学校歯科医の団体の会員たる資格を失ったとき、および医育機関の職を失ったときは、同時にこの法人の正会員の資格を失うこととする。
第14条 2 副会長は、(中略)またはその職務を行なう。 (第20条に1項を追加する。)	第4章第13条 2 役員および代表会員は、互いに他を兼ねることができない。
第6章第32条 この法人の資産は、(中略)確実な方法より会長が保管する。 (付則を1項追加する。)	2 副会長は、(中略)またはその職務を代行する。
	第20条 4 職員規程は、理事会の議決を経て別に定める。
	第6章第32条 この法人の資産は、(中略)確実な方法により会長が保管する。
	付 則 5 この改正定款は、文部大臣の許可のあった日(年月日)から施行する。

## 施行細則について

旧	新
第2章第4条 この法人に入会しようとする者は、(中略)正会員にあっては加盟団体を経て、この法人に提出しなければならない。	第2章第4条 この法人に正会員として入会しようとする者は、(中略)加盟団体を経て、医育機関に勤務する教育担当者は直接に、この法人に提出しなければならない。 贊助会員、特別会員にあっては直接にこの法人に提出しなければならない。
1～5 略 6 加盟団体名	1～5 略 6 加盟団体名または医育機関名
第5条 会員が住所、(中略)正会員にあっては加盟団体を経て、速やかにこの法人に異動届(様式第2号)を提出しなければならない。	第5条 会員が住所、(中略)都道府県、市の正会員にあっては加盟団体を経て、それ以外の会員にあっては直接に、速やかにこの法人に異動届(様式第2号)を提出しなければならない。
1 新旧住所、氏名、加盟団体名、勤務学校名	1 新旧の住所、氏名、加盟団体名または医育機関名、勤務学校名
第6条 この法人を退会しようとする者は、(中略)を正会員にあっては加盟団体を経て速やかに(以下略)	第6条 この法人を退会しようとする者は、(中略)を都道府県、市の正会員にあっては加盟団体を経て、それ以外の会員にあっては直接に、速やかに(以下略)
1 会員の種類、加盟団体名、勤務学校名	1 会員の種類、加盟団体名または医育機関名、勤務学校名
第7条 定款第6条の正会員で市の学校歯科医の団体の会員とは、指定都市の学校歯科医の団体または歯科医師会に属する会員をいう。贊助会員とは、(以下略)	第7条 定款第6条の正会員で市の学校歯科医の団体の会員とは、既に加盟している指定都市の学校歯科医の団体または歯科医師会に属する会員をいい、医育機関に勤務する教育担当者とは大学の教授、助教授をいう。 贊助会員とは、(以下略) 特別会員とは、この法人の事業を後援する個人あるいは団体をいう。
第15条 正会員からこの法人に提出されるすべての書類および会費、負担金は、特別の理由ある場合を除き、加盟団体を経由しなければならない。	第15条 正会員からこの法人に提出されるすべての書類および会費、負担金は、医育機関の教育担当者および特別の理由がある場合を除き、加盟団体を経由しなければならない。
第42条 会費および負担金は、定款第8条に定めのあるものを除くほか、その正会員の所属する加盟団体を経由して本会に納入するものとする。	第42条 会費および負担金は、定款第8条2項に定めのあるものを除くほか、都道府県、市の正会員にあっては加盟団体を経て、それ以外の会員にあっては直接に、この法人に納入するものとする。
(付則を1項追加する。)	付則 7 この改正細則は 年 月 日から施行する。

## 社団法人 日本学校歯科医会定款

### 第1章 総 則

#### (名 称)

第1条 この法人は、社団法人日本学校歯科医会（英語では JAPAN SCHOOL DENTISTS' ASSOCIATION, 略称 J. S. D. A.）という。

#### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都千代田区九段北4丁目1番20号におく。

第3条 この法人は、理事会の議決を経て必要な地に支部をおくことができる。

### 第2章 目的および事業

#### (目 的)

第4条 この法人は、児童、生徒および教職員の健康の保持増進を図るため学校歯科保健に関する調査研究を行うとともに、学校保健の普及および振興に努め、もってその円滑な実施に寄与することを目的とする。

#### (事 業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 学校歯科保健に関する調査研究
- 二 学校歯科保健に関する研修会、研究発表会等の開催
- 三 学校歯科保健関係団体に対する助成
- 四 学校歯科保健に関する資料の収集および提供
- 五 機関紙および刊行物の発行
- 六 その他目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会 員

#### (種 別)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- 一 正会員 都道府県、市の学校歯科医の団体の会員ならびに医育機関に勤務する教育担当者で、この法人の目的に賛同する者
- 二 代表会員 正会員の中から第2項の規定によって選ばれた者
- 三 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業に協力する者

四 特別会員 この法人の事業を後援する者

五 名誉会員 この法人にとくに功労のあった者

2 代表会員は、都道府県、市の学校歯科医の団体を単位として、正会員によって選ばれるものとし、その選ばれる数は、当該団体に属する正会員数を200で除して得た数（端数は切り上げる）とする。なお、医育機関に勤務する教育担当者の中から1名を選ぶこととする。

3 代表会員の任期は2年とし、再選を妨げない。

4 補欠または増員により選ばれた代表会員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

#### (入会)

第7条 会員になろうとする者は、会費を添えて入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会申込書を必要とせず、本人の承諾をもって会員とする。

#### (会費)

第8条 この法人の会費および負担金は、会員の種別に応じて、総会の議決によりこれを定める。

2 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

3 既納の会費は返還しない。

#### (資格の喪失)

第9条 正会員が都道府県、市の学校歯科医の団体の会員たる資格を失ったとき、および医育機関の職を失ったときは、同時にこの法人の正会員の資格を失うこととする。

#### (退会)

第10条 この法人を退会しようとする者は、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て会長がこれを除名することができる。

- 一 この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に違反する行為があったとき
- 二 この法人の会員としての義務に違反したとき
- 三 会費を1年以上滞納したとき

### 第4章 役員および職員

#### (役員)

第12条 この法人には、次の役員をおく。

- 一 理事25名以上30名以内（うち会長1名、副会長3名、専務理事1名、常務理事12名）
- 二 監事2名または3名

#### (役員の選任)

第13条 理事および監事は、総会でこれを選任し、理事は互選で会長1名、副会長3名、専務理事1名、常務理事12名を定める。

2 役員および代表会員は、互いに他を兼ねることができない。

(理事の職務)

第14条 会長は、この法人を代表し、会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により副会長がその職務を代理し、またはその職務を代行する。

3 専務理事は、会長および副会長を補佐し、理事会の議決に基づき、この法人の業務を掌理する。

4 常務理事は、会長、副会長および専務理事を補佐し、理事会および総会の議決に基づき、日常の業務を処理する。

5 理事は、理事会を組織し、この法人の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

第15条 監事は、この法人の業務および財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

一 法人の財産の状況を監査すること

二 理事の業務執行の状況を監査すること

三 財産の状況または業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会および総会または文部大臣に報告すること

四 前号の報告をするために必要があるときは、理事会または総会を招集すること

(役員の任期)

第16条 この法人の役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

(役員の解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会および総会において、おのおの4分の3以上の議決により、会長がこれを解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行にたえないと認められるとき

二 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(役員の報酬)

第18条 役員は、有給とすることができます。

2 役員の報酬は、理事会の議決を経て会長が定める。

(名誉会長、顧問、参与)

第19条 この法人に、名誉会長、顧問および参与をおくことができる。

2 名誉会長は、総会の議決を経、顧問および参与は理事会の議決を経て会長が委嘱する。

3 顧問および参与は、重要な事項について会長の諮問に応ずる。

(職 員)

第20条 この法人の事務を処理するため、必要な職員をおく。

2 職員は会長が任免する。

3 職員は有給とする。

4 職員規定は、理事会の議決を経て別に定める。

## 第5章 会 議

(会議の種別)

第21条 会議は、総会および理事会とする。

(総会の招集)

第22条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

2 通常総会は、毎年1回以上会長が招集する。

3 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、会長が招集する。

4 前項のほか、代表会員現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項をしめして総会の開催を請求されたときは、会長はその請求のあった日から30日以内に臨時総会を開催しなければならない。

5 総会の招集は、少なくとも10日以前にその会議に付議すべき事項、日時および場所を記載した書面をもって通知する。

(総会の議長)

第23条 総会の議長、副議長は、会議のつど代表会員の互選で定める。

(総会の議決事項)

第24条 総会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

一 事業計画および収支予算についての事項

二 事業報告および収支決算についての事項

三 財産目録についての事項

四 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(総会の定足数)

第25条 総会は、代表会員数の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き議決することができない。ただし、当該事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者および他の代表会員に委託した者は出席者とみなす。

2 総会の議事は、この定款で別に定めるものを除き、代表会員である出席者の過半数をもっ

て決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会員への通知)

第26条 総会の議事の要領および議決した事項は、会員に通知する。

(理事会の招集)

第27条 理事会は、毎年2回以上会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、または理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、その請求があった日から15日以内に臨時理事会を開催しなければならない。

2 理事会の議長は、会長とする。

(理事会の定足数)

第28条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるものを除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録)

第29条 すべての会議には、議事録を作成し、議長および出席代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

## 第6章 資産および会計

(資産の構成)

第30条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- 一 設立当初の財産目録に記載された財産
- 二 会費
- 三 資産から生ずる果実
- 四 事業に伴う収入
- 五 寄付金品
- 六 その他の収入

(資産の種別)

第31条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるもので構成する。

- 一 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- 二 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- 三 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は理事会の議決を経て定期預金とする等、確実な方法により会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第33条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、または運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会および総会の議決を経、かつ文部大臣の認可をうけて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第34条 この法人の事業遂行に要する費用は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画および収支予算)

第35条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は会長が編成し、理事会および総会の議決を経て毎会計年度開始前に、文部大臣に届け出なければならない。事業計画および収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第36条 この法人の収支決算は、会長が作成し、財産目録、事業報告書および財産増減事由書ならびに会員の移動状況書とともに監事の意見書をつけ、理事会および総会の承認を受けて、毎会計年度終了後3ヵ月以内に文部大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決および総会の承認を受けて、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

(新たな義務の負担および借入金)

第37条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務を負担し、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経、かつ文部大臣の承認を受けなければならない。

2 借入金（その会計年度の収入金をもって償還する短期借入金を除く。）についても、前項と同様とする。

(会計年度)

第38条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 定款の変更ならびに解散

(定款の変更)

第39条 この法人の定款は、理事会および総会において、おのおの現在数の4分の3以上の議決を経、かつ文部大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第40条 この法人の解散は、理事会および総会において、おのおの現在数の4分の3以上の議決を経、かつ文部大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第41条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会および総会において、おのおの現在数の4分の3以上の議決を経、かつ文部大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

## 第8章 條則

(書類および帳簿の備付等)

第42条 この法人の事務所には、次の書類および帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類および帳簿を備えたときはこの限りでない。

- 一 定款
- 二 役員およびその他の職員の名簿および履歴書
- 三 処務日誌
- 四 定款に規定する機関の議事に関する書類
- 五 収入支出に関する帳簿および証拠書類
- 六 資産台帳および負債台帳
- 七 官公署往復書類
- 八 その他必要な書類および帳簿

2 前項第3号および第7号の書類および帳簿は1年以上、第4号の書類は永年、第5号の書類および帳簿は10年以上保存しなければならない。

(細則)

第43条 この定款施行についての細則は、理事会および総会の議決を経て別に定める。

## 付 則

- 1 この定款は、主務官庁から認可された日（昭和46年11月25日）から施行する。
- 2 この法人は、従前日本学校歯科医会に属した権利義務の一切を承継する。
- 3 この改正定款は文部大臣の認可のあった日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。
- 4 この改正定款は文部大臣の認可のあった日（昭和61年8月14日）から施行する。
- 5 この改正定款は文部大臣の認可のあった日（昭和63年5月14日）から施行する。
- 6 この改正定款は文部大臣の認可のあった日（平成元年10月11日）から施行する。

## 社団法人 日本学校歯科医会定款施行細則

### 第1章 総 則

第1条 この細則は、定款第43条の規定によりこれを定める。

第2条 この細則は、定款の施行および会務の運営管理に関する事柄を定め、この法人の円滑なる運営を計ることを目的とする。

### 第2章 会 員

第3条 会員とは、住所、氏名等を正式にこの法人に通知し、この法人の会員名簿に登録された者をいう。

第4条 この法人に正会員として入会しようとする者は、入会申込書（様式第1号）に次の事柄を記入し、署名捺印のうえ、正会員にあっては、加盟団体を経て、医育機関に勤務する教育担当者は直接に、この法人に提出しなければならない。

賛助会員、特別会員にあっては直接に、この法人に提出しなければならない。

- 1 住所、氏名、生年月日、男女別
- 2 出身学校名、卒業年月日
- 3 担当学校名、就任年月日、所在地
- 4 開業医にあっては、その名称、所在地、医育機関勤務者にあっては、その職名、名称、所在地
- 5 加盟団体名または医育機関名

第5条 会員が住所、氏名、加盟団体または勤務学校等を変更したときは、次の事柄を記載して、都道府県、市の正会員にあっては加盟団体を経て、それ以外の会員にあっては直接に、速やかにこの法人に異動届（様式第2号）を提出しなければならない。

- 1 新旧住所、氏名、加盟団体名または医育機関名
- 2 届出年月日

第6条 この法人を退会しようとする者は、理由を付して次の事柄を記載した退会届（様式第3号）を都道府県、市の正会員にあっては加盟団体を経て、それ以外の会員にあっては直接に、速やかにこの法人に提出しなければならない。

- 1 加盟団体名または医育機関名
- 2 届出年月日、住所、氏名

第7条 定款第6条の正会員で市の学校歯科医の団体の会員とは、既に加盟している指定都市の学

校歯科医の団体または歯科医師会に属する会員をいい、医育機関に勤務する教育担当者とは大学の教授、助教授をいう。

賛助会員とは、正会員にあらざる歯科医師、教職員、その他この法人の目的事業の協力者をいう。

特別会員とは、この法人の事業を後援する個人あるいは団体をいう。

第8条 代表会員の選出は、定款第6条の第2項および加盟団体による。その数は、前年12月末日現在の正会員数できめる。

2 年度中途で補欠、増員により選出されたときは、選出後速やかに報告しなければならない。

第9条 定款第19条による名誉会長、顧問および参与の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。

第10条 会員は、この法人の事業または学校歯科保健について意見を述べ、または調査研究の結果をこの法人の機関誌等に発表することができる。

第11条 会員は、この法人の発行する機関誌および刊行物等の無料配布を受け、または購入することができる。

第12条 会員は、この法人の定款、規定および決議に従い、この法人の伝統を尊重し、会務の運営に協力し、つとめてこの法人の諸会合に出席するものとする。

第13条 会員は、児童生徒の保健管理、保健指導に従事するためにふさわしい人格の陶冶に心がけるものとする。

第14条 会員は、この法人の役員、委員に任命されたときは、正当の理由ある場合を除き、これに就任しなければならない。

第15条 正会員からこの法人に提出されるすべての書類および会費、負担金は、医育機関の教育担当者および特別の理由がある場合を除き、加盟団体を経由しなければならない。

第16条 会員は、定款第11条の規定による処分に不服があるときは、その通知を受けた日から30日以内に、この法人に異議の申立をすることができる。

会長は、異議の申立があったときは、速やかにこれを理事会にはからなければならない。

異議の申立および決定の手続に関する事柄については、そのつど理事会できめる。

### 第3章 加盟団体および加盟団体長会

第17条 加盟団体長は、第4条、第5条、第6条のほか次の事柄に移動があった時は、速やかにこの法人に報告しなければならない。

1 事務所の所在地

2 役員の住所、氏名

3 代表会員の住所、氏名

4 その他重要な事柄

- 2 加盟団体長をもって加盟団体長会を構成する。
- 3 加盟団体長会は、会長の諮問にこたえ、本会の運営に関する事項を協議し、本会と加盟団体間等の連絡協調をはかる機関とする。

#### **第4章 常務理事会**

第18条 常務理事は、会長の旨を受けてその担当事務を掌理し、専務理事を補佐し、専務理事が事故あるときは、予め常務理事間できめた順位に従い、専務理事の職務を代理し、その欠けたときはその職務を代行する。

- 2 会長、副会長、専務理事、常務理事をもって常務理事会を構成する。

#### **第5章 委員会**

第19条 会長は必要に応じて委員を委嘱し、委員会を設置することができる。

第20条 委員は会長が委嘱する。

第21条 委員の任期は会長の在任期間とする。

第22条 委員は委員会を組織し、会長から付託された事柄を審議する。

第23条 委員会は11名以内とし互選により委員長、副委員長各1名を選出する。

第24条 委員長は委員会を代表し、その会務を処理する。副委員長は委員長を補佐し、委員長が事故あるときは、その業務を代理する。

第25条 委員長は付託された事柄につき年度毎に、またはその事柄が完了したときに、速やかにこれを作会長に報告しなければならない。

第26条 委員長は委員会の意見を会長に具申することができる。

第27条 委員長は必要に応じて小委員会を設置することができる。

第28条 この規定のほか、必要に応じて会長は委員会に関する規程を定めることができる。

#### **第6章 会議**

第29条 定款に定められた会議のほかに、この法人に常務理事会、加盟団体長会および委員会を置く。

第30条 常務理事会および加盟団体長会は必要に応じて会長がこれを招集して、その議長となる。

第31条 委員会は必要に応じて会長がこれを招集する。

委員会の議長は委員長とする。

#### **第7章 表彰および慶弔**

第32条 この法人は個人または団体で、学校歯科保健の向上発展または会務に関し功労顕著の者で

次の各号に該当する者を理事会の議を経て表彰する。

- 1 この会の会員で文部省関係の叙勲授章および大臣表彰を受けた者。
- 2 会員外の者で会務または学校歯科保健に関し功労顕著な者。
- 3 地域学校歯科保健活動に功績のあった者で、加盟団体長より推せんされた者。

第33条 表彰は表彰状の授与、記念品贈与その他とし、そのつど理事会の議を経て、会長がこれを決定する。

第34条 第32条1号に該当する者の表慶基準をつきのように定める。

なおそれぞれの受賞に応じ、重ねて顕彰するものとする。

受賞区分	祝 意	顕 彰
叙 勲	会長祝文（電）	予算総会で 表彰状と記 念品贈与
紫藍綬褒章	会長祝文（電）	〃
文部大臣表彰	会長祝電	〃

第35条 この会の弔慰基準をつきのように定める。

なおこの基準により難いときは会長の応急処分事項とする。

区 分	供 花	香 典	弔 電	区 分	供 花	香 典	弔 電
役 員	生花 供花 〃 会長 役員 一同	20,000円	会 役員 一 同 長	前 役 ・ 元 員	花輪 供花 会長 会		会 長
加 団 体 盟 長	供花 供花 会長 会	10,000円	会 長	前・元 団 体 長	供花 会長		会 長
代 表 会 員	供花 会長	10,000円	会 長	前 代 表 会 員	供花 会長		会 長

生花および花輪料は15,000円以内とし、供花料は5,000円とする。

## 第8章 資産および会計

第36条 この会の運用財産のうちに運営基金をおくことができる。

第37条 運営基金には翌年度への繰越金のうち、その一部又は全部を総会の議を経て繰り入れることができる。

第38条 運営基金はこの会の予算執行資金に一時流用することができる。

ただし、その年度内に流用した金額は、その年度内に戻入しなければならない。

第39条 次の事柄は、専務理事の決裁でこれを執行する。ただし、日常使用する物品の出納は職員にこれを任せることを妨げない。

### 1 諸収入の受納

## 2 経費の支出

## 3 物品の出納

第40条 この法人の備品は専務理事が保管の責を負う。

**第9章 会費および負担金**

第41条 この法人の会費および負担金は次のとおりとする。

- 1 正会員 年額 7,000円
- 2 賛助会員 年額 2,000円
- 3 特別会員 年額 20,000円

第42条 会費および負担金は、定款第8条2項に定めのあるものを除くほか、都道府県、市の正会員にあっては加盟団体を経て、それ以外の会員にあっては直接に、この法人に納入するものとする。

## (会費・負担金の徴収および納期)

第43条 加盟団体は前条に規定する会費・負担金を徴収し、本会に送金するものとする。

- 2 前項の会費・負担金は他の規則に別段の定めのあるものを除くほか、その年度の7月31日までに本会に送金しなければならない。ただし会費を分納する場合は前期分は5月31日までに、後期分は11月30日までにそれぞれ送金するものとする。

第44条 会長は、特別の事情ある会員に対して、理事会の議決を経て会費、負担金等の一部または全部に対して減免することができる。

第45条 この法人の職員、その他の給与に関して必要な事柄は理事会で定める。

第46条 この細則に定めるものの外、財産の管理および会計に関して必要な事柄は、総会の議決でこれを定める。

第47条 この施行細則は、総会の議を経なければ変更することができない。

**付 則**

- 1 この施行細則は昭和47年10月8日から施行する。
- 2 この改正細則は昭和48年5月10日から施行する。
- 3 この改正細則は昭和51年4月1日から施行する。
- 4 この改正細則は昭和52年4月1日から施行する。
- 5 この改正細則は昭和53年4月1日から施行する。
- 6 この改正細則は昭和55年4月1日から施行する。
- 7 この改正細則は平成元年10月11日から施行する。

## 社団法人日本学校歯科医会加盟団体名簿（平成元年12月）

会名	会長名	〒	所在地	電話
北海道歯科医師会	庄内 宗夫	060	札幌市中央区大通西7-2	011-231-0945
札幌歯科医師会学校歯科医会	尾崎 精一	064	札幌市中央区南七条西10丁目 札幌歯科医師会内	011-511-1543
青森県学校歯科医会	熊谷 淳	030	青森市長島1-6-9 東京生命ビル7F	0177-34-5695
岩手県歯科医師会	赤坂 栄吉	020	盛岡市下の橋2-2	0196-52-1451
秋田県歯科医師会	遠藤 一秋	010	秋田市山王2-7-44	0188-23-4562
宮城県学校歯科医会	斎藤 昇	980	仙台市青葉区国分町1-6-7 県歯科医師会内	022-222-5960
山形県歯科医師会	有泉 満	990	山形市十日町2-4-35	0236-22-2913
福島県歯科医師会学校歯科部会	田代 隆一	960	福島市仲間町6-6	0245-23-3266
茨城県歯科医師会	秋山 友蔵	310	水戸市見和2-292	0292-52-2561～2
栃木県歯科医師会	楳石 武則	320	宇都宮市一の沢町508	0286-48-0471～2
群馬県学校歯科医会	神戸 義二	371	前橋市大友町1-5-17 県歯科医師会内	0272-52-0391
千葉県歯科医師会	横田 弘	260	千葉市千葉港5-25 医療センター内	0472-41-6471
埼玉県歯科医師会	関口 恵造	336	浦和市高砂3-13-3 衛生会館内	0488-29-2323～5
東京都学校歯科医会	高橋 一夫	102	千代田区九段北4-1-20 歯科医師会館内	03-261-1675
神奈川県歯科医師会学校歯科部会	加藤 増夫	231	横浜市中区住吉町6-68	045-681-2172
横浜市学校歯科医会	森田 純司	231	横浜市中区住吉町6-68 市歯科医師会内	045-681-1553
川崎市歯科医師会学校歯科部	田辺 久衛	210	川崎市川崎区砂子2-10-10	044-233-4494
山梨県歯科医師会	武井 芳弘	400	甲府市大手町1-4-1	0552-52-6481
長野県歯科医師会	草薙 雄進	380	長野市岡田町96	0262-27-5711～2
新潟県歯科医師会	太田 丈夫	950	新潟市堀之内南3-8-13	0252-83-3030
静岡県学校歯科医会	坂本 豊美	422	静岡市曲金3-3-10 県歯科医師会内	0542-83-2591
愛知県歯科医師会	宮下 和人	460	名古屋市中区丸ノ内3-5-18	052-962-9101
名古屋市学校歯科医会	田熊 恒寿	460	名古屋市中区三ノ丸3-1-1 市教育委員会内	052-961-1111
岐阜県歯科医師会学校歯科部	総山 和雄	500	岐阜市加納城南通1-18 県口腔保健センター内	0582-74-6116～9
三重県歯科医師会	田中 勇雄	514	津市東丸ノ内17-1	0592-27-6488
富山県学校歯科医会	黒木 正直	930	富山市新総曲輪1 県教育委員会福利保健課内	0764-32-4754
石川県歯科医師会学校保健部会	竹内 太郎	920	金沢市神宮寺3-20-5	0762-51-1010～1
福井県学校歯科医会	天谷 信哉	910	福井市大願寺3-4-1	0776-21-5511
滋賀県歯科医師会	久木 竹久	520	大津市京町4-3-28 県厚生会館内	0775-23-2787
和歌山県学校歯科医会	辻本 信輝	640	和歌山市築港1-4-7 県歯科医師会内	0734-28-3411
奈良県歯科医師会歯科衛生部	福岡 保郎	630	奈良市二条町2-9-2	0742-33-0861～2
京都府学校歯科医会	長谷川博久	603	京都市北区柴野東御所田町33 府歯科医師会内	075-441-7171
大阪府学校歯科医会	阪本 義樹	543	大阪市天王寺区堂ヶ芝1-3-27 府歯科医師会内	06-772-881～8
大阪市学校歯科医会	大崎 恭	"	"	"
兵庫県学校歯科医会	村井 俊郎	650	神戸市中央区山本通5-7-18 県歯科医師会内	078-351-4181～8
神戸市学校歯科医会	岡田 一三	"	神戸市中央区山本通5-7-17 市歯科医師会内	078-351-0087
岡山県歯科医師会学校歯科医部会	森本 太郎	700	岡山市石閑町1-5	0862-24-1255
鳥取県歯科医師会	上田 務	680	鳥取市吉方温泉3-751-5	0857-23-2622

広島県歯科医師会	松島 悅二	730	広島市中区富士見町11-9	0822-41-4197
島根県学校歯科医会	板恒 陽	690	松江市南田町141-9 県歯科医師会内	0852-24-2725
山口県歯科医師会	永富 稔	753	山口市吉敷字芝添3238	0839-23-1820
徳島県学校歯科医会	白神 進	770	徳島市北田宮1-8-65 県歯科医師会内	0886-31-3977
香川県学校歯科医会	湖崎 武敬	760	高松市錦町1-9-1 県歯科医師会内	0878-51-4965
愛媛県歯科医師会	田窪 才祐	790	松山市柳井町2-6-2	0899-33-4371
高知県学校歯科医会	坂本 良作	780	高知市比島町4-5-20 県歯科医師会内	0888-24-3400
福岡県学校歯科医会	有吉 茂實	810	福岡市中央区大名1-12-43 県歯科医師会内	092-714-4627
福岡市学校歯科医会	升井健三郎	〃	〃	092-781-6321
佐賀県学校歯科医会	藤川 重義	840	佐賀市鬼丸町10-46 市歯科医師会内	0952-29-1648
長崎県歯科医師会	寺谷 雄一	850	長崎市茂里町3-19	0958-48-5311
大分県歯科医師会	吉村 益見	870	大分市王子新町6-1	0975-45-3151~5
熊本県歯科医師会	宇治 寿康	860	熊本市坪井2-3-6	0963-43-4382
宮崎県歯科医師会	野村 靖夫	880	宮崎市清水1-12-2	0985-29-0055
鹿児島県学校歯科医会	瀬口 紀夫	892	鹿児島市照国町13-15 県歯科医師会内	0992-26-5291
沖縄県歯科医師会学校歯科医会	西平 守廣	901-21	浦添市字港川1-36-3県歯科医師会内	0988-77-1811~2

### 社団法人日本学校歯科医会役員名簿（平成元年12月現在）

（順不同）（任期H1.4.1～H3.3.31）

役職	氏名	〒	住所	電話
会長	加藤 増夫	238	神奈川県横浜市金沢区寺前2-2-25	045-701-1811
副会長	佐藤 裕一	997	山形県鶴岡市山王町7-21	0235-22-0810
〃	高橋 一夫	112	東京都文京区関口1-17-4	03-268-7890
〃	木村 健一郎	575	大阪府四条畷市楠公2-8-25	0720-76-0275
専務理事	西連寺 愛憲	176	東京都練馬区向山1-14-17	03-999-5489
常務理事	斎藤 昇	980	宮城県仙台市青葉区五橋2-11-1 ショーケー本館ビル11F	022-225-3500
〃	沢辺 安正	332	埼玉県川口市飯塚3-9-18	0482-52-6372
〃	湯浅 太郎	280	千葉市富士見2-1-1 ニュー千葉ビル内	0472-27-9311
〃	石川 實	178	東京都練馬区東大泉6-46-7	03-922-2631
〃	桜井 善忠	116	東京都荒川区西日暮里5-14-12 太陽歯科	03-805-1715
〃	斎藤 尊	179	東京都練馬区土支田3-24-17	03-924-0519
〃	五十嵐 武美	239	神奈川県横須賀市ハイランド1-55-3	0468-48-3409
〃	鈴木 寛	602	京都市上京区河原町通今出川西入上11 三芳町150-2	075-231-4706
〃	松岡 博	558	大阪市住吉区住吉1-7-34	06-671-2969
〃	八竹 良清	664	兵庫県伊丹市伊丹5-4-23	0727-82-2038
〃	川口 吉雄	640	和歌山市上野町1-1-2 浅見ビル内	0734-23-0079
〃	有吉 茂實	811-32	福岡県宗像郡福間町2745-10	0940-42-0071
理事	立花 義康	031	青森県八戸市大字大工町16-2	0178-22-7810
〃	石井 謙二郎	316	茨城県日立市国分町3-10-9	0294-33-0840
〃	神戸 義二	372	群馬県伊勢崎市本町5-7	0270-25-0806

理 事	草 雉 雄 進	380	長野市緑町1107	0262-26-6224
"	中 島 清 則	930	富山市中央通1-3-17	0764-21-3871
"	近 藤 三 雄	503	岐阜県大垣市本町1-55	0584-78-2254
"	朝 浪 惣 一	424	静岡県清水市入江1-8-28	0543-66-5459
"	田 熊 恒 寿	470-01	愛知県日進郡岩崎芦廻間112-854	0561-73-2887
"	和 田 久 幸	604	京都市中京区河原町通二条上ル清水町359 窪田ビル 2 F	075-251-1180
"	篠 田 忠 夫	545	大阪市阿倍野区阿倍野筋4-3-10	06-622-1673
"	岡 田 誠 一	652	兵庫県神戸市兵庫区神明町1-24	078-681-1353
"	田 中 雄 三	790	愛媛県松山市木屋町2-2-17	0899-22-5888
"	瀬 口 紀 夫	893	鹿児島県鹿屋市西大手町6-1	0994-43-3333
監 事	石 川 行 男	105	東京都港区西新橋2-3-2 ニュー栄和ビル 4 F	03-503-6480
"	榎 原 悠 紀 田 郎	222	神奈川県横浜市港北区富士塚1-11-12	045-401-9448
"	有 本 武 二	601	京都市南区吉祥院高畠町102	075-681-3861
顧 問	山 崎 数 男	107	東京都港区赤坂7-6-63	03-583-4420
"	関 口 龍 雄	176	東京都練馬区貫井2-2-5	777-5110
参 与	小 沢 忠 治	640	和歌山市中之島716	0734-22-0500
"	宮 勝 祖 順	546	大阪市東住吉区南田辺2-1-8	06-692-2515
"	板 恒 正 太 郎	036	青森県弘前市藏王町3	0172-36-8723
"	西 沢 正	805	福岡県北九州市八幡東区尾倉1-5-31	093-662-2430
"	木 津 喜 廣	131	東京都墨田区立花3-10-5-801	03-619-0198
"	咲 間 武 夫	194	東京都町田市中町1-2-2 森町ビル	0427-22-8282
"	窪 田 正 夫	101	東京都千代田区神田錦町1-12	03-295-6480
"	川 村 輝 夫	524	滋賀県守山市守山56-1	0775-82-0885
"	藤 井 勉	593	大阪市堺市上野芝町1-25-14	0722-41-1452
"	橋 場 恒 雄	396	長野県伊那市入舟町3312	0265-72-2456

## 編集後記

その圧痛は突然おそってきました。胸の中央部が急にしめつけられるような吐気をともなう激痛です。胸が苦しくて空気が十分に吸えない呼吸困難の状態にも陥ってしまったようです。昨年の秋の夜半、友人とサウナに入り一日の疲れをとり歩き出して間もなくのことでした。10分ほどしゃごみ込んで安静にしていても冷や汗が止らず、圧痛は増すばかりです。

友人は小生の制止も聞かず、救急車を呼び東京女子医大に運んで下さいました。自分は過去に病気らしい病気をしたことがなく健康にはかなりの自信をもっていましたので、なにが自分に起きているのかさっぱり解りません。苦しみながらもこの胸の激痛も、嘔吐感も今に消えていくものだと軽く考えてさえいました。しかし救急医療室の当直の先生方は血相を変え、血圧測定、心電図測定を行い「心筋梗塞」の発作と診断して、C・C・U（心筋梗塞の急性期の治療を専門に行う重症室）に入院、手当てをして下さいました。心臓マッサージ、人口呼吸、電気ショック、大腿のつけ根にある動脈からバルーン（ゴム風船）のついたカテーテルを挿入してバルーンを膨脹、収縮させ、心臓の働きを補助する大動脈内バルーン・パンピング法治療と五時間余にわたる息もつかせぬ手当が続けられたそうです。その間、幸か

不幸か意識はしっかりとしており、かけつけた家族に先生が「手をつくすだけはつくしました。あなたは命を待つばかりです。」と説明している言葉や「血圧が全然あがらない。あ、残念だがこりゃダメだ」と言っている言葉がはっきり聞こえる。「俺はもう死ぬのか！」人間はずいぶん、あっけなく死んでしまうものなんだなあ」と考えているうち夜明けと共に意識はなくなっていました。80時間後、生と死の境をさまよったあげく奇跡の生還をし、バイパスの手術も成功して、今はおかげ様で平成2年の新年を穏やかに迎えようとしております。

当直医に「湯浅さん、あなたは全く運が良いですよ。普通は100人の内99人は命をおとしているんですよ」といわれました。

「心筋梗塞」は急激に襲ってくる発作ですが、前触れは必ずあるそうです。過去一年の間に3、4回左胸の下部がキュッと痛んだ症状を経験した学校歯科医の先生方、「俺だけは大丈夫」と小生のように自己過信をなさらず、十分に健康診断を受けて下さい。

生と死は紙一重です。

命あっての学校歯科保健ですから。

(湯浅)

### 日本学校歯科医会会誌 第62号

印刷	平成2年1月30日
発行	平成2年2月5日
発行人	東京都千代田区九段北4-1-20 日本学校歯科医会 西連寺愛憲
編集委員	梶取卓治(委員長)・木村雅行(副委員長)・ 出口和邦・湯浅太郎(担当常務理事)
印刷所	一世印刷株式会社